平成27年(ラ)第33号 川内原発稼働等差止仮処分申立却下決定に対する即時抗告 事件 (原審・鹿児島地方裁判所平成26年(ヨ)第36号)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主

- 1 抗告人らの本件抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

理由

第1 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方は、相手方が設置している原決定別紙設備目録記載の川内原子力発電 所1号機及び2号機を運転してはならない。

第2 事案の概要

以下,略称については,本決定において新たに定めるほかは,原決定のそれ に従う。

本件は、抗告人らが、相手方が設置、運転している原決定別紙設備目録記載の川内原子力発電所1号機及び2号機(以下、それぞれ「川内1号機」及び「川内2号機」といい、併せて「本件原子炉施設」という。)は、地震や火山噴火等に対する安全性が著しく不十分であり、地震動や火山噴火による火砕流や火山降下物等の事象により、本件原子炉施設から大量に放射性物質が外部に放出される事故が発生し、抗告人らの生命、身体に危険が生じるおそれがあると主張して、人格権に基づき、本件原子炉施設の運転の差止めを命じる仮処分命令を申し立てた事案である。

原審は、上記事象によって、本件原子炉施設から放射性物質が外部に放出される事故が発生し、抗告人らの生命、身体に危険が生じるおそれがあるとは認められないとして、抗告人らの本件仮処分命令の申立てをいずれも却下したこ

とから、これを不服として抗告人らが本件即時抗告をした。

1 前提事実

前提事実は、以下のとおり補正するほかは、原決定の「理由」中「第2 事案の概要」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原決定4頁5行目「である」の後に「。電気協会耐震設計技術指針 (JEAG4601-1970)によると、原子力発電所における安全上重要な施設は、建築基準法の3倍(機器・配管系はさらに2割増しの3.6倍)を想定した静的地震力と設計地震による地震動を想定した動的地震力に対して、変形が 弾性範囲に収まるよう設計することとされていた。さらに、安全上特に重要 な施設においては、この設計地震の1.5倍の強さの地震波(安全余裕検討 用地震動)を用いて安全上の余裕を確認することとされていた。」を加え、12行目「地帯構造」を「地体構造(地震の性質に影響を与えるような地質 構造や地形の地域性)」と改める。
- (2) 原決定5頁1行目「(乙101)」を「。旧耐震指針は、地震動を想定するに当たって、活断層や地震地体構造を考慮するとされたが、これらは、旧耐震指針策定当時の地質学等の知見を踏まえたものである。また、強震観測記録の蓄積を踏まえ、応答スペクトルに基づく手法が提唱されていたが、この手法も初めて基準地震動の評価に取り入れられた。旧耐震指針においては、電気協会耐震設計技術指針(JEAG4601-1970)と同様、原子力発電所における安全上重要な施設は、建築基準法の3倍(機器・配管系はさらに2割増しの3.6倍)を想定した静的地震力と設計用最強地震に基づく基準地震動S1による動的地震力に対して、変形が弾性範囲に収まるよう設計することとされていた。さらに、安全上特に重要な施設においては、設計用限界地震による基準地震動S2及び直下地震による基準地震動S2による動的地震力を用いてその安全機能が保持できることを確認することとされていた。このように、旧耐震指針は、旧耐震指針前から考慮していた過去地震(被害地震歴)

に加え、活断層や地震地体構造を考慮することとなり、その想定された地震の地震動評価において応答スペクトルに基づく手法が取り入れられ、地震動の評価手法が高度化されている。(乙101~104, 135)。」と改める。

(3) 原決定5頁14行目末尾に改行して次を加える。

「 改訂耐震指針には、平成7年に発生した兵庫県南部地震で得られた知見やその後蓄積された知見が取り入れられている。兵庫県南部地震では、震源断層の直上ではなく、やや離れた南側に「震災の帯」と呼ばれる強震動領域が観測されたが、断層モデルを用いたシミュレーションの結果、展源における断層破壊による進行方向でアスペリティから放出された大きな地震波が重なりあうことで強振動パルスが生成されたことや、断層南側の堆積層により地震波が増幅されたことにより、震源断層から南側に強振動領域が形成されたことが明らかとなった。このような成果から、震源の破壊過程(震源特性)や震源から評価地点までの地震波の伝播過程(伝播経路特性、サイト特性)を精緻に評価でき、なおかつ、これらの特性を踏まえた地震動の経時的変化を表現する時刻歴波形が得られる断層モデルを用いた地震動の評価手法が注目を浴び、改訂耐震指針には、従前の応答スペクトルに基づく手法だけでなく、この断層モデルを用いた地震動の評価手法も取り入れられることとなった(乙106、107、109、135)。」

- (4) 原決定9頁20行目「委員会」の後に「及び原子力安全・保安院」, 21 行目「委員会」の後に「及び原子力規制庁」をそれぞれ加える。
- (5) 原決定10頁16行目「同法2条1項」を「改正前の同法2条」と、24、25行目を「重大事故対策については、発電用原子炉の設置許可の要件としたり(同法43条の3の5第2項10号、43条の3の6第1項3号)、保安措置に含める(同法43条の3の22第1項)など、これを原子力発電所の安全規制の対象とすることが明確にされたほか、既存の原子力発電所に対

しても、最新の規制基準への適合を義務づけるいわゆる「バックフィット」 の制度が導入される(同法43条の3の14,43条の3の16)などした。」 とそれぞれ改める。

- (6) 原決定11頁23行目末尾に「その基本的な考え方は、地震や津波などの 共通原因による原子力発電所の安全機能の一斉喪失と重大事故へ進展することを防止する対策、万が一に重大事故に進展したりテロが発生した場合の対策を求めるというものであり、そのような観点から従前の基準の見直し(耐震・対津波性能、電源の信頼性、火災)や、新たな基準の新設(意図的な航空機衝突への対応、放射性物質の拡散抑制対策、格納容器破損防止対策、炉心損傷防止対策(複数の機器の故障を想定)、内部溢水に対する考慮、火山、竜巻、森林火災に対する考慮)が行われた(甲148)。」を加える。
- (7) 原決定12頁5行目「許可の」の後に「耐震設計方針に関わる」を加える。
- (8) 原決定14頁21行目「川内1号機の原子炉」を「本件原子炉施設」と改め、24行目「岩盤」の前に「原子炉基礎」を加える。
- (9) 原決定15頁17行目「結果,」の後に「敷地における地盤増幅率は,周辺の観測点に比べて小さい傾向があり,」を加える。
- (10) 原決定20頁11行目「して」の後に「(断層の長さを2.1㎞延長している。)」を加え、17行目「基本蹊源モデルの短周期レベルAの値を」を「短周期レベルAの値が、基本震源モデルの地震モーメントMoに既往の経験式(原決定別表④「Aの算出」に記載される式)を適用して得られる値の1.5倍になるようアスペリティ実効応力及び背景領域実効応力の値をそれぞれ」と改める。
- (11) 原決定21頁22行目「固有周期」の後に「における応答スペクトルの座標点」を加え、24行目「これらの」を「複数の検討用地震に係る」と改める。
- (12) 原決定22頁10行目「、おおむね」から11行目「傾向」までを削る。

- (13) 原決定24頁3行目「震源の規模及び」を「地震の規模及び震源の」と改める。
- (14) 原決定27 頁23 行目「 10^{-3} 」の後に「(この評価基準値は、終局耐力時のせん断ひずみの値である 4.0×10^{-3} に2 倍の安全を考慮して設定されたものである。)」を加える。
- (5) 原決定35頁11行目「認可し」の後に「(乙221)」を加え、同行目「現在は」から13行目末尾までを「同年5月22日、同項に基づき、川内2号機に係る工事計画を認可し(乙222)、同月27日、原子炉等規制法43条の3の24第1項に基づき、本件原子炉施設に係る保安規定変更認可申請を認可した(乙230)。」と改める。

2 争点

本件の争点は、以下のとおり補正するほかは、原決定の「理由」中「第2 事 案の概要」の3に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原決定36頁14行目末尾に改行して次を加える。
 - 「(4) その他の事象により本件原子炉施設が影響を受ける可能性と人格権侵害 又はそのおそれの有無(争点4)」
- (2) 原決定36頁15行目「(4)」を「(5)」と、同行目「争点4」を「争点5」と、16行目「(5)」を「(6)」と、同行目「争点5」を「争点6」と、17行目「(6)」を「(7)」と、同行目「争点6」を「争点7」とそれぞれ改める。

第3 争点に関する当事者の主張

- 1 争点に関する当事者の主張は、原決定48頁25行目「別紙図⑤」とあるのを「別紙図⑥」と改め、後記2のとおり、当事者の当審における追加、補充主張を加えるほかは、原決定の「理由」中「第3 争点に関する当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 当事者の当審における追加、補充主張
 - (1) 本件申立てについての司法審査の在り方(争点1)について

(抗告人らの主張)

ア 原子力発電所に求められる安全性

原子力発電所がいかに危険な施設であるかは、福島第一原発事故を想起すれば、異論のないところであり、原子力発電所から放出された大量の放射性物質は、長期間かつ広範囲にわたり、生物に不可逆的な被害をもたらすものであって、時に、それは地域のコミュニティや社会的関係性をも破壊する。このような大量の放射性物質を伴う重大事故による被害の深刻さに鑑みると、この種被害は、事後的な回復には全くなじまないのであり、福島第一原発事故のような被害は、万が一にも起こってはならないというべきであり、これが原子力発電所に求められる安全性である。

なお, 抗告人らは, いかなる意味においても事故を許さないという, い わゆるゼロリスクに基づいた絶対的安全性を主張しているのではない。福 島第一原発事故のような過酷事故は絶対に起こしてはならないという限定 的な意味において, 絶対的な安全性(絶対的な安全性に準じる極めて高度 な安全性)を主張しているにすぎない。

ところで、上記安全性は、人権侵害の防止という司法独自の視点に立って客観的に判断されなければならない。安全性の判断に「社会通念」という基準を持ち込むと、その基準自体が曖昧であるが故に恣意的な判断がされるおそれがあるし、社会通念自体不変的なものではなく、時や場所によって内容が異なり得るものであるからである。そのような社会通念によって規定された安全性では、福島第一原発のような過酷事故を万が一にも防ぐことができず、安全性の判断基準としては不適当である。

さらに,原子力発電所の安全性の判断に当たっては,行政庁の専門的技術的裁量を広汎に認めるべきではない。裁判手続において,原子力発電所の運転差止めが求められるとき,裁判所が判断すべきことは,科学的に不確かな事柄である過酷事故発生の確率論的な可能性について,そのリスク

を安全とみるか,非安全とみるかという価値的判断であり,これは科学領域の判断ではなく,行政庁の専門的技術的裁量を**尊**重する必要はないからである。

イ 疎明の負担について

(ア) 疎明責任を事実上転換すべきこと (主位的主張)

原子力発電所は、本来的に危険性の高い施設であって、福島第一原発 事故のように大量の放射性物質が外部に放出された場合、とりかえしの つかない深刻な被害を生じさせるのは、上記アのとおりである。原子力 発電所では、こうした危険を高度な科学技術を用いて、例外的に抑え込 んでいるにすぎない。こうしてみると、原子力発電所は本来的に危険な 施設であって、常に事故に至る危険性を孕んでいるというのが蓋然性の 高い原則的な事実であるといえるのであって、これが安全であるという のは例外的な事実であるというべきである。

そうであるならば、原子力発電所が安全であると主張する事業者側に、 その安全性の立証責任を負わせるのが正義、公平に適うというべきであ る。原子炉等規制法が、原子炉の運転を許可制としたのもこのような趣 旨によるものであるし、原子力発電所が本来的に危険な施設であること は、福島第一原発が原子炉等規制法に基づく安全審査を経た許可を受け ながら過酷事故を発生させた事実に照らしても明らかである。

また,原子力発電所の事業者は,原子力発電の危険を支配し,それによって利益を得ているのであるから,報償責任あるいは危険責任を負っていると考えられる。原子力発電所の安全性については,事業者側がよく知るところであって,上記原子炉等規制法の審査のため相当の資料も保有している。さらには,事業者は,原子力発電所の運転により,環境の現状を安全なものから危険なものに変化させようとしている。こうした諸点に鑑みても,事業者側に原子力発電所の安全性の立証責任を負わ

せるのが正義,公平に適うというべきであり、伊方原発最高裁判決も同趣旨に解されるべきものである。

したがって、本件においても、相手方が本件原子炉施設の安全性、すなわち、万が一にも福島第一原発事故のような過酷事故が発生する危険のないことの疎明責任を負っていると解すべきである。

(イ) 疎明の程度を軽減すべきこと (予備的主張1)

仮に、上記(ア)のように事実上の疎明責任の転換が認められないとしても、上記(ア)のような証拠の偏在の問題や、原子力発電所の運転差止請求において、これを求める側に事故発生による放射線被曝の高度の蓋然性の立証を求め、その請求が真偽不明により認められなかったにもかかわらず、万が一にも過酷事故が発生してしまった場合の被害の深刻さ等といった事情に照らせば、正義、公平の観点から、以下のとおり、疎明責任を軽減すべきである。

すなわち、抗告人らにおいて、相手方の安全設計や安全管理の方法に 不備があり、本件原子炉施設の運転により、抗告人らが許容限度を超え る放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度疎明した場合に は、相手方において、抗告人らが指摘する「許容限度を超える放射線被 曝の危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要 な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これがされない場合には、 上記「許容限度を超える放射線被曝の危険」の存在が推認されると解す べきである。

(ウ) 立証命題を修正すべきこと (予備的主張2)

また, 抗告人らは, 疎明の負担に関し, 予備的主張として, (イ)の主張に加えて, 抗告人らが負担する疎明の内容は, 福島第一原発事故のような過酷事故が発生する具体的危険性があることが, 万が一にでもあることで足りると主張するものである。

具体的危険とは、従来、危険発生の高度な蓋然性がある場合を意味するものと解されてきたが、福島第一原発事故のような過酷事故を経験した現在において、そのように理解されるべきではない。このような高度な蓋然性を要求し、具体的危険があるかどうか真偽不明として原子力発電所の運転の差止めを認めなかった結果が福島第一原発事故であって、このような程度の安全性しか有しない原子力発電所の運転を認める結論の不当性は明白である。

したがって、本件のような原子力発電所の差止請求において立証されるべき「具体的危険」の内容は、「福島第一原発事故のような重大な災害・過酷事故が万が一にも起こらないようにするための高度な安全性に欠ける点があること」であり、具体的危険の程度が相当程度低いものであったとしても、その可能性があれば足りるというべきである。敷衍するならば、福島第一原発事故のような重大な災害・過酷事故が発生する可能性、危険性が否定できないということが立証命題とされるべきである。

(2) 地震に起因する本件原子炉施設の事故の可能性と人格権侵害又はそのおそれの有無(争点2)について

(抗告人らの主張)

ア 基準地震動は信用できないものであること

(ア) 10年足らずの間に基準地**展動**を超過する事例が5回発生していること

前提事実(5)ウのとおり、平成17年から平成23年までの間に、各地の原子力発電所において基準地震動を超過する事例が5件発生した。これらの発生回数を原子炉の数で引き直すと18回になる。福島第一原発事故の前、全国の商業用原子炉の数は50基あったから、約10年間に延べ500炉年が経過したことになるが、基準地震動を超過したことが

うち18回あったから、約27.8 π 年($500\div18$)に1回基準 地震動を超過する計算になる。これまでの耐震設計指針において基準地 震動を超過する確率は $10^{-4}\sim10^{-6}$ / π 年とされていたから、規定と 300倍から3000倍以上の差異が生じていたことになる。

その原因は、既往地震の地震動の平均像を基礎とした地震動の算定方法にあるが、このような算定方法は、従前の基準に基づく算定方法と変わっていない。新規制基準の策定に当たっては、基準地震動の具体的な算定ルールについて職論されたが、時間切れで、どこまで規制するかは、原子力規制委員会の裁量に委ねられることになった(甲194)。

(イ) 基準地震動の考え方は地震学者の支持を得られていないこと

基準地震動は、耐震設計審査指針において、地震学及び地震工学的見地から「施設の供用期間に極めてまれではあるが発生する可能性がある」地震動として定めなければならないとされており、とりわけ、その超過確率については、基準地震動の「極めてまれ」という定義上本質的なものであって、純粋な地震学ないし地震統計学的な見地から示されるべきものである。

しかし、地震学の専門家たちは、基準地震動の超過確率は、1万年に1回以下ではなく、それ以上の確率で発生することを認めている(甲317、319、323、324)。また、多くの地震学者は、上記「施設の供用期間に極めてまれではあるが発生する可能性がある」最大の地震動の大きさも、その年超過確率も、一般に信頼するに足りる精度で算出することはできないと考えており(甲330、331)、その理由とされるのは、1万年に1回以下という低頻度の地震の規模や地震動の大きさを探る上で、数百年分の地震の記録や数十年分の地震動の観測記録ではあまりにも少なすぎるということである(甲15、122、319、332)。このように、基準地震動やその超過確率の考え方は、そもそ

も地震学者の間で広く理解され、支持されてきたものではない(甲32 8)。

(ウ) 最新の知見の反映がないこと

地震ガイドにおいて、超過確率を参照する際に検討することとされている地震ハザード解析による一様ハザードスペクトルの算定に当たって、日本原子力学会「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準:2007」(甲333)は、前記(ア)の基準地震動超過地震が生じた前に策定された基準であり、最新の知見が反映されたものではない。現在、日本原子力学会では、上記知見を踏まえて、基準を見直し、その結果は「原子力発電所に対する地震を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準:201*」(甲334)としてまとめられパブリックコメントにも付されている。地震ガイドは、こうした最新の知見も取り込んでおらず、瑕疵があるというべきである。

(工) 小括

以上のとおり、現在の新規制基準における基準地震動やその超過確率は、すでに、その考え方の限界を示す複数の基準地震動超過地震のケースを生み、地震学者の支持も得られていない状態であるにもかかわらず、最新の知見すらも取り込まれていないのであるから、その信頼性は乏しいというべきである。

イ 耐震設計は、既往最大では十分ではなく、これを十分に超える値で行う ことが求められること

地震という自然現象は、本質的に、理論的に完全な予測をすることが不可能であり、実験ができず過去の事象に学ぶしかなく、しかも、低頻度の現象であるから、過去に学ぶべきデータが少ないという三重苦の中で予測するしかない(甲15)。したがって、考えられる限りの保守性を盛り込んで設計基準としての自然現象を想定すべきであり、原子力発電所は、既

往最大の値で耐震設計をしたとしても十分ではなく,これを十分に上回る値で耐震設計をすることが求められるのであり,既往地震の平均像を基に耐震設計をするのでは,原子力発電所の安全性は到底確保できないことになる。そもそも,原子力発電所の原則稼働期間40年の間に,10万年に1回,100万年に1回の規模の自然現象を想定すること,40万年前までの活断層を考慮すること,258万年前までの火山活動を考慮すること等は,設計基準として想定する自然現象に不足があってはならないという考えの現れである。

- ウ 敷地ごとに震源を特定して策定する基準地震動について
 - (ア) 応答スペクトルに基づく手法の問題点
 - a 相手方の活断層調査には問題があること

相手方がした前提事実(8)イ(ア)記載の調査や、これに基づいてした同(エ)の活断層の評価には以下のような問題点がある。

まず、相手方が調査、評価したという活断層である原決定別紙図① (別紙図③)をみると、断層の多数は、海岸線の近くで途切れてしまっており、まるで海岸線の近くに断層に対するバリアがあるかのようになってしまっていて不自然である。その理由について、抗告人らは、原審において、相手方に対して釈明を求めたが(抗告人ら準備書面11・15頁参照)、相手方はこれに回答していない。

海岸線の近くで断層が途切れているのは、断層がないからではなく、 海岸線近くでは海上音波探査の精度が落ちるからにほかならない。相 手方の調査結果(例えば、相手方準備書面10・21頁記載のもの) をみると、比較的深度の浅い部分しか探査結果が反映されていないこ とから、海岸線付近では、海上音波探査の精度が落ちていることが分 かるし、経済産業省に設置された検討会においても、同様のことが指 摘されている(甲169)。 このように海上音波探査では海岸線付近における断層の探査精度が 落ちるという限界があり、相手方が主張する重力調査も、多くの場合、 断層を発見することはできないことからすると、相手方の行った断層 の調査やその評価には問題があり、その信用性に乏しいというべきで ある。

b 活断層の長さからマグニチュードを推定する松田(1975)の関係式に 基づく平均像には誤差が大きいこと

松田(1975)の関係式は、観測記録を基に構築されているところ、基になったデータをみると、平均像からのばらつきが大きいことがわかる。たとえば、22個のデータ中、平均像からマグニチュードでいうと0.8大きい地震が1つ存在する。そうすると、このデータを基にする限りでも、約2.3%(1÷22÷2≒0.023)の確率、およそ44回に1回の割合で、平均像から0.8大きいマグニチュードの地震が起こる可能性があることになる。

しかし、相手方の地震動評価においては、このような松田(1975)の 関係式に内在する誤差の問題を的確に反映しておらず、その結果、地 震動が過小に評価されている。

c Noda et al.(2002)の方法に基づく平均像にも誤差が大きく、少なくと も短周期側で平均像の2倍の地震動を想定すべきこと

本件原子炉施設の敷地で観測された地震動の応答スペクトルを見ると、短周期側でも、Noda et al.(2002)の方法に基づく平均像の2倍を超えるものが存在している。この地震動こそが、今後、本件原子炉施設を襲う具体的現実的可能性のある地震動を表しているのであるから、応答スペクトルに基づく手法により地震動を策定するに当たって、少なくとも既往最大の地震動の値を考慮するならば、上記のとおり平均像の2倍程度の地震動を想定しなければならないはずである。

相手方は、本件原子炉施設近傍に発生した地震による本件原子炉施設での観測記録に基づき解析された解放基盤表面の地震動の応答スペクトルと、同地震につき Noda et al.(2002)の方法を適用して得た本件原子炉施設の解放基盤表面の地震動の応答スペクトルの比率がおおむね全周期にわたって1.0を下回っているので、本件原子炉施設の敷地における観測記録の応答スペクトルが、Noda et al.(2002)の方法を適用して得られる応答スペクトルより小さい傾向にあると主張する。

しかし、上記観測記録に基づく応答スペクトルの比率と、全国の内 陸地殼内地震の平均的な応答スペクトルと Noda et al.(2002)の方法を 適用して得られる応答スペクトルの比率(内陸補正係数)を比べてみ ると、前者の比率は、後者に比べて短周期側で上回っており、本件原 子炉施設近傍で発生する地震の特性は、むしろ内陸地殼内地震として は全国の平均より大きいものと評価すべきであって、内陸補正係数に よる補正はできないというべきである。したがって、内陸補正係数に よる補正を行わないことは、安全側に評価したことにはならないとい うべきである。

原決定は、内陸補正係数を用いなかったことをもって、余裕を確保することにつながるとも説示しているが、補正係数を用いないのは、新潟県中越沖地殿の教訓から殿源特性を1.5倍にするためであり、Noda et al.(2002)の耐専スペクトルに補正係数を用いないことをもって殊更に余裕を確保していると見ることはできない。新潟県中越沖地圏の教訓からすれば、応答スペクトルに基づく手法による地殿動の評価に当たっては、まず、Noda et al.(2002)の方法によって得られた平均像に上記1.5倍の補正を施し、上記のとおり本件原子炉施設の敷地におけるばらつきを考慮して更に2倍して評価することが、真に余裕を確保する立場であるというべきである。

d 相手方の考慮した不確かさは十分ではないこと

相手方は、応答スペクトルに基づく手法においても、断層の長さや 震源断層の広がり、断層傾斜角やアスペリティの位置について不確か さを考慮していると主張する。

しかし、その不確かさを考慮して相手方が策定したという応答スペクトル(相手方準備書面9・84頁図44)をみると、地震動の大きさは、不確かさを考慮していない場合と大差はない。上記b, cで指摘した平均像を用いることによる誤差が数倍に及ぶことに照らせば、相手方が考慮したという不確かさはごくわずかであって、ほとんど意味がなく、地震動を過小評価していることに変わりはないというべきである。

また、相手方が余裕と主張する断層の長さは、本来、信用性の高い 専門家集団である地震調査委員会の調査結果との差にすぎず、地震調 査委員会は、市来断層帯市来区間については、重力異常の存在を認め てより西方に断層を伸ばし、甑断層帯甑区間及び市来断層帯甑海峡中 央区間については、断層の連動を認めたことによるものであるから、

これを考慮するのは当然であって,安全側の余裕であるとはいえない。

(イ) 断層モデルを用いる手法の問題点

a 断層モデルにおける相手方の考えが誤りであること

相手方は、断層モデルにおいて、地震波は、震源から水平方向に解放基盤表面直下まで伝播し、そこから鉛直に解放基盤表面まで伝播するというモデルを提示している。

しかし、本件原子炉施設近傍で生じた地震につき、わずか100m しか離れていない川内1号機及び川内2号機の敷地で観測されたそれ ぞれの地震動に係る応答スペクトルは、同一ではなく、同一周期で2 倍程度の加速度の差が生じているものもある。これは、地盤による増 幅(減衰)の差異(サイト特性の差異)によるものであることが明らかである。また、平成21年8月11日の駿河湾地震において、浜岡原発5号機は、他の原子炉施設より大きく揺れた。その原因として説明されたのが、同号機付近の地下のレンズ状の低速度層による地震波の増幅だったが、増幅が生じるのは敷地の北東方向から伝播してくる地震波のみであった。

もし、地震波の伝播経路が相手方の提示するモデルのとおりであれば、上記のような現象は説明ができない。このことは、むしろ、相手方が提示する地震波の伝播経路の考えが誤りであることを示している。地震波は、鉛直にやってくるのではなく、それぞれ異なる斜め下方からやってくるのである。

以上のとおり、相手方による地震動の推定は、本件原子炉施設のサイト特性の差異について全く考慮していないところ、地震動推定におけるサイト特性の差異による誤差は極めて大きいから、この差異を考慮しないでされた耐震設計はおよそ不十分なものとなっている。

b 地表の断層の長さから地下の震源断層の長さを推定することの不確 実性を考慮していないこと

松田(1975)の関係式の基礎データとなる14地震中,3地震が地表の断層の長さを超える長さの震源断層面であったことからも,事前に,地表の断層の長さから震源断層面の長さを推定することは困難であり,これを推定するに当たっては,少なくとも,上記3地震のうち,震源断層面の長さが地表の断層の長さの約3倍になった昭和18年鳥取地震と同程度の不確実性を考慮する必要がある。

c 基本震源モデルの策定において、相手方が採用した平均応力降下量 とアスペリティ実効応力は過小であること

これらの値は、本件原子炉施設の敷地において最も大きな揺れを観

測したという平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測値から算出されたものであるところ、本件原子炉施設において強震計による地震動が観測され始めてからわずか30年ほどの間の地震の中で最も強い揺れだったというにすぎず、これらが、今後、本件原子炉施設で生じ得る最大の地震動に係るパラメータといえるわけがない。

相手方は、菊地正幸・山中佳子「97年3月26日鹿児島県薩摩地方の地震の震源過程」(1997)(以下「菊地・山中(1997)」という。)(乙248の1,2)で示された平成9年5月鹿児島県北西部地震における地震モーメント(Mo9.0×10¹⁷Nm)を基に、アスペリティ実効応力(15.9MPa)、平均応力降下量(5.8MPa)を順次算出しているが、上記地震規模の数値は、他の解析機関が示した数値よりも過小になっていることから、算出されたアスペリティ実効応力や平均応力降下量の値も過小に算出されていると言わざるをえない。このことは、国内で発生しているM7クラスの地震のアスペリティ実効応力の値が20~30MPaのものが多く、また、過小評価の結果、検討用地震の市来断層帯市来区間の震源モデルにおいては、アスペリティ断層面積比が36.5%となり、平均値である15~27%(甲17)に比べて格段に多くなっていることに照らしても明らかである。

相手方は、要素地震として昭和59年8月15日九州西側海域地震の観測記録を用いているが、その際に用いた地震モーメント(Mo)は、「the Global GMT Project」という解析機関が明らかにした数値を採用しているのであるから、検討用地震と要素地震の間の関係を一致させるため検討用地震の地震モーメントも上記解析機関の数値である1.42×10¹⁸Nmを採用すべきである。この数値を用いて基本震源モデルにおけるアスペリティ実効応力を求めると25.1MPaとなり、相手方の求めた15.9MPaは明らかに過小である。

d 入倉・三宅(2001)の関係式に基づき断層面積から地震規模を推定すると過小評価になること

相手方は、上記関係式を用いて断層面積から地震規模を算出しているが、上記関係式は、国内地震データを一部含むものの、大半は北米大陸の地震データを基に作成されており、その結果、上記関係式を用いて、国内の断層面積から地震規模を推定すると、他に提唱されている関係式よりも過小に算出されることが指摘されている(甲209、300)。したがって、相手方が推定した地震規模は過小評価であると言わざるをえない。

e グリーン関数による地震動の推定には誤差が生じること

相手方は、基本展源モデルにつき、平成9年5月鹿児島県北西部地 展を要素地展として、経験的グリーン関数法による地震動評価をした ところ、本件原子炉施設における上記地展の観測記録をおおむね再現 できたとしている(甲12、乙120)。

しかし、その再現スペクトルを見ても、EW (東西) 方向について、 観測記録は、上記再現結果の数値の2~3倍の加速度に達しており、 おおむね再現されているとは到底いえない。このことは、経験的グリ ーン関数も含む断層モデルを用いた地震動の評価が信頼性を有しない 手法であることを示している。このような手法を用いて原子力発電所 の安全性を評価しようとするには、誤差を十分にとった安全側の推定 をしなければ、原子力発電所の耐震設計上の安全を確保することはで きないというべきである。

f 複数のアスペリティで均一でない応力降下量を想定すべきであること

能登半島地震をシミュレーションした北陸電力株式会社が策定した 断層パラメータでは、2つのアスペリティで応力降下量が大きく異な っていた。また、新潟県中越沖地震でも、3つのアスペリティの応力降下量が、全て同じというわけでなかったことが知られている(甲206)。このように、実際に発生する地震においては、複数のアスペリティの応力降下量が全て同一であることはなく、一つのアスペリティの応力降下量が、他よりも相当大きくなることもあり得るのであり、そうであれば、そのようなアスペリティの応力降下量に違いを設けた震源モデルが策定されるべきである。とりわけ、地震動の大きさは、応力降下量のほか、アスペリティとの距離にも大きく左右されることからすれば、原子力発電所の敷地に最も近いアスペリティに格段の応力降下量を割り付けた震源モデルが策定されなければならず、それをせずに策定された震源モデルに基づく地震動評価は過小であると言わざるをえない。

この点につき、相手方が策定した基本震源モデルは、複数のアスペリティを想定しているものの、いずれも15.9MPaの応力降下量を想定しているだけであり、アスペリティ毎に異なる応力降下量を割り当てた展源モデルは策定されていない。したがって、このような展源モデルに基づいて策定された基準地震動も過小評価である。

g 不確かさ考慮モデルにおける応力降下量の不確かさの考慮が不十分 であること

平成9年5月鹿児島県北西部地震の応力降下量が本件原子炉施設付近の断層で生じる応力降下量と同じになるはずがない。展源特性にはばらつきがあるのであるから、単にアスペリティ実効応力や背景領域実効応力を1.25倍する程度では足りない。

壇ほか(2001)の経験式(乙142)には、もともとばらつきがあり、平 均値の3倍程度の値を示すものもあるのであるから、アスペリティ実効 応力や背景領域実効応力を1.25倍して求められる短周期レベルA の値を,基本震源モデルにおける上記経験式によって求められる短周期レベルAの値の1.5倍としたところで不十分である。

なお、相手方は、佐藤(2010)(乙8)の知見を援用して、逆断層型の地震の短周期レベルAの平均像は、塩ほか(2001)の経験式で導かれる内陸地殻内地震の短周期レベルAの平均像より大きく、横ずれ断層型の地震の短周期レベルAの平均像は、上記内陸地殻内地震の短周期レベルAの平均像は、上記内陸地殻内地震の短周期レベルAの平均像より小さいなどと主張しているところ、上記知見によれば、平成9年5月鹿児島県北西部地震における短周期レベルAは、横ずれ断層型の地震の短周期レベルAの平均像より小さいものとされている。そうでありながら、相手方は、他方において、平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測値から導き出している短周期レベルAは、基本震源モデルにおいて塩ほか(2001)の経験式で導かれる値の1.2倍、不確かさ考慮モデルにおいて塩ほか(2001)の経験式で導かれる値の1.5倍などとしており、自らが提用した佐藤(2010)の知見と相矛盾した主張をしており、これら相手方の主張の信用性は乏しいというべきである。

また、不確かさを考慮する際、地震ガイドは、新潟県中越沖地震の教訓を踏まえてアスペリティ実効応力及び短周期レベルを設定することを求めており(地震ガイド・3・3・2(4)①2))、基本震源モデルのパラメータを確定させたのち、これらのパラメータのうち短周期レベルAと平均応力降下量を1.5倍するという趣旨である。これに対して、相手方は、アスペリティ実効応力と背景領域実効応力を1.25倍しかしておらず、審査ガイドの要請を満足していない。このように相手方が策定した応力降下量は、不確かさが十分に考慮されていないというべきである。

- - (ア) 地震ガイドにおける震源を特定せず策定する地震動の定義や地震ガイ



ドの解説の記載を踏まえると、どの原子力発電所においても、いかなる 詳細な調査をしても事前には知ることができない敷地直下の断層から、 Mw6.5未満の地震動が発生するおそれが否定できないことから、そ の程度の規模の地震が敷地直下で発生することを想定して耐震設計を求 める点に、震源を特定せず策定する基準地震動を求める意義がある。

そうであるならば、地震ガイドに列挙された16の地震の観測記録をそのまま用いることは不十分であり、震源を特定せず策定する地震動の意義を踏まえて、Mw6.5の地震規模に置き換えて地震動を評価する必要がある。この点、相手方が上記16の地震から選択した留萌支庁南部地震のMwは5.7であるから、Mw6.5の地震規模に置き換えると、想定すべき地震モーメントMoは、Mw5.7の地震の約16倍(Mwが0.2上がるたびに、Moは2倍になる。)であり、短周期レベルAの値は2.51倍となる。そうすると、相手方が震源を特定せず策定した地震動は最大加速度620cm/s²だから、少なくとも、その2.51倍の最大加速度1556.2cm/s²の地震動を策定しなければならないはずである。

- (イ) また、地震ガイドに挙げられた16の地震中、Mw6.5未満の14の地震につき、留萌支庁南部地震の観測記録を超える地震動を有する地震が存在する可能性は否定できないし、本件観測点の地震動が留萌支庁南部地震の最大地震動ではない可能性もあること(甲27,308)を踏まえると、相手方が策定した基準地震動の最大加速度620cm/s²が過小であることは明らかである。
- (ウ) また、地震ガイドでは、「各種の不確かさを考慮」することになっているが、この「各種の不確かさ」とは、はぎとり解析の場面でばらつきを考慮すれば足りるというものではない。このことは、新規制基準策定に当たって作られた「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」の第7回会合で、藤原広行独立行政法人防災科学技術研究

所社会防災システム研究領域長が「単なるモデルパラメータだけでなくて、 (中略) いろいろ不確かさを考慮してということをぜひとも入れていただき たいと思います。」と発言して、地震ガイドの震源を特定せず策定する地震 動において、「不確かさの考慮」に「各種の」が付け加えられたという経緯 からも明らかである。

しかし、相手方が展源を特定せずに策定した地展動では、はぎとり場面で しかばらつきが考慮されておらず、不確かさが十分に考慮されていないので あり、この点においても、相手方の策定した基準地震動は過小であるといえ る。

オ 年超過確率の確率論的安全評価について

(ア) 年超過確率は参照程度の意味しか有さないこと

相手方は、基準地震動の年超過確率を10⁻⁴~10⁻⁵/年としているが、そのような長期間の確率を算出するためには、同程度の観測データの蓄積が必要であるが、相手方の年超過確率の評価はそのようなデータに基づいておらず信頼性に乏しく、地震ガイドにおいて位置付けられているように、単なる参照としての意味しか有しない。

(イ) 恣意的な操作がされる可能性があること

さらに、上記のとおり年超過確率は、科学的根拠に基づいた合理的な 第出が不可能であることが影響し、恣意的な算出が比較的に容易である。 地震ガイドにおいて、超過確率を参照する際に検討することとされている 地震ハザード解析による一様ハザードスペクトルの算定に関する「原 子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準:2007」 (甲333)は、電力会社や大手建設会社の社員が作成に関与しており、 電力会社と大手建設会社の利益優先で作られている可能性が高い。しか も、上記評価実施基準に当てはめて年超過確率を算出しているのも原子 力発電所の事業者たる相手方自身であって、初めから高い頻度が算出さ れることは期待できない。この点からも相手方が算出した年超過確率は 信用性に乏しいといえる。

(ウ) 我が国の基準地震動超過確率は国際的な基準に合致していないこと 平成15年に国際原子力機構(IAEA)が発行した「原子力発電所 の耐震設計と認定」と題する安全指針では, 設計基準の地震規模として, 発生頻度が10-3~10-4 (平均), 10-4~10-5 (メジアン)と 設定する考え方が示されている。しかし、前記ア(ア)のとおり、我が国に おいては、10年足らずの間に基準地震動を超過する事例が5回発生し ており,約27.8炉年に1回の頻度で基準地震動の超過が発生してい ることからすると,このような年超過確率は,上記国際基準に合致して いないことは明らかである。また、本件原子炉施設のハザード曲線と、 本件原子炉施設よりはるかに地震が起きにくい地盤に建てられているア メリカのワッツバー原子力発電所のハザード曲線とを比較してみると、 10-4~10-5/年という低頻度で起こり得る最大の地震動は,両者と もさして変わりはない。このことは、本件原子炉施設における年超過確 率の算定が低頻度の地震動においては甘いことを意味しており、我が国 の年超過確率の算定レベルは、アメリカの水準にも及んでいないことを 示している。

(エ) 領域震源モデルに基づく評価について

相手方のした領域震源モデルの評価は、現実に発生した2つの地震を取り上げて、この2つの地震のマグニチュードを上限とする多数の地震を考え、地震規模と発生頻度との関係式を用いて発生頻度を導き、一方で、ある領域においてこれらの地震がどこに発生するか分からないとして、領域全体に発生頻度を薄く平均的に分布させて、機械的に確率を評価するものにすぎない。要するに、相手方が用いた領域震源モデルの超過確率の評価は、機械的形式的な確率評価でしかなく、現実の発生頻度

との誤差も不明なものでしかない。他方, 震源を特定せず策定する地震動は, 事前に想定できないからこそ策定するのであって, 上記のような確率論的な評価に本来的になじまないものである。つまり, 領域震源モデルにおける超過確率は, 震源を特定せず策定する地震動の超過確率とは無関係なものである。

(オ) 相手方の年超過確率算定手法の問題点

相手方が算定した年超過確率の算定手法には,以下のような問題点もある。

地震調査研究推進本部地震調査委員会の「全国地震動予想地図2014年版~全国の地震ハザードを概観して~付録-1」(甲340)には、松田(1975)の関係式を用いて地震規模を推定する場合、同関係式を導出する際に用いられたデータに含まれるばらつき程度の不確実性が予想されるとの記載があり、特定震源モデルにおいて、断層の長さから地震の規模を推定する場合には、そのばらつきを考慮すべきところ、相手方はこれをしていないし、そもそも、前記ウ(ア)aのとおり活断層の調査も十分であるといえないのであるから、その不確実性も考慮すべきである。さらに、上記書籍では、震源断層が特定されていない場所で発生する地震について、本件原子炉施設のある地域を含めて最大マグニチュード7.3を定めているが、相手方が設定した最大マグニチュードは6.8にすぎない。

また、相手方は、大正3年の桜島地震(マグニチュード7.1)、平成9年の鹿児島県北西部地震(マグニチュード6.6)という過去の地震記録から、それぞれのマグニチュードに1/4ずつの重み付けをしているが、そもそも1万年から10万年に1回以下という低頻度の現象の確率を算定するのに、たかだか100年前や20年前の地震を選定する合理的理由が乏しく、地震規模の不確実性への配慮があまりにも欠けて

いる。上記のような長期間にわたる地震動の確率計算をするならば、さらに巨大な地震を想定すべきである。

(力) 小括

以上のとおり、年超過確率の確率論的安全評価という考え方自体や、 相手方のした年超過確率の算定手法には様々な問題があるのに、原子力 規制委員会の適合性審査はきわめて杜撰であると言わざるをえず、この 点から見ても、本件原子炉施設の安全性は欠けているというべきである。

カ 本件原子炉施設の耐震裕度について

相手方が主張する本件原子炉施設の耐震設計上の裕度という概念は,次のとおり,基準地震動を超過する地震動に対して,安全性を担保するものとはいえない。

- (ア) すなわち、本件原子炉施設の評価基準値は、弾性変形ではなく塑性変形レベルの応力に設定されているが、このようなぎりぎりの条件を設定するのは、原発の耐震設計基準の安全性という点から問題があるし、機器・配管の評価基準値が、破断応力の3分の2の応力に設定されているのは、設計、施工に内在する各種不確定要素を考慮した必要不可欠な安全代であって、その余裕を基準地震動を超過する地震動のための余裕として考慮することは許されない。
- (イ) そもそも、応答解析の解析値は、あくまで計算上の値であり、実際に 原発の構造物に作用する力は地震が起こってみなければわからず、した がって、常に解析値や評価基準値が実際の力を上回るとは限らない。相 手方の解析は、その計算条件等が明らかにされていない上、モデル化の 困難性等による設計ミスを度外視しているから、保守的なものとなって いるか疑わしい。
- (ウ) 相手方は延性破壊以外の破壊モードは考慮していないが、①蒸気発生 器支持構造物の脆性破壊、②原子炉格納容器の座屈、③溶接部の損傷の

おそれも考慮すべきである。

- (エ) さらに、余震によって、機器、配管のサポートが損傷し、機器・配管の固有周期が長周期側にずれ、それと共振する余震の地震動を受けて応力が大きくなり、さらに損傷が拡大するおそれがある。また、基準地震動を超える地震動で機器・配管が損傷した直後に、基準地震動を超える余震によって、さらに損傷し、重大事故に至ることも考えられる。
- キ 重大事故発生の具体的危険性について
 - (ア) 多重防酸の考え方に基づいた安全確保対策について
 - a 多重防護 (深層防護) の考え方

原子力施設の稼働には、放射性物質の放出という固有のハザードがある。万が一、大量の放射性物質が放出される事故が発生した場合には、広範囲かつ長期間にわたって、人体や環境に深刻な影響を及ぼすという特徴をもっている。福島第一原発事故のように放射性物質が大量に放出されてしまうと、周辺住民への放射線影響を防ぐための避難や居住制限などの施策を講ずる必要が生じ、社会的に大きな影響を及ぼすことになる。このような原子力固有の特徴を踏まえて、放射性物質の放出や放射線影響の顕在化を徹底的に防ぐため、原子力安全を確保する取り組みが必要である。

原子炉施設における放射性物質が制御されずに環境に放出される原因を考える場合,放射性物質が環境に放出されて人体に影響を与えるまでの現象には人知の及ばない振る舞いが存在し得るものであり,その現象への対策の効果には必ず不確かさが生じる。したがって,一つの対策を講じるだけでは,放射性物質の放出や放射線影響の顕在化を防ぎきれないことがあり,原子力安全の実効性を高めるためには,不確かさを考慮して,互いに独立した複数の対策を多層的に講じておくことが必要であって,これが原子力安全における多重防護(深層防護)

の概念である。

多重防護(深層防護)の考え方に立てば、従来の3層の防護に加えて、過酷事故対策(4層目)及び防災対策(異常な放射性物質からの公衆の隔離)(5層目)の5層の防護が求められるのであり、それが国際的な基準である。そして、過酷事故対策においては、安全系と非安全系という単純な区分けで考えるのではなく、保守的にあらゆる事態を想定して対応を考えるべきであり、事故シナリオの選定として信頼性のある確率論を採用し、選定されたシナリオに対する評価において、事故対応を担保した場合と担保しない場合に対して行うべきである。しかるに、新規制基準は、多重防護の5層目を欠いている上、4層目についても、設計に共通要因故障を想定した内容が盛り込まれず、可搬設備での対応を基本としたアクティブな安全確保策となっている。そして、我が国の過酷事故評価は、事故シナリオとして決定論によって恣意的と疑われても仕方がないものが選択され、その先の進展過程においては復旧活動が担保されたものとなっている。

相手方は、過酷事故対策の条件として、「大破断LOCA(冷却材喪失事故)+ECCS(非常用炉心冷却設備)注入失敗+格納容器スプレイ注入失敗+SBO(全交流電源喪失)」を想定シナリオの一つとして定めているが、原子力発電施設にとって最大の脅威となり得るのは、非安全系である所外電源喪失が起因となる全交流電源喪失(SBO)であり、また、強靭で肉厚の大口径配管の破断(LOCA)よりも主蒸気配管破断の方が材質的にもサイズ的にもはるかに発生しやすいと考えられるから、格納容器バイパス事故「SBO+SGTR(主蒸気電熱細管破断)+当該SG(蒸気発生器)隔離失敗(MSIV(主蒸気隔離弁)閉止不能又はSRV(逃し安全弁)開固着)」等をシナリオとして想定すべきである。

b 外部電源設備及び主給水ポンプは少なくとも基準地震動に対する安 全性を有しなくてはならないこと

外部電源設備及び主給水ポンプは,基準地震動に対する耐震性を有していないところ(甲54),これらが失われた場合,炉心の冷却は,非常用電源設備及び補助給水設備に頼らなければならなくなるが,これでは,基準地震動に対する次善の策がないと同じであって,多重防 酸の考えと相容れない。

c 使用済燃料ピットについて

使用済燃料ピットは,基準地震動に対する耐震性を有していないが, 多重防護の考え方からすれば,この施設も堅固な施設に囲い込まれ, プールの冷却設備は少なくとも基準地震動に対する耐震安全性を有し なくてはならない。

d 余震による炉心損傷のリスクがあること

相手方は、本震を上回るような余震が発生する可能性は低い、本震後、原子炉はトリップされ、運転基準にしたがい通常運転に移行するため、余震が発生したとしても影響はないなどとして、余震の存在を考慮していない。しかし、本震を上回る余震によって本件原子炉施設の機器等の損傷が進む可能性は否定できない上、巨大本震に伴う余震による地震動が断続的に続く場合、巨大地震によって発生した事象への対応に支障が生じ、深刻な事故に至る危険性は確実に増加することになるのであるから、相手方のような考えは多重防護の否定である。

(イ) 水蒸気燥発や水素燥発の危険があること

炉心の冷却に失敗して、メルトダウンが懸念される事態になったとき、 相手方の過酷事故対策のシナリオでは、炉心への注水をあきらめ、格納 容器スプレイにより原子炉格納容器内に水を散布して、格納容器下部キャビティに深さ約1.3mのプールを造り、そこへ原子炉圧力容器を貫 通した溶融核燃料を落下させてプール内で冷却することになっている。

しかし、高温の溶融核燃料が水と接触した場合、プール内の水が瞬時に蒸発して、水蒸気として体積が爆発的に膨張するという物理現象が発生する。これが水蒸気爆発である。また、高温になった燃料被覆管の構成成分であるジルコニウムや他の金属成分と水との化学反応、あるいは放射線による水の分解、さらに、溶融した核燃料が原子炉格納容器床のコンクリートを侵食して発生する水及び炭酸ガスとジルコニウムの酸化還元反応により、いずれも大量の水素が発生し、これが原子炉格納容器内の酸素と急激に反応して爆発を起こす。これが水素爆発で破壊された。第一原発事故においては、原子炉建屋がこの水素爆発で破壊された。

このような水蒸気爆発や水素爆発が起った場合,原子炉格納容器が破損して,放射性物質が外部に放出されてしまうことになる。

なお、水蒸気爆発は、条件によって発生したり発生しなかったりする 複雑な現象であるが、例えば、韓国原子力研究所のTROI装置を使っ た実験では、6回のうち4回は激しい水蒸気爆発が発生しており、その リスクを無視してよいような現象ではない。

しかし、相手方は、水蒸気爆発や水素爆発に対して何らの対策を講じておらず、かえって、水蒸気爆発や水素爆発のリスクのあるような冷却シナリオを想定している。

(ウ) 免鰻重要棟新設計画の撤回について

設置許可基準規則において,設計基準事故及び設計基準事故を超える 事故が発生した場合に,対策要員が必要な指令を発したり,関係各所と 通信連絡し合い,必要な対策を行うための要員を収容したりするなどの 機能を発揮できる緊急時対策所を要求している(同規則34条,61条)。 設置許可基準規則解釈では,上記61条の緊急時対策所の要件を満たす ために要求される機能のひとつとして,免震機能あるいはそれと同等の 機能を有することを求めている。

こうした免機機能を有する緊急時対策所は免展重要棟と呼ばれるが、 免展重要棟は、新潟県中越沖地展における柏崎刈羽原発の教訓から福島 第一原発、同第二原発に設置されたものであって、東北地方太平洋沖地 展における福島第一原発事故の際、事故対策に重要な役割を果たしたこ とから、新規制基準においてその設置が求められるようになった。

この点につき、相手方は、本件原子炉施設の再稼働申請においては、 免屢重要棟を平成27年度に新設し、そこに緊急時対策所を設置する計画を示しており、原子力規制員会は、このような計画を前提として新規制基準への適合性審査を行い、本件原子炉施設の設置変更についての許可を行った。ところが、相手方は、平成27年12月17日、上記免贌重要棟の設置計画を撤回し、緊急対策所の機能を地上1階耐震構造の代替緊急時対策所に、支援機能は、建設予定の耐震支援棟に担わせる旨の発表を行うとともに、その旨の原子炉設置許可変更申請を行った。

しかし、相手方の上記設置許可変更申請に係る施設は、耐震構造しか有しないため、建物の損壊は免れたとしても、揺れによって施設内の機器や備品等が散乱等するとともに、緊急時対策所の要員の心理的動揺を招くなどの対策現場の士気の低下をもたらすおそれもあり、円滑な事故対策の遂行に支障を来すおそれがある。アメリカに比して我が国の緊急時対策所が有すべき種々の機能の立ち遅れが専門家から指摘されているところであり(甲316)、こうした点から見れば、もはや、緊急時対策所が免震機能を有すべきことは、前記設置許可基準規則の定めにかかわらず必須というべきであり、これを撤回する相手方の設置許可変更申請は法的に許されず、本件原子炉施設の重大事故に係る相手方の対処能力は、福島第一原発及び第二原発を重要な部分で下回るものである。

(相手方の主張)

ア 活断層調査について

相手方は、未成熟な活断層の場合、地下の断層面が地表に現れないことがあるという知見を踏まえ、地質調査結果による地質構造や重力異常などの地球物理学的調査結果を合わせて、地下深部の構造を総合的に検討して断層の長さを評価したものであり、単に地表の痕跡から明瞭な地殻変動だけをもって展源断層面を設定しているものではない。具体的には、リニアメント・地質断層や更新世後期の地層の高度差の有無、断層を挟んだ地質構造の違い等を検討した上で、断層の長さを決定している(乙245)。

また、本件原子炉施設の敷地付近に活断層が存在しないという相手方の 調査結果は、文献上(乙138~140)も裹付けられているほか、海上 音波探査の精度を指摘する抗告人らの主張も、相手方が探査した海域は、 探査するのに十分な水深があるのであり、失当である。

イ 応答スペクトルに基づく手法の問題点について

松田(1975)の関係式の基礎となった14地震のデータは,最新の知見(平成15年に気象庁によって再評価されたマグニチュードM)に基づいて見直すと、平均像とよく整合している(乙244)。なお、相手方は、地下の展源断層の長さに基づいてマグニチュードMを算定しているのであり、上記データのうち、地表の断層の長さに係るものの平均像との乖離は問題とならない。

また、相手方は、松田(1975)の関係式や Noda et al.(2002)の手法などの経験式に含まれる誤差を十分に意識して地震動を評価している。具体的には、断層の長さや幅、斜角、短周期レベルAなどの震源パラメータ、アスペリティの位置や破壊開始点について十分に安全側になるよう評価している。さらに、「不確かさ」を考慮することにより安全側に評価している。また、Noda et al.(2002)の手法に基づいて地震動を評価する際には、安全側の評価となるよう観測記録の比率による補正(低減)を行なっていない。

- ウ 断層モデルを用いる手法の問題点について
 - (ア) 基本展源モデルにおいて設定した展源パラメータについて、展源パラメータが把握できる最大の地震である平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基に平均応力降下量等の展源パラメータを設定しているが、十分に安全側に評価しているものである。すなわち、一般的な強震動予測レシピに基づいて算定される平均的な展源パラメータと比較すると、短周期レベルAで約1.2倍、地震モーメントMoで約1.9~2.4倍、アスペリティの面積で約1.7倍となっており(乙11の3)、十分に安全側と評価できるものである。
 - (イ) 経験的グリーン関数の誤差について

相手方は、経験的グリーン関数を用いて、平成9年5月鹿児島県北西 部地震の再現性を確認したが、全体的なレベル感や傾向があうことを確 認している。誤差が生じる点については、基本震源モデルにおいて、す でにアスペリティの位置を敷地に近い側に設定して安全側に評価してい るほか、「不確かさ」を考慮するモデルにおいて安全側に評価して解消 すべき問題である。

- (ウ) 複数のアスペリティで異なる応力降下量を設定することについて 基準地震動の評価は、アスペリティの応力降下量だけで行うものでは ないから、複数のアスペリティで異なる応力降下量を設定していないと いうことだけで、地震動を過小評価していることはならない。相手方は、 「不確かさ」を考慮するモデルにおいて、アスペリティの応力降下量等 の割り増しを行い、短周期レベルAが既往式の値の1.5倍になるよう 安全側に評価している。
- (エ) 短周期レベルAの設定について(不確かさを考慮するモデル) 平成9年5月鹿児島県北西部地震につき、相手方が基準地震動を策定 するために評価した短周期レベルAと、佐藤(2010)が求めた短周期レベ

ルAの値は、評価の過程や方法が異なっており、壇ほか(2001)による平均像との関係が一致していなくても何ら不自然はない。

エ 解源を特定せず策定する地盤動について

- (ア) 相手方は、詳細な調査及び豊富な観測記録に基づく分析を行い、これに基づくと、本件原子炉施設の敷地及びその周辺においては、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動以外に敷地に影響を与える大きな地震動が発生する可能性はない。したがって、本来、敷地において発生し得る地震動は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動による地震動評価で十分である。
- (イ) 抗告人らの主張は、観測記録を基に計算を行って、Mw6.5の地震における最大地震動を評価すべきであるというものであるが、地震ガイドでは、そのような計算による仮想的な地震動を評価することは求められていない(乙119)。
- (ウ) また、抗告人らが震源距離、地震規模から導かれる平均的地震動の値を上回っていると指摘する観測記録のほとんどは、地盤が著しく軟らかい観測点であり、これらの観測記録は、地表から比較的浅所に硬い岩盤が存在しない観測点の記録、かつ地盤の強い非線形特性が見られる観測記録であり、精度の高いはぎとり解析による解放基盤表面の地震動が得られないことから、震源を特定せず策定する地震動の策定に当たっては、考慮すべきものではない。

オ 基準地震動の年超過確率について

相手方も基準地震動の年超過確率をもって本件原子炉施設の安全性が確保されていると主張するものではない。年超過確率は、相手方の策定した基準地震動を超過する地震動が発生する可能性が極めて低いことを定量的に確認するため地震ガイドに基づき、あくまで「参照」の位置付けとして算出しているにすぎないものである。

カ 本件原子炉施設の耐震安全上の余裕について

本件原子炉施設の耐震安全性評価において、安全上重要な建物や機器等の一つひとつについて基準地震動等を用いて行われた解析結果では、耐震設計の基準となる評価基準値を下回っていることが確認されている。また、評価基準値は、実際に建物や機器等が機能を失う限界値を大きく下回る値に設定されているし、解析における評価値も、算定過程において算定結果が保守的になるよう定められている。加えて、原子力発電所では、放射線防護の観点から行われる遮へい設計や、事故の荷重に対する強度設計、回転機器の振動防止対策等の様々な要素を考慮した上、そのうち最も厳しい条件を満足するよう余裕をもって設計されている。

こうした評価基準値の設定などの耐震設計の過程で含まれる余裕や、放射線の遮へい設計などによって行われる壁や材料の強度、寸法等の余裕については、耐震安全上の余裕と見込めるものであり、万が一基準地震動を超える地震動が本件原子炉施設に到来したとしても、直ちに耐震安全性に影響を与えることにはならない。本件原子炉施設がこうした耐震安全上の余裕を有することについては、相手方が行ったストレステストの結果や、財団法人原子力発電技術機構(当時)による原子力発電施設耐震信頼性実証試験の結果等によって裏付けられている。

抗告人らの主張する脆性破壊や座屈の考慮の必要性については、そもそも、その主張の前提とする衝撃荷重の機序が解明されておらず、兵庫県南部地震でみられた鋼管柱の破断等についても衝撃荷重の存在を否定する見解も存在する。なお、相手方は、本件原子炉施設の敷地及び敷地周辺において精度の高い詳細な調査を実施して本件原子炉施設の直下及びその近傍に活断層が存在しないことを確認しているから、衝撃荷重の起因となるような直下地震のおそれはない。

キ 重大事故発生の具体的危険性について

- (ア) 原子力発電施設の通常運転に必要な設備とは別に「安全上重要な設備」を設け、「安全上重要な設備」について格段に高い信頼性を持たせることにより、原子炉の安全性を確保するのが、原子力発電施設の設計における安全性確保の考え方であり、原子炉の安全性確保に係る冷却・電源供給については、補助給水設備及び非常用ディーゼル発電機を「安全上重要な施設」として特に高い信頼性を持たせることにより原子炉の安全性を担保するものとしている。そして、補助給水ポンプ及び非常用ディーゼル発電機は、いずれも、基準地展動に対する耐震安全性評価値が評価基準値を十分下回っている。
- (イ) 本件原子炉施設における使用済燃料は、水位、水温等を管理した強固な使用済燃料ピット内において通常の大気圧下約40℃以下に保たれたほう酸水で冠水され、未臨界状態のまま、放射性物質が十分封じ込められた状態で貯蔵されている。使用済燃料は、冠水さえしていれば崩壊熱が十分除去され、燃料被獲管の損傷に至ることはない。そして、このような貯蔵状態では、冷却水が瞬時に流出するような事態はおよそ起こり得ないから、使用済燃料ピットは、耐圧性能を有する「堅固な施設」による閉じ込めを必要としない。また、本件原子炉施設においては、万一使用済燃料ピットの冷却機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えい等により使用済燃料ピットの水位が低下した場合の対策や電源を喪失した場合の対策も髒じ、これらの対策について手順書を定め、荒天、夜間等の厳しい条件を想定した訓練を繰り返し行っている。
- (ヴ) 本件原子炉施設においては、通常運転時において放射性物質の放出を極力低く抑えることは当然のこととして、原子炉施設の健全性を損なう事故が発生した場合においても、放射性物質の異常な放出を防止するため、原子炉を「止める」、「冷やす」、そして放射性物質を「閉じ込める」という安全上重要な機能を有する設備(以下「安全上重要な設備」

という。)を働かせる事故防止に係る安全確保対策を辯じている。

具体的には、原子炉を止めるための設備として制御棒、制御棒駆動装置、化学体積制御設備を設置している。原子炉を「冷やす」ための設備としては、通常、運転停止後の冷却に用いる二次冷却設備(蒸気発生器を通じた冷却)のほか、補助給水設備や非常用炉心冷却設備(ECCS)を備えている。放射性物質を「閉じ込める」設備としては、原子炉格納容器や原子炉格納容器スプレイ設備等を備えている。そして、これら安全上重要な設備については、原子力発電所の通常運転に必要な設備に比べ、その安全機能を喪失しないよう基準地震動に対する耐震安全性を備え、多重性、多様性及び独立性を有する設備とするなど、高い信頼性を確保している。

- (エ) さらには、福島第一原発事故を踏まえて、上記のような多重性を有する安全確保策がその機能を喪失するような大規模LOCA(一次冷却材が喪失する事故のこと。以下「LOCA」という。) や全交流電源喪失といった過酷事故をあえて想定し、様々な常設及び可搬式の設備(注水設備、電源設備等)を新たに配備し、そのための人員も確保して、事故発生を想定した訓練も行っている。
- (オ) こうしたことからすれば、本件原子炉施設において、福島第一原発のような安全上重要な設備が一斉にその機能を喪失するような事態が発生するとは考えられず、抗告人らの人格権を侵害する具体的危険性を有する重大な事故が発生するおそれはないというべきである。
- (力) 本件原子炉施設は、加圧水型原子炉であって、福島第一原発とは異なり、原子炉格納容器が大きく、自由体積が大きい(約10倍)ことから、万一原子炉格納容器内に水素が発生したとしても、その濃度が高濃度となりにくい特徴を有しているところ、更なる安全確保対策として、水素濃度を低減するための静的触媒式水素再結合装置を各号機につき各5

台,電気式水素燃焼装置(イグナイタ)を13台(予備1台を含む。) 設置している。そして、相手方は、大破断LOCA時にECCSの低圧 注入及び高圧注入機能が全て喪失し、かつ、電気式水素燃焼装置が機能 しない条件を設定した上、原子炉容器下部が破損するまでに炉心内のジ ルコニウム量の100%が水と反応するケース(「実用発電用原子炉に 係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する 審査ガイド」では原子炉容器下部が破損するまでに炉心内のジルコニウ ム量の75%が水と反応するものとして評価するとしている。)を評価 したところ、水素濃度は12.6 vol%に留まり、水素爆発が発生する可 能性のある水素濃度13 vol%(ドライ濃度換算)に達することはない。

(中) 水蒸気爆発については、これまで実機において想定される溶融物(二) 酸化ウランとジルコニウムの混合溶融物)を用いた実験として,COT ELS、FARO及びKROTOSが行われており、延べ30回に及ぶ 溶融物の水プールへの落下実験が実施されているが、これらの落下実験 のうち水蒸気爆発が発生したのはKROTOSの3回の実験のみであ り,同実験においては,水蒸気燥発が発生しやすい環境とするため,溶 融物が水プールに落下中に容器の底から圧縮ガスを供給し、膜沸騰状態 を強制的に不安定化させるという,実機では起こるとは考えられない条 件を付加した(外乱を与えた)ことによるものである。なお,KROT OSの実験においても,外乱を与えても水蒸気爆発に至らなかったケー スが計5回確認されている。本件原子炉施設においては、溶融炉心が原 子炉下部キャビティに落下する際、膜沸騰状態を不安定化させる外乱は 発生しないため、水蒸気爆発が発生する可能性は極めて小さい。また、 原子炉格納容器スプレイから噴霧された水は、多様なルートを経由して 原子炉下部キャビティに流入するようになっており、配管破損により飛 散、落下した配管保温材等は捕捉用の柵で止められるようになっている

ので、水の侵入経路が配管保温材等によって閉塞することはなく、原子 炉下部キャビティに水が張れない事態が生ずることはない。

(3) 火山事象により本件原子炉施設が影響を受ける可能性と人格権侵害又はそのおそれの有無(争点3)について

(抗告人らの主張)

ア 火山ガイドの策定や本件原子炉施設の適合性審査には、火山学の知見が 反映されていないこと

火山ガイドの策定に当たり、火山学の専門家が関与したのは、中田節 也教授がヒアリングを受けた程度であるが、同人は、GPSで地殻変動を 観測していれば噴火の前兆はつかめるものの、噴火がいつ来るのか、どの程度の規模になるのかは分からない、したがって、燃料を運び出す時間的 余裕をもって噴火を予知するのは、モニタリングをもっても不可能である 旨明言している(甲46、47、65、189)。また、本件原子炉施設の適合性審査にあっては、火山学者は誰も関与していない。

さらに、日本火山学会原子力問題対応委員会は、平成26年11月2日付けで、「巨大噴火の予測と監視に関する提言」(甲100)を公表し、カルデラ噴火を含む火山噴火の予測の可能性、限界、曖昧さという火山噴火の予測の限界を踏まえて、火山ガイドの基準等ではこれを十分に考慮し、慎重に検討すべきであるとの見解を明らかにしたほか、火山学者からもカルデラ噴火の予測の限界が相次いで指摘されている(甲98、171、172、267)。

このように破局的噴火の時間的余裕をもった予測が可能であることを前提とした火山ガイドに対しては、火山学会などの専門家から疑問を呈されているほか、英国の原子力規制実務の専門家であるジョン・ラージ氏は、火山ガイドは、原子力発電所の事業者に対し、原子力発電所に影響を与え得る火山事象に対応する設計基準を確立するよう求めていない点などにお

いて、国際原子力機関(IAEA)の基準に適合していない旨指摘しており(甲142),これらの点を踏まえると、火山ガイドの策定やそれに基づいた本件原子炉施設の適合性審査には、火山学の知見が反映されていないものというべきである。

イ 本件原子炉施設は立地不適であること

(ア) 設計対応不可能な火山事象の確率が十分に低いとはいえないこと 火山ガイドにおける「可能性が十分小さい」とは、1000万年に1 回(運用期間100年とすると10万年に1回)というべきところ、 本件原子炉施設には、姶良、阿多、加久藤、小林カルデラ起源の火砕流 が約10万年に1回の程度で到達している可能性がある(甲143,2 61)ほか、阿蘇、鬼界カルデラは、約5万年に1度の割合で破局的噴 火(VEI7クラス)をしている(甲43,264,乙67)。

そして、VEI7クラスの噴火は、九州全域に壊滅的な被害を及ぼすことが想定される(甲216、乙61)ものであるから、本件原子炉施設において、設計対応不可能な火山事象である破局的噴火の影響を受ける可能性が十分に小さいとはいえないのであり、本件原子炉施設は、立地不適と評価されるべきである。

(イ) 相手方の主張等について

a 阪神コンサルタンツの意見書(乙83)について

上記意見書によれば、鹿児島地溝帯のカルデラ火山(姶良、加久藤・小林、阿多)では、今後1年間に破局的噴火が発生する確率は、BPT分布により約1.15×10⁻⁸とされているところ、鬼界カルデラを除く鹿児島地溝帯のカルデラのみを切り出して破局的噴火の周期性をみることに科学的な根拠はなく、このような上記意見書が前提とする鹿児島地溝帯のカルデラに係る破局的噴火の周期性論やBPT分布論に対しては、火山学者からも厳しく批判されており(甲189.

266の1), 上記意見書の信用性は乏しいというべきである。

b マグマ溜まりの状況について

相手方は,本件原子炉施設に影響を及ぼすようなカルデラ (阿蘇,小林・加久藤,姶良,阿多,鬼界)の地下には,破局的噴火を起こすようなマグマ溜まりが10kmより浅いところには存在しないと主張する。

しかし、火山学者からは、現在の科学技術において地下のマグマの 蓄積量を推定する方法がないとの指摘(甲65, 乙82)、深さ10 ㎞より深いマグマ溜まりの状況を推定する方法はないとの指摘(甲6 6)があるところであって、上記カルデラの地下に破局的噴火を起こ すようなマグマ溜りが存在しない保証はなく、かえって、火山学者からは、大規模なマグマ溜まりの存在を示唆する指摘がある(阿蘇カル デラにつき甲265の1、鬼界カルデラにつき甲65, 乙59, 71, 82, 姶良カルデラにつき甲189, 266の1)。

c 階段ダイヤグラムについて

鹿児島地溝帯には、共通するマグマ供給源があるとする相手方の主張(準備書面7・7頁)の裏付け文献(乙62)には、その根拠となる記載がない。むしろ、個々の火山のマグマ溜まりは独立しているという火山学者の指摘がある(甲143)。

d Nagaoka(1988) (乙65) による噴火ステージ論について

VEI7程度の破局的噴火に至るメカニズムは未だ解明されておらず、噴火ステージ論は、テフラ層序などの地質調査結果に見られる定性的傾向を整理するための作業仮説的概念にすぎず、破局的噴火の前の数万年間にわたってプリニー式噴火だけの噴火サイクルが繰り返すという事例は、反例も多く、物理法則による正当化もされていないから、普遍的な法則としての要件を満たしていないという火山学者の指



摘がある(甲266の1)。

. さらに、VEI4~6クラスの噴火がそのまま終息するか、破局的噴火に至るかどうかは、噴火最中のマグマの通路となる地殻内の亀裂の開閉や破壊などの偶然的な要因に左右され、事前に予測することは不可能という指摘(甲266の1)、小さな噴火が大噴火に発展するかどうかは、1週間前くらいにならなければ判断できないという指摘(甲66)、噴火直前になるまで普通の噴火になるのか分からないという指摘(甲189)がそれぞれ火山学者からされているところであり、したがって、プリニー式噴火ステージなるものを破局的噴火の予兆現象として見ることはできないというべきである。

e Druitt et al. (2012)と基線長の変化について

f モニタリングの実効性はないこと

破局的噴火を,燃料搬出に要する時間も含めた十分な時間的余裕を もって予測できるという火山学者はいない。中田節也教授は不可能と の意見であり、アンケートに回答を寄せた4人の専門家も同様の意見 を述べている(甲65,189)。原子力規制委員会に設置されたモニタリング検討チームも、破局的噴火の中長期的予測の手法は確立しておらず、短期的にはモニタリングによって異常が捉えられる可能性が高いが、それがいつ、どの程度の噴火なのか、あるいは定常状態のゆらぎの範囲内なのかを職別することはできないと指摘している(乙231)。

なお、相手方は、Mogi.江藤.Kozono 等の式を用いて 0.05 量/年のマグマ供給量に相当する地殻変動量を計算し、これから姶良カルデラの警戒体制に移行する地殻変動量を 5 cm/年としているが(甲 2 6 2 の 1 ・ 2)、Mogi.江藤.Kozono 等の式が適用可能なのは、マグマ溜まりの深さに比べ、その半径が 1 / 1 0 程度と十分に小さい場合であって、相手方が想定している深さ 1 0 ㎞未満のマグマ溜まりの場合には、その半径が 1 ㎞以下ということになり、100 臓程度のマグマ溜まりには、上記式を適用して地殻変動量を計算することはできない(甲 2 6 5 の 1)。

さらに、相手方は営利企業であり、空振り覚悟で本件原子炉施設を 廃炉とすることは考え難く、モニタリング検討チームでも、モニタリ ングをするだけの技術、設備、学術的知見が存在しないと指摘されて いる(甲66)。

- ウ 本件原子炉施設は、降下火砕物に対しての安全性が確保されていないこ と
 - (ア) VEI7レベルの火砕流噴火では、本件原子炉施設の敷地に積もる降下火砕物は、少なくとも50cm以上になること

相手方が調査の際に参照した文献(甲264)によれば、約2.6~ 2.9万年前の姶良カルデラ噴火によって、姶良Tn火山灰が広範囲に 降下し、本件原子炉施設周辺でも50cmの範囲に入っている。したがっ て、VEI7レベルの火砕流噴火では、本件原子炉施設の敷地に積もる 降下火砕物は、相手方が想定する15cmをはるかに上回る危険がある。

(イ) VEI7に至らない噴火でも、本件原子炉施設の敷地に積もる降下火 砕物は15cm以上になること

相手方は、上記桜島薩摩噴火を基に降灰のシミュレーションを行っているところ(乙59)、最新の火山学の知見によれば、噴火の強度(噴出率)によっては、火山灰が風上に対しても同心円状に拡散することが知られている(甲266)が、上記シミュレーションでは、その知見が取り入れられていない。仮に、上記知見を取り入れず、風向や風力といったパラメータだけでシミュレーションをするとしても、火山灰が本件原子炉施設に到達するという最悪の条件で降灰の厚さを算定しなければ、本件原子炉施設の安全性が確保できているとはいい難い。

北海道電力株式会社が泊原子力発電所の安全審査の際に用いたシミュレーション(甲293の2)を本件原子炉施設に適用すると、本件原子炉施設に想定される降灰の厚さは52~66cmと算定される(甲289)。また、平成25年8月18日の桜島噴火が、桜島大正噴火規模であった場合の本件原子炉施設の敷地近傍(南10km)の予想降灰量は10cmであるところ(甲290)、相手方が想定する桜島薩摩噴火のテフ

ラ噴出規模は、上記桜島大正噴火の22~28倍であるから、これによる降灰の厚さは優に1mを超えることが想定される。

さらに、安全審査の際、相手方が本件原子炉施設における降灰盤を算 出するのに用いたシミュレーションプログラム「TEPHRA2」を使 用し、相手方が使用した月平均の風向ではなく、本件原子炉施設の敷地 方向に風が吹いていた特定の日のデータを入力し、その余は相手方が使 用したパラメータを入力して、本件原子炉施設の敷地付近の降灰量を推 計する計算を行ったところ,平成10年9月18日午後9時の鹿児島の 観測点で観測された風向風速のもとで本件原子炉施設の敷地における降 灰盤は610kg/mg(降灰厚61cmに相当)と計算された。これは、相手 方によるシミュレーションによる推定15cmの約4倍に当たる。このシ ミュレーションは、相手方のシミュレーションにおいて相手方が参照し た風向の月平均に係る全ての期間について個別の日毎のデータを取得し て行っているものであるところ、それぞれの推計計算結果において、相 手方が想定する降灰厚15cmを超過した合計件数の全データ件数に対す る割合が約3.8%になるという結果を得ている。また、上記日時の上 記観測点で観測された風向風速のもとでの本件原子炉施設の敷地におけ る中位火山灰濃度時間積1589mg・日/m, 粒径が1mmより大きい粒 子を除外したものでも1154mg・日/㎡と計算され、相手方が採用した 8月平均風速方向データを用いて上記濃度時間積を計算したとしても1 154mg・日/㎡、粒径が1mmより大きい粒子を除外したものでも112 9 mg・日/m²となり、相手方が想定している 3 2 4 1 μ g/m²の 3 0 0 倍以 上の数値となっている。なお,このようなシミュレーションの妥当性に ついては、相手方が採用する8月の平均風向及びその他パラメータを入 力して,本件原子炉施設における降灰量を評価したところ,相手方の評 価より17%過小になっていることや、等層厚線図を作成したところ、

全体的に降灰量が少ないものの、概ね相手方の等層厚線図と形状が一致 していることなどから確認されているといえる。

さらに、相手方は、シミュレーションにおいて粒径を過小評価している。すなわち、相手方は、Phi 値(粒径を d mmとしたときーlog2d で与えられる。Phi 値が大きくなると粒径が小さくなる。)を中央値4.50、平均値3.00と設定しているが、最新の知見によれば、中央値は1.35、平均値を1.16として設定すべきものとされている。相手方が設定した Phi 値では、粒径が小さいので粒子が遠くへ飛ばされてしまい、本件原子炉施設の敷地の降灰量が過小になる。ここで、Phi 値を上記最新の知見に基づく値に設定して、平成10年9月18日午後9時の鹿児島の観測点で観測された風向風速のもとでシミュレーションを行い、本件原子炉施設の敷地における降灰量、降灰厚を計算すると2mを超える値が算出されるのである(甲430)。いずれにしても、相手方のシミュレーションによる15cmの降灰という想定が過小であることは明らかである。

(ウ) 非常用ディーゼル発電機フィルタの閉塞リスクの評価の誤り

相手方は、15cmの降灰時において、降下火砕物の濃度を3241μg/㎡と想定して、非常用発電機の連続運転時間を約26.5時間と算出している(甲184)。上記降下火砕物の濃度は、2010年アイスランド南部噴火におけるアイスランド共和国へイマランド地区の観測結果を援用しているところ、その数値は、上記降灰下の条件としては過小評価である。すなわち、上記観測結果は、降下火砕物全体ではなく、直径10μm以下の浮遊粒子であるPM10の測定値にすぎない上、へイマランド地区においての最高ピーク値でもない(甲294)。そして、同数値が観測されたのは、2010年7月1日であったところ(甲188)、その観測日は、最後の噴火のあった同年6月4日~8日からすで

に3週間以上が経過していたものであり(甲295),噴火によって直接飛来したものを観測したものであるとはいえない。こうして,相手方の援用した3241 μ g/ \mathbf{m} という濃度数値は,明らかに過小であって,これを噴火時の降下火砕物に対するリスク評価に用いることは不適当である。

ここで、上記2010年アイスランド噴火を元にして、15㎝の降灰 時におけるPM10濃度を推計し、相手方の想定した濃度が過小である ことを例証する。2010年4月30日から同年5月24日までのアイ スランド共和国ビーク・イ・ミールダルで得られた24時間平均PM1 0 濃度のデータにつき、定常的な再飛来由来の数値として閾値100μ g/㎡を控除した数値を噴火からの直接飛来分として総計すると355 7μg/㎡となる。他方、上記期間の降灰厚は、観測値を元にすると0. 8㎝と想定される。ここで、火山灰の降下量M×比例係数C=火山灰濃 度D×経過時間Tの関係式が成立するから、比例係数Cは、火山灰濃度 D×経過時間T/火山灰の降下量Mで与えられ、これを上記数値にあて はめると、比例係数Cは、3557μg/m2×24h (時間) /8m= 10.7mg・h (時間) / m゚・1 mmと算出される。この比例係数からす れば、1時間かけて1㎜の降灰があった場合の火山灰濃度は10.7㎜ /m. 6時間かけて同様の降灰があった場合には、6で割った1.8mg /m²ということになる。したがって、15cmの降灰があった場合の火山 灰濃度は、6時間かかった場合で270㎞/㎡、12時間かかった場合 で130g/㎡, 24時間かかった場合で70g/㎡であり, 24時間 かかった場合で比較しても,相手方が想定する火山灰濃度の20倍を超 える。

以上が相手方が参照したという2010年アイスランド南部噴火におけるアイスランド共和国へイマランド地区の観測記録に基づく試算であ

るが、実は、上記噴火よりも相手方が想定している桜島薩摩噴火により 条件が近く、あるいは比較のための条件が適切であるといえる火山噴火 の観測事例が存在する。それは、アメリカ西部に位置する活火山である セントヘレンズ火山の1980年5月18日噴火の事例である。同噴火 は、VEI5クラスの噴火であり、桜島薩摩噴火により近い規模である。 同噴火において、同火山から135㎞離れた(桜島から本件原子炉施設 までの距離が約50㎞であるから2倍以上の距離があることになる。) アメリカワシントン州Yakimaの地表付近地点において,5~9㎜ 程度の降灰が、24時間平均総浮遊粒子状物質濃度として33400μ g/㎡という値がそれぞれ観測された(甲426)。同噴火の火山からの 距離が、桜島と本件原子炉施設との距離の2倍以上の距離がある上記Y a k i m a の観測点において、相手方が想定する 3 2 4 1 μ g/㎡を 1 0 倍強上回っている24時間平均総浮遊粒子状物質濃度が観測されたこと になる。同観測点での降灰量はせいぜい9㎜程度にすぎないから、15 cmの降灰量を想定すると、単純比較してもさらに16倍強になる可能性 すらある。

これらの試算のほか,前記(イ)のシミュレーションにおける降灰風計算の結果からしても,相手方の降下火砕物の濃度の想定は過小であることは明らかである。

- (エ) 降下火砕物の非常用ディーゼル発電機への侵入リスクの評価の誤り相手方も、粒径0.12㎜未満の粒子はフィルタを通過し、それ以上の粒子でも10%も通過することを認めており、これらフィルタを通過した粒子がディーゼル発電機の機関内に侵入することになる。相手方が想定する噴火規模や降下火砕物の濃度が過小であることは前記のとおりであるから、大量の粒子がフィルタを通過することになる。
- (オ) 降下火砕物の非常用ディーゼル発電機機関の摩耗、閉塞リスクの評価

の誤り

相手方は、非常用ディーゼル発電機機関のシリンダライナーやピストンリングのブリネル硬さが230と主張するが、降下火砕物を構成する火山ガラスのモース硬度は5(ブリネル硬さ370相当)であり、降下火砕物の方が硬い。仮に、降下火砕物が機関内で破砕されるとしても、硬度が失われるものではないから、機関内でひっかかりなどによる摩擦が生じ、機関の摩耗につながるのである。

また、機関内に侵入した降下火砕物は、サイドクリアランス(ピストンリング溝とピストンリングの間隙)に侵入し、ピストン焼き付きの原因にもなり、さらに、降下火砕物により汚染された潤滑油が機関各部に送出され、機関全体に摩擦、摩耗、固着のリスクが生じる。

(カ) 非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合の対策の実効性

相手方は、非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合における炉心 の冷却の方法として、タービン動補助給水ポンプ注水による冷却(一次 冷却材によって加熱されて生じる蒸気の圧力を駆動力として二次冷却系 である蒸気発生器に注水する。)を主張するが、これを継続するために は、①給水源が枯渇しないこと、②一次冷却材が十分にあることが条件 となる。

②が条件となるのは、一次冷却材が不足して炉心が露出してしまうと、いくらタービン動補助給水ポンプが作動したとしても、炉心から熱を奪うものがなくなり、炉心損傷のリスクが高まるからである。ここで、RCP(1次冷却材ポンプ)シールLOCAは、相手方が炉心損傷に至る過酷事故シナリオの一つである。相手方は、交流電源が60分で回復することを想定している(甲296)が、その保証はない。相手方の想定によればLOCAが発生した後、炉心損傷までの猶予時間は約2.9時間であり(甲296)、その間に交流電源による炉心注水を行う必要が

あるが、前記のとおり、この猶予時間内に交流電源が回復する担保は何もないのである。仮に、一次冷却材の不足という事態に陥らなかったとしても、タービン動補助給水ポンプによる注水可能時間は約10.9時間(甲296)であるので、遅くともその時間内に交流電源の回復が図られなければならないが、その担保もない。

このように、相手方は降下火砕物によって交流電源が軒並み使用不能 になるというリスクを考慮していないというべきである。

(キ) 建屋の屋根に対する強度評価の非保守性

相手方は、建屋の強度評価において、降下火砕物の堆積による荷重と 地震荷重の組み合わせを考慮していないが、桜島大正噴火の際にはマグ ニチュード7.1という比較的大きな地震が発生しており、降灰で屋根 の重量が増すことにより固有振動数が変化して共振を起こしたり、上記 地震による強震動によって建屋屋根にかかる荷重が増大するなどして屋 根が崩落する危険性がある。

(ク) 電源、冷却水の確保に関する評価の非保守性

相手方はわずか7日間の外部電源喪失しか想定していないが、桜島薩 摩クラスの噴火でも周辺地域への影響は甚大なものがあり、7日間のう ちに外部電源を復旧できるというのは楽観にすぎる。

非常用ディーゼル発電機について、吸気フィルタの閉塞を回避できた としても、室内換気フィルタが閉塞すれば、室温上昇、潤滑油の劣化、 冷却水系統の流量低下などが発生する可能性があるが、相手方がこのよ うな可能性に対する検討をしていない。

また,相手方の過酷事故対応は,可搬式設備を用いた人力による対応を基本としているが,そのような対応では,桜島薩摩クラスの噴火の際,降下火砕物や火山ガスなどの影響を受けて対策作業に支障を及ぼす可能性がある。

また、火山灰によるオフサイトへの影響、たとえば広域停電、通信障害、道路の渋滞、飛行機・ヘリコプターの飛行制限または不可も、本件原子炉施設における過酷事故対応に悪影響を与えることは優に想像できる。

(相手方の主張)

ア 火山ガイドの合理性

火山ガイドは、国内外の専門的な知見を参考として作成され、専門家からの意見聴取及びパブリックコメントを経て策定されたものであるから、 その内容において不合理な点はない。

抗告人らは、現在の科学水準では破局的噴火を予知できないことから、これのモニタリングを要求する火山ガイドは、科学的知見に反して不合理であると主張する。しかし、そもそも、火山ガイドの求めるモニタリングは、噴火の時期や規模を正確に予知することを目的として行われるものではなく、設計対応が不可能な火山事象が原子力発電所の運用期間中に及ぼす可能性が十分に小さいと認められる場合に、その可能性が十分に小さいことを継続的に確認する目的で行われるにすぎないから、抗告人らの主張は前提において失当である。

イ 本件原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が起こる可能性が極めて低い こと

本件原子炉施設に影響を与える5つのカルデラ火山のほか9つの火山につき、相手方の地質調査や文献調査の結果により、本件原子炉施設の運用期間中において、破局的噴火や火砕密度流など設計対応が不可能な火山事象が発生する可能性が極めて低いことを確認している。

ウ 火山活動のモニタリングについて

破局的噴火は,数万年から十数万年に1回程度の超大規模な噴火であり, 地下浅部に噴出量が100㎞を超える大量のマグマが蓄積される必要があ る。かかる大量のマグマの蓄積が進めば、火山周辺では基線長の変化や先行する巨大噴火の発生等の事象が生じるはずであり、事象の発生から破局的噴火に至るまで少なくとも数十年の猶予があると考えられる。

相手方としては、破局的噴火に発展する可能性がわずかにでも存するような事象が確認された場合には、その時点で、空振りも覚悟で直ちに適切な対処を行う方針である。

エ 本件原子炉施設が降下火砕物に対して安全性を確保していること相手方は、過去、本件原子炉施設に最も大きな影響を及ぼした約1.3万年前の桜島薩摩噴火による降下火砕物を想定し、文献調査や数値シミュレーション結果を踏まえて、降下火砕物の層厚を安全側に15cmと評価している。

その上で、本件原子炉施設の安全上重要な設備に対する影響を評価したが、本件原子炉施設の安全性が損なわれることがないことを確認した。たとえば、非常用ディーゼル発電機については、そもそも下方から吸気するため粒子が侵入しない構造である上、粒径0.12mm以上の粒子は90%以上がフィルタに捕獲されるのであり、降下火砕物は容易に非常用ディーゼル発電機の機関内には侵入しない。非常用ディーゼル発電機の機関内には侵入しない。非常用ディーゼル発電機の機関内に侵入した粒子も、降下火砕物は硬度が低く、破砕しやすいことから機関を摩託させることはなく、機関内のシリンダライナーとピストンリングの間は非常に狭いため、粒子がその隙間に入り込むおそれもない。フィルタに付着した粒子の清掃に要する時間は2時間程度であり、フィルタの交換だけであれば1時間程度で可能である。非常用ディーゼル発電機は、川内1号機及び川内2号機にそれぞれ2台ずつ備え付けられており、作業の間、他方の発電機で電源を賄うことができる。さらに、本件原子炉施設は、万が一、非常用ディーゼル発電機などの全交流電源が喪失しても、炉心損傷を防止するための冷却手段(タービン動補助給水ポンプ等)を備えている。

したがって,降下火砕物により,抗告人らの人格権を侵害する具体的危 険性を有する重大な事故が発生するおそれはないというべきである。

(4) その他の事象により本件原子炉施設が影響を受ける可能性と人格権侵害又はそのおそれの有無(争点4)について

(抗告人らの主張)

使用済燃料ピットは、原子炉格納容器のような堅固な構造物に囲い込まれていないので、竜巻による飛来物が、燃料取扱建屋の外壁等を貫通して内部に侵入し、使用済燃料が破損したり、ピットの破損により使用済燃料の冷却ができなくなる危険がある。また、破損の危険性は、1回の飛来物の衝突だけでなく、複数回の飛来物の衝突を想定すべきである。

イ 本件原子炉施設がテロや戦争行為の対象になる危険があること

中東等におけるISILの活動や北朝鮮による大量破壊兵器、ミサイル 開発等の動向を踏まえると、近年の我が国の国内外の社会的変化は、テロ 対策の必要性を認識させる状況にある。現に諸外国において、原子力発電 所の施設がテロリストによる攻撃の標的になったことが少なくない。

新規制基準では、事業者に対し、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やテロリズムによる重大事故等への対応を求めてはいるものの、原子力発電所の施設がミサイル攻撃に対処し得る設備を備えていることも、テロリストによる攻撃に対する職員の訓練をすることも求めていない。核セキュリティに関するNGOが平成24年1月に発表した核セキュリティに関するランキングによれば、我が国は32か国中30位とされており、新規制基準は、テロなどの人為事象に対して国際的な水準に到底及んでいない。

また、相手方はこうした新規制基準の要求に沿った対策をとっていることの疎明もしないし、そもそも、こうしたテロリストの攻撃に対して原子

力発電所の施設の安全を十分に確保し得る手段は存在しない。戦争行為により攻撃の対象になった場合にはなおさらである。

原子力発電所の施設は、テロや戦争行為による攻撃に対して余りにも脆弱であり、その攻撃の対象になった場合には、過酷事故に至る危険性が高いことは自明であって、テロや戦争行為による攻撃の具体的な危険性が否定できない以上、抗告人らの人格権侵害の具体的危険性も存在するというべきである。

(相手方の主張)

竜巻については、我が国において過去に発生した最大規模の竜巻(最大風速 7 -~9 2 m/s)を踏まえ、さらに安全側に最大風速 1 0 0 m/s の竜巻を想定して、安全上重要な設備を内包する建屋等の安全評価を行っている。その結果、屋外にあり飛来物の衝突により安全機能を維持できない安全上重要な設備(海水ポンプ、復水タンク等)については、金属製の竜巻防護ネットにより飛来物の衝突を防ぐ対策を行っている。また、屋外に保管している資機材については、固縛、分散配置等を行っている(乙 4 4)。

(5) 本件避難計画等の実効性と人格権侵害又はそのおそれの有無(争点5)について

(抗告人らの主張)

ア 本件避難計画等には、避難時に当然予想、危惧される問題点に対する対 処方法が盛り込まれていない不備があること

本件避難計画等には、①避難時の燃料補給、トイレの使用 ②避難用の稼働バス台数の圧倒的不足 ③大渋滞に伴い長時間にわたる避難中の自動車中への放射能侵入と避難者の放射線曝露の問題についての対策が盛り込まれていない。これらは、避難時に当然に予想される事柄であり、これらが盛り込まれていなければ、実効的な避難計画とはいえず、重大な欠陥があることになる。

イ 段階的避難方式では流出放射能から避難住民の安全を守れないこと

放射線量の増加を待ってからの避難では、避難当初からの被曝は免れないというべきである。自宅で待機といっても、放射能に対する防護措置はないのであるから、外部からの放射能の侵入を長時間防護できない。また、水や食料のほか、電気、ガス、水道といったインフラが続くとも限らず、自宅待機にも限界がある。

また、相手方が主張する段階避難方式でも輸送力不足はすぐに顕在化する。半径10㎞圏内での大気中の放射線量が500μsvを超える段階に至れば、それが半径30㎞圏内に広がるのにさして時間はかからない。そうすると、UP2圏内の住民に必要とされるバスのうち約800台がやはり不足することになる。

(相手方の主張)

原子力対策指針では、原子力災害時において、一斉に避難を行うものではなく、事態の進展状況と発電所からの距離に応じて、段階的に避難を行うこととされている。この原子力対策指針は、福島第一原発事故の教訓を踏まえて策定されたものであるから、合理性、実効性がある。また、本件原子炉施設は、多重防護の考え方を取り入れており、万が一、本件原子炉施設において事故等が発生した場合でも、原子力発電所の施設外に放射性物質が時間的に間断なく急速に放出される可能性は極めて低い。

第4 当裁判所の判断

- 1 本件申立てについての司法審査の在り方(争点1)について
 - (1) 人格権に基づく差止請求の法的根拠及び要件等

本件は、抗告人らが、相手方が設置している本件原子炉施設の運転により その生命、身体を害されるとして、相手方に対し、人格権に基づき、相手方 が設置している本件原子炉施設の運転の差止めを命ずる仮処分命令を求める 事案であり、抗告人らが主張する被保全権利は、人格権に基づく差止請求権 である。

一般に、人格権とは、人の生命、身体から、名誉、氏名、肖像、プライバシー、自由及び生活等に関する諸利益に至る包括的な概念であるが、本申立てにおいて抗告人らが差止請求の根拠として主張する人格権は、各人の人格に本質的な生命、身体に係る権利であると解されるところ、人の生命、身体は、それ自体が極めて重大な保護法益であり、このような人格権は、物権の場合と同様に、排他性を有する権利というべきである。したがって、人は、上記人格権が違法に侵害され、又は違法に侵害されるおそれがある場合には、現に行われている違法な侵害行為を排除し(妨害排除請求)、又は将来生ずべき違法な侵害行為を予防する(妨害予防請求)ため、当該侵害行為の差止めを求めることができる。本申立てに係る被保全権利は、抗告人らの生命、身体に係る人格権に基づく妨害予防請求として、相手方に対し、本件原子炉施設の運転の差止めを求めるものと解される。

一般に、実体的権利に基づく妨害予防請求権が観念される場合において、 妨害予防請求権が肯定されるためには、少なくとも、当該実体的権利が違法 に侵害される高度の蓋然性が認められることが要件となるものと解され、こ の理は、当該実体的権利が人格権である場合においても、原則として異なる ところはないというべきである。

ところで、本申立てにおいて抗告人らが差止請求の根拠とする人格権は、 生命、身体に係る権利であり、抗告人らは、相手方の設置する本件原子炉施 設が安全性に欠けるところがあり、その運転によって放射線被曝を来しその 生命、身体を侵害される具体的危険があると主張するものである。

原子炉は、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の 核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量 の人体に有害な放射性物質を発生させるものである。本件原子炉施設も、ウ ランを核燃料物質とし、ウランの原子核分裂の過程で発生する高エネルギー

を利用して電気を発生させる発電装置であって、その稼働により、原子炉内 部に核分裂生成物やプルトニウムを含む多盘の放射性物質が発生し,当該放 射性物質は、使用済核燃料として原子炉内から取り出された後も,長期間に わたり原子核崩壊を繰り返すことにより、高エネルギー(崩壊熱)及び放射 線を発生し続けるのであって,本件原子炉施設は,このような使用済核燃料 をも多量に保有するものである。そして、人体が有意な量の放射線、すなわ ち、人の健康の維持に悪影響を及ぼす程度の量の放射線に被曝した場合,そ の生命、身体に対する影響は、重大かつ深刻なものとなり、しかも、その効 果は不可逆的に生じる。他方で、放射性物質の原子核崩壊の過程を制御する 方法及び環境中に放出された放射性物質を効果的かつ効率的に除去する方法 は現在のところ存在していない。そうすると、本件原子炉施設のような発電 用原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転等(稼働)によって 放射性物質が周辺の環境に放出されるなどした場合、当該放射性物質による 有意な量の放射線に被曝した人は、その生命、身体に回復し難い重大な被害 を受けることになり、しかも、いったん放射能によって汚染された環境を効 果的かつ効率的に浄化することは現在の科学技術水準からはほとんど不可能 であるから、このような態様の侵害行為によって損なわれる人格的利益の回 復を事後の妨害排除請求や損害賠償請求によって図ることはほとんど不可能 というべきである。

抗告人らの差止請求に係る被侵害利益が生命,身体という各人の人格に本質的な価値に係るものであり,本件原子炉施設の安全性の欠如に起因する放射線被曝という侵害行為の態様,当該侵害行為によって受ける抗告人らの被害の重大さ及び深刻さに鑑みると,そのような侵害行為を排除するため,人格権に基づく妨害予防請求としての本件原子炉施設の運転の差止請求が認められるためには,本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり,その運転に起因する放射線被曝により,抗告人らの生命,身体に直接的かつ重大な被

害が生じる具体的な危険が存在することをもって足りると解すべきである。

また、上記のような被侵害利益の内容、性質、侵害行為の態様、利益侵害(被害)の重大さ及び深刻さに鑑みると、本件原子炉施設の運転に起因して人の健康の維持に悪影響を及ぼす程度の量の放射線に被曝させる限りにおいて、当該侵害行為は受忍限度を超えるものとして違法というべきであり、本件原子炉施設を稼働させることによる地域の電力需要に対する電力の安定供給の確保、産業経済活動に対する便益の供与、資源エネルギー問題や環境問題への寄与などといった公共性ないし公益上の必要性は、当該侵害行為の違法性を判断するに当たっての考慮要素となるものではないというべきである。

さらに、発電用原子炉施設において重大事故が発生した場合に当該発電用 原子炉施設の周辺に居住等する住民がその生命、身体に重大な被害を受ける ような放射線被曝を避けるために適切に避難することができる実効的な避難 計画が定められており、当該避難計画に従って避難等することにより上記の ような放射線被曝を免れる蓋然性が高い場合においても、その生命、身体に 対する重大な被害を免れるためにその居住等する地を離れて避難を余儀なく されること、換言すれば、生活の本拠等を離れて避難しなければその生命、 身体に重大な被害を受けることを余儀なくされること自体、そもそも生命、 身体に対する重大な侵害行為というべきである上,上記のとおり,いったん 放射能によって汚染された環境を効果的かつ効率的に浄化することは現在の 科学技術水準からはほとんど不可能であって,重大事故がもたらす災害によ りその生命,身体に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される地域に 居住等する者は,事故後その居住等する地に戻ることが事実上不可能ないし 著しく困難になると考えられることにも鑑みると,たとい適切かつ実効的な 避難計画が策定されていたとしても,その居住等する地を離れて避難しない 限り、当該発電用原子炉施設の運転等に起因する放射線被曝によりその者の 生命,身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存する場合には, 差止請求の要件を満たすものというべきである。

そこで, 人格権に基づく妨害予防請求としての差止請求の要件としての生命, 身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険について検討する。

(2) 差止請求の要件としての具体的危険

本件原子炉施設のような発電用原子炉施設については,その原子炉施設(使 用済核燃料貯蔵施設を含む。以下同じ。)の安全性が確保されないときは、 当該発電用原子炉施設の従業員を放射線に被曝させるのみならず,当該発電 用原子炉施設の周辺環境に放射性物質が放出されて周辺の環境を放射能によ って汚染し、放射線被曝によって当該発電用原子炉施設の周辺住民等の生命、 身体に重大な危害を及ぼすなど,深刻な災害を引き起こすおそれがある。こ のような災害は、当該発電用原子炉施設の設計、施工の瑕疵や、人為による 過誤等によっても生じ得るが,戦争やテロリズム,さらには地震,津波,火 山の噴火,竜巻等といった自然現象によっても生じ得るものである。とりわ け、我が国は、後記のとおり、4つのプレート(ユーラシアプレート、北米 プレート,太平洋プレート及びフィリピン海プレート)の境界付近に位置し ており,プレートテクトニクスのエネルギーにより,世界的にみても,規模 の大きな地震や地震に伴う津波が頻発する地域となっているのみならず,火 山フロントが形成されて多数の活火山が生み出され、大規模な噴火を繰り返 してきたことは、公知の事実である。そのような状況の下において、どのよ うな事象が生じても発電用原子炉施設から放射性物質が周辺の環境に放出さ れることのない安全性を確保することは、少なくとも現在の科学技術水準を もってしては不可能というべきであって、想定される事象の水準(レベル) をいかに高く設定し,当該事象に対する安全性の確保を図ったとしても,想 定された水準(レベル)を超える事象は不可避的に生起するのであり、また、 そのような事象が生じる頻度が極めてまれなものであるとしても、当該事象 が当該発電用原子炉施設の運用期間 (発電用原子炉施設に核燃料物質が存在する期間) 中に生じる可能性が零ということはできない。

すなわち、地震、津波や火山の噴火といった自然現象の予測における科学的、技術的手法には必然的に限界が存するものであって、少なくとも現時点においてその限界が克服されたとはいい難い状況にあることは公知の事実であり、最新の科学的技術的知見を踏まえた予測を行ったとしても、当該予測を超える事象が発生する危険(リスク)は残る。また、一般に、自然現象については、地震や火山事象についても、規模と発生頻度との間に相関関係が認められており、その規模が大きくなればなるほど、発生頻度(発生確率)は低下する関係にあるが、その最大規模の自然現象の発生頻度(発生確率ないしリスク)が零になることはない。そして、そのようなリスクを許容するか否か、許容するとしてどの限度まで許容するかは、社会通念を基準として判断するほかないというべきである。

そうであるとすれば、人格権に基づく妨害予防請求としての発電用原子炉施設の運転等の差止請求においても、当該発電用原子炉施設が確保すべき安全性については、我が国の社会がどの程度の水準のものであれば容認するか、換言すれば、どの程度の危険性であれば容認するかという観点、すなわち社会通念を基準として判断するほかないというべきである。

(3) 発電用原子炉施設に対する法令の規制等

ところで、発電用原子炉施設の設置及び運転等については、福島第一原発における事故の前から、原子炉等規制法(平成24年法律第47号による改正(以下「本件改正」という。)前のもの。)により、原子炉の設置の許可、変更の許可により原子炉の基本設計についての安全審査を、設計及び工事方法の認可により原子炉の具体的な詳細設計及び工事方法についての安全審査を行い、さらに、使用前検査及び定期検査を受けさせ、また、保安規定を定めて認可を受けさせるなど、いわゆる段階的な安全審査を行うことによって、

原子炉の安全性の確保を図る仕組みが設けられてきた。その趣旨については、原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、このような災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉施設の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、多段階にわたり十分な審査を行わせることにあるものと解される。

ところが、前提事実(5)のとおり、本件改正前の原子炉等規制法に基づく許可及び認可等を受けて稼働していた福島第一原子力発電所(福島第一原発)において、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震及び同地震による津波によって、1号機ないし4号機が全電源を失い、複数の原子炉で炉心溶融や水素爆発を起こすという過酷事故が発生し、大量の放射性物質が環境に放出された。

東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発における事故を踏まえて、原子力基本法及び原子炉等規制法が改正(本件改正)された。本件改正の概要は、次のとおりである(前提事実(7)参照)。

原子力基本法 2条に 2 項として,原子力利用に係る安全の確保については,「確立された国際的な基準を踏まえ,国民の生命,健康及び財産の保護,環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として,行うものとする」旨の規定が追加された上,原子炉等規制法 1 条の目的規定が,「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質,核燃料物質及び原子炉による災害を防止し,及び核燃料物質を防護して,公共の安全を図るために,製練,加工,貯蔵,再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し,大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか,・・・もって国民の生命,



健康及び財産の保護, 環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」と改められた。

原子炉等規制法においては、発電用原子炉の設置、運転等に関する規制と して、設置及び変更の許可(43条の3の5、43条の3の8)、工事の計 画の認可(43条の3の9),使用前検査(43条の3の11),施設定期 検査(43条の3の15),保安規定の認可(43条の3の24)などとい った段階的な安全審査の仕組みは維持されたが、設置許可の申請書の記載事 項として、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合に おける当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項 (43条の3の5第2項10号)が加えられ、設置許可の基準の一として、 設置者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷等)の発生及び拡大の 防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉 の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること(43条の3の6第 1項3号)が定められ、発電用原子炉設置者が発電用原子炉施設の保全等の ために識じなければならない保安のために必要な措置(保安措置)に重大事 故が生じた場合における措置に関する事項を含むものとされる(43条の3 の22第1項)など、重大事故対策が強化されたほか、許可を受けた発電用 原子炉施設について最新の科学的技術的知見を踏まえた新たな基準が定めら れた場合には当該施設を当該基準に適合させるバックフィット制度が導入さ れ(43条の3の14,43条の3の16。基準を満たさない発電用原子炉 施設に対しては運転停止や許認可の取消しを行い得ることになる。43条の 3の23、43条の3の20第2項)、発電用原子炉施設の運転期間を使用 前検査に合格した日から起算して40年とする(ただし、20年を超えない 期間を限度として、1回に限り、延長の認可をすることができる。)運転期 間制限制度が導入され(43条の3の32),さらに,発電用原子炉設置者 等は自ら当該発電用原子炉施設等の安全性についての評価を行うことを義務 付け、その結果等を届出させ、届出に係る評価の結果等を公表する制度も導入される(43条の3の29)などした。

そして,原子力利用における安全の確保及び原子炉に関する規制等を行う 機関として,原子力規制委員会設置法に基づき,新たに原子力規制委員会が 設置された。原子力規制委員会設置法によれば,原子力規制委員会は,東北 地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力 利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し,一の行政組織が原子力 利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するた め、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大 の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準 を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、 又は実施する事務(原子炉に関する規制に関することを含む。)を一元的に つかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な 立場で独立して職権を行使し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環 境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として(1条), 国家 行政組織法3条2項の規定に基づき、環境省の外局として設置された行政機 関であり(2条)、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我 が国の安全保障に資するため, 原子力利用における安全の確保を図ること(原 子炉に関する規制に関することを含む。)を任務とし(3条),原子力利用 における安全の確保に関すること,原子炉に関する規制等その他これらに関 する安全の確保に関すること等に係る事務をつかさどる(4条)。原子力規 制委員会は,委員長及び委員4人をもって組織され(6条),委員長及び委 員は,人格が高潔であって,原子力利用における安全の確保に関して専門的 知職及び経験並びに高い職見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、 内閣総理大臣が任命し(7条),独立してその職権を行う(5条)。原子力 規制委員会には,原子炉安全専門審査会等が置かれ(13条),原子炉安全 専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議し(14条)、その審査委員は、学識経験のある者のうちから原子力規制委員会が任命する(15条)。原子力規制委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、原子力規制委員会規則を制定することができる(26条)。原子力規制委員会には、その事務を処理させるため、事務局として原子力規制庁が置かれる(27条)。

以上が本件改正の概要であるが、その趣旨については、福島第一原発事故の深い反省に立ち、その教訓をいかしてそのような事故を二度と起こさないようにするとともに、我が国の原子力の安全に関する行政に対する損なわれた信頼を回復し、当該行政の機能の強化を図るため、原子炉等規制法において、最新の科学的技術的知見を規制に反映し、これを踏まえた基準に許可等済みの発電用原子炉施設等を適合させる制度(バックフィット制度)を導入し、事故の発生防止はもとより、万一炉心の著しい損傷その他の重大な事故が起きても放射性物質が異常な水準で外へ放出されるような事態に進展しないように多様かつ重層的な対策を要求するなどの重大事故対策を強化し、運転期間の制限等を行うなど、発電用原子炉施設等の安全規制体制を強化するとともに、規制と利用の分離を徹底し、規制の任に当たる組織(原子力規制委員会)の独立性を確保し、もって、いわゆる安全神話に陥ることなくその専門技術的知見に基づいてその規制権限を行使することができるようにすることにあると解される(甲312)。

すなわち、我が国においては、前記のような国土の地理的、自然的条件の下において、本件改正前から、原子炉施設の安全性について、原子力工学を始めとする多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的な判断を必要とする審査を経た上で、発電用原子炉施設を設置、運転等させることとされていたところ、東北地方太平洋沖地震に伴う福島第

一原発における事故の経験に鑑み、発電の用に供することを含む原子力の利用については、当該事故の教訓をいかし、危険性(リスク)を管理しつつ安全性を高めていくことを前提として、強化された安全規制の下において最新の科学的技術的知見を踏まえた基準に適合する発電用原子炉施設等のみを運用していくこととされたということができる。そして、その趣旨からすれば、本件改正後の原子炉等規制法は、福島第一原発事故の教訓等に鑑み、発電用原子炉施設等の安全規制に最新の知見を反映させ、発電用原子炉施設が常に最新の科学的技術的知見を踏まえた基準に適合することを求めるとともに、科学的、技術的手法の限界を踏まえて、想定外の事象が発生して発電用原子炉施設の健全性が損なわれる事態が生じたとしても、放射性物質が周辺環境に放出されるような重大事故が生じないよう、重大事故対策の強化を求めるものであると解される。

このような本件改正後の原子炉等規制法における規制の目的及び趣旨からすれば、原子炉等規制法は、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解されるのであって、同法1条にいう「大規模な自然災害」についても上記のような趣旨に解される。そして、このような本件改正後の原子炉等規制法の規制の在り方には、我が国の自然災害に対する発電用原子炉施設等の安全性についての社会通念が反映しているということができる。

福島第一原発事故の経験を経た後の我が国において発電用原子炉施設の安全性の確保について上記のような立法政策がとられたことにも鑑みると、発電用原子炉施設の安全性が確保されないときにもたらされる災害がいかに重大かつ深刻なものであるとしても、抗告人らが主張するような発電用原子炉施設について最新の科学的、技術的知見を踏まえた合理的予測を超えた水準での絶対的な安全性に準じる安全性の確保を求めることが社会通念になっているということはできず、また、極めてまれではあるが発生すると発電用原

子炉施設について想定される原子力災害をはるかに上回る規模及び態様の被害をもたらすような自然災害を含めて、およそあらゆる自然災害についてその発生可能性が零ないし限りなく零に近くならない限り安全確保の上でこれを想定すべきであるとの社会通念が確立しているということもできないのであり、原子力利用に関する現行法制度の下において上記のような立法政策が採用されていると解すべき根拠も見いだせない。

そして,発電用原子炉施設が現在の科学技術水準に照らし客観的にみて上 記のような安全性に欠けるものである場合には,当該発電用原子炉施設の運 転等によって放射性物質が周辺環境に放出され,放射線被曝により人の生命, 身体に重大な被害を与える具体的危険が存在するものと解すべきである。

(4) 人格権侵害の具体的危険の存在についての主張、疎明の在り方

人格権に基づく妨害予防請求として発電用原子炉施設の運転等の差止めを 求める訴訟においては、原告が、当該発電用原子炉施設が客観的にみて安全 性に欠けるところがあり、その運転等(稼働)によって放射性物質が周辺環 境に放出され、その放射線被曝によりその生命、身体に直接的かつ重大な被 害を受ける具体的危険が存在することについての主張、立証責任を負うべき であり、その保全処分としての発電用原子炉施設の運転等の差止めを求める 仮処分においては、申立人(債権者)が、被保全権利としての上記の具体的 危険の存在についての主張、疎明責任を負うべきものと解される。

もっとも,前記のとおり発電用原子炉施設の設置及び運転等が原子炉等規制法に基づく安全性についての多段階の審査を経た上で行い得るものとされている上,本件改正後の原子炉等規制法において,発電用原子炉施設設置者が当該発電用原子炉施設の安全性について自ら評価を行う制度が導入されたことにも鑑みると,当該発電用原子炉施設を設置,運転等する主体としての事業者(本案訴訟における被告及び保全処分における債務者)は,発電用原子炉施設の安全性に関する専門技術的知見及び資料を十分に保持しているの

が通常である。

他方で、発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがある場 合、放射性物質が周辺の環境に放出される事故が起こったときには,当該発 電用原子炉施設に近い住民ほど放射線被曝による被害を受ける蓋然性が高 く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであり、 特に、当該発電用原子炉施設の近くに居住する者は,その生命,身体に直接 的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのに対し、当該発電用原子炉施 設からはるかに遠く離れた地域の住民は、想定外の悪条件が重なるなどした ような場合は格別、通常は、その健康の維持に悪影響を及ぼす程度の量の放 射線に被曝する可能性はほとんどないか著しく小さいものと想定される。な お、発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあり、放射性 物質が周辺の環境に放出されるような事故によって当該地域に居住する住民 がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に ついては、当該発電用原子炉施設に設置される原子炉の種類,構造,規模等 の当該発電用原子炉施設に関する具体的な諸条件等の下において、当該発電 用原子炉施設との位置関係を基本として、社会通念に照らし、合理的に決す べきものといえる。

以上の点を考慮すると、人格権に基づく妨害予防請求として発電用原子炉施設の運転等の差止めを求める訴訟においても、当該訴訟の原告が当該発電用原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者である場合には、当該発電用原子炉施設の設置、運転等の主体である被告事業者の側において、まず、当該発電用原子炉施設の運転等(稼働)によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により原告ら当該施設の周辺に居住等する者がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことについて、

相当の根拠,資料に基づき,主張,立証する必要があり,被告事業者がこの主張,立証を尽くさない場合には,上記の具体的危険が存在することが事実上推定されるものというべきである(保全処分の申立てにあっては,債務者事業者において上記の主張,疎明をする必要があり,債務者事業者がこの主張,疎明を尽くさない場合には,上記の具体的危険が存在することが事実上推定されるものというべきである。)。これに対し,当該訴訟の原告が少なくとも上記の地域から遠く離れた地域に居住等する者である場合には,主張,立証責任を負うべき原告において,当該発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に重大な欠陥等があり,その運転等(稼働)によって放射性物質が異常な規模で周辺環境に放出されるなど,その放射線被曝によりそのような地域に居住等する当該原告の生命,身体にまで直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在することを主張,立証すべきである(保全処分の申立てにあっては,債権者において上記の主張,疎明をすべきである。)。

ところで、前記のとおり、発電用原子炉施設の設置及び運転等については、 事故の発生を防止し、万が一重大な事故が生じた場合でも放射性物質が異常な水準で当該発電用原子炉施設の外へ放出されるような災害が起こらないようにするため、原子炉等規制法等により、発電用原子炉の設置及び変更の許可、工事の計画の認可、使用前検査、保安規定の認可、施設定期検査等の段階的規制が定められるとともに、各段階において、その委員長及び委員が原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い職見を有する者のうちから任命され、独立して職権を行使するものとされている原子力規制委員会による安全審査が行われるものとされているのみならず、当該発電用原子炉施設については、既に許認可等を受けている場合であっても、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持する義務を負うものとされている(バックフィット制度)ところからすれば、上記訴訟における被告事業者は、前記の具体的危険が存在しないことについての主

張,立証において,その設置,運転等する発電用原子炉施設が原子力規制委 員会において用いられている具体的な審査基準に適合するものであることを 主張、立証の対象とすることができるというべきである。そして、被告事業・ 者の設置、運転等する発電用原子炉施設が原子炉等規制法に基づく設置の変 更の許可や工事の計画の認可等を通じて原子力規制委員会において用いられ ている具体的な審査基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示さ れている場合には、具体的な審査基準の設定及び当該審査基準適合性につい ての判断が、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に 基づくものである上,前記のとおり,原子力規制委員会が原子力利用におけ る安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうち から任命される委員長及び委員により構成され、委員長及び委員は専門的知 見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使することとされていること にも鑑みると、被告事業者は、当該具体的審査基準に不合理な点のないこと 及び当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規 制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程 に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証 (保全処分の申立てにあっては債務者事業者において主張,疎明)すれば足 りるというべきである。これに対し,原告(債権者)は,被告(債務者)事 業者の上記の主張,立証(疎明)を妨げる主張,立証(疎明)(いわゆる反 証)を行うことができ、被告(債務者)事業者が上記の点について自ら必要 な主張、立証(疎明)を尽くさず、又は原告(債権者)の上記の主張、立証 (疎明) (いわゆる反証) の結果として被告(債務者) の主張, 立証(疎明) が尽くされない場合は、原子力規制委員会において用いられている具体的審 査基準に不合理な点があり、又は当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基 準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があることないし その調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤,欠落があることが事実上推 定されるものというべきである。そして、上記の場合には、被告(債務者)は、それにもかかわらず、当該発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により当該原告(債権者)の生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことを主張、立証(疎明)しなければならないというべきである。

なお、具体的危険の有無についての主張、疎明について上記のように解した場合、その限りにおいて、裁判所の審理判断は、原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準の設定に不合理な点がないか否か、及び当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないか否かないしその調査審職及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないか否かという観点から行われることになるが、これは、裁判制度に内在する制約というべきである。

すなわち、発電用原子炉施設の安全性確保のための具体的な審査基準の設定及び当該審査基準適合性についての判断は、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づくものであるところ、民事訴訟を含む現行の裁判制度の下においては、専門委員の関与や鑑定などといった裁判所がその専門的知見を補うための制度的仕組みが設けられているものの、裁判所がそのような高度な科学的、専門技術的知見に基づく判断の当否を同程度の水準に立って行うことは本来予定されていない(特に本件申立てのような民事保全手続や抗告審手続においては、鑑定は民訴法188条の要件を欠き、専門委員の関与も手続的になじまない。)。このことに加えて、上記の審査、判断等をつかさどる原子力規制委員会の上記のような規制機関としての性格にも鑑みると、原子力規制委員会が原子炉等規制法に基づいてした発電用原子炉の設置許可等の取消し等を求める抗告訴訟においてのみならず、人格権に基づく妨害予防請求として発電用原子炉施設の運転等の差止めを求める民事訴訟ないし民事保全の申立てにおいても、被告(債務者)事業者がその設

個,運転等する発電用原子炉施設が原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されていることをもって、当該発電用原子炉施設の運転等(稼働)によって原告(債権者)ら当該施設の周辺に居住等する者がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことについての主張、立証(疎明)を行う場合には、裁判所は、原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準の設定に不合理な点がないか否か及び当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないか否かという観点から行わざるを得ないというべきである。

もっとも、発電用原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該施設の周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることは前記のとおりであるから、被告(債務者)事業者は、原子力規制委員会において用いられている具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証(疎明)する必要があるのであって、その立証(疎明)の程度がいささかでも軽減されるものでないことはいうまでもなく、被告(債務者)事業者が上記の主張、立証(疎明)を尽くさない場合に、原子力規制委員会において用いられている具体的審査基準に不合理な点があり、又は当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に不合理な点があり、又は当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に不合理な点があり、又は当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があることないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があることが事実上推定されることは、上記のとおりである。

(5) 抗告人らの主張について

抗告人らは、発電用原子炉施設に求められる安全性は、福島第一原発事故のような過酷事故を絶対に起こしてはならないという絶対的な安全性に準じる極めて高度な安全性であり、人格権に基づく発電用原子炉施設の運転の差止めの要件となる具体的危険の内容は、福島第一原発事故のような重大な災害、過酷事故が万が一にも起こらないようにするための高度な安全性に欠ける点があることと解すべきであり、その具体的危険の程度は、相当程度低いものであったとしても、その可能性があれば足り、重大な災害、過酷事故が発生する可能性、危険性が否定できないものであれば足りるというべきである旨、また、その安全性の判断においては、「社会通念」という基準を持ち込むべきではなく、行政庁の専門的技術的裁量を尊重する必要はなく、科学的に不確かな事柄である過酷事故発生の確率論的な可能性について、そのリスクを安全とみるか非安全とみるかという価値的判断によるべきであると主張する。

しかしながら、人格権に基づく妨害予防請求としての発電用原子炉施設の 運転等の差止請求においても、当該発電用原子炉施設が確保すべき安全性に ついては、我が国の社会がどの程度の水準のものであれば容認するか、換言 すれば、どの程度の危険性であれば容認するかという観点、すなわち、社会 通念を基準として判断すべきであることは、前記のとおりである。

そうであるところ,前記のとおり,本件改正後の原子炉等規制法は,福島第一原発事故の教訓等に鑑み,発電用原子炉施設の安全規制に最新の知見を反映させ,発電用原子炉施設が常に最新の科学的技術的知見を踏まえた基準に適合することを求めるとともに,科学的,技術的手法の限界を踏まえて,想定外の事象が発生して発電用原子炉施設の健全性が損なわれる事態が生じたとしても,放射性物質が周辺環境に放出されるような重大事故が生じないよう,重大事故対策の強化を求めるものであると解される。そして,このような本件改正後の原子炉等規制法における規制の目的及び趣旨からすれば,

原子炉等規制法は,最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される 規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと 解されるのであって,同法1条にいう「大規模な自然災害」についても上記 のような趣旨に解されるのであり,抗告人らが主張するような水準 (レベル) の安全性を発電用原子炉施設に求める趣旨のものであると解する根拠は見い だせない。そして,このような本件改正後の原子炉等規制法の規制の在り方 には,我が国の自然災害に対する発電用原子炉施設の安全性についての社会 通念が反映しているということができるのである。

上記のとおり、福島第一原発事故の経験を経た後の我が国において発電用。 原子炉施設の安全性の確保について上記のような立法政策がとられたことに も鑑みると、発電用原子炉施設の安全性が確保されないときにもたらされる 災害がいかに重大かつ深刻なものであるとしても,抗告人らが主張するよう な発電用原子炉施設について最新の科学的,技術的知見を踏まえた合理的予 測を超えた水準での絶対的な安全性に準じる安全性の確保を求めることが社 会通念になっているということはできず、また、極めてまれではあるが発生 すると発電用原子炉施設について想定される原子力災害をはるかに上回る規 模及び態様の被害をもたらすような自然災害を含めて、およそあらゆる自然 災害についてその発生可能性が釋ないし限りなく零に近くならない限り安全 確保の上でこれを想定すべきであるとの社会通念が確立しているということ もできないのであり、原子力利用に関する現行法制度の下において上記のよ うな立法政策が採用されていると解すべき根拠も見いだせない(なお,福島 第一原発事故を経た後の我が国においては、少なくとも福島第一原発事故を 招来したような自然災害(地震及び津波)については、これを想定すべきで あるとするのが社会通念となっているものと認められるが、疎明資料(甲1) によれば、東北地方太平洋沖地酸の発生前の時点で、貞観地酸(西暦869 年)において福島にも非常に大きな津波(東京電力株式会社の推定によると

福島第一原発の地点でO. P. (小名浜港工事基準面) + 9. 2 m) が来襲していたことが指摘されていたほか、福島第一原発付近における津波堆積物の調査により貞観地艇を含めて過去に5回の大津波が発生していた等の知見が得られていたとされる。)。

また、自然現象の想定には、最新の科学的技術的知見を踏まえた予測が不 可欠であるが、この自然現象の想定は、本件改正後の原子炉等規制法の下で は、その基本設計等の安全性にかかわる事項として、原子力規制委員会がそ の規則で定める発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の基準等及び原子力 規制委員会が発電用原子炉の設置の許可等のための審査において用いる具体 的審査基準において考慮されるものである。そして、前記のとおり、発電用 原子炉施設の安全機能を損なうおそれのある自然現象の想定を含む具体的な 審査基準の設定及び当該審査基準適合性についての判断が、多方面にわたる 極めて高度な最新の科学的,専門技術的知見に基づくものである上,原子力 規制委員会が原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並 びに高い職見を有する者のうちから任命される委員長及び委員により構成さ れ、委員長及び委員は専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を 行使することとされていることにも鑑みると、被告事業者の設備、運転等す る発電用原子炉施設が原子炉等規制法に基づく発電用原子炉の設置の許可な いし変更の許可や工事の計画の認可等を通じて原子力規制委員会において用 いられている具体的な審査基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会によ り示されている場合には,被告事業者は,上記自然現象の想定についても, それに係る具体的審査基準に不合理な点のないこと及び当該発電用原子炉施 設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理 な点がないことないしその關査審職及び判断の過程に看過し難い過誤,欠落 がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証(保全処分の申立てにあ っては債務者事業者において主張、疎明)すれば足りるというべきである。

以上のとおりであるから、抗告人らの前記主張は、いずれも採用することができない。

(6) 本件における主張、疎明及び審理の在り方

本件申立てにおける抗告人らと本件原子炉施設との位置関係等に鑑みると、少なくともその一部に本件原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者が含まれているものと認められるから、相手方において、本件原子炉施設の運転等(稼働)によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により抗告人ら(のうち本件原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者)がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、疎明する必要があり、相手方がこの主張、疎明を尽くさない場合には、上記の具体的危険が存在することが事実上推定されるものというべきである(上記の具体的危険が存在することが認められた場合には、各抗告人ごとに当該具体的危険の有無について更に判断することになる。)。

ところで、前提事実位のとおり、本件原子炉施設については、新規制基準の下において、平成26年9月から平成27年5月にかけて、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会により、発電用原子炉の設置変更の許可、工事計画の認可及び保安規定変更の認可がされており、原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されているから、相手方は、本件原子炉施設が原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に適合するものであることを主張、疎明の対象とすることができるところ、本件申立てにおいて、相手方は、

上記の主張, 疎明を行っている。したがって, 当審においては, 抗告人らの主張に即して, 原子力規制委員会において用いられている具体的審査基準に不合理な点がないか否か, 及び本件原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないか否かないしその調査審職及び判断の過程に看過し難い過誤, 欠落がないか否かという観点から, 相手方が上記の主張, 疎明を尽くしているか否かについて判断することとする。

2 地震に起因する本件原子炉施設の事故の可能性と人格権侵害又はそのおそれの有無(争点2)について

(1) 認定事実

認定事実は,以下のとおり補正するほかは,原決定の「理由」中「第4 当 裁判所の判断」の2(1)に記載のとおりであるから,これを引用する。

- ア 原決定88頁9行目「146」の後に「, 198」を加える。
- イ 原決定89頁3行目の「かった」の次に「。また、同小委員会においては、余展や誘発地震に関して、余展や誘発地震については、繰り返し荷重として施設の設計において考慮されるべきであるとの意見等もあったが、多種多様な地震像を検討することは重要であるとの観点から、地震発生に伴う応力伝播によって、異なる発生様式の地震が発生する可能性について、科学的知見に基づき検討することを規定すべきであるとされ、上記安全審査の手引きの改定案において、「地震発生に伴う応力伝播によって異なる発生様式の地震が発生する可能性について検討すること」との規定を追加するものとされたにとどまり、それ以上の規定の手直しや追加は行われなかった」を加える。
- ウ 原決定89頁14行目「3」の後に「・4」を加える。
- エ 原決定100頁27行目「当たる。」の後に「また, 重力異常図の等値 線が密なところは、断層等の影響により地下で硬い岩盤が大きな落差を持

っているところや、密度の大きい岩石と小さい岩石が接している場所に対 応する。」を加える。

オ 原決定113頁10行目から16行目までを次のとおり改める。

「 すなわち,原子炉容器内及び原子炉格納容器等には,中性子東計,流 量計,圧力計,エリアモニタ等が設置され,これらの検出器が異常を検知 した場合,中央制御室の制御盤に警報が発せられる。

(b) 原子炉を安全に止めて冷やす設計

相手方は,原子炉を停止させるための設備として,制御棒及び制御棒 駆動装置を備えるとともに,化学体積制御設備を設置している。

(a)の検出器があらかじめ定めた許容値を超える異常値を検知した場合、原子炉保護設備から原子炉トリップ信号が発せられ、同信号によって制御棒を保持している制御棒駆動装置への電源が遮断されて原子炉トリップ遮断機が自動的に開放され、制御棒駆動装置による保持力が失われて、制御棒が自重で炉心に落下し、原子炉を緊急停止させる。それとともに、発電機が解列され、タービン及び発電機が自動停止する。また、万一制御棒の働きが十分でない場合には、化学体積制御設備から高濃度のほう酸水を原子炉に注入することにより原子炉を停止させる。なお、原子炉停止用地震感知器は、本件原子炉施設の岩盤部付近の揺れを検知するため、原子炉補助建屋の最下階等に設置され、原子炉トリップ信号発信のための設定値は基準地震動による最大加速度に対して4分の1程度に設定されている。

原子炉の緊急停止後も燃料から崩壊熱が発生し続けるため,原子炉の停止後は,二次冷却設備の主給水ポンプで蒸気発生器への給水を継続することにより,蒸気発生器で一次冷却材の熱を二次冷却材へ伝え,二次冷却材(蒸気)をタービンバイパス系により復水器で水に戻すか,又は主蒸気逃し弁から大気中に逃がすことにより,原子炉の崩壊熱を除去す

る。その後、一次冷却材の温度及び圧力が177℃、約3 MPaになった 段階で、余熱除去ポンプで一次冷却材を余熱除去冷却器に送り、余熱除 去冷却器で一次冷却材の熱を原子炉補機冷却系の水に伝え、最終的な熱 の逃し場である海へ移送し、一次冷却材の温度及び圧力を60℃、0. 3 MPaまで下げる。

二次冷却設備が使用できない場合には、次のように原子炉の残留熱が 除去される仕組みとなっている。すなわち,主給水ポンプの故障等によ り蒸気発生器への通常の給水機能を失った場合には、別の水源(復水タ ンク等)から蒸気発生器に水を送る補助給水設備により,蒸気発生器へ の給水が維持される。補助給水設備には,電動機により駆動する電動補 助給水ポンプと、動力源として電力を必要としない蒸気タービンによっ て駆動するタービン動補助給水ポンプとがあり,本件原子炉施設の各号 機には,前者が2台,後者が1台ずつ設置されている。なお,電動補助 給水ポンプは,外部電源が失われた場合でも,非常用ディーゼル発電機 により電力供給を受けることが可能である。タービン動補助給水ポンプ は、主蒸気管から分岐した蒸気で駆動するため、外部電源及び非常用デ ィーゼル発電機からの電源が失われた場合にも運転可能である。また、 原子炉停止後の残留熱除去のため、二次冷却材の余剰な蒸気を大気に逃 す必要が生じた場合には、主蒸気逃がし弁が手動で操作可能であり、そ れが操作できない場合には、主蒸気安全弁の操作が可能となっている(主 蒸気安全弁は設定圧力に達すると自動的に作動する。)。」

カ 原決定113頁23行目「ような」の後に「LOCAの」を,25行目 末尾に「一次冷却材圧力の著しい低下や原子炉格納容器圧力の上昇等の異 常が検知されると,原子炉保護設備から発せられる非常用炉心冷却設備作 動信号によりECCSが自動的に作動する。ECCSは,高圧注入系,低 圧注入系及び蓄圧注入系という複数の注水系統を有しており,高圧注入系 の充てん/髙圧注入ポンプ及び低圧注入系の余熱除去ポンプが直ちに自動 作動し,原子炉容器(一次冷却材圧力バウンダリ)の圧力が高い際には髙 圧注入系が,その後原子炉容器(一次冷却材バウンダリ)の圧力が低下す ると低圧注入系がそれぞれ働いて燃料取替用水タンクから原子炉容器内に ほう酸水を注水する。また、蓄圧注入系は、原子炉容器内の圧力が一定程 度低下した時点で自動作動して原子炉容器内にほう酸水を注水する。なお, 高圧注入系には1台で十分な量を炉心に注水できる容量の充てん/高圧注 入ポンプが3台分離して設置(2系列,1台予備)され、同ポンプの電動 機は各々独立した非常用母線に接続している。外部電源を喪失した場合に は,非常用ディーゼル発電機等からの電力を受電できる。さらに,燃料取 替用水タンクのほう酸水量が減少した場合には、水源を格納容器再循環サ ンプに切り替え,原子炉格納容器の底に溜まった水を再利用して注水を続 けることができる。次に、低圧注入系には1台で十分に炉心の冷却が可能 である容量の余熱除去ポンプが2台設置されており(2系列),高圧注入 系同様、非常用ディーゼル発電機の利用、格納容器再循環サンプからの給 水ができる。そして、蓄圧注入系は高濃度のほう酸水を蓄える畜圧タンク (3基)と一次冷却設備とを配管で接続した装置で、畜圧タンクは窒素ガ スで加圧されており、一次冷却材の圧力が一定程度低下した場合に、外部 電源等の駆動源(電源)を必要とせず、逆止弁の自動開放によってほう酸 水を原子炉容器内に自動的に注水することができる。なお、原子炉格納容 器内に注入されたほう酸水は、余熱除去冷却器によって冷却することがで き,水源を格納容器再循環サンプに切り替えて注水する際は,冷却された ほう酸水を注水することができるようになっている。ECCSが作動した 場合、蒸気発生器を通じた崩壊熱の除去のため、二次冷却設備とは別の水 源(復水タンク等)から蒸気発生器に水を送る補助給水設備が自動作動す る。その機序は、前記 b (b)のとおりである。」をそれぞれ加える。

キ 原決定114頁23行目末尾に「「原子炉格納容器スプレイ設備」は、 格納容器スプレイポンプ2台及びスプレイリング等で構成され、燃料取替 用水タンク内のほう酸水にヨウ素除去薬品タンク内の苛性ソーダを添加し た冷却水を原子炉格納容器内に暗霧する設備であり、原子炉格納容器圧力 の異常値が検知された時点で自動作動し、原子炉格納容器内の圧力及び温 度を低下させるとともに、原子炉格納容器内に漏えいした一次冷却剤(蒸 気) に含まれる放射性ヨウ素を減少させる。燃料取替用水タンクの水量が 減少した場合には、水源を格納容器再循環サンプに切り替えて注水するこ とができる。また、原子炉格納容器の配管等の貫通部の外側にはアニュラ ス部(密閉された空間)が設けられており、配管等質通部から漏出した空 気はアニュラス部内に留まる構造になっている。アニュラス部には,空気 浄化設備(2台)が設置されていて、原子炉格納容器スプレイ設備が作動 すると自動的にアニュラス空気浄化設備が起動し、アニュラス部に漏出し た空気に含まれる放射性物質をアニュラス空気浄化よう素除去フィルタユ ニット及び同微粒子除去フィルタユニットにより除去する仕組みとなって いる。」を加える。

ク 原決定115頁16行目「全交流」から20行目末尾までを次のとおり 改める。

「本件原子炉施設の外部電源については、送受電可能な500KV送電線1ルート2回線(南九州変電所に連絡)と、受電専用220KV送電線1ルート1回線(同上)が確保されており、その3回線のいずれの1回線でも、本件原子炉施設の原子炉の停止、冷却等に必要な電力を賄うことができる。本件原子炉施設においては、南九州変電所が停止した場合に、受電専用220KV送電線について人吉変電所を経由するルートに接続する運用としている。これらの送電線については、送電鉄塔の基礎が地震に対する安定性(盛土の崩壊等がないこと)を確保するとともに、耐震性の高い

碍子を用いるなどして、耐震安全性の向上を図っている。

次に外部電源を喪失した場合には、本件原子炉施設の各号機にそれぞれ 2台ずつ設置された非常用ディーゼル発電機により電源が確保される。非 常用ディーゼル発電機は、1台の発電機で安全上重要な設備等へ十分な電 力を供給できる容量(約7200KVA)を有しており、それぞれ独立し た部屋に設置するとともに、それぞれ独立した非常用母線に接続している。 そして、通常からディーゼル機関内の循環温水による常時加熱や潤滑油の 常温加温等により、非常時に急速起動できるように備えている。非常用ディーゼル発電機用の燃料貯蔵タンクには7日間連続運転できるだけの燃料 が貯蔵されているほか、燃料輸送用のタンクローリ車は本件原子炉施設に 合計4台以上が配備されている。

そして、このような交流電源が全て喪失した場合においても、本件原子 炉施設の各号機に1台ずつ設置された大容量空冷式発電機により、安全上 重要な設備等に十分な電力を供給できるようになっている。この発電機も、 上記燃料貯蔵タンクから燃料の供給を受けることによって連続7日間の運 転が可能となっている。大容量空冷式発電機は、高台の設置場所から補助 建屋内受電盤まで送電ケーブルを常設しており、中央制御室からの操作で 速やかに起動することができる。さらには、この大容量空冷式発電機の機 能喪失に備え、高圧発電機車4台、中容量発電機車2台も配備されている。

また、全交流電源喪失時の計測制御機器への電源として蓄電池が確保されており、全交流電源喪失時に自動的に蓄電池から電源が供給されるが、新たに重大事故対処用に蓄電池を設置し、両蓄電池を組み合わせて使用することにより計測制御機器へ最大24時間の電力供給が可能となっている。蓄電池が枯渇した場合には、可搬型直流電源設備である直流電源用発電機及び可搬型直流変換器により計測制御機器への電力供給を継続することが可能となっている。」



- ケ 原決定115頁24行目「常設」から25行目末尾までを「格納容器再 循環サンプに集まる流出した一次冷却材を用いた低圧再循環等を整備し た。」と改める。
- コ 原決定116頁1行目「手段として,」から4行目末尾までを「復水タンク等の水を消火ポンプを用いて原子炉格納容器スプレイ配管に送水できるルートを設置しているほか,常設電動注入ポンプや可搬式ディーゼル注入ポンプを配備し,原子炉格納容器スプレイ配管を通じてスプレイリングから原子炉格納容器内に冷却水を噴霧し,原子炉格納容器内の冷却に使用することができるようにしている。また,冷却コイルを内蔵し,原子炉補機冷却設備により冷却コイルへ冷却水を供給することにより,原子炉格納容器気相部の自然流体冷却で原子炉格納容器内の温度や圧力を低下させる格納容器再循環ユニットや,海水ポンプが機能喪失した場合に海水を原子炉補機冷却設備や格納容器再循環ユニットに注水する移動式大容量ポンプ車を配備している。」と改める。
- サ 原決定117頁15行目の「置を」の次に「前者につき各号機当たり5台、後者につき各号機当たり13台(予備1台を含む。)」を加える。
- シ 原決定122頁11行目の「異常は」を「異常な」に改める。
- (2) 新規制基準の合理性について
 - ア 抗告人らは、①基準地震動の考え方は、地震学者に支持されていない、 ②原子力規制委員会の田中委員長も新規制基準への適合性の判断がされた としても、原子力発電所の安全性が担保されるものではないと発言してい る、③旧耐震基準や改訂耐震指針の下において、短期間に基準地震動を超 過する地震が複数発生しているなどとして、基準地震動の考え方は信頼性 を欠いており新規制基準が不合理である旨主張する。
 - イ そこで検討すると、前提事実(6)(7)及び認定事実ア(イ)aによれば、新規制 基準や審査のため内規として用いられる地震ガイドは、独立性を有し、専

門的知識や経験や高い識見を有する原子力規制委員、あるいは、原子力規 制委員会から委嘱を受けた外部の専門家等による多数回にわたる議論や検 討を経て策定されたものであること, 基準地震動の考え方は, 改訂耐震指 針により、発電用原子炉施設の耐震設計の基準とすべきものとして導入さ れたものであり、改訂耐震指針においては、「敷地周辺の地質・地質構造 並びに地震活動等の地震学及び地震工学的見地から施設の供用期間中に極 めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるお それがあると想定することが適切な地震動」を基準地震動として策定した 上、耐震設計上重要な施設は、基準地震動による地震力に対して、その安 全機能が損なわれることのないように設計されなければならないとされて いたこと、改訂耐震指針の下においては、基準地震動は、敷地ごとに震源 を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、 敷地における解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動として それぞれ策定することとされ、震源を特定して策定する地震動については, 地形学、地質学、地球物理学的手法等を総合した十分な活断層調査を行う など、敷地周辺の活断層の性質や過去の地震の発生状況を精査し、既往の 研究成果等を総合検討すること、地震動評価に当たっては、地震発生様式、 地震波伝播経路等に応じた諸特性(その地域における特性を含む。)を十 分に考慮することとし、 策定過程における不確かさ(ばらつき)について は、基準地震動の策定に及ぼす影響が大きいと考えられる不確かさ(ばら つき)の要因及びその大きさの程度を十分踏まえつつ,適切な手法を用い て考慮することとされていたこと、新規制基準の制定等においては、改訂 耐震指針における上記のような基準地震動の考え方を基本的に踏襲すると ともに(新規制基準においてはその供用中に当該耐震重要施設に大きな影 響を及ぼすおそれがある地震をもって基準地震動としている。), 東北地 方太平洋沖地震及びそれに伴う津波等に係る知見等並びに福島第一原発事

故の教訓等を踏まえ、地震関係では三次元の地下構造を反映した地震動評 価、サイト敷地内の断層の活動性評価、施設への影響評価等、津波関係で は東北地方太平洋沖地段で得られた知見に基づく基準津波の策定、敷地に **準波を侵入させないとする安全設計方針の内容等、共涌事項としてシビア** アクシデント対策設備等に対する要件を検討事項に加えることで安全審査 の高度化等が図られたこと(乙200の3、4)、新規制基準には上記の 各検討事項を具体化した規定が盛り込まれるとともに、その趣旨を踏まえ て発電用原子炉施設の設置許可等の段階の耐震設計方針に関わる審査に活 用するための具体的基準を定めた内規として,地震ガイドが策定されたこ と、特に、基準地震動については、設置許可基準規則解釈において、「最 新の科学的,技術的知見を踏まえ,敷地及び敷地周辺の地質・地質構造, 地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定するこ とが適切なものとしすること、「検討用地震の選定や基準地震動の策定に 当たって行う調査や評価は,最新の科学的・技術的知見を踏まえること」, 「基準地震動の策定に当たっての調査については、目的に応じた調査手法 を選定するとともに、調査手法の適用条件及び精度等に配慮することによ って,調査結果の信頼性と精度を確保すること」,基準地震動による地震 力の算定に当たっては,「十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する こと」及び「敷地における観測記録に基づくとともに、最新の科学的・技 術的知見を踏まえて、その妥当性が示されていること」などと規定された こと、以上の事実が認められる。

以上の事実に加えて新規制基準及び地震ガイドの規定内容にも鑑みると,新規制基準における基準地震動の考え方は,発電用原子炉施設の敷地及び敷地周辺の調査を徹底的に行い,最新の科学的技術的知見を踏まえ,各種不確実さも考慮した上で,複数の手法を用いて評価した地震動を多角的に検討し,これを基に,当該発電用原子炉施設の敷地において発生する

ことが合理的に予測される最大の地震動を策定し、その地震動に耐え得る 設計を要求することによって、当該発電用原子炉施設にその地震動への耐 **震性を持たせ,なおかつ,その地鬣動の予測の限界を率直に認め,基準地 腰動を超過する地震など想定外の事象が発生し,発電用原子炉施設の健全** 性が損なわれる事態が生じたとしても、その事態を放射性物質が大量に環 境に放出される前に収束させるだけの備えを当該発電用原子炉施設に持た せようという認識に基づくものであることが認められ、このような考え方 それ自体は,最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模 の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求める原子炉等 規制法の趣旨に沿うものであって,何らの不合理な点はない。上記のとお り、基準地震動の考え方は、新規制基準の策定前から発電用原子炉施設の 安全審査に用いられてきたものであって,東北地方太平洋沖地震及び福島 第一原発事故の教訓等を踏まえ,これらの原因を分析するなどして,新規 制基準への取り込みを図ったものであり,その検討過程において,委員や 外部の専門家の誰もが基準地震動の考え方に異論を差し挟むことがなかっ たことが認められるから,一部の地震学者等から基準地震動の考え方に疑 問が呈されているということだけで、その合理性が失われることはないと いうべきである。

また、基準地震動の策定方針をみても、上記のとおり敷地及び敷地周辺について最新の科学的、技術的知見を踏まえた調査を徹底して行うことを前提に、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と「震源を特定せず策定する地震動」を策定し、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」については、兵庫県南部地震を契機に震源特性に係るデータが急速に蓄積され、地震学及び地震工学が著しく進歩したことを踏まえて高度化された地震動評価手法である断層モデルを用いた手法に加えて、応答スペクトルに基づく地震動評価という異なる手法による地震動評価をも行った上

で設定することとし、これを基本としつつも、後記のとおり敷地周辺の状況等を十分考慮した詳細な調査を実施しても、なお敷地近傍において発生する可能性のある内陸地殻内の地震の全てを事前に評価し得るとは言い切れないことから、これを補完するものとして、観測記録を基に各種の不確かさを考慮して、「震源を特定せず策定する地震動」を適切に策定することにより、発電用原子炉施設の耐震設計の基準とすべき基準地震動の策定に万全を期することとしたものであるということができる。このような新規制基準における基準地震動の策定方針それ自体に、何ら不合理な点はないというべきである。

ウ 抗告人らは、平成17年から平成23年までの間に各地の原子力発電所において基準地震動を超過する事例が5件発生したことをもって、基準地 震動の考え方が不合理で信頼性に欠けるものであると主張する。

しかしながら、認定事実力のとおり、上記5件の事例のうち3件は旧耐 展指針の下で策定された基準地震動を上回ったものであるところ、そのうち宮城県沖地震の事例及び能登半島地震の事例の2件については、一部の 周期帯で基準地震動(S₁及びS₂)の応答スペクトルを上回ったに過ぎない。また、認定事実力(が)のとおり、宮城県沖地震の事例については、女川 原発において基準地震動S₁及び基準地震動S₂を超える地震動が観測された要因について、宮城県沖近海のプレート間地震の地域的な特性(震源 特性)によるものとの分析がされ、能登半島地震の事例については、志賀 原発において基準地震動S₁及び基準地震動S₂を超える地震動が観測された要因について、 能登半島地震の事例については、 志賀 原発において基準地震動S₁及び基準地震動S₂を超える地震動が観測された要因について、 能登半島地震の地域的な特性(震源特性、 敷地地盤の 特性)によるものであると分析されている。さらに、上記3件のうちの残りの1件(新潟県中越沖地震の事例)については、 右崎・刈羽原発の敷地において基準地震動S₂を大きく上回る地震動が観測されたが、その要因については、 新潟県中越沖地震の地域的な特性(震源特性、 伝播経路特性、 敷地地盤の特性),すなわち,新潟県中越沖地震の震源断層面が平均より も1.5倍大きな地震動を発生させる特徴があること,地震動の伝播過程 においても深部地盤における地震基盤面の傾斜によって揺れが2倍に増幅 され,さらに浅部地盤における古い褶曲構造の存在によっても揺れが増幅 されるという特徴があることによるものとの分析がされている。

他方、上記5件の事例のうち2件は、東北地方太平洋沖地震の事例であって、いずれも福島第一原発及び女川原発において一部の周期帯で改訂耐 腰指針に従って策定された基準地震動Ssを超える地震動が観測されたも のであるところ、その要因については、プレート間地震であって、内陸地 殻内地震では起こり得ないような非常に大きな領域が連動したことによる ものであると分析されている。

以上の事実によれば、上記5件の基準地震動超過事例のうち、宮城県沖地震、能登半島地震及び新潟県中越沖地震の3事例については、いずれも、少なくともその後の科学的技術的知見に照らしてみれば、その地域の特性(震源特性、伝播経路特性又は敷地地盤の特性)についての考慮ないしその前提となる調査及び評価が不十分であったということもできるところ、前記認定のとおり、新規制基準においては、これらの基準地震動超過事例の教訓をも取り入れる形で、基準地震動の策定に当たり地域の特性(震源特性、伝播経路特性又は敷地地盤の特性)を十分考慮することを求めるとともに、その前提となる調査及び評価に当たっては最新の科学的、技術的知見を踏まえることを求めており、地震ガイド及び「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」(平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定。同ガイドにおいても、基準地震動の策定等に関する調査に当たっては、可能な限り、最先端の調査手法が用いられていることが重要であるとされている。こ217)においてその趣旨を具体化した詳細な定めがされている。また、東北地方太平洋沖

地震の2事例についても、震源特性についての考慮が十分でなかったことが指摘できるところ、新規制基準においては、その教訓を取り入れる形で、プレート間地震及びプレート内地震について、国内のみならず世界で起きた大規模な地震を踏まえ、地震の発生機構及びテクトニクス的背景の類似性を考慮した上で震源領域の設定を行うことなどと定められ、地震ガイドにおいても、その趣旨を具体化する形で、プレート間地震及び海洋プレート内地震の規模の設定においては、敷地周辺において過去に発生した地震の規模、すべり量、震源領域の広がり等に関する地形・地質学的、地震学的及び測地学的な直接・間接的な情報が可能な限り活用されていることを確認することや、国内のみならず世界で起きた大規模な地震を踏まえ、地震の発生機構やテクトニクス的背景の類似性を考慮した上で震源領域が設定されていることを確認すること、長大な活断層については、断層間相互作用(活断層の連動)等に関する最新の研究成果を十分考慮して、地震規模や震源モデルが設定されていることを確認することなどが定められている。

以上によれば、新規制基準の策定前において基準地震動を超過する事例が平成17年から平成23年までの6年の間に5件発生した事実をもって、新規制基準(及びその趣旨を具体化した地震ガイド)における基準地震動の定めが不合理であることの根拠とすることはできないというべきである。

エ 抗告人らは、原子力発電所は、既往最大の値で耐震設計をしたとしても 十分ではなく、これを十分に上回る値で耐震設計をすることが求められる のであり、既往地震の平均像を基に耐震設計をするのでは、原子力発電所 の安全性は到底確保することができないと主張する。

しかし,前記のとおり,本件改正後の原子炉等規制法は,福島第一原発 事故の教訓等に鑑み,発電用原子炉施設等の安全規制に最新の知見を反映 させ、発電用原子炉施設が常に最新の科学的技術的知見を踏まえた基準に適合することを求めるとともに、科学的、技術的手法の限界を踏まえて、想定外の事象が発生して発電用原子炉施設の健全性が損なわれる事態が生じたとしても、放射性物質が周辺環境に放出されるような重大事故が生じないよう、重大事故対策の強化を求めるものであると解されるのであり、このような本件改正後の原子炉等規制法における規制の目的及び趣旨からすれば、原子炉等規制法は、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解されるのであって、抗告人らが主張するような既往最大の規模を十分上回る規模の自然災害を想定した安全性の確保を求めるものであると解することはできない。そして、前記イにおいて認定説示した新規制基準における基準地震動の考え方は、上記のような原子炉等規制法の趣旨に適合するものであるから、不合理であるということはできない。

また、前記のとおり、発電用原子炉施設について最新の科学的、技術的知見を踏まえた合理的な予測を超えた水準での絶対的な安全性に準じる安全性の確保を求めることが社会通念となっているということもできず、極めてまれではあるが発生すると発電用原子炉施設について想定される原子力災害をはるかに上回る規模及び態様の被害をもたらすような自然災害を含めて、およそあらゆる自然災害についてその発生可能性が零ないし限りなく零に近くならない限り安全確保の上でこれを想定すべきであるとの社会通念が確立しているということもできない。

抗告人らは、既往地震の平均像を基に耐震設計をするのでは、原子力発電所の安全性は到底確保することができないと主張するが、後記のとおり、基準地震動の策定において経験式を用いる場合には、当該経験式の適用範囲を十分に検討するとともに、経験式が有するばらつきをも考慮すべきであることが、新規制基準の下における地震ガイドにも記載されているとこ

ろであって、新規制基準が既往地震の平均像を基にした耐震設計で足りる とするものでないことは、その内容からして明らかである。

以上のとおりであるから, 抗告人らの上記主張は, いずれも採用することができない。

また、抗告人らが援用する疎明資料(甲194)には、藤原広行防災科学技術研究所社会防災システム研究領域長の「基準地震動の具体的な算出ルールは時間切れで作れず、どこまで厳しく規制するかは裁量次第になった。揺れの計算は専門性が高いので、規制側は対等に議論できず、甘くなりがちだ。」、「今の基準地震動の値は一般に、平均的な値の1.6倍程度。実際の揺れの8~9割はそれ以下で収まるが、残りの1~2割は超えるだろう。」等の発言が記載されているが、具体的な裏付けを欠くものであり、以上認定説示したところに照らしても、新規制基準における基準地震動の定めの不合理性を直ちに根拠づけるものということはできない。

カ 以上のとおり、抗告人らの前記主張はいずれも採用できず、その余の主 張に鑑みても(なお、抗告人らの超過確率に係る主張については、後に説 示する。)、基準地震動や耐震安全性に係る新規制基準の考え方が不合理 であると認めることはできない。そこで、以下、抗告人らの主張も踏まえ て, さらに, 新規制基準やその適合性判断に当たっての原子力規制委員会 の判断に不合理な点がないか検討することとする。

(3) 基準地震動の策定について

ア 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動について

(ア) 相手方が策定した地震動の概略等

敷地ごとに
腰源を特定して
策定する
地震動についての
相手方の
評価経 雄については、前提事実(8)アないしウ、
認定事実ウ(ア)ないし(ウ)のとおり であるが、その
概略は次のようなものである。

すなわち、相手方は、まず、本件原子炉施設の敷地あるいはその近傍 の地震や地質・地盤の詳細な調査を行った。その結果、本件原子炉施設 の近傍で発生している地震は、正断層型あるいは横ずれ断層型の内陸地 殼内地鼷であり、逆断屬型の地震は少ないこと、プレート間地震や海洋 プレート内地震は、その震源からは距離が遠く本件原子炉施設には大き な影響を与えないこと、本件原子炉施設の敷地において地震波を増幅さ せる特性はないことを確認した。また、活断層については、後期更新世 以降に活動した形跡のあるものは本件原子炉施設の敷地内にはないこと を確認したほか,本件原子炉施設から100㎞の範囲内に確認した複数 の活断層につきその断層長を評価した上(その際,複数の短い活断層が ある場合には繋げて,活断層の延長上に確実な否定根拠がない場合には 延ばして評価している。),それらの活断層から発生すると推定される 地震規模や応答スペクトルを考慮して、最終的には3つの断層(市来断 層帯市来区間、甑断層帯甑区間、市来断層帯甑海峡中央区間)から発生 する地震を、基準地震動の検討用地震とした。そして、これらの検討用 地震につき、それぞれ断層モデルを用いた手法及び応答スペクトルに基 づく手法により地震動評価を行い、後者の手法に基づいて評価した応答 スペクトルの全てを包絡する設計用応答スペクトルを設定し、これと前 者の手法に基づいて評価した応答スペクトルとを比較した結果,全ての周期で上記設計用応答スペクトルが上回ったため,これをもって敷地ごとに震源を特定して策定する地震動による基準地震動(最大加速度 5 4 0 cm/s²)とした。なお、上記断層モデルを用いた手法により地震動を評価するに当たっては、地震動の大きさに影響を与えるものとして、①断層の長さ及び震源断層の広がり、②断層傾斜角、③応力降下量、④アスペリティの位置、⑤破壊開始点についてその不確かさを考慮した不確かさ考慮モデルを構築し(①~③については独立して、④⑤は、①~③に重畳して考慮)、上記応答スペクトルに基づく手法により地震動を評価するに当たっては、①断層の長さ及び震源断層の広がり、②断層傾斜角、④アスペリティの位置についてその不確かさを考慮している。

そして、原子力規制委員会は、相手方の基準地震動の評価について、本件原子炉施設の敷地並びに敷地近傍及び敷地周辺において相手方が行った地質及び地下構造の調査方法は、「敷地及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」を踏まえたものとなっており、当該地下構造が地震波の伝播特性に与える影響を評価するに当たって適切なものである、相手方が同委員会の求めに応じて行った断層等の調査情報の拡充と当該調査結果に基づく評価は、調査地域の地形、地質条件に応じた適切な手法、範囲及び密度で行われた調査に基づき、活断層の位置、形状、活動性を明らかにし、それらの結果を総合的に検討したものである、相手方が行った検討用地震の選定は、活断層の性質や地震発生状況を精査し、既往の研究成果等を総合的に検討することにより検討用地震を複数選定している、などとした上で、各種の不確かさを考慮しつつ適切な方法で立地地点の賭特性を十分に考慮して策定しており、新規制基準に適合すると判断している(認定事実才(ア) a ないしe)。

(イ) 相手方が行った活断層調査について

相手方の活断層の調査及び評価については、認定事実ウ(ア)bのとおり、本件原子炉施設の前面海域にあっては、約2~4㎞間隔の格子状に測線を配置し(シングルチャンネル方式)及び約10~12㎞間隔の格子状に測線を配置して(マルチチャンネル方式)海上音波探査を行い、測線の断面図のほか、重力異常調査、文献調査及び本件原子炉施設の敷地を中心とした半径5㎞の範囲における反射法地展探査の結果を斟酌したものであるところ、原子力規制委員会も、適合性審査において、これらの調査結果について相手方から詳細な説明を受けた上で(乙128)、前記のとおり断層の長さの延長を求めるなどしつつも、新規制基準への適合性を肯定する判断をしているのであって、相手方の行った調査の手法、調査の結果及びこれに基づく活断層の評価について不合理な点は見当たらない。

抗告人らは、相手方が調査、評価した本件原子炉施設敷地周辺の主な 活断層分布図を見ると、断層の多数は海岸線の近くで途切れてしまって おり、断層の空白域が生じていて不自然であると主張する。

確かに、沿岸海域の地質情報には、大型観測船が沿岸に近づけないこと、小型船に積載可能な探査装置では、高品質のデータが取得できない等の問題があり、情報の空白域が存在することや、海域と陸域とで調査手法の違いにより不連続が生じるといった問題点が指摘されている(甲

169)。しかし、認定事実ウ(ア)bに加えて疎明資料(乙128, 12 9,138~140)及び審尋の全趣旨によれば,相手方は,上記の問 題点を踏まえて、本件原子炉施設敷地から5㎞の範囲内について反射法 地震探査を陸域から海岸線を跨いで海域まで連続した測線で実施してい ること、海域に存在する活断層であるF-A断層等や陸域に存在する活 断層である五反田川断層等の延長部等については、海上音波探査に当た り、断層の連続性、活動性及び形状等をより詳細に把握する目的で、前 記の測線の間に新たに測線を設定して音波探査を実施したこと,重力異 常調査の結果によれば,F-A断層やF-C断層等の海域に存在する活 断層の敷地側延長部においては髙重力異常域が認められていること(髙 重力異常ほど地下に密度の高い硬い岩盤が標高の高い位置にあり,低重 力異常ほど硬い岩盤が落ち込み、その上に密度の低い堆積層が溜まって いることを示すとされる。)、変動地形学的調査を行った文献等によれ ば、敷地近傍には活断層は確認されておらず、また、敷地周辺の活断層 は,海域のF-A断層やF-C断層等とはその走行が異なっており(F - A断層やF-C断層等の北東から南西の走行と同じ走行の活断層等は 陸域に認められない。),分布傾向も異なっていることが認められるの であって、これらの事実に鑑みると、抗告人らの指摘は、具体的な根拠 を欠く可能性をいうものにすぎず、これをもって相手方の活断層の調査、 評価が不自然、不合理であるということはできない。

また、疎明資料(乙128)によれば、本件原子炉施設の前面海域は、 陸地から沖に向かって地層が緩やかに傾斜し、地層の厚さも変化してい ることが認められるから、海上からの音波探査による鉛直断面において も、横ずれ断層による地層間の落差の探知は可能であるというべきであ り、現に、相手方が他の海域で行った海上音波探査においても、横ずれ 断層が探知されていること(乙130)も踏まえると、横ずれ断層の探 知が困難であるとの抗告人らの主張は採用できない。

(ウ) 平均像を利用することによるばらつきについて

抗告人らは、松田(1975)の関係式によって導き出されたマグニチュードMも、Noda et al.(2002)の方法によって導き出される応答スペクトルも、平均像にすぎず、これらを用いて地震動を評価する場合には、実際の地展動が平均像から最大どの程度かい離するかを考慮しなければならないところ、新規制基準ではそのような考慮を求めておらず不合理である上、相手方も、上記関係式を用いるに当たって平均像からのかい離の程度を十分に考慮しておらず、地震動が過小に評価されていると主張する。

そこで検討すると,松田(1975)の関係式は,日本全国14の地震から 得られた観測記録を基に構築された断層の長さと地震の規模マグニチュ ードM(いわゆる気象庁マグニチュード)との間の経験式であり(乙2 43), Noda et al.(2002)の方法は、主として関東、東北地方に所在する 107地点での観測記録を基に回帰分析を行って提案された地震動の距 離滅衰式である(前提事実(8)ウ(ア))。両関係式とも、過去の一定数の観 測記録を基に経験的に構築された関係式という性格上,そこから導き出 されるマグニチュードMや応答スペクトルは、実際に起こる地震の平均 像にすぎず、実際にはこの平均像からのばらつきが生じるのであって、 地震動の策定に当たって経験式を用いる際には平均像からのばらつきを 考慮しなければならないことは、抗告人らの主張するとおりである。地 屢ガイドにおいても、震源特性パラメータの設定において、「震源モデ ルの長さ又は面積,あるいは1回の活動による変位盘と地震規模を関連 づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には,経験式の適用範囲 が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値とし ての地鼷規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも 考慮されている必要がある。」とされている。

しかし、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の策定方針に関し、 設置許可基準規則解釈には,応答スペクトルに基づく地震動評価及び断 層モデルを用いた手法による地震動評価について、「なお、地震動評価 に当たっては、敷地における地籘観測記録を踏まえて、地籘発生様式及 び地震波の伝播経路等に応じた諸特性(その地域における特性を含む。) を十分に考慮すること。」とされ、審査のための内規である地鰹ガイド にも、「地震動評価に当たっては、敷地における地震観測記録を踏まえ て、地震発生様式、地震波の伝播経路等に応じた諸特性(その地域にお ける特性を含む。)が十分に考慮されている必要がある。」とされるな ど,それぞれの地域で発生する地震の特性を踏まえて地震動を評価する ものとされており、経験式から導き出された平均像だけを用いることは 予定されていない。このような定めは、いわゆる地震地体構造論に基づ き、地震は、世界中のどこでも一様に等質的に発生するものではなく、 発生様式や地震波の伝播経路等の特性により、発生する地震の規模や頻 度,地震波の成分的特徴,観測点における地震動の大きさが異なる,す なわち、地震には地域的特性があるという考え方に基づくものであると 考えられ,兵庫県南部地震のほか,新潟県中越沖地震や東北地方太平洋 沖地震などの観測記録の分析に基づく最新かつ十分な科学的根拠に裏付 けられた合理的なものであると認められる。したがって、地震動を評価 するに当たって経験式を用いる際には、このような地域的特性を踏まえ なければならないし、経験式から導き出される平均像を用いることによ って生じるばらつきを考慮するに当たっても、地域的特性を踏まえたも のでなければならないというのが新規制基準の趣旨であって、抗告人ら が主張するように平均像を用いることによって生じるばらつきを常に誤 差の最大値ないし平均像からのかい離の最大値を採用する方向で考慮し なければならない趣旨であるとは解されない。そもそも,上記関係式に よる平均像とは、それらの関係式が構築される基となった観測記録が得られた各地点で発生する地震全体の平均像のことにほかならず、当該基となった地震に係る地震発生様式や震源特性、伝播経路特性、敷地地盤の特性(地域的特性)等が平均像からのばらつきを生じさせる主たる要因となっているのであるから(甲299)、抗告人らの主張を前提とすれば、本件原子炉施設の存する地域とは特性が異なる他の地域で発生する地震に基づいて地震動の評価を求めることにもなりかねないこととなって、新規制基準の上記趣旨に反することとなる。

したがって、抗告人らの上記主張は採用できない。

また、松田(1975)の関係式は、先行する研究の成果により明らかにされた、地震動をもたらす歪みエネルギーの大小は断層のディメンジョン (大きさ)の大小に反映しているという知見を踏まえて、経験的に構築されたものである (乙243)ところ、抗告人らの指摘するとおり、震源断層面の長さと地表断層面の長さのかい離や緩源特性 (固着の程度、アスペリティ)によって必然的にばらつきが生じるものではある。しかし、疎明資料 (乙38,244)によれば、松田(1975)の関係式は、地表変動、余震分布、断層の現地調査、地震学的調査結果等のデータを基に推定した震源断層面の長さをLに用いている関係式とよく整合し、特にマグニチュードMが6ないし6.5以上の比較的大きい地震でデータをよく満足するとされ、さらに、上記14地震について平成15年に気象庁によって再評価されたマグニチュード (M)を用いると、そのデータは上記関係式の構築当時よりもよく整合することが明らかとなっていること (乙244)が認められる。

また, Noda et al. (2002)の方法についても, 地盤調査が十分にされた 岩盤における観測記録を用いてスペクトルを回帰分析して得られた経験 式であり, 地段規模 (マグニチュード) と等価度源距離を想定し, 解放 基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動の応答スペクトルを推定するものである。Noda et al. (2002)の方法は、その評価方法からして、震源特性、伝播経路特性及び敷地地盤の特性の影響を細かく評価することができず、そのこともあって必然的にばらつきが生じるものであるものの、等価震源距離の想定や内陸地殻内地震の補正係数や当該敷地における観測記録に基づく補正係数を用いることにより、地震の分類に従った震源特性、伝播経路特性及び敷地地盤の特性を考慮することができるものとされている。

以上のとおり、松田 (1975) の関係式も Noda et al. (2002)の方法も、 平均像を求める経験式としての有用性が一般的に承認されているもので あって、これらの経験式を用いつつも、経験式としての限界を踏まえた 上で、最新の科学的技術的知見を踏まえ、十分な調査に基づいて、震源 特性、伝播経路特性及び敷地地盤の特性を考慮して、地震動を評価する ことが、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の 地震動を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるという原子 炉等規制法及び新規制基準の趣旨に照らして不合理ということはできな い。

そうであるところ,前提事実(8)ウ(ウ)のとおり,本件原子炉施設敷地における観測記録に基づいて解析した解放基盤波の地震動(はぎとり波)の応答スペクトルと Noda et al.(2002)の方法を用いて導かれた応答スペクトルの比率が原決定別紙図④のとおり,おおむね全周期帯で1.0を下回る傾向となっていると認められる上,相手方は,内陸地殻内地震の補正係数や当該敷地における観測記録に基づく補正係数を適用していないというのであるから,相手方が応答スペクトルの手法に基づいて評価した地震動が直ちに過小であるということはできない。

抗告人らは、本件原子炉施設において観測された地震の観測記録に基

づく応答スペクトルと Noda et al.(2002)の方法を用いて導かれた応答スペクトルの比率と、全国の内陸地殻内地震の平均的な応答スペクトルと Noda et al.(2002)の方法を適用して得られる応答スペクトルの比率(内陸補正係数)を比べてみると、前者の比率は後者に比べて短周期側で上回っており、本件原子炉施設近傍で発生する地震の特性は、むしろ内陸地殻内地震としては全国の平均より大きいものと評価すべきであって、内陸補正係数による補正はできないというべきであるから、内陸補正係数による補正なできないというべきであるから、内陸補正係数による補正を行わないことは、安全側に評価したことにはならないのであり、さらに、本件原子炉施設敷地の観測記録に基づく平均応答スペクトルを基準にして個々の観測記録の応答スペクトルが短周期側で上側へ2倍以上ばらついているのであり、このばらつきは地域性を除去した後の偶然変動に伴うものであるから、この偶然変動に伴うばらつきをも考慮すべきであると主張する。

確かに、疎明資料(甲209)に加えて、後配のとおり平成9年5月 鹿児島県北西部地震の観測記録に基づく検討結果からも、抗告人らの主 張するとおり、本件原子炉施設敷地周辺は、内陸地殻内地震としては全 国的な平均像よりも大きな地震動となる地域的な特性の存在がうかがわ れるところである。

しかしながら、上記のとおり、相手方は応答スペクトルに基づく地震動の評価において Noda et al. (2002)の方法を適用するに当たり内陸補正係数を用いていないのであって、このことにより本件原子炉施設の存する地域の上記特性をも考慮したものということができる。これに加えて、上記のとおり、本件原子炉施設において観測された地震の観測記録に基づく応答スペクトルの Noda et al.(2002)の方法を用いて導かれた応答スペクトルに対する比率は、おおむね全周期にわたり1.0を下回っていることからすれば、抗告人らの主張する偶然的不確定性に伴うばら

つきをしんしゃくしても、相手方が Noda et al.(2002)の方法を用いて行った応答スペクトルに基づく地震動の評価が直ちに過小なものとなっているということはできないのであり、相手方が行った応答スペクトルに基づく手法による地震動の評価は、設置許可基準規則解釈及び地震ガイドの趣旨に沿うものというべきである。

(エ) 応答スペクトルに基づく地震動評価について

地震ガイドでは、応答スペクトルに基づく地震動の評価過程における 不確かさについて、地震動評価においては、用いる距離減衰式の特徴や 適用性、地盤特性が考慮されている必要があるとされているところ、相 手方は、応答スペクトルに基づく手法において、断層傾斜角の不確かさ を考慮したケース、断層の長さ及び震源の広がりの不確かさ、アスペリ ティの位置の不確かさを考慮したケースについても地震動評価を行い、 アスペリティの位置についてはアスペリティを本件原子炉施設の敷地近 傍に設定することによって等価震源距離を短くするなどし、これらの応 答スペクトルを包絡するものとして設計用応答スペクトルを設定してお り、他方で、内陸補正係数を適用していない(乙1の3の3)。

抗告人らは、不確かさを考慮して相手方が策定したという応答スペクトルによる地震動の大きさは、不確かさを考慮していない場合と大差がなく、平均像を用いることによる誤差が数倍に及ぶことに照らせば、ほとんど意味がなく、地震動を過小評価していることに変わりはないなどと主張するが、後記(対においても説示するとおり、相手方がした不確かさの考慮は、地震ガイドの趣旨に照らして不合理ということはできず、抗告人らの上記主張は、その前提とする平均像に係るばらつきの考慮の点において、採用することができないというべきである。

以上のとおり、相手方の応答スペクトルに基づく地震動評価は、検討 用地震に係る地震規模の設定、距離減衰式の選定及び地震伝播特性(サ イト特性)の評価等のいずれの過程についても,新規制基準及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理な点は見当たらない。

なお、相手方は、応答スペクトルに基づく地震動評価において、地震 規模を松田(1975)の関係式を用いて評価した上、距離減衰式として Noda et al.(2002)の方法を用いており、経験式を重畳的に用いて評価している が、各経験式が有する偶然的不確定性に伴うばらつきは、経験式を重畳 する過程で相殺される部分も存すると考えられる上、前記のとおり、誤 差の最大値ないし平均像からのかい離の最大値を重畳する方向で考慮す ることは、地域的特性を踏まえた地震助評価の観点からも明らかに不合 理というべきことに加えて、上記のとおり、相手方の検討用地震に係る 地震規模の設定、距離減衰式の選定及び地震伝播特性(サイト特性)の 評価等のいずれの過程についても、新規制基準及び地震ガイドの趣旨に 照らして不合理な点は見当たらないのであるから、相手方の応答スペク トルに基づく地震動評価が松田(1975)の関係式ほかの経験式を用いて いることをもって直ちに過小評価となっているということもできない。

(オ) 断層モデルを用いた手法による地盤動評価について

a 地震波の伝播に関する相手方の考え方について

抗告人らは、相手方が主張する地震波の伝播モデル (観測点の地震 動は、展源からの直線距離を伝播する地震波より、地下深くの岩盤を 伝播し、観測点付近において鉛直方向に入射してくる地震波が支配的 になるというもの) は誤りであると主張する。

相手方が主張する地震波の伝播モデルは、一般に、①地震波は、硬い地盤ほど速く伝播する、②地盤は深くなるにつれて硬い岩盤となる、という知見を前提にしており(乙42)、このような知見を前提にすると、ある観測地点における地震波は、震源から様々な経路で到達する地震波により構成されるものの、震源から発生して地下深くの硬い



岩盤を高速で伝播して当該観測地点の直下に達した後鉛直方向に当該 観測地点に到達する波が支配的となる傾向があるということができる のであるから、相手方が主張する地震波の伝播モデルには相応の根拠 があると認められる。

抗告人らは川内1号機と川内2号機で観測された地震動には最大で2倍程度の加速度の差が生じているものがあると主張するが、その観測データ(乙120・34~36頁)の加速度を子細にみても、有意な差であるとは認められない。また、抗告人らは、浜岡原発5号機の地震動の増幅を指摘するが、前提事実(8)イ(ウ)のとおり、相手方は、本件原子炉施設の敷地地盤で得られた地震観測記録に基づき、地震波の到来方向につき特異な増幅傾向はどの方向にも認められないこと、及び敷地の振動特性の把握と独立行政法人防災科学技術研究所の強震観測網による本件原子炉施設敷地近傍及び周辺の観測点における地震動の増幅特性との比較検討により、本件原子炉施設敷地の地盤において地震動の顕著な増幅傾向が認められないことなどを確認しているのであるから、抗告人らの上記指摘は当たらないというべきである。

- b 本件展源モデルにおける不確かさの考慮
 - (a) 相手方による基本展源モデルの構築は、前提事実(8) ウ(イ) a のとおり、①相手方の調査の結果や地震調査委員会の知見を踏まえた活断層の長さ及び幅の設定、②平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基に算出された平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の設定、③上記①、②の値等を基に原決定別表②の式(1)ないし(3)を用いた展源パラメータの設定等の過程を経て行われている。

この基本展源モデルにおける検討用地震の断層の長さは、相手方が行った調査の結果と比較して、市来断層帯市来区間につき 6.3 km, 甑断層帯甑区間につき 22.6 km, 市来断層帯甑海峡中央区間

につき22.4㎞長く設定され、震源発生層の下端については、気象庁一元化震源のD95%の深さが約13㎞のところを2㎞の余裕を持たせて15㎞と設定されている。応力降下量については、強震動予測レシピによらず平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基に算出されているが、この値を基に算出された短周期レベルAの値は、上記のとおり相手方が設定した断層の長さなどから強震動予測レシピを用いて算出された短周期レベルAの値より約1.5~1.6倍大きいものとなっている(なお、断層の長さを相手方が調査した値を用いた場合には、約2.2~3.0倍となる。)(前提事実(8)ウ(イ)a、認定事実ウ(ヴ)b(a)(b))。

(b) また、相手方は、前提事実(8)ウ(イ) bのとおり、上記①につき、飯 断層帯飯区間の断層の長さを2.1 km延長し、上記②につき、アスペリティ実効応力及び背景領域実効応力の値を1.25倍にしたほか、さらに、断層傾斜角を60度とした不確かさ考慮モデルを構築している。なお、アスペリティの位置は、本件原子炉施設の敷地に最も近い位置に、破壊開始点は、アスペリティの破壌が本件原子炉施設の敷地に向かう方向に設定しており、これらのパラメータは、断層の長さの不確かさを考慮するケース、応力降下量の不確かさを考慮するケース、防層傾斜角の不確かさを考慮するケースにそれぞれ重畳して考慮されている。

こうした不確かさを考慮するケースのうち、応力降下量の不確かさを考慮するケースでは、短周期レベルAの値で見てみると、基本 震源モデルの短周期レベルAの1.25倍であり、さらに、鹿児島 県北西部地震の観測記録を基に算出された値を用いずに上記のとおり相手方が設定した断層の長さなどから強震動予測レシピを用いて 算出された短周期レベルAから見ると、約1.8(1.25×1.

- 5)~2.0(1.25×1.6)倍となっている。
- (c) 断層モデルを用いた手法に関し、設置許可基準規則解釈には、「基 準地震動の策定過程に伴う各種の不確かさ(震源断層の長さ、地震 発生層の上端深さ・下端深さ、断層傾斜角、アスペリティの位置, 大きさ、応力降下量、破壊開始点等の不確かさ、並びにそれらに係 る考え方及び解釈の違いによる不確かさ) については、敷地におけ る地震動評価に大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメー 夕について分析した上で、必要に応じて不確かさを組み合わせるな ど適切な手法を用いて考慮すること。」との定めがあるところ(地 震ガイドの定めもほぼ同旨),上記(a)(b)のとおり、相手方は、基本 **震源モデルの構築に当たり、活断層の長さについては、相手方の詳** 細な調査結果にも関わらず、地震調査委員会(2013)の知見を採用し、 応力降下量も強震動予測レシピを用いて得られる値を用いるのでは なく、平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基に算出され た値を採用している。さらに、不確かさ考慮モデルでは、一部の断 **層帯について断層の長さを延長したり、あるいは、応力降下量の値** を割増しするなどして,地展動の大きさに大きな影響を与える短周 期レベルAの値でみたとき、基本展源モデルの強展動予測レシピを 用いた計算よりも約1.8~2.0倍の保守性を確保しているので あり、こうした相手方の断層モデルを用いる手法における不確さの 考慮は、上記において見た新規制基準の定めの趣旨に適合している と認められる。

とによるものであるから、地震調査委員会(2013)の知見に基づいて 活断層の長さを評価するのは当然であり、これを考慮するのは不確 かさを考慮したことにはならないと主張する。

しかし、相手方の行った調査の手法、調査の結果及びこれに基づく活断層の評価について不合理な点が見当たらないことは、前記(イ)において説示したとおりであるが、仮に抗告人らが主張するように地震調査委員会(2013)の知見に基づく断層長さの評価の方が合理的であるといえるとしても、相手方は、検討用地震の震源断層の長さとして地震調査委員会の評価値を採用している(甑断層帯甑区間については不確かさの考慮として更にその長さを延長している。)のであるから、断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価における基本震源モデルの設定等が不合理であるということはできない。したがって、抗告人らの上記主張は採用できない。

また、抗告人らは、松田(1975)の関係式を構築する基となった地 震データのうち震源断層面の長さが地表に表れた断層の長さの約3 倍になったものもあるので、本件においても同程度の断層の長さを 想定する必要があると主張するが、相手方は、前記認定のとおり詳 細な調査を行って震源断層の長さを評価した上、より保守的な設定 となるよう地震調査委員会(2013)の知見に基づく評価値を採用した ものであるから、抗告人らの上記主張は、その前提を欠くものとし て、採用できない。

なお、抗告人らは、相手方が地震発生層の設定において依拠した 気象庁一元化震源のデータは1997年(平成9年)以降14年間 のものでしかないから、あてにならないと主張するが、疎明資料(乙 120)によれば、同データの上記14年間の地震総数は4万30 00余であるから、これを基に算定されたD95%の値は相応の信 類性を有するものということができる上、相手方は、平成9年に発生した鹿児島県北西部地震の臨時余震観測データの分析等からも地 展発生層の厚さを約11㎞と評価しているのであるから、抗告人らの上記主張は採用することができない。

(e) 本件展源モデルの形状等について

抗告人らは、相手方が設定した四角形の断層モデルが不自然な形 状であると主張する。

地盤ガイドによれば、震源として策定する断層の形状等の評価に つき、内陸地殻内地震等について、各種の調査及び観測等により震 源として策定する断層の形状等の評価が適切に行われていることを 確認するとされているところ、震源断層の正確な形状を把握するこ とは、現在の科学的、技術的知見の下では困難である上、そもそも、 断層モデルを用いた手法は、モデルに基づく強震動予測手法である から、モデルの構築においてある程度の単純化を行うことはモデル の性格上避けられないものであるところ、相手方が採用した形状の 断層モデルは、断層モデルを用いた手法を適用する場合において、 一般的に採用されているものである(甲300,305,乙37の 2等)。また、アスペリティの形状の設定についても、アスペリテ ィが地震動の評価に影響を与えるのはその位置、大きさ及び応力降 下量等であって、その形状は地震動の評価に大きな影響を与えると は考えられない上、アスペリティの形状を四角形で設定する評価方 法の妥当性は、地震調査研究推進本部等において検証されている(乙 42)。したがって、相手方が断層モデルを用いた手法による地震 動の評価に当たり、震源断層やアスペリティの形状を四角形に設定 したことをもって、相手方の上記評価が不合理であるということは できず、抗告人らの上記主張は採用できない。

また、抗告人らは、能登半島地震や新潟県中越沖地震において、 複数のアスペリティでの応力降下量が異なっていたという知見があ り、実際に発生する地震においては、複数のアスペリティの応力降 下量が全て同一であることはなく、一つのアスペリティの応力降下 量が他よりも相当大きくなることもあり得るのであるから、本件に おいても、複数のアスペリティにつき異なる応力降下量を割り付け るべきであり、また、地震動の大きさはアスペリティとの距離にも 大きく左右されることからすれば、原子力発電所の敷地に最も近い アスペリティに格段の応力降下量を割り付けた震源モデルが策定さ れなければならないと主張する。

しかし、相手方は、基本酸源モデルにおいて複数のアスペリティを設定している上、そのいずれにも、アスペリティ応力降下量として、検討用地酸の酸源断層を含む地域の特性を反映するものとして、平成9年5月鹿児島県北西部地酸の観測記録を基に評価された値を設定しているのであり、当該応力降下量の評価が不合理といえないことは、後に説示するとおりである。また、複数のセグメントが同時に動く場合の地震動の想定において、全てのセグメントでの平均応力降下量を一定にして算出するとの知見(甲17、305)もあるところであるから、相手方のアスペリティ及びアスペリティ応力降下量の設定が不合理であるということはできない。したがって、抗告人らの上記主張を採用することはできない。

(f) 基本 展源モデルにおける 平均応力降下量とアスペリティ 実効応力 について

抗告人らは、相手方が平成9年5月鹿児島県北西部地震の平均応力降下量やアスペリティ実効応力を算出する際に参照した「菊地・山中(1997)」の知見による地震モーメントMoの値は、他の解析機

関の算出した値と比べて小さく、相手方は要素地震の地震モーメントMoに「the Global GMT Project」という解析機関が明らかにした数値を採用しているのであるから、上記地震の平均応力降下量やアスペリティ実効応力を算出する際にも、同機関が明らかにした地震モーメントMoの数値を採用すべきであり、そうであれば、相手方が上記地震の平均応力降下量とすべき値は25.1 MPaであって、相手方が採用した15.9 MPaは明らかに過小であり、市来断層帯市来区間の震源モデルにおいては、アスペリティ断層面積比が36.5%と平均値(15~27%)を大きく上回ってしまっているなどと主張する。

相手方が基本震源モデルにおいて平均応力降下量及びアスペリテ ィ実効応力として設定した値は、平成9年5月鹿児島県北西部地震 の観測記録を基に「菊地・山中(1997)」において評価された地震モ ーメント (Mo) 等の 展源パラメータの値に基づくものであるところ, 疎明資料(乙248の2)及び審尋の全趣旨によれば、「菊地・山 中(1997)」は、上記地震の観測記録に基づき、震源断層面を詳細 にモデル化するなどして上記地震の地震モーメント(Mo)等の震源 パラメータを評価したものであって、その過程に不合理な点は見い だせない上、前提事実(8)ウ(イ)aのとおり、相手方が基本展源モデル に基づいて設定した震源パラメータについて上記地震の余震を要素 地震として経験的グリーン関数法による地震助評価を行ったところ 上記地震で得られた本件原子炉施設敷地の観測記録をおおむね再現 することができたというのであり、他方で、抗告人らが援用する「the Global GMT Project」の解析の方がより合理的であることを裏付ける 疎明資料はなく、また、その他の解析機関の解析がより合理的であ ることを裏付ける疎明資料もないのであるから、相手方の設定した 値が他の解析機関が示した数値を下回っていることの一事をもって、相手方の平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の設定が不合理であるということはできない。

また、相手方は、要素地度として昭和59年8月15日九州西側海域地度の観測記録を用いた上、その地震モーメント(Mo)として上記「the Global GMT Project」が解析した値を採用しているが、相手方が上記値を採用したのは、他に適切な知見が存在しなかったことによるものであるところ、上記機関の解析が不合理であることをうかがわせる疎明資料はなく、他方で、相手方が要素地度として適切な地震観測記録が得られている上記地度を採用したことが不合理であるということはできず、その結果、検討用地震の平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の算定の基となった地震モーメント(Mo)と要素地度の地震モーメント(Mo)とが異なる解析機関等の評価によるものとなったとしても、そのことから直ちに相手方の平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の設定が不合理であるということはできない。

さらに、検討用地震の平均応力降下量及びアスペリティ実効応力として上記値を採用した結果、検討用地震のうち市来断層帯市来区間の震源モデルにおいてアスペリティ断層面積比が36.5%となって、平均値(約22%ないし15~27パーセントとされる。甲17)を上回ることとなったとしても、以上認定説示したところに加えて、地震動の想定に当たって、内陸地殻内地震については、上記アスペリティの面積比が拘束条件にならないとの知見もある(甲17)ことにも鑑みると、相手方の平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の設定が直ちに不合理であるということはできない。

なお、相手方は、検討用地震としての市来断層帯市来区間、甑断

層帯甑区間及び市来断層帯甑海峡中央区間のいずれについても、それぞれの断層の所在地のみならず、断層長さ(断層面積)が異なるにもかかわらず、平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基にした平均応力降下盤及びアスペリティ実効応力の評価値、すなわち、上記地震の震源断層に係る評価値をそのまま震源パラメータとして設定しているところ、抗告人らは、震源特性にはばらつきがあるのであるから、上記地震の応力降下量が本件原子炉施設周辺の断層で生じる応力降下量と同じになるはずがないなどと主張する。

この点、地震ガイドによれば、震源断層のパラメータは、活断層 調査結果等に基づき,地盤調査研究推進本部による「震源断層を特 定した地震の強震動予測手法」(強震動予測レシピ)等の最新の研 究成果を考慮し設定することを確認するとされているところ、前提 事実(8)ア(イ),同ウ(イ),認定事実ウ(ウ) b ,疎明資料(甲17)及び審 尋の全趣旨によれば、強震動予測レシピは、地震調査委員会におい て実施してきた強震動評価に関する検討結果から、強震動予測手法 の構成要素となる震源特性、地下構造モデル、強展動計算、予測結 果の検証の現状における手法や震源特性パラメータの設定に当たっ ての考え方について取りまとめたものであり、震源断層を特定した 地殿を想定した場合の強殿動を髙精度に予測するための「誰がやっ ても同じ答えが得られる標準的な方法論」を確立することをめざし たものとされていること、強慇動予測レシピによれば、鼮源断層の 面積が大きい地震については、震源断層の面積(S)から、入倉・ 三宅(2001)の経験式を用いて地震モーメント(Mo)を設定した上, 当該地震モーメント (Mo) から壞ほか (2001) の経験式を用いて短 周期レベルA(短周期領域における加速度震源スペクトルのレベル) を設定し,当該地震モーメント及び短周期レベルAから理論式を用

いて平均応力降下量及びアスペリティ実効応力を散定するものとさ れていること、相手方は、強震動予測レシピの方法によらずに、前 記のとおり平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基にした 平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の評価値をそのまま各検 討用地震の平均応力降下量及びアスペリティ実効応力として設定し た上、当該平均応力降下量及びアスペリティ実効応力から理論式(原 決定別表②の式(1)ないし(3)) を用いて地震モーメント(Mo), 短周 期レベルA等のパラメータを設定していること、相手方が上記のよ うな設定方法を採用したのは,平成9年5月鹿児島県北西部地震が 本件原子炉施設周辺における近年の被害地震として規模が大きいも のであったこと, 同地震の震源域と検討用地震に係る震源断層は, いずれも,本件原子炉施設が位置する九州地方南部及びその周辺海 域として,共通の震源特性を有するものと考えられること,強震動 予測レシピを用いて震源断層のパラメータを設定した場合よりも保 守的な評価となること、などを考慮したことによるものであること、 その結果、認定事実ウ(ウ)bのとおり、各検討用地震につき、強震動 予測レシピの方法を用いた場合と比べて、地震モーメントの値が約 1. 9~2. 4倍大きくなり、また、短周期レベルAの値が約1. 5~1. 6倍大きくなっていること、以上のとおり認められる。

地震ガイドによれば、地震動評価に当たっては、敷地における観測記録を踏まえて、地震発生様式、地震波の伝播経路等に応じた諸特性(その地域における特性を含む。)が十分に考慮されている必要があるとされているところ、前提事実(8)ア(ア)及び認定事実ウ(イ) aのとおり、本件原子炉施設が位置する九州地方南部は、地震発生状況やGPSの観測結果(地殻変動)の傾向によると、引張応力場であって、正断層型及び横ずれ断層型の地震が多く発生し、逆断層型

の地震が少ないという地域的な特性(震源特性)があるとされてお り、本件原子炉施設周辺で発生する内陸地殻内地震についても、正 断層型及び横ずれ断層型が主体であることが確認されていることか らすれば、相手方が、平成9年5月鹿児島県北西部地震の震源域と 検討用地震に係る展源断層がいずれも本件原子炉施設が位置する九 州地方南部及びその周辺海域として共通の震源特性を有するものと 考えたことが不合理であるということはできない。また,上記のと おり強展動予測レシピが震源断層を特定した地震を想定した場合の 強震動を髙精度に予測するための手法ではあるものの,強震動予測 に直接影響を与える短周期領域における加速度震源スペクトルのレ ベルである短周期レベルAの設定に当たり2段階の経験式を用いる ものとされているところ、前記のとおり、本件原子炉施設敷地周辺 は、内陸地殻内地震としては全国的な平均像よりも大きな地震動と なる地域的な特性の存在がうかがわれるのであるから、強震動予測 レシピの手法による2段階の経験式を用いずに平成9年5月鹿児島 県北西部地震の震源特性を表す平均応力降下量及びアスペリティ実 効応力を採用したことは、その地域における特性を考慮した評価と いうことができる(前記のとおり、相手方の設定した短周期レベル Aが強震動予測レシピの方法(経験式)を用いた場合と比べて約1. 5~1.6倍大きくなっている。)。そうであるとすれば、相手方 が、各検討用地震のいずれについても、平成9年5月鹿児島県北西 部地震の観測記録を基にした平均応力降下量及びアスペリティ実効 応力の評価値をそのまま震源パラメータとして設定したことをもっ て、基本震源モデルにおける震源パラメータの設定が不合理である ということはできない。

したがって、抗告人らの上記主張も採用できない。

(g) 不確かさの考慮モデルにおける応力降下量について

抗告人らは、塩ほか(2001)の経験式 (地展モーメントMoと短周期レベルAの関係式) は、国内地展データを一部含むものの、大半は北米大陸の地展データを基に作成されており、その結果、同関係式を用いて国内の断層面積から地展規模を推定すると、他に提唱されている関係式よりも過小に算出されることが指摘されている上、そのデータにはもともと平均像からのばらつきがあって、平均値の3倍程度の値を示すものがあるとして、相手方が策定した不確かさの考慮モデルのうち、応力降下量の不確かさを考慮したケースにおけるアスペリティ実効応力や背景領域実効応力の値が、基本震源モデルの値の1.25倍程度では不十分であると主張する。

地震ガイドによれば、アスペリティの応力降下量(短周期レベル)については、新潟県中越沖地震を踏まえて設定されていることを確認するとされており、これは、新潟県中越沖地震の震源断層面における短周期レベルAが既往の経験式(壇ほか(2001)の経験式)を用いて評価した場合と比べて約1.5倍の大きさとなったことを踏まえたものである(認定事実力(ヴ))。そうであるところ、前記のとおり、相手方は、基本震源モデルの策定においては、各検討用地震の短周期レベルAにつき、壇ほか(2001)等の経験式を用いずに、平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基にした平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の評価値に理論式を適用して地震モーメント(Mo)及び短周期レベルAを設定した上、当該短周期レベルAが当該地震モーメント(Mo)に塩ほか(2001)の経験式を適用して得られる値の約1.2倍となることから、不確かさの考慮において短周期レベルが上記地震モーメント(Mo)に壇ほか(2001)の経験式を適用して得られる値の1.5倍となるよう、上記短周期レ

ベルAの値を1.25倍に設定したものであること、その結果、相手方が不確かさの考慮モデルにおいて設定した短周期レベルAは、上記地震の観測記録を基にした平均応力降下量及びアスペリティ実効応力を用いずに強振動予測レシピの方法を用いた場合と比べて、約1.8~2.0倍大きくなっていること、以上のとおり認められる。

そして、 壇ほか(2001)の経験式の基となったデータの状況は、原決定 別紙図⑦のとおりであるところ,同図をみると,データは,おおむね平 均値の1/2~2倍に分布していることが認められること、認定事実ウ (イ)a, 同(ウ)b(c), 同カ(ウ)によれば, 新潟県中越沖地震は, 圧縮応力 場の働くひずみ集中帯で発生した逆断層型の地震であるところ、本 件原子炉施設の周辺地域は、引張応力場であって、当該地域で発生 する内陸地殻内地盤は、正断層型及び横ずれ断層型が主体であるこ とが確認されていること、短周期レベルAについては、内陸地殻内 地震の断層型によって異なるとの知見が得られており,逆断層型の 地震の短周期レベルAは、壇ほか(2001)による内陸地殻内地震の平均 値より大きく,横ずれ断層型の地震の短周期レベルAは小さいとさ れ、また、正断層型の地震の短周期レベルAは、塩ほか(2001)による 内陸地殻内地震の平均値よりやや小さいかほぼ同じとされているこ と、本件原子炉施設敷地周辺は、内陸地殻内地震としては全国的な 平均像よりも大きな地震動となる地域的な特性の存在がうかがわれ るものの、平成9年5月鹿児島県北西部地震の震源特性を表す平均 応力降下量及びアスペリティ実効応力を採用して理論式により短問 期レベルAを設定したことによって、上記の地域的な特性を考慮し た評価がされているということができること,以上のとおり認めら れる。これらによれば、相手方が応力降下量の不確かさの考慮にお いて短周期レベルAを上記のとおり基本展源モデルにおける設定値 の1.25倍に設定する方法を用いたことは、地震ガイドの前記趣 旨に照らして、不合理ということはできない。

抗告人らは、佐藤(2010)の知見によれば、平成9年5月鹿児島 県北西部地震における短周期レベルAは、横ずれ断層型の地震の短 周期レベルAの平均像よりも小さいとされているにもかかわらず. 相手方が、上記知見を援用して、平成9年5月塵児島県北西部地震 の観測記録を基にした評価値から導き出している短周期レベルAの 値が, 壇ほか(2001)の経験式の約1.2倍(不確かさ考慮モデルでは 約1.5倍)と主張するのは矛盾があるなどと主張するが、相手方 が設定した平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の値は、平成 9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基に「菊地・山中(1997)」 において評価された地段モーメント (Mo) の値に基づくものである のに対し、佐藤(2010)の知見は、このMoの値を用いて短周期レベ ルAを導き出しているものではないのであるから、相手方の短周期 レベルAの設定は,佐藤(2010)の知見となんら矛盾するものではな い上、「菊地・山中(1997)」は、上記地震の観測記録に基づき、 | 震源断層面を詳細にモデル化するなどして上記地震の地震モーメン ト (Mo) 等の 展源パラメータを評価したものであって、その過程に 不合理な点が見いだせないことは、前記説示のとおりであるから、 抗告人らの上記主張は、採用することができない。

また、抗告人らは、地震ガイドの趣旨からすれば、平均応力降下 量の不確かさを考慮するケースでは、基本展源モデルで確定させた パラメータのうち短周期レベルAと平均応力降下量を1.5倍すべ きであると主張するが、前記のとおり、新潟県中越沖地震で得られ た知見は、震源特性として、短周期レベルAが、既往の経験式を用 いて得られる値の1.5倍程度になっていたというものであり(認 定事実カ(ウ)), これを踏まえて, 地震ガイド3.3.2.(4)①2) は、アスペリティの応力降下量(短周期レベル)については、新潟 県中越沖地震を踏まえて設定されていることを確認する旨規定した ものであるところ、前記のとおり、相手方は、平均応力降下量の不 確かさの考慮において、平均応力降下量及び短周期レベルAが平成 9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基に評価された地震モー メント(Mo)の値に既往の経験式(壇ほか(2001)の経験式)を適 用して得られる値の1.5倍となるように、短周期レベルAを上記 のとおり基本震源モデルにおける設定値の1. 25倍に設定する方 法を用いたものであり、しかも、上記地震モーメント (Mo) の値は、 強振動予測レシピの定める経験式(入倉・三宅(2001)の経験式) を用いた方法による場合と比べても、約1.9~2.4倍大きくな っているというのであるから、相手方の平均応力降下量の不確かさ の考慮は、地震ガイドの趣旨に照らしても、不合理ということはで きない。

なお、相手方が、各検討用地震のいずれについても、平成9年5 月鹿児島県北西部地震の観測記録を基にした平均応力降下量及びア スペリティ実効応力の評価値をそのまま震源パラメータとして設定 したことをもって、基本震源モデルにおける震源パラメータの設定 が不合理であるということはできないことは、上記(f)において認定 説示したとおりである。

また,前提事実(8)ウ(イ)bのとおり,相手方によるその他の不確か さの考慮(断層傾斜角の不確かさ,アスペリティの位置の不確かさ 及び破壊開始点の不確かさ)についても,新規制基準ないし地震ガイドの趣旨に照らして不合理ということはできない。 したがって、抗告人らの上記主張も採用できない。

(h) 抗告人らは、相手方が基本展源モデルに基づいて設定した展源パラメータについて、平成9年5月鹿児島県北西部地震の余震を要素地震として、経験的グリーン関数法による地震動評価を実施した再現スペクトルをみると、EW(東西)方向について、観測記録は上記再現結果の数値の2~3倍の加速度に達しており、おおむね再現できているとは到底いえず、このことは、経験的グリーン関数も含む断層モデルを用いた地震動の評価が信頼性を有しない手法であることを示しているなどと主張する。

前提事実(8)ウ圧)及び疎明資料(甲17,乙120)並びに審尋の 全趣旨によれば、相手方は、地震動の減衰評価について、経験的グ リーン関数法による評価と長周期帯に理論的方法を適用したハイブ リッド合成法による評価を行っていること、経験的グリーン関数法 は、想定する断層の震源域で発生した中小地震の波形を要素波(グ リーン関数)として、想定する断層の破壊過程に応じて足し合わせ る方法であって、あらかじめ評価地点で適当な観測波形が入手され ている必要があるとされ、理論的方法は、地震波の伝播特性と表層 地盤の増幅特性を弾性波動論により計算する方法であって、震源断 層の不均質特性の影響を受けにくい長周期領域については評価し得 るものの、短周期地震動の生成に関係する破壊過程及び地下構造の 推定の困難さのため、短周期領域についての評価は困難になるとさ れ、ハイブリッド合成法は、震源断層における現象のうち長周期領 域を理論的方法、破壊のランダム現象が卓越する短周期領域を半経 験的方法(経験的グリーン関数法又は統計的グリーン関数法)でそ れぞれ計算し,両者を合成する方法であって,広帯域の評価が可能 であるとされること(甲17)、地震ガイドにおいては、経験的グ リーン関数法を適用する場合には、観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価する必要があり、要素地震については、地震の規模、震源位置、震源深さ、メカニズム等の各種パラメータの設定が妥当であることを確認するとされていること、相手方は、経験的グリーン関数法の適用に当たり、要素地震として、適切な観測記録が得られており、かつ、本件原子炉施設敷地との位置関係が検討用地震とほぼ同じ方向で、地震発生様式及び断層型も同じであって、検討用地震の規模に対して適切な規模と考えられる昭和59年8月15日九州西側海域地震を選定したこと、相手方は、平成9年5月鹿児島県北西部地震の余震を要素地震として経験的グリーン関数法を用いて上記地震(本震)の再現性を確認したところ、観測記録をおおむね再現することができたことから、これらの地震の主なパラメータ(アスペリティ実効応力等の主な震源パラメータ及び本震と余震との比等)を用いて、経験的グリーン関数法による地震動評価を行ったこと、以上のとおり認められる。

そうであるとすれば、相手方の経験的グリーン関数の適用を含めた地震動の減衰評価は、地震ガイドの趣旨に添うものというべきであって、経験的グリーン関数を適用した平成9年5月鹿児島県北西部地震の再現結果に抗告人らが主張するような点がみられるとしても、全体的な再現性を肯定し得るものである(乙120)ことにも鑑みると、経験的グリーン関数そのものの信頼性ないし平成9年5月鹿児島県北西部地震の震源パラメータの設定等の合理性を直ちに否定するものということはできず、相手方の経験的グリーン関数を用いた地震動の評価が不合理であるということはできない。

c 小括

以上見てきたとおり、相手方の断層モデルを用いた手法による地震

動評価は、基本震源モデルにおける震源パラメータの設定、不確かさの考慮、地震動の減衰評価等のいずれの過程についても、新規制基準及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理な点は見当たらない。

(カ) 海洋プレート内地震の考慮について

抗告人らは、相手方が海洋プレート内地震を考慮していないと主張する。

認定事実ウ(ア) a によれば、相手方は、本件原子炉施設敷地周辺におけ る地震の発生状況等の調査結果によれば,プレート間地震及び海洋プレ ート内地鬉が発生する位置から本件原子炉施設までの距離が100㎞位 以上離れており,これらの地震が本件原子炉施設の敷地に大きな影響を 与えるものではないと判断して検討用地震としなかったものであるこ と、海洋プレート内地震のうちスラブ内地震(海溝軸付近から陸側で発 生する「沈み込んだ海洋プレート内の地震」)の影響は、火山フロント の前弧側と背弧側で大きく異なっており、前弧側の固いプレート内では 地震波の減衰が小さいため,広範囲にわたって大きな地震動が観測され るのに対し、背弧側では髙温のマントルを通過する際に地震波が急激に 滅衰するため,観測される地麗動も小さくなるという知見が存在してお り,この傾向は,本件原子炉施設が位置する九州地方で発生した平成1 8年6月12日大分県西部地震においても認められていること,これに よれば、本件原子炉施設の敷地は、火山フロントの背弧側に位置してい るから、地震波の伝播経路における減衰が大きく、地震動が急激に小さ くなる傾向があると考えられること、以上のとおり認められる。

そうであるとすれば、相手方が敷地ごとに震源を特定して策定する地 震動の策定において、検討用地震としてプレート間地震及び海洋プレー ト内地震を選定しなかったことが、新規制基準及び地震ガイドの趣旨に 照らして不合理ということはできない。

(キ) 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の策定の合理性

以上のとおり、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動に係る新規制基準及び地震ガイドの内容に特段の不合理な点は見当たらず、相手方の検討用地震の選定、応答スペクトルに基づく地震動評価及び震源モデルを用いた手法による地震動評価に新規制基準及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理な点は見当たらない。

そして、地震ガイドによれば、応答スペクトルに基づく地震動が全周 期帯にわたって断層モデルを用いた基準地震動を有意に上回る場合に は、応答スペクトルに基づく基準地震動で代表させることができる、な どと規定されている。そうであるところ、前提事実(8)ウ付のとおり、相 手方は、応答スペクトルに基づく地震動評価が断層モデルを用いた手法 による地震動評価の結果を全ての周期帯で上回ることから、応答スペク トルに基づく地震動評価による設計用応答スペクトル(最大加速度54 O cm/s²)をもって代表させることとし、敷地ごとに震源を特定して策 定する地震動Ss-1を策定したものである。なお,疎明資料(乙11 5、135)及び審尋の全趣旨によれば、応答スペクトルに基づく地震 動評価においては,策定された応答スペクトルから地震動の時刻歴波形 を直接得ることはできず、応答スペクトルの作成に用いたのと同じ地震 の規模を表すマグニチュードと等価震源距離から振幅包絡線や継続時間 を設定して、平均的な模擬地震波としての時刻歴波形を作成することに なり、この時刻歴波形からは、地域的な特性(震源特性,伝播経路特性 及び敷地地盤の特性)を反映することやパルス(振幅の急峻な変化)を 表現することは難しいとされているのに対し、断層モデルを用いた手法 による地震動評価においては、作成された時刻歴波形から求められた応 答スペクトルに評価地点の地域的な特性やパルス等が反映されることに なることから、これらの地震動の特性が失われないようにするため、複 数の応答スペクトルを包絡させることなくそのまま用いるものとされて いること(地震ガイドにおいても、断層モデルを用いた手法による基準 地震動は,施設に与える影響の観点から地震動の諸特性(周波数特性, 継続時間,位相特性等)を考慮して,複数の地震動評価結果から策定す ることが求められている。),地震ガイドも,上記のような地震動評価 手法の特性に鑑み、断層モデルを用いた手法による地震動評価を基本と しつつも、応答スペクトルに基づく地震動が全周期帯にわたって断層モ デルを用いた基準地震動を有意に上回る場合には応答スペクトルに基づ く基準地震動で代表させることができるものとしていること, 相手方は, 断層モデルを用いた手法による地震動評価の評価結果には,本件原子炉 施設に影響を与えるような大きなパルスの生成は見られないこと、断層 モデルを用いた手法による地盤動評価の評価結果の継続時間と応答スペ クトルに基づく地震動評価の評価結果の継続時間との間に大きな差異が ないことなどをも考慮の上、応答スペクトルに基づく地震動評価による 設計用応答スペクトルをもって代表させることとしたものであること, 以上の事実が認められる。

以上によれば、相手方の敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の 策定が新規制基準及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理であるという ことはできない。

なお、前記のとおり、応答スペクトルに基づく地震動評価は、距離減衰式に経験式を用いるものであり、地震規模の設定に経験式を用いる場合には、経験式を重量して用いることになるものであるのに対し、断層モデルを用いた手法は、兵庫県南部地震を契機に震源特性に係るデータが急速に蓄積され、地震学及び地震工学が著しく進歩し、これらを踏まえた地震動評価手法が高度化したものであって、上記のとおり、地震ガイドにおいても、震源が近く、その破壊過程が地震動評価に大きな影響



を与えると考えられる地震については、断層モデルを用いた手法が重視されている必要があるとされている。そうであるところ、相手方の基準地震動の策定においては、地震規模の設定において松田(1975)の関係式を用いた上、距離減衰式に Noda et al.(2002)の方法を用いてした応答スペクトルに基づく地震動評価結果が断層モデルを用いた手法による地震動評価を上回る結果となっている。

しかしながら、既に認定説示したとおり、相手方の断層モデルを用いた手法による地震動評価は、一部に経験式(経験的グリーン関数)を用いてはいるものの、震源断層のパラメータの設定において、短周期レベルAの設定に当たり2段階の経験式を用いるものとされている強震動予測レシピによらず、地域的な特性の考慮から強振動予測レシピによった場合よりも保守的な設定を行っているなど、相手方の震源モデルを用いた手法による地震動評価に新規制基準及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理な点は見当たらない。そうであるとすれば、応答スペクトルに基づく地震動評価結果が断層モデルを用いた手法による地震動評価を上回る結果となっていることが直ちに相手方の断層モデルを用いた手法による地震動評価を上回る結果となっていることが直ちに相手方の断層モデルを用いた手法による地震動の評価が過小評価となっていることを裏付けるものということはできない。

また、抗告人らの主張するとおり、本件原子炉施設において観測された地震の観測記録に基づく応答スペクトルと Noda et al.(2002)の方法を用いて導かれた応答スペクトルの比率が短周期側で内陸補正係数を上回っているとしても、既に認定説示したとおり、相手方は応答スペクトルに基づく地震動評価において内陸補正係数を適用していないのであるから、これをもって相手方の基準地震動の策定が過小評価となっているということはできない。

イ
展源を特定せず策定する地展動について

(ア) 展源を特定せず策定する地展動についての相手方の評価経緯については、前提事実(8)工、認定事実ウ(エ)のとおりであるが、その概略は、次のようなものである。

すなわち、相手方は、地震ガイドに例示された16地震のうちMw6. 5以上の2地震については、その震源域が本件原子炉施設の周辺と地質 学的、地震学的背景が異なることから、震源を特定せず策定する地震動 の検討対象から除外した。次に、地震ガイドに例示されたMw6.5未 満の14地震について,その震源近傍の観測記録(112観測点)を収 集して,そのうち地盤が著しく柔らかく,地盤増幅の影響が大きいと考 えられる観測点を除外し、12地震の合計46観測点の観測記録を抽出 した。さらに、加藤ほか(2004)による応答スペクトルと比較、検討し、 本件原子炉施設敷地に大きな影響を与える可能性のある地震として、平 成23年長野県北部地震のK-NET津南、同年茨城県北部地震のKi K-net高萩, 平成25年栃木県北部地震のKiK-net栗山西, 平成23年和歌山県北部地震ΚiK-net広川及び留萌支庁南部地震 のK-NET港町の5地段の5観測点における観測記録を抽出した。そ して、相手方は、これらの観測記録の中からはぎとり解析を行うための 精度の高い地盤情報が得られている上記留萌支庁南部地震K-NET港 町の本件観測点の観測記録を基に地懸動の評価を行うこととし、佐藤ほ か(2013)の知見を基に地盤の減衰定数のばらつき等を考慮したはぎとり 解析を行い、解放基盤波(606cm/s²)を導き、これに更なる余裕(1 0 cm/s²程度)を考慮し、「震源を特定せず策定する地震動」として基準 地震動 S s - 2 (最大加速度: 620 cm/s²) を策定した。

(イ) 設置許可基準規則解釈には、震源を特定せず策定する地震動は、震源 と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得 られた震源近傍における観測記録を収集し、これらを基に、各種の不確 かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定 すること、震源を特定せず策定された地震動として策定された基準地震 動の妥当性については、申請時における最新の科学的・技術的知見を踏 まえて個別に確認し、その際には、地表に明瞭な痕跡を示さない震源断 層に起因する震源近傍の地震動について,確率論的な評価等,各種の不 確かさを考慮した評価を参考とすること,などが規定され,また,地震 ガイドによれば、上記のほか、応答スペクトルの設定においては、解放 基盤表面までの地震波の伝播特性が反映され,また,敷地及び敷地周辺 の地下構造(深部・浅部地盤構造)が地麓波の伝播特性に与える影響が *・* 適切に評価されている必要がある、震源と活断層を関連づけることが困 難な過去の内陸地殻内の地震を検討対象地震として適切に選定し,それ らの地震時に得られた震源近傍における観測記録を適切かつ十分に収集 していることを確認する、検討用地震の選定においては、地震規模のス ケーリング (スケーリング則が不連続となる地震規模) の観点から、「地 表地震断層が出現しない可能性がある地震」を適切に選定していること、 また、「事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生 し、地表付近に一部の痕跡が確認された地震」についても検討を加え、 必要に応じて選定していることを確認する,などとされ,また,解説と して、「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」は、震源破壊領 域が地震発生屬の内部に留まり,国内においてどこでも発生すると考え られる地震で,震源の位置も規模もわからない地震として地震学的検討 から全国共通に考慮すべき地震(震源の位置も規模も推定できない地震 (Mw6.5未満の地震))であり、震源近傍において強震動が観測され た地震を対象とするなどとした上、収集対象となる内陸地殻内の地震の 例として16地震を示している(この16地震には、平成9年5月鹿児 島県北西部地震及び平成9年3月26日鹿児島県北西部地震が含まれて

いる。)。そして、認定事実オ(ア)fのとおり、原子力規制委員会は、相手方の震源を特定せず策定する地震動の策定について、相手方に対し、留萌支庁南部地震の観測記録については、既往の知見である微動探査等に基づく地盤モデルによるはぎとり解析のみならず、適切な地質調査データに基づく地盤モデルによるはぎとり解析等を求めたところ、相手方は、これらを反映した評価を行ったものであり、過去の内陸地殻内地震について得られた震源近傍の観測記録を精査し、各種の不確かさ及び敷地地盤の特性を考慮して策定しているとして、新規制基準への適合性が認められるものと判断している。

(ヴ) 抗告人らは、①震源を特定せず策定する地震動は、観測記録を得た地 震動について、Mw6.5に置き換えて原子力発電所の直下で発生する ものとして地震動を策定すべきである、②留萌支庁南部地震の観測記録 を超える地震動を有する地震が存在する可能性がある、③留萌支庁南部 地震において、本件観測点の観測記録が最大地震動ではないなどと主張 し、相手方は、震源を特定せず策定する地震動は、観測記録をそのまま 使用するものであり、仮想的なMw6.5の地震動に置き換えて策定す るものではなく、また、本来、敷地ごとに震源を特定して策定する地震 動の評価の際、詳細な調査を行って精緻な断層モデルを構築して地震動 評価を行っているので、改めて、震源を特定せず策定する地震動の評価 をする必要性は乏しく、その評価は、念には念を入れるというためのも のであるなどと主張している。

そこで、まず、新規制基準及び地震ガイドにおける展源を特定せず策 定する地震動の定めの趣旨及び内容について検討する。

前提事実(3)イ,(4)イ,認定事実ア(イ)a(a),同b及び疎明資料(甲24, 26,乙101,104の1・2,111,118,209の1,21 3,214)並びに審場の全趣旨によれば,①震源を特定せず策定する 地震動は、改訂耐震指針において、旧耐震指針における直下地震による 地震動 (S₂) に代わるものとして導入されたこと, ②旧耐震指針におい ては、「基準地震動S。には、直下地震によるものもこれに含む。」と規 定され、その解説において、基準地震動S₂として考慮する近距離地震に はM=6.5の直下地震を想定するものとするとされていたこと, ③電 気協会耐震設計技術指針(JEAG4601-1987)には,直下地震につき, 「直下地震は、その地域の地震地体構造や地震の生起状況によって想定 するのが望ましいが、その震源規模及び震源位置を決めることが困難で ある場合が多い。よって,直下地麗は,原子炉施設の耐鮻設計条件の一 つとして、実際に起きる地震との関連よりも、むしろごく近傍である程 度の規模の地震が発生したと仮定しても安全性が保てるように耐震設計 を行っておくべきであるとの観点から設定されている。したがって、耐 **慶安全性を確保する観点から設計上の余裕として,いかなる敷地におい** ても、設計用限界地震の1つとしてマグニチュード6.5の直下地震を 震源距離10㎞の位置に考慮する。」とされていたこと, ④改訂耐震指 針において, 「震源を特定せず策定する地震動」は, 敷地周辺の状況等 を十分考慮した詳細な調査を実施しても、なお敷地近傍において発生す る可能性のある内陸地殻内地震の全てを事前に評価し得るとは言い切れ ないことから、敷地近傍における詳細な調査の結果にかかわらず、全て の申請において共通的に考慮すべき地震動として意味づけられたもので あり、この考え方を具現化した基準地震動Ssの策定の妥当性について は、申請時点における最新の知見に照らして個別に確認すべきであると され、これに伴って、旧耐震指針における「直下地震=M6.5」とい う地震規模による設定が廃止されたこと、⑤旧耐震指針の改訂の際の耐 展指針検討分科会の調査審職の過程において、マグニチュード7クラス までの内陸地殼内地震は日本中どこでも起こり得るから、マグニチュー

ド7クラスを超えない国内、国外の震源が特定できているものも含めて 過去の内陸地殼内地震の震源近傍の観測記録を用いて地震動を策定すべ きとの意見、すなわち、いかなるサイトであれ、直下でマグニチュード 7クラスの内陸地震が起こり得ることを初期設定として考えるべきであ り、最近のM j 6.8~7.3程度の内陸地震の震源域近傍の観測記録 に基づき、敷地の地盤物性に応じた地震動として設定する(既往最大を 包絡するように設定する)ことを基本とし、もし詳細な調査等によりそ こまで想定する必要がないと実証されれば、この地震規模の設定を下げ てもよいとする考え方や、具体的な指針本文の規定として、「国内・国 外の既往の内陸地殻内大地震のうち、震源断層面に直結する地表地震断 層が出現しなかったものの鼷源近傍の観測記録に基づき」とする方がよ いとの提案がされたものの、議論の結果、詳細な調査を前提とした「敷 地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定に最大限の努力を払う ことにより、この「鰹源を特定せず策定する地震動」の方は、それでも 評価し損なう敷地近傍の地震に対する備えという性格の下、補完的な位 置付けとして規定することが適切であり、 震源近傍の観測記録が得られ ている地震の全てを対象とすることは必要ないのではないかとの意見が 大勢を占めたこと、⑥改訂耐震指針の下において原子力安全委員会が作 成した「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」(平 成22年12月)の「展源を特定せず策定する地震動」の解説において は、震源を特定せず策定する地震動は、最近の観測記録等を踏まえ、そ の妥当性が検証されていることが望ましいが、十分な観測記録が得られ ない場合には、最新の知見に基づく検討により妥当性が確認されている 必要があり、たとえば、地震調査研究推進本部による「震源を予め特定 しにくい地震」の最大規模等を参考に、当該地域の地震発生様式から設 定した地震規模の震源断層を想定し、震源近傍の面的な地震動評価を行 い、その地震動レベルから妥当性を確認すること等が参考例として挙げ られるとされていたこと、⑦改訂耐震指針の下において、震源を特定せ ず策定する地震動の策定方法として,加藤ほか(2004)による応答スペク トルが提案され、既設の原子力発電施設の耐震バックチェックに適用さ れていたが,対象とした地震及び震源近傍の地震動観測記録数が少なく, 地震動の上限レベルの規定(せん断波速度 7 0 0 m/s 相当の岩盤上にお ける水平方向の地震動の上限レベルとしての最大加速度値450cm/s 2. 加速度応答値1200cm/s²、速度応答値100cm/s)の根拠が明 確でない、留萌支庁南部地震等加藤ほか(2004)の応答スペクトルを超 える観測記録がある、等の問題が指摘されていたこと、⑧新規制基準策 定の際の地震・津波関連指針等検討小委員会の検討・審議の結果取りま とめられた改訂耐震指針及び発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安 全審査の手引きの改定案においては、震源を特定せず策定する地震動に 関する規定の手直しや追加は行われなかったこと、⑨その後行われた地 酸・津波検討チームの検討・審職において、原子力規制委員会からの委 託を受けて一般財団法人地域地盤環境研究所が作成した報告書を基に、 原子力規制庁職員により、新規制基準の骨子案における「震源を定めず 策定する地震動」の評価手法につき、説明がされたが、上記報告書にお いては、震源を特定せず策定する地震動の策定に際しては、断層破壊領 域が地震発生層の内部にとどまり、国内のどこでも発生すると考えられ る地震 (Mw6.5未満) 及び事前に活断層の存在が指摘されなかった場 所において発生した、断層破壊領域が地展発生層を越えた地震(Mw6. 5以上。個別に検討)による蔑源近傍の地盤による著しい非線形性の影 爨がない観測記録を収集すること,地震動は,震源近傍(断層最短距離 20km以内) において大加速度(例えば600cm/s²以上)の観測記録 を選定し、観測記録に含まれる地盤増幅特性を考慮し、必要に応じて、

地盤情報等を用いて観測記録から観測点における解放基盤波を策定し、 これらを基に、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答 スペクトルを設定して策定し、解放基盤表面までの地震波の伝播特性を 必要に応じて応答スペクトルの設定に反映させるものとされていたこ と、⑩上記地震・津波検討チームの検討・審議において、専門家委員か らは、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動をしっかりと裕度をも って策定することが大事であり、震源を特定せず策定する地震動は、そ のミニマムを決めることであるといった趣旨の発言がされたほか、その 評価に際して考慮すべき地震について、兵庫県南部地震以降に国内で発 生した内陸地殼内地震から22地震を抽出した上で、これらを検討対象 とすべきか否かの検討、審臘がされ、最終的には検討対象となる内陸地 殻内地震として地震ガイドに16地震を例示することとされたこと、平 成25年3月25日の地震・津波検討チームの「震源を特定せず策定す る地震動の策定」のとりまとめ案においては、「震源を特定せず策定す る地震動」は、必要に応じて、地盤情報等を用いて観測記録から観測点 における解放基盤波を策定し、これらを基に、各種の不確かさを考慮し て敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定し,解放基盤 表面までの地震波の伝播特性を必要に応じて応答スペクトルの設定に反 映するものとされたこと、以上の事実が認められる。

上記認定事実によれば、新規制基準は、基準地展動の策定について、「敷地ごとに展源を特定して策定する地展動」を、最新の科学的技術的知見を踏まえて、詳細な調査を尽くした上で、各種の不確かさを考慮して適切に策定することを基本としつつ、敷地周辺の状況等を十分考慮した詳細な調査を実施しても、なお敷地近傍において発生する可能性のある内陸地殻内の地震の全てを事前に評価し得るとは言い切れないことから、これを補完するものとして、観測記録を基に各種の不確かさを考慮

して「**震源を特定せず策定する地震動」を適切に策定することにより**, 発電用原子炉施設の耐**震設計の基準とすべき基準地震動の策定に万全を** 期することとしたものであると認められる。

以上のとおり、新規制基準において、「震源を特定せず策定する地震 動」は、最新の科学的技術的知見を踏まえて詳細な調査を尽くした上, 最新の科学的技術的知見を踏まえた方法により「敷地ごとに震源を特定 して策定する地震動」を評価しても、その性質上必然的に限界(科学技 術上の限界ないし調査の限界等)が存するものであり、他方で、事前に 活断層の存在が指摘されていなかった地域において発電用原子炉施設に 大きな影響を与えるおそれのある地震が発生している現実があることに 鑑み、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を補完するものと して、位置づけられているものであり、地震ガイドにおいても、「敷地 ごとに飋源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する 地震動」を相補的に考慮することによって、敷地で発生する可能性のあ る地反動全体を考慮した地震動として基準地展動を策定するものとされ ている。したがって、本来、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震 動」の策定に当たり詳細な調査を行って精緻な断層モデルを構築し地震 動評価を行っているので,改めて「震源を特定せず策定する地震動」を 策定する必要性は乏しく、その評価は念には念を入れるというためのも のであるとする相手方の前記主張は採用することができない。

もっとも、上記認定事実によれば、新規制基準はもとより、旧耐震指針の時点から、発電用原子炉施設の敷地及び敷地周辺については活断層の有無等につき詳細な調査を尽くすことが当然の前提とされていたのであって、旧耐震指針の下においても、基準地震動S₂の策定において評価すべき「直下地震」については、マグニチュード6.5の直下地震を当該発電用原子炉施設の敷地直下ではなく震源距離10kmの位置に考慮す

るものとされていたのであり、旧耐震指針の改訂(改訂耐震指針の策定) に際しても、詳細な調査を前提とした「敷地ごとに震源を特定して策定 する地震動」の策定に最大限の努力を払うものとすることを前提に、い かなるサイトであれ直下でマグニチュード7クラスの内陸地震が起こり 得ることを初期設定として考えるべきであるとの意見は採用されず、新 規制基準の策定に当たっても、改訂耐露指針における上記のような「震 源を特定せず策定する地震動」の位置づけが踏襲されたものと認められ る。また、「震源を特定せず策定する地震動」は、国内においてどこで も発生すると考えられる地震で、震源の位置も規模もわからない地震を 主に検討対象とするものであって、その趣旨からしても、性質上、断層 モデルを用いた手法による地震動評価や応答スペクトルに基づく地震動 評価になじまないものであり、その評価にあっては、展源と活断層を関 連づけることが困難な過去の内陸地殻内地盤について盤源近傍で得られ た観測記録を用いざるを得ない面があることからして、改訂耐震指針の 下において提案されていた加藤ほか(2004)による応答スペクトルに代わ るものとして、地震ガイドにおいて最終的に検討対象となる内陸地殻内 地震として地震ガイドに16地震が例示されたものであると認められ る。

以上のような新規制基準の下における「震源を特定せず策定する地震動」の位置づけ及び性格等からすれば、新規制基準及びこれを具体化した地震ガイドは、「震源を特定せず策定する地震動」について、震源と活断層を関連付けることが困難な過去の内陸地殻内地震であって震源近傍において強震動が得られたものの観測記録(上記のとおり地震ガイド策定の基となった一般財団法人地域地盤環境研究所が作成した報告書においては、断層最短距離20km以内において大加速度(例えば600cm/s²以上)の観測記録とされている。)そのものを用いて、その観測記録

を基に、当該観測記録に含まれる地盤増幅特性を考慮し、必要に応じて、 地盤情報等を用いて観測記録から観測点における解放基盤波を策定した 上、当該発電用原子炉施設の敷地及び敷地周辺の特性を踏まえ、当該施 設に係る解放基盤表面までの地震波の伝播特性を適切に反映させるな ど、各種の不確かさを考慮して当該敷地の地盤物性に応じた応答スペク トルを設定することを求めるものであるということができる。そして、 このような「震源を特定せず策定する地震動」についての新規制基準及 び地震ガイドの規定内容は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震 動」と相まって、すなわち、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震 動」と相まって、すなわち、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震 動」の策定が適切に行われる限りにおいて、不合理なものということは できない。

抗告人らは、地震ガイドの記載等からすれば、「震源を特定せず策定する地震動」は、当該発電用原子炉施設の敷地の直下で Mw6.5の規模の地震が発生することを想定して評価すべきであると主張するが、以上認定説示したところに照らし、採用することができない。

そして、相手方は、前記(ア)のとおり、地震ガイドに例示された地震の うち留萌支庁南部地震のK—NET港町の本件観測点で得られた観測記録を基に、佐藤ほか(2013)の知見を踏まえ、地盤の減衰定数のばらつき等を考慮したはぎとり解析を行って、本件観測点における解放基盤波(606m/s²)を導き、これに余裕を考慮して、「震源を特定せず策定する地震動」(Ss-2。最大加速度620m/s²)を策定しているところ、前記(ア)において説示した本件観測点における観測記録を選定した経緯に加えて、疎明資料(乙55、120)によれば、留萌支庁南部地震は、マグニチュード(Mj)6.1(Mw5.7)の内陸地殻内地震であって、本件観測点は、推定断層面からの断層最短距離が約3.8 mと推定されていること、佐藤ほか(2013)においては、せん断波速度が938

m/sとなる深さー41mに基盤層を設定した上,基層における大加速度を585cm/s²と推計されていること、相手方は、当該基盤層における地 (解放基盤波)につき、はぎとり結果が大きくなる減衰定数のばらつき等を考して、これを最大加速度(水平方向)606cm/s²と推計した上、更に余裕を持たせて、Ss-2として最大加速度(水平方向)620cm/s²を設定したこと、前提事実(8)イ(イ)のとおり、本件原子炉施設の 地周辺では、せん断波速度が約1500m/s(川内1号機)ないし約1800m/sの岩 が相当広範囲にわたり基盤を構成しており、本件原子炉施設に係る解放基盤表面の方が本件 測点に係る基層 (解放基盤表面)よりも硬いものとなっていること、前提実(8)イ(ウ)及び認定事実ウ(イ)bのとおり、本件原子炉施設の 地で得られた地

測記 の応答スペクトル等の検討結果等によれば、本件原子炉施設の 敷地地盤において、地 の到来方向別による特異な増幅傾向は認められ ず、また、地 の顕著な増幅傾向は認められないことなどに みると、 相手方の「 源を特定せず策定する地 」の策定は、検討対象地 の 選定、その分析、不確かさの考慮等の各過程について、新規制基 及び 地震ガイドの趣旨に照らして不合理な点は見当たらない。

抗告人らは、留萌支庁南部地 におけるMw5.7をMw6.5に置き換えて地 動を評価すべきであると主張するが、上記説示のとおり、新規制基準及び地 ガイドの趣旨に反するものであって(なお、 測記録から得られた地 動の諸特性(周波数特性,継続時間,位相特性等)の再現性の 点からも、合理性を欠くものである。)採用できない。

また, 抗告人らは, 留萌支庁南部地 の 測記録を超える地 動の存在を指摘するものとして, 原子力安全基 機構の報告書(甲308), 同地 において本件 測点の 測記録を超える地 の存在を指摘するものとして, 財団法人地域地 環境研究所の報告書(甲27)を提出す

るが、いずれもモデルを用いた解析結果(地震動予測)にすぎない上、 上記認定説示の新規制基準及び地震ガイドにおける「震源を特定せず策 定する地震動」の定めの趣旨等に照らすと、抗告人らの指摘するような 知見が得られているからといって、相手方の策定した「震源を特定せず 策定する地震動」の評価が過小になっているということはできない。し たがって、抗告人らの上記主張も採用できない。

- (エ) 抗告人らは、相手方は、「朡源を特定せず策定する地殷動」の策定に おいて、観測記録を基にしたはぎとり解析の場面でしかばらつきが考慮 されておらず、地震ガイドが要求する不確かさの考慮が十分にされてい ないから、相手方の策定した地震動は過小であると主張するところ、確 かに、前記のとおり、相手方は、本件観測点における解放基盤波のはぎ とり解析の場面においてのみばらつきを考慮し、当該はぎとり解析の結 果推計された解放基盤波(最大加速度606cm/s²)に余裕を持たせた 地震動 (最大加速度620cm/s²) をもって基準地震動 Ss-2として いるが、上記(ウ)のとおり、本件観測点における解放基盤波が本件原子炉 施設に係る解放基盤表面よりも柔らかい位置での地震動であって保守性 を有するものとなっていることに加えて、前記認定の本件原子炉施設敷 地の地盤物性等にも鑑みると、相手方がその策定に当たり上記以外に不 確かさを考慮していないとしても、新規制基準及び地震ガイドの趣旨に 反するということはできず、そのことのゆえに相手方の策定した「烶源 を特定せず策定する地震動」の評価が過小になっているということはで きない。したがって、抗告人らの上記主張も採用することができない。
- (オ) 抗告人らは、相手方が策定した腰源を特定せず策定する地震動の応答 スペクトルのうち、敷地ごとに震源を特定して策定する応答スペクトル を下回る部分は、保守性を持たせる観点から、これを下回らないように 包絡すべきである、ないし国際的基準の観点からしても、例外的な場合

を除いて、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の応答スペクトル Ss-1と震源を特定せず策定する地震動Ss-2の応答スペクトルを 包絡する応答スペクトルを策定すべきであり、本件においてSs-1と Ss-2の各応答スペクトルをあえて別々に策定する合理的理由はない と主張する。

しかし、前記(ウ)のとおり、地震ガイドでは、敷地ごとに震源を特定し て策定する地震動と震源を特定せず策定する地震動という性格の異なる 地震動を相補的に考慮することによって,敷地で発生する可能性のある 地震動全体を考慮した地震動として基準地震動を策定するものとしてい るのであり、そのような基準地震動の策定の考え方が不合理であるとい うことはできない。のみならず、前記のとおり、敷地ごとに震源を特定 して策定する地震動の策定のうち断層モデルを用いた手法による地震動 評価においては,作成された時刻歴波形から求められた応答スペクトル に評価地点の地域的な特性やパルス等が反映されることになることか ら、これらの地震動の諸特性が失われないようにするため、複数の応答 スペクトルを包絡させることなくそのまま用いるものとされているので あり、応答スペクトルに基づく基準地展動が全周期帯にわたって断層モ デルを用いた手法による基準地震動を有意に上回る場合を除いて、断層 モデルを用いた手法による地震動評価が敷地ごとに震源を特定して策定 する地震動の策定の基本となるものであるところ,抗告人らの主張する ように、一部又は全部の周期において包絡線を設定するとすれば、断層 モデルを用いた手法による地震動評価として策定された応答スペクトル に含まれる施設に影響を与える地震動の諸特性(周波数特性,継続時間, 位相特性等)が失われることになるのみならず、震源を特定せず策定す る地震動として策定された応答スペクトル(前記のとおり必要に応じて 伝播特性を反映させ、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じ て設定されるものである。) に含まれる地震動の諸特性までもが失われてしまうことに鑑みれば、そのような包絡線を設定することは基準地震動策定の趣旨からしても、かえって不合理であるというべきである。

したがって、抗告人らの上記主張は採用できない。

切) 以上検討してきたところに加え、相手方は、本件原子炉施設の敷地及 び敷地近傍(敷地を中心とする半径 5 kmの範囲)において,文献調査, 変動地形学的調查, 地表地質調查, 地球物理学的調查, 海上音波探查等 を実施し、敷地については、地球物理学的調査として反射法地震探査を 行ったほか.ボーリング調査、試掘坑調査、トレンチ調査等を行い,敷 地近傍の陸域については、変動地形学的調査及び地表地質調査として地 表踏査を実施し、地表踏査結果を踏まえて反射法地震探査及びボーリン グ調査を実施し、敷地近傍の海域及び川内川については、シングルチャ ンネル方式の音波探査及びマルチチャンネル方式の音波探査等を実施し たこと、その結果、敷地内又は敷地近傍に確認される断層については少 なくとも後期更新世以降の活動はないものと判断され、将来活動する可 能性のある断層の存在が否定されていること (前提事実(8)イ(ア), 乙1の 3の2)を併せ考慮すると、相手方が、留萌支庁南部地震(マグニチュ ード (Mj) 6.1 (Mw 5.7)) の本件観測点 (推定断層面からの断 屬最短距離約3.8㎞)における観測記録を基に,震源を特定せず策定 する地震動Ss-2を策定したことが,新規制基準及び地震ガイドの趣 旨に照らして不合理であるということはできず,また,その評価が過小 なものとなっているということもできない。

ウ 年超過確率について

設置許可基準規則解釈には、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、それぞれが対応する超過確率を参照し、それぞれ策定された地震動の応答スペクトルがどの

程度の超過確率に相当するかを把握することとの定めがあり、これを受けて、地震ガイドにおいて、超過確率を参照する際には、基準地震動の応答スペクトルと地震ハザード解析による一様ハザードスペクトルを比較するとともに、当該結果の妥当性を確認するとして、基準地震動の超過確率の具体的な評価基準を定めている。また、その解説において、地震ハザード解析による一様ハザードスペクトルの策定においては、例えば日本原子力学会による「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準:2007」(年超過確率評価基準)等に示される手法を適宜参考にして評価すると規定している。

超過確率とは、評価対象事象がその大きさを超えて発生する確率をいい、 地震動の超過確率の評価は、地震に起因して生じる事象についての確率論 的安全評価(PSA)である。なお、確率論的安全評価とは、人の過誤や 機器の故障などを発端として被害の発生に至る事象の組み合わせの連鎖で ある事象シーケンスを体系的に列挙し、それぞれのシーケンスについてそ の発生確率を確率論に基づいて定量的に推定し、それがもたらす影響をシ ミュレーションモデルを用いて推定することにより、安全性を総合的に評 価する手法とされる(甲146、333)。

地震ガイド及び年超過確率評価基準(甲333)によれば、地震ハザード(ある任意地点において将来の一定期間中に襲来するであろう任意の地震動強さとその強さを超過する確率との関係)の評価は、地震ハザード評価関連情報の収集、分析、震源モデルの設定、地震動伝播モデルないし地震動評価モデルの設定、ロジックツリーの作成及び地震ハザードの評価の手順に従って実施するものとされ、震源モデルの設定においては、将来サイトに影響を及ぼす可能性のある地震の発生を確率モデルで表し、対象とする領域の範囲を設定し、対象とする地震を分類するとともに、震源モデルを特定震源モデル(一つの地震に対して、震源の位置、地震の規模及び

発生頻度を特定して扱うモデル)と領域震源モデル(個々の地震の震源を 個別に扱わずに、ある拡がりを持った領域の中で発生する地震群として扱 うモデル)に大別し,分類した地震を両震源モデルに対応付け,また,両 **露源モデルにおける不確実さ要因を偶然的要因と認識論的要因に分けるも** のとされ, 地震動伝播モデル (地震動評価モデル) の設定においては. 対 象サイト周辺地域の震源特性や地震動伝播特性を考慮して,特定位置で特 定規模の地震が発生した場合に評価対象サイトで生じる地震動強さの確率 分布を評価するためのモデルを設定するものとされ,偶然的不確実さは, 特定規模の地震の地震動強さの確率分布(距離減衰式のばらつき分布等) として表現し、評価モデルの選択や確率分布のパラメータ等に関する認識 論的不確実さ要因をロジックツリーの分岐として選定するものとされ,ロ ジックツリーの作成においては,篾源モデルの設定及び地震動伝播モデル (地震動評価モデル) の設定において, 選定した認識論的不確実さ要因か ら地震ハザード評価の不確実さに大きな影響を及ぼす要因を選定し,選定 した要因を対象として、技術的な難易度を判断し、作業手順の異なる3段 階の専門家活用水準のいずれかを設定し、それぞれの専門家活用水準にお ける作成手順に従い,ロジックツリーを作成するものとされ,地震ハザー ドの評価においては、ロジックツリーを用いて地震ハザード曲線群を設定 し、地震ハザード曲線群を基にフラクタイルハザード曲線群を評価し、信 賴度別ハザード曲線や平均ハザード曲線を設定し、それらを踏まえて一様 ハザードスペクトルを作成するものとされている。

前提事実(8)才及び疎明資料(乙120)によれば、相手方は、年超過確率評価基準等に基づき、上記の手順に従って確率論的地震ハザード評価を行い、設定した基準地震動の超過確率を10⁴~10⁵/年程度であると評価している。

抗告人らは、我が国の基準地震動超過確率は国際的な基準に合致してお

らず、相手方が準拠した年超過確率評価基準自体が、電力会社や大手建設会社の社員が作成に関与していて、事業者の利益優先で策定されている可能性が高く、相手方の年超過確率の評価も不合理であって、信頼性に乏しいなどと主張する。なお、相手方も、基準地震動の年超過確率をもって本件原子炉施設の安全性が確保されていると主張するものではないとしている。

疎明資料(甲144ないし147,乙209の1)及び審尋の全趣旨に よれば、地震ハザード評価を含む確率論的安全評価の手法は、定量的なリ スク評価技術であり、特に原子炉施設を対象にした手法の開発と利用が先 行してきたこと、決定論的な評価においては、工学的判断により施設の安 全性を評価するために適当と考えられる事故事象が仮定され、基準や指針 で定められた手法により保守的に評価されるのに対し,確率論的安全評価 においては、考えられる全ての事象の発生確率と被害の大きさが整理され、 それらを総合することによりリスク(被害の大きさと発生確率の積和)の 評価が可能になるとされていること、我が国においては、新規制基準に至 るまで、基準地震動の策定のように決定論的な手法による評価を基本とし ているのに対し、アメリカ合衆国や欧州においては地震動評価を始め確率 論的な手法に基づく評価を基本としているが,これは,我が国は,活断層 や地震の情報が豊富であって,断層モデルによる地震動評価等の決定論的 手法になじむのに対し、アメリカ合衆国及び欧州の原子力発電施設の立地 地域の地震活動度が低く,活断層を特定した具体的な地震動評価が困難で あるという、主に発電用原子炉施設の立地する地域の特性等によるものと 考えられること,我が国においても,原子力安全委員会において,我が国 の原子力安全規制活動によって達成し得るリスクの抑制水準(安全目標) を定め、確率論的安全評価手法を安全規制活動等に活用することが、より 効果的な安全確保活動を可能とするとともに,安全性の一層の向上に寄与 するとの判断から、平成12年9月に安全目標専門部会を設置して検討を 重ね, 同部会は, 平成18年3月, 確率論的安全評価の手法に基づく発電 用原子炉施設の性能目標の定盤的な指標値として, 炉心損傷頻度として1 0-4/炉年程度,格納容器機能喪失頻度として10-5/炉年程度を提案し たこと、原子力規制委員会は、平成25年4月、同委員会が原子力施設の 規制を進めていく上で達成を目指す目標として、上記原子力委員会安全目 標専門部会の提案に係る指標値に加えて、福島第一原発事故を踏まえ、放 射性物質による環境への汚染の視点も取り込んで、発電用原子炉について は事故時のセシウム137の放出量が100TBaを超えるような事故の 発生頻度を10-6/炉年程度を超えないように抑制されるべきである(テ ロリズム等によるものを除く)と定めたこと、基準地震動の策定における 超過確率の参照は、改訂耐震指針及び発電用原子炉施設の耐震安全性に関 する安全審査の手引きには定められておらず、設置許可基準規則解釈及び 地震ガイドにおいて初めて導入されたものであるが、地震・津波検討チー ム第10回会合において、原子力規制庁職員から、地震ガイド案の「超過 確率の参照」について、このあたりのハザード評価については、これまで 原子力安全基盤機構(INES)の方で様々な評価の仕方についてのノウ ハウの蓄積があるので、そういった蓄積についても中に取り込んでいこう という趣旨であるとの説明がされていたこと,以上のとおり認められる。

上記認定事実によれば、新規制基準及び地震ガイドの基準地震動の策定における超過確率の参照は、発電用原子炉施設の耐震設計の基本となる基準地震動を決定論的な手法による評価により策定するものとしつつ、その妥当性を確率論的な手法による評価の面からも検証することにより、耐震設計における安全性の向上を図ろうとする趣旨によるものと認められるのであって、原子力規制委員会が確率論的安全評価の手法に基づき安全目標を設定したのとその趣旨を同じくするものということができる(なお、決

定論的手法による安全(リスク)評価と確率論的手法による安全(リスク)評価は、安全確保のための評価手法として、その方法論のみならず評価の観点ないし基礎となる考え方ないし理念を異にするものであるから、原子力規制委員会が確率論的安全評価の手法による安全目標を設定したからといって、当該安全目標が直ちに新規制基準ないし地震ガイドの解釈指針となるものでなく、また、安全目標が導入された趣旨及びその経緯からしても、安全目標が直ちに危険性(リスク)の社会的許容限度を画する基準となるものでもない。)。そして、上記認定事実及び審尋の全趣旨によれば、地震ガイドの解説において参考にすべき手法として例示され相手方が超過確率の評価に当たり準拠した年超過確率評価基準は、確率論的安全評価に係る知見の蓄積を反映した内容となっているものと認められるのであって、その内容が不合理であるということはできず、また、相手方が年超過確率評価基準等に基づいて行った基準地震動の超過確率の評価の過程に不合理な点は見いだせない。

抗告人らは、相手方が算出したような10⁻⁴~10⁻⁶/年という長期間の確率を算出するためには、同程度の観測データの蓄積が必要であるが、相手方の年超過確率の評価はそのようなデータに基づいていないから信頼性に乏しい、相手方のした領域震源モデルの評価は、機械的形式的な確率評価でしかなく、現実の発生頻度との誤差も不明である、相手方のした特定震源モデルの評価は、松田(1975)の関係式を用いて地震規模を推定する場合のばらつきの考慮がされておらず、活断層の調査も十分ではなく、設定した最大マグニチュードも過小であり、地震規模の不確実性への配慮が欠けている、などと主張するが、いずれも、超過確率の確率論的安全評価手法としての性格等からしても、相手方による超過確率の評価の不合理性を基礎付けるに足りるものということはできず、採用することができない。抗告人らは、基準地震動超過地震の発生等を根拠に我が国の基準地震



動超過確率は国際的な基準に合致していないとも主張するが,そもそも, 基準地震動超過地震については,前記のとおり,少なくとも現在の科学的 技術的知見に照らしてみれば,その地域の特性(震源特性,伝播経路特性 又は敷地地盤の特性)についての考慮ないしその前提となる調査及び評価 が不十分であったということができることなどからすれば,基準地震動超 過地震の発生の事実をもって直ちに確率論的安全評価手法に基づく基準地 震動の超過確率の評価が国際的な基準に合致していないということはでき ない。

以上認定, 説示したところによれば, 相手方のした基準地震動の超過確率の評価は不合理であるということはできず, 原子力規制委員会が, 当該超過確率を参照して, 相手方の基準地震動の設定が新規制基準及び地震ガイドに適合するとした判断が, 不合理であるということもできない。

エ 基準地展動の適合性判断のまとめ

以上検討してきたところによれば、基準地震動の策定に関する新規制基準及び地震ガイドの定めが不合理であるということはできず、相手方の基準地震動の策定が新規制基準及び地震ガイドに適合するとした原子力規制委員会の判断も不合理であるということはできない。

(4) 本件原子炉施設の耐震設計上の裕度

ア 設置許可基準規則は、発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化(通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には発電用原子炉の炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべきもの(同規則2条2項3号))又は設計基準事故(発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設か

ら多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定す べきもの(同項4号))の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するた めに必要となるものを設計基準対象施設とし(同項7号),そのうち,安 全機能を有するものを「安全施設」(同項8号),安全施設のうち安全機 能の重要度が特に高い安全機能を有するものを「重要安全施設」(同項9 号)として,その第2章において地盤,地震による損傷の防止,津波によ る損傷の防止等の観点から位置、構造及び設備の基準を定めている。なお、 「安全機能」とは、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機 能であって,その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過 渡変化又は設計基準事故が発生し,これにより公衆又は従事者に放射線障 害を及ぼすおそれがある機能,及び発電用原子炉施設の運転時の異常な過 渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束さ せることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止 し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場等外へ放出されること を抑制し、又は防止する機能をいう(同項5号)。また、設置許可基準規 則は,地震による損傷の防止の観点から,設計基準対象施設のうち地震の 発生によって生ずるおそれのあるその安全機能の喪失に起因する放射線に よる公衆への影響の程度が特に大きいものを耐震重要施設とし(同規則3 条1項)、基準地震動による地震力に対して安全機能が損なわれるおそれ がないものであることを求めている。

イ 設置許可基準規則解釈によれば、設置許可基準規則4条1項にいう「地 震力に十分耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておおむね弾 性範囲の設計(施設全体を弾性体とみなして応力解析を行い、施設各部の 応力を許容限界以下に留めること)がなされることをいうとし、許容限界 とは、必ずしも厳密な弾性限界ではなく、局部的に弾性限界を超える場合 を容認しつつも施設全体としておおむね弾性範囲に留まり得ることをいう

としている。そして、設計基準対象施設を各施設の安全機能が喪失した場 合の影響の相対的な程度(耐震重要度)に応じてSクラス、Bクラス及び Cクラスに分類するものとしている。そのうち、Sクラスは、地震により 発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するた めに必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施 設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可 能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響 を緩和し、放射線による公衆の影響を軽減するために必要な機能を持つ施 設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設等とし、 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系、使用済燃料を貯蔵 するための施設,原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加する ための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設、原子炉停止後炉 心から崩壊熱を除去するための施設、原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事 故後炉心から崩壊熱を除去するための施設、原子炉冷却材圧力バウンダリ 破損事故の際に圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設、 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための 施設であり上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 はSクラスとすることとしている。他方で、Bクラス(安全機能を有する 施設のうち機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設) の例として、原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて一次冷却 材を内蔵しているか内蔵し得る施設,使用済燃料を冷却するための施設等 が挙げられている。なお、Cクラスは、一般産業施設又は公共施設と同等 の安全性が要求される施設をいうものとされる。

その上で、設置許可基準規則解釈は、「地震力に十分耐えること」を満たすための各クラスに属する設計基準対象施設の耐震設計方針として、Sクラスに属するもの(津波防護施設等を除く。)については、「① 弾性

設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に 対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。② 建物・檘築物に ついては,常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と,弾性設計 用地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応 力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による 許容応力度を許容限界とすること。③ 機器・配管系については,通常運 転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と、 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力を組み合せた荷重条件に対 して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。なお、「運転時の 異常な過渡変化時及び事故時に生じるそれぞれの荷重」については、地震 によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重及び地震 によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発 生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、 継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ,適切な地震力と組み合せ て考慮すること。」とし,Bクラスに属するものについては,「① 静的 地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。また,共振 のおそれのある施設については、その影響についての検討を行うこと。そ の場合,検討に用いる地震動は,弾性設計用地震動に2分の1を乗じたも のとすること。② 建物・構築物については,常時作用している荷重及び 運転時に作用する荷重と静的地震力を組み合わせ,その結果生ずる応力に 対して,建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容 応力度を許容限界とすること。③ 機器・配管系については,通常運転時, 運転時の異常な過渡変化時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発 生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。」 とし、Cクラスに属するものについては、「① 静的地震力に対しておお むね弾性状態に留まる範囲で耐えること。② 建物・構築物については,

常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とすること。③ 機器・配管系については、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。」としている。なお、弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が、目安として0.5を下回らないような値で、工学的判断に基づいて設定するものとし、静的地震力の算定において、建物・構築物についても機器・配管系についても、水平地震力の算出係数をCクラス1.0に対しSクラスを3.0、Bクラスを1.5とした上、機器・配管系については更に水平震度及び鉛直震度をそれぞれ20%増しとするものとし、Sクラスの建物・構造物については水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとし、機器・配管系については全てのクラスにつき水平地震力と鉛直地震力を同時に不利な方向で作用させることとしている。

また,設置許可基準規則解釈によれば,津波防護施設等以外の耐震重要施設が「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを満たすための基準地展動に対する設計方針として,次のとおり定めている。すなわち,「①基準地展動による地展力に対し,その安全機能が保持できること,②建物・構築物については,常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対して,当該建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していること,③機器・配管系については、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件に対して、その施設に要求される機能を保持する

こと、なお、上記により求められる過重により塑性ひずみが生じる場合で あっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を 有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。また、動的機 器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される 機能を保持すること。具体的には、実証試験等により確認されている機能 維持加速度等を許容限界とすること。④なお,「運転時の異常な過渡変化 時及び事故時に生じるそれぞれの荷重」については、地震によって引き起 こされるおそれのある事象によって作用する荷重及び地震によって引き起 こされるおそれのない事象であっても,いったん事故が発生した場合,長 時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び 地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合せて考慮するこ と。また、耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するもの の波及的影響(耐震重要施設と下位のクラスの施設との接触部における相 互影響等) によって、その安全機能を損なわないように設計すること。」 などとしている。なお、地震ガイドにおいては、耐震重要度分類Sクラス の建物・構築物及び機器・配管系をもって上記設置許可基準解釈にいう「耐 **選重要施設」と位置付けている。**

ウ 上記アの設置許可基準規則解釈及びその趣旨を具体化した地震ガイドの 定めによれば、発電用原子炉施設の全ての設計基準対象施設が建築基準法 等の基準を満たし一般産業施設又は公共施設と同等の安全性を有すること を当然の前提とした上で、設置許可基準規則は、事故時及び事故につなが り得る異常時において放射性物質が放出等され公衆又は従事者に放射線障 害を及ぼすことを防止する観点から、安全機能の重要度によりこれを重要 安全施設、安全施設及びその他の施設に区分し、それぞれにつき必要な安 全上の基準を定めるとともに、特に地震による損傷の防止の観点から、設 計基準対象施設のうち地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機 能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいものを耐震重要施設と位置付けて、基準地震動による地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものであることを求め、これらの規定を受けて、設置許可基準規則解釈及び地震ガイドは、設置基準対象施設を耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設等、すなわち、後記の多重防護(深層防護)の要となる施設を最も重要度の高いSクラスと位置付け、他のクラスの施設よりも厳しい基準を設けることにより、高度の耐震安全性を確保しようとするものであるということができる。

以上のような新規制基準及び地震ガイドの耐震安全性の確保の考え方は、原子炉等規制法の趣旨に照らしても、不合理ということはできない。

そして、疎明資料(乙197)によれば、工認ガイドは、新規制基準、新技術基準及び地展ガイドの規定を受けて、建物・構築物、機器・配管系等につきそれぞれ許容限界の設定、地震応答解析の手法及びモデルの設定、構造解析手法及び構造解析モデルの設定、基準地展動等に対する耐震設計の基準等を詳細に規定しており(工認ガイドは、基準とすべき「安全上適切と認められる規格及び基準等」として、エンドース済みの電気協会耐震設計技術指針・重要度分類・許容応力編(JEAG4601・補一1984)、電気協会耐震設計技術指針(JEAG4601ー1987)、同(4601-1991 追補版)(以下、上記3つの指針をまとめて「JEAG4601」ということがある。)等を挙げている。)、Sクラスの建物・構築物については、基準地震動S

s による地震力と地震力以外の荷重の組合せに対して,構造物全体として の変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築 物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していることを求め,具体的には, 建物・構築物の鉄筋コンクリート造耐震壁について, 基準地震動Ssによ る耐展壁の最大せん断ひずみが JEAG4601 の規定を参考に設定されて いるせん断ひずみの許容限界を超えていないことをいい、鉄筋コンクリー ト造の原子炉格納容器及び原子炉格納容器に連続する基礎スラブ並びに使 用済燃料プール (ピット) について, 基準地震動Ssによる地震力と地震 力以外の荷重を組み合わせ,その結果発生する応力が発電用原子力設備規 格コンクリート製原子炉格納容器規格(日本機械学会 2003)の規定を参考 に設定されている許容限界を超えていないこと、などを規定し、また、機 器・配管系については,基準地震動Ssによる地震力と施設の運転状態ご とに生じる荷重を適切に組み合わせ、施設に作用する応力等を算定し、そ れらが許容限界を超えていないこと、上記により求められる荷重により塑 性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断 延性限界に対し十分な余裕を有し,その施設に要求される機能に影響を及 ぼさないこと,地震時又は地震後に機能保持が要求される動的機器につい ては、基準地震動 S s を用いた地震応答解析結果の応答値が動的機能保持 に関する評価基準値を超えていないこと,などを求め,具体的には,機器 ・配管系の構造強度に関する耐震設計においては、規制基準の要求事項に 留意して,JEAG4601 又は機械学会設備等規格(2005/2007)の規定を 参考に,評価対象部位の応力評価,疲労評価及び座屈評価を行い,設定さ れた許容限界を超えていないこと、上記の荷重により塑性ひずみが生じる 場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に対し十 分な余裕を有し,その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと,直 接支持構造物の強度評価は,機器・配管系の本体から作用する伝達荷重及 びその構造に応じて作用するその他の荷重等を考慮して実施していること, などを規定している。

以上のような耐圧安全性確保のための工認ガイド等の規定にも不合理な 点は見当たらない。

エ 相手方は,前提事実(9)のとおり,新規制基準及び新技術基準並びにエンドース済みのJEAG4601 等に従って本件原子炉施設の基準地震動Ssに対する耐震安全性等の評価を行い,前提事実(12)及び認定事実才のとおり,原子力規制委員会は,新規制基準並びに地震ガイド及び工認ガイドに適合する旨の判断をしている。

すなわち、相手方が本件原子炉施設の安全上重要な建物・構築物に対し て行った耐震安全性評価では、基準地震動に対する最大応答せん断ひずみ は最大値をとったものでも,評価基準値の約5分の1程度であって,十分 な余裕が確認され(前提事実(9)ア),安全上重要な機器・配管系に対して 行った耐震安全性評価における構造強度評価でも,発生応力は評価基準値 を下回っており、おおむね弾性変形の範囲にとどまっていることや、動的 機能維持評価においても,発生応力は評価基準値を満足するものであった ことが確認されている(前提事実(9)イ,認定事実ウは)b,審めの全趣旨)。 そして、これらの評価基準値は、設計降伏点をわずかに超えた塑性領域に 設定されているものの、塑性変形の限界値に対して十分な余裕をもって設 定されている(建物・構築物については2倍(前提事実例ア),原子炉容 器については1.5倍(審尋の全趣旨))と認められる上,このような耐 震安全評価を行うに当たり,相手方が解析に用いた計算条件が安全側のも のに設定されたり、あるいは、耐震設計以外の要求から施設が保守的に設 計されているものもあり(認定事実ウイオ)b),これらの保守的な設計を総 合すると,本件原子炉施設の安全上重要な建物・構築物や機器・配管系は 基準地震動等に対しても,相当の裕度を有していると評価できる。なお,

原子力安全基盤機構が原子力発電所の安全上重要な設備の実機を模擬した 試験体を用いて行った耐震実証試験は、実機を用いた実験ではなく、振動 の条件が異なっているという違いを踏まえる必要はあるが、その試験にお いて、試験体とされた機器等が基準地震動を大きく超える振動によっても 機能を喪失しなかったという実験結果が得られていること(認定事実ウ (効)、相手方がストレステストにおいて、炉心損傷等に至らない場合の収 東シナリオを特定して行った本件原子炉施設システム全体の有する耐震裕 度評価において、基準地震動(最大加速度:540cm/s²)に対する耐震 裕度が最も小さいクリフエッジは川内1号機につき1.86倍、川内2号 機につき1.89倍と評価されていること(認定事実ウ(キ)a)なども、本 件原子炉施設の安全上重要な施設が基準地震動に対して相当の裕度を有し ていることの裏付けとなるということができる。

以上によれば、本件原子炉施設の安全上重要な施設についてその耐震設計が新規制基準並びに地震ガイド及び工認ガイドに適合しているとした原子力規制委員会の判断が不合理であるということはできない。

オ 抗告人らの主張について

(ア) 抗告人らは、弾性変形ではなく塑性変形レベルの応力に評価基準値を 設定するのは、原子力発電所の耐震設計基準の安全性という点から問題 があると主張する。

前記のとおり、工認ガイドにおいては、建物・構築物についても機器・配管系についても、終局耐力ないし破断延性限界に対して妥当な安全 余裕ないし十分な余裕を有していることを基準として要求し、建物・構築物の鉄筋コンクリート造耐展壁については、基準地震動Ssによる耐 展壁の最大せん断ひずみが JEAG4601 の規定を参考に設定されているせん断ひずみの許容限界を超えていないものとし、機器・配管系については、地震力との組合せ荷重により塑性ひずみが生じる場合であって

も、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に対し十分な余裕を 有し,その施設に要求される機能に影響を及ぼさないものとするなどと して、評価基準値を塑性領域に設定することを許容している。しかし、 工認ガイドは、終局耐力ないし破断延性限界に対して妥当な安全余裕な いし十分な安全余裕を有することを前提に評価基準値を塑性領域に設定 することを許容しているにすぎないのであるから、上記のような基準の 定めが直ちに耐震安全性確保の観点から不合理であるということはでき ない。そうであるところ、前記のとおり、相手方は、工認ガイドに基づ き,建物・構築物の鉄筋コンクリート造耐震壁について,JEAG4601 の規定を参考に終局せん断ひずみ「4.0×10⁻³」に2倍の余裕を持 たせた「2.0×10⁻³」を評価基準値として設定し、また、機器・配 管系については,原子炉容器につき設計引張強さの3分の2に評価基準 値を設定するなど、JEAG4601 等の規定に基づき破断延性限界に対し 十分余裕を持たせた評価基準値を設定しているのであるから、相手方の 評価基準値の設定が工認ガイドの趣旨に照らして不合理であるというこ ともできない。したがって,抗告人らの上記主張は採用できない。

抗告人らは、評価基準値が塑性変形の限界値に対して余裕を持って設定されているのは、各種不確定要素を考慮した必要不可欠な安全代であって、その余裕を基準地震動を超過する地震動のための余裕として考慮することは許されないと主張する。

しかし、個々の建物・構築物や機器・配管系のみならず、それらを構成する部品や材料についても、抗告人らのいう設計、施工に内在する各種の不確定要素を考慮して評価基準値を下回る設計がされるのが通常である上、前記のとおり、相手方は、地震応答解析等を行って安全上重要な施設の安全性評価を行ったところ、建物・構築物(鉄筋コンクリート造耐震壁)については評価基準値を大きく下回り、機器・配管系につい

ても、評価基準値を下回ったのみならず、おおむね弾性変形の範囲にと どまったというのであるから、設計、施工に内在する各種の不確定要素 を考慮したとしても、本件原子炉施設の安全上重要な施設(建物・構築 物及び機器・配管系)は、限界値に対して相当の余裕を有しているもの ということできる。

以上のとおりであるから、抗告人らの上記主張はいずれも採用できない。

(イ) 抗告人らは、応答解析の解析値は、あくまで計算上の値であり、実際 に原発の構造物に作用する力は地震が起こってみなければわからず、し たがって、常に解析値や評価基準値が実際の力を上回るとは限らないと 主張する。

しかし、応答解析の解析値にその手法に内在する限界が存することは 抗告人らの主張するとおりであるとしても、建物・構築物や機器・配管 系に現実に作用する地震力の大きさを正確に予測することが現在の科学 技術水準の下では不可能である以上、その設計段階において最新の科学 的、技術的知見に基づき適切なモデルを設定し適切な解析手法を用いた 評価によりこれを想定した上で余裕を持たせた設計を行うことによって その安全性を確保していくほかないのであるから、適切な地震応答解析 手法及び地震応答解析モデルを設定して応答解析を行った上、その解析 値(応答値)が適切に設定された許容限界(評価基準値)を超えないこ とを耐震設計の基準とすることをもって、耐震安全性の確保を図るもの とする工認ガイドの考え方が、不合理であるということはできない。そ うであるところ、前記のとおり、相手方は、工認ガイドに従って地震応 答解析を行っているのであり(疎明資料(乙135)及び審尋の全趣旨 によれば、広く一般的に用いられている動的解析手法である質点系モデ ルの手法に加えて、構造が複雑な設備等につき評価対象をそのままの形 で忠実にモデル化してその細部の挙動まで解析することができるとされる3次元FEMモデルの手法(有限要素法)を用いた評価をも行っていることが認められる。),その解析手法の選択が不合理であるということはできない上、解析評価の過程に不合理な点が存することをうかがわせるに足りる疎明資料もない。

したがって、抗告人らの上記主張は採用できない。

抗告人らは、相手方の解析は、その計算条件等が明らかにされていない上、モデル化の困難性等による設計ミスを度外視しているから、保守的なものとなっているか疑わしいとも主張するが、認定事実ウ付のとおり、相手方は、地震応答解析において、コンクリート強度の値について実際の強度ではなく設計値を用いたり、モデルに入力する建物等の各位置に対する地震力について地震応答解析で求められた動的地震力の最大値を静的地震力として用いるなど、計算結果が保守的なものとなるように計算条件を設定しているのであるから、抗告人らの上記主張も、採用することができない。

(ウ) 抗告人らは、延性破壊以外の破壊モードとして、例えば①蒸気発生器 支持構造物の脆性破壊、②原子炉格納容器の座屈、③溶接部の損傷のお それも考慮すべきであると主張する。

しかし、抗告人らの主張する脆性破壊や座屈の前提となる衝撃荷重が発生するメカニズムが解明されておらず、これまでの地震被害で見られた衝撃的破壊という現象は、衝撃荷重の概念を用いずとも従来の振動論的に説明が可能という指摘がある上(乙259、261の2)、相手方は、蒸気発生器の支持構造物・支持脚について、地震動による鉛直方向の圧縮荷重が作用することによる座屈の評価を機械学会設備等規格(2005/2007)に基づいて行っており、その評価結果はいずれも評価基準値を大きく下回っている(乙265の5、266の5)。

また,原子炉格納容器についても,JEAG4601において定められた 安全率1.5を考慮した座屈評価式に従って評価したところ,評価基準 値を下回っているのであって(乙48の11,121の11,122の 2,145),その差がわずかであるとしても,安全率を考慮している ことからすれば,設計上の余裕がないということはできない。

さらに、溶接部についても、機器の不連続部分に発生する応力(ピーク応力)については、機械学会設備等規格(2005/2007)に基づいて、機器の種類や形状等に応じて一次応力及び二次応力の変動幅を割り増した値を設定して評価し、「一次応力+二次応力の評価」が評価基準値を超えた場合には、簡易弾塑性解析によるピーク応力の割増しを行った上で疲労評価を行ったところ、疲労累積係数が評価基準値を大きく下回っている(乙48の9、121の9、145、審尋の全趣旨)。

以上のとおり、相手方が行った地震応答解析の評価が不合理であると いうことはできず、抗告人らの主張は、いずれも採用することができな い。

なお、抗告人らは、相手方が、蒸気発生器内部構造物等について通常の応力計算では限界値を超えてしまうので、弾塑性解析によって破断の有無を確認したと主張等し、疎明資料(甲232)には、蒸気発生器内部構造物の発生応力が許容応力IVAS(この場合は破断応力Su)を超えるので弾塑性解析を行って破断しないことを確かめたとされているが、このような高い許容値を設定することは著しく危険側の評価となる旨の記載部分があるところ、確かに、上記疎明資料(乙48の9、121の9、145)によれば、蒸気発生器内部構造物(伝熱管)等について、「一次応力+二次応力の評価」が評価基準値を上回っている(川内1号機の伝熱管につき評価基準値492MPaのところ評価値563MPa、川内2号機の伝熱管につき評価値531MPa)。しかし、上記のとおり、

相手方が行った「一次応力+二次応力の評価」は、機械学会設備等規格 (2005/2007) に従ったものであり、上記疎明資料及び審尋の全趣旨に よれば、同評価においては、評価基準値は当該設備が二次応力の発生に よって弾性的挙動の範囲内にとどまるか塑性的挙動の範囲に及ぶかの分岐点として設定され、評価値が評価基準値を上回るか否かで異なった疲労解析の手法を用いるものとされ、評価基準値を上回った場合には、簡 易弾塑性解析によるピーク応力の割増しを行った上で疲労評価を実施するものとされているのであって、このような評価方法が安全性確保のための手法として不合理ということはできない。そして、相手方が評価した疲労評価累積係数は、最大でも0.555にすぎないのであって、評価基準値を大きく下回っている(川内1号機の伝熱管については0.009、川内2号機の伝熱管については0.003)のであるから、抗告人らの上記主張も、採用することができない。

(エ) 抗告人らは、余震によって機器、配管の損傷が拡大するおそれがある と主張する。

疎明資料(乙111,200の5)によれば、旧耐震指針の改訂の際の耐震指針検討分科会の調査審職の過程において、地展随伴事象として考慮すべき事項の一つとして、「検討用地震に随伴すると想定することが適切な余震の地震動によっても施設の安全機能が損なわれないこと」が提案されたが、原子炉施設の「基本設計ないし基本的設計方針」の妥当性に係る「安全審査」において、設置許可申請対象となる固有の原子炉施設の耐震設計についての妥当性を審査すべき事項として適切かつ不可欠であるかどうかという視点、及び現行の他の関連する指針類で対応されているかどうかとの視点から議論を重ねた結果として、最終的には改訂耐震指針に規定されなかったこと、新規制基準策定の際の地震・津波関連指針等検討小委員会の検討・審職の結果取りまとめられた「発電

用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させる べき事項について(とりまとめ)」においても、「地震の継続時間や繰 り返し地騒動の考慮」、すなわち、東北地方太平洋沖地震は地震の継続 時間が長く、また、本鰹後も比較的規模の大きな余震が繰り返されたこ とから、耐震安全性評価においては、こうした長時間の揺れや繰り返し 地震動に対する施設・設備の影響を考慮する必要があり、その際、地盤 や施設の非線形応答の永久ひずみ(変形)を考慮した検討の必要等は今 後の課題であると整理され,設置許可基準規則,地毉ガイド及び工認ガ イドには余震に関する規定は設けられなかったことが認められる。その 趣旨については、余震は、その地震動による地震力が本震のそれよりは 小さいと考えられるから、地震動については、基準地震動でもって評価 すれば足り、余震が本震後繰り返し発生することの影響については疲労 評価等で評価すれば足りることなどから、特に余蹊に関する特別の規定 を設ける必要がないという考え方によるものと考えられる。このような 考え方自体は、基準地震動の設定や疲労評価が適切に行われる限りにお いて、不合理であるということはできない。

そうであるところ、技術基準規則(乙180)17条8号トは、耐震 設計において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する容器(クラス I 容器)、管(クラス I 管)、及びポンプ又は弁(クラス I 弁)並びにこ れら(クラス I 機器)を支持する構造物(クラス I 支持構造物)の構造 及び強度につき、クラス I 容器、クラス I 管、クラス I 弁及びクラス I 支持構造物にあっては、運転状態 I (発電用原子炉施設の通常運転時の 状態)及び運転状態 II (設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの 間に想定される環境条件において運転状態 I , 運転状態 II , 運転状態 IV 及び試験状態以外の状態。なお、運転状態 II は発電用原子炉施設の故障, 誤作動その他の異常により発電用原子炉の運転の停止が緊急に必要とさ れる状態をいい,運転状態IVは発電用原子炉施設の安全設計上想定され る異常な事態が生じている状態をいう。)において、疲労破壊が生じな いことと規定して、原子炉圧力バウンダリを構成する機器及び支持構造 物につき疲労評価を義務付けているほか、前記のとおり、「一次応力+ 二次応力の評価」が評価基準値を上回る場合には疲労評価を行うものと されている。そして、機械学会設備等規格(2005/2007)等によれば、 疲労評価は、設計過渡条件の繰返し回数と設計過渡条件で発生する繰返 しピーク応力強さから求められる許容繰返し回数を考慮して求めた疲労 **累積係数が評価基準値(1.0)以下であることを確認することによっ** て行うものとされ、疲労累積係数(設計過渡事象に対する疲労累積係数) は、各設計過渡条件における繰返し回数(設計想定回数)を許容繰返し 回数で除した値(疲労係数)の和として求めるものとされ(許容繰返し 回数は機器・配管に生じる繰返しピーク応力強さと許容繰返し回数の関 係を基に求められる。)、地震時における疲労累積係数は上記に地震の 条件による疲労係数を加算したものとされるところ、相手方は、疲労評 価において,運転期間を40年と仮定し,設計過渡条件の回数を運転実 續に比べて相当程度大きく設定した上,基準地震動に対する設計想定回 数を200回とするなど、実際に想定される基準地震動による繰返しピ ーク応力強さの発生回数に対して十分余裕のある設定としており(審尋 の全趣旨),その評価結果は,上記のとおり,原子炉冷却材圧力バウン ダリを構成する機器・配管はもとより、「一次応力+二次応力の評価」 が評価基準値を上回る機器・配管についても、疲労評価に係る評価基準 値(1.0)を大きく下回るものとなっている。

以上に加えて,前配のとおり相手方の基準地震動の策定が不合理であるということができないことをも併せ考えると,抗告人らの主張するような、余震によって機器・配管のサポート(支持構造物)が損傷し,機

器・配管の固有周期が長周期側にずれ、それと共振する余穣の地颾動を受けて応力が大きくなり、さらに損傷が拡大するおそれや、基準地展動を超える地震動で機器・配管が損傷した直後に、基準地展動を超える余震によって、さらに損傷し、重大事故に至るおそれについても、基準地 腰動の設定及び疲労評価を踏まえた耐震設計において評価し尽くされているということができるから、この点に関する抗告人らの主張は採用できない。

(5) 本件原子炉施設の安全確保対策

ア 前記のとおり、東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発事故の教訓を 踏まえて, 重大事故対策が新たに安全規制の対象とされ(前提事実(7)イ), 設置許可基準規則において,発電用原子炉施設の安全機能を有する系統の うち,安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは,当該系統を 構成する機械又は器具の単一故障(単一の原因によって一つの機械又は器 具が所定の安全機能を失うこと)が発生した場合であって、外部電源が利 用できない場合においても機能できるよう,当該系統を構成する機械又は 器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、 及び独立性を確保するものでなければならないこと(12条2項)、重要 安全施設は、原則として、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又 は相互に接続するものであってはならないこと(同条6項),発電用原子 炉施設には,全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要 な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間、発電用原子炉 を安全に停止し,かつ,発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設 備が動作するとともに,原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が 動作することができるよう,これらの設備の動作に必要な容量を有する蓄 電池その他の設計基準事故に対処するための電源設備を設けなければなら ないこと (14条), 工場等には,一次冷却系統に係る発電用原子炉施設

の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策 所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならないこと(34条)、な どを規定しているほか、重大事故等への対処として、発電用原子炉施設は、 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において,炉心の著しい 損傷を防止するために必要な措置を講じたものでなければならないこと (37条1項),発電用原子炉施設は,重大事故が発生した場合において, 原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を 防止するために必要な措置を欝じたものでなければならないこと (同条2 項),発電用原子炉施設は,重大事故に至るおそれがある事故が発生した 場合において、使用済燃料貯蔵櫓内の燃料体又は使用済燃料の著しい損傷 を防止するために必要な措置を欝じたものでなければならないこと(同条 3項),発電用原子炉施設は,重大事故に至るおそれがある事故が発生し た場合において,運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損 傷を防止するために必要な措置を讎じたものでなければならないこと(同 条4項),を規定した上,重大事故等対処施設の地震による損傷の防止, 津波による損傷の防止,可搬型重大事故等対処設備を含む重大事故等対処 設備の基準,緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の 設置,原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するため の設備の設置, 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設置, 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 の設置、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の設置、原子炉格納 容器内の冷却等のための設備の設置,原子炉格納容器の過圧破損を防止す るための設備の設置、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設 備の設置,水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の 設置,使用済燃料貯蔵槽の冷却等の設備の設置,工場等外への放射性物質 の拡散を抑制するための設備の設置、重大事故等の収束に必要となる水の

供給設備の設置等について規定し、さらに、重大事故等対処設備について は、常設重大事故等対処設備につき原則として二以上の発電用原子炉施設 において共用するものでないこと、共通要因によって設計基準事故対処設 備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう適切な措置 ・ を識じたものであることを規定し, 可搬型重大事故等対処設備についても, 共通要因による接続不能に配慮した規定をしている。また,技術基準規則 においても、同旨の規定が設けられている。そして、これらの設置許可基 連規則の規定を受けて、原子力規制委員会により「実用発電用原子炉に係 る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実 施するために必要な技術的能力に係る審査基準」、「実用発電用原子炉に 係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審 査ガイド」(以下「有効性評価ガイド」という。), 「実用発電用原子炉 に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する 審査ガイド」,「実用発電用原子炉に係る運転停止中原子炉における燃料 損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」等が策定されている(乙 44, 257).

重大事故対策に係る新規制基準の考え方の概要は、共通原因による安全機能の一斉喪失を防止する(重大事故の防止)とともに、万一重大事故が発生した場合にも対処することができる設備及び手順を整備するとの観点から、前者については、重要度が特に高い安全機能を有する施設の系統に多重性、多様性及び独立性を確保させ、外部電源の信頼性を向上させ、所内電源の多重化、分散配置を求めるなどし、後者については、多段階にわたる防護措置を求めるとともに、可搬設備での対応を基本として、恒設設備との組合せにより信頼性を向上させるものとするなどし、ハード(設備)とソフト(作業現場)が一体として機能を発揮するよう、手順書の整備や人員の確保、訓練の実施等をも求めるものであるということができる。



このような重大事故対策に係る新規制基準等の趣旨は、上記のとおり. 福島第一原発事故において、地震、津波という共通原因により、全ての動 力源が失われた結果、原子炉の安全性を維持する機能が全て喪失して炉心 損傷に至ったという教訓を踏まえて、重要度が特に高い安全機能を有する 施設の系統に多重性、多様性及び独立性を確保させることにより、発電用 原子炉施設から多量の放射線が周辺環境に放出されるおそれがある事故の 発生の防止を図るとともに、重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷 等。原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)に至るおそれがある事故 又は重大事故が発生した場合に炉心の損傷等及び放射性物質の周辺環境へ の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じさせ、重大事故等 対処施設の設置を義務付けることによって、重大事故の発生及び拡大の防 止を図るものであるということができる。なお,多重性とは,同一の機能 を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性質を有する二以上の系統 又は機器が同一の発電用原子炉施設に存在することをいい(設置許可基準 規則2条2項17号),多様性とは,同一の機能を有する二以上の系統又 は機器が、想定される環境条件及び運転状態において,これらの樽造,動 作原理その他の性質が異なることにより、共通要因(二以上の系統又は機 器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因)又は従属要 因(単一の原因によって確実に系統又は機器に故障を発生させることとな る要因)によって同時にその機能が損なわれないことをいい(同項18号), 独立性とは、二以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態 において、物理的方法その他の方法によりそれぞれ互いに分離することに より、共通要因又は従属要因によって同時にその機能が損なわれないこと をいう(同項19号)。

以上のような重大事故等に対する新規制基準の安全確保の考え方が不合理であるということはできない。

イ 相手方は、認定事実工のとおり、本件原子炉施設につき、多重防護の考えに基づき、①異常の発生を未然に防止するための対策(第1段階目)、②異常の拡大及び事故への進展を防止するための対策(第2段階目)、③ 放射性物質の異常な放出を防止する対策(第3段階目)の3段階に分け、とりわけ、第2段階目及び第3段階目の対策を中心に設計上様々な安全対策を識じている。その概要は、次のとおりである。

すなわち、第2段階目の対策のうち、原子炉を「止める」設計について は,異常を検知した場合に,制御棒が自重により落下して原子炉が緊急停 止するものとなっており、制御棒による原子炉停止操作ができない場合に は、化学体稽制御設備により原子炉内に中性子を吸収する性質のある髙澱 度のほう酸水を注入して原子炉を停止させる仕組みとなっている。そして, 崩壊熱を除去して原子炉を冷却するため、二次冷却系の設計において、電 動の補助給水ポンプをそれぞれの原子炉に複数設置し、主給水ポンプの機 能が喪失した場合には、電動の補助給水ポンプが作動することにより蒸気 発生器への給水を維持し,それが機能しない場合には,蒸気によって駆動 するタービン動補助給水ポンプが作動するという3段構えの対策が施され ている。次に,第3段目の対策としては,いわゆる一次冷却材が喪失する LOCAが発生した場合においては、非常用炉心冷却設備(ECCS)が 自動作動し,原子炉内に高圧系,低圧系及び蓄圧系の3つの系統からそれ ぞれ注水を行って原子炉を内部から冷却するが、高圧系及び低圧系には、 それぞれ独立した複数のポンプが設置されている。また、ECCSが作動 した場合、蒸気発生器を通じた崩壊熱の除去のため、補助給水設備が自動 作動するようになっている。これら三つの注水系統の機能が全て喪失した 場合には、格納容器再循環サンプに集まる一次冷却材を用いた低圧再循環 等により原子炉を冷却する。また,これとは別に,原子炉格納容器内の上 部に設けられたスプレイ設備により冷却水を原子炉格納容器内に散布し,

その内部の圧力を低下させる仕組みも存在する。同設備における通常の給水ができない場合には、常設電動注入ポンプあるいは可搬式ディーゼル注入ポンプを用いて給水が行われることとなっている。さらに、原子炉格納容器内に漏出した放射性物質を含む空気を浄化する設備が設置されており、放射性物質が原子炉格納容器外へ漏出することを防いでいる。

電源対策については、それぞれ独立した外部電源を2系統3回線確保しつつ、それらの外部電源を喪失した場合には、それぞれ独立した複数の非常用ディーゼル発電機により電源の確保が可能となっている。さらに、非常用ディーゼル発電機の電源も喪失するいわゆる全交流動力電源喪失の事態が発生した場合には、大容量空冷式発電機により、大容量空冷式発電機の電源を喪失した場合には、可搬式の設備である複数の発電機車によって電源の確保が可能となっており、4段構えの対策が施されているほか、計測制御機器への電源として蓄電池が確保され、最大24時間の電力供給が可能となっている。

ウ 以上のとおり、本件原子炉施設には、炉心の著しい損傷等といった重大 事故への進展を防ぐため、原子炉や原子炉格納容器内を冷却したり、圧力 を減少させたりするための複数の設備、機能が設置されており、なおかつ、 それぞれの設備、機能を構成する主要な機器も独立した複数が設置されて いると評価でき、本件原子炉施設の安全機能には、設置許可基準規則12 条2項に規定される安全機能の多様性や多重性、独立性が確保されている と認められる。また、上記設備、機能を動かす電源設備として、上記のと おりいわば4段構えのものが備えられるなどしているのであり、同規則1 4条の基準を満たすものであると認められる。

以上に加え、相手方は、重大事故が発生した場合に対応に当たる職員の 確保、事故対応の責任者の明確化、事故対応の手順の確認、職員に対する 事故対応の訓練、教育といった運用面からの対策も講じている(認定事実 エ(ウ))。そして、これら相手方の一連の安全対策については、原子力規制 委員会は、新規制基準への適合性が認められると判断しており(認定事実 オ(ウ))、その過程に不合理な点は見当たらない。

エ 抗告人らの主張について

(ア) 抗告人らは、多重防護(深層防護)の考え方に立てば、従来の3層の防護に加えて、過酷事故対策(4層目)及び防災対策(異常な放射性物質からの公衆の隔離)(5層目)の5層の防護が求められるのであり、過酷事故対策においては、安全系と非安全系という単純な区分けで考えるのではなく、保守的にあらゆる事態を想定して対応を考えるべきであり、事故シナリオの選定として信頼性のある確率論を採用し、選定されたシナリオに対する評価において、事故対応を担保した場合と担保しない場合に対して行うべきであるにもかかわらず、新規制基準は、多重防護の5層目を欠いている上、4層目についても、設計に共通要因故障を想定した内容が盛り込まれず、可搬設備での対応を基本としたアクティブな安全確保策となっている上、過酷事故評価は、事故シナリオとして決定論によって恣意的と疑われても仕方がないものが選択され、その先の進展過程においては復旧活動が担保されたものとなっているから、国際的な基準を満たしていないといった趣旨の主張をする。

疎明資料(甲196)によれば、IAEA安全基準SSR-2/1は、深層防護を「運転時の異常な過渡変化の進展を防止し、運転状態及びいくつかの障壁では事故条件として放射線源又は放射性物質と従業員及び公衆又は環境との間に設置された物理障壁の有効性を維持するための様々なレベルの多様な装置と手順の階層的な展開」と定義した上、第1の防護レベル(第1層)につき、通常運転からの逸脱及び安全上重要な設備の故障や失敗を防止すること、第2の防護レベル(第2層)につき、第1層の防護策の機能失敗によって起こり得る、想定される初期事象の

うち、比較的高頻度の事象である予期される運転時の事象が事故状態に 進展することを防止するために、通常運転状態からの逸脱を検出して制 御すること、第3の防護レベル(第3層)につき、想定される初期事象 が第2層の防護策によって制御できない場合において、工学的安全施設、 事故時手順等によって、炉心の損傷及びサイト外への重大な放出を防止 し、プラントを安全な状態に復帰させること、第4の防護レベル(第4 層)につき、第3層の機能失敗に起因する事故影響を緩和すること、第 4層の最も重要な目的は、格納機能を確保し、これによって確実に放射 性物質の放出を合理的に達成可能な限り低くすることであること、第5 の防護レベル(第5層)につき、事故状態の帰結として起こる可能性の ある放射性物質の放出による放射線影響を、防災対策によって緩和する こと、としている。

また、疎明資料(甲1)によれば、国会事故調報告書において、原子力の世界において、原子力施設の安全確保のために最も重要な概念とされる深層防護が、原子力法規制上十分に確保されることが望ましいところ、日本における原子力安全規制は、基本的には、5層からなる深層防護のうち第3層を超える事象は事実上起き得ないととらえられており、第4層(事故の進展防止、シビアアクシデント時の影響緩和等、発電所の過酷な状況を制御し、閉じ込めの機能を維持するため、補完的な手段及びアクシデントマネジメントを導入すること)については、福島第一原発事故のような事故への対応を可能とするための外部事象も考慮したシビアアクシデント対策が十分な検討を経ないまま事業者の自主性に任されてきたこと、原子力防災体制においても、第5層の深層防護(放射性物質が外部環境に放出されることによる放射線の影響を緩和するため、オフサイト(発電所外)での緊急時対応を準備すること)の確保に実効性を持たせるという点において不十分であったが、IAEAの第5

層の防災対策を実効あるものにするためには、防災対策と安全規制の連携が必要であると思われ、原子力施設の設置許可時、遅くとも運転認可時に、その要件として、事業者は緊急時の防災対策を講じること、また、規制機関は、事業者に緊急時の防災対策を行うように要求しなければならない、という防災対策を反映した安全規制を定めることも検討に値し、また、かかる観点から、事業者が決定した防災対策については、規制機関が確認できるように法体系を整備することが求められること、等の指摘がされていた。

そうであるところ、前記のとおり、本件改正により、原子力基本法2 条に2項として,原子力利用に係る安全の確保については,「確立され た国際的な基準を踏まえ,国民の生命,健康及び財産の保護,環境の保 全並びに我が国の安全保障に資することを目的として, 行うものとする」 旨の規定が追加された上,原子力規制委員会設置法1条において,原子 力規制委員会は,原子炉に関する規制に関することを含めて,原子力利 用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力を しなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏 まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、 又は実施する事務を一元的につかさどるものと規定され、また、原子炉 等規制法において、原子力施設において大規模な事故が生じた場合に放 射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外 へ放出されることその他の原子炉による災害を防止し、公共の安全を図 るために、原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロ リズムその他の犯罪行為の発生をも想定した必要な規制を行うことが目 的として規定され(1条),発電用原子炉を設置しようとする者に重大 事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的 能力があることが発電用原子炉の設置、変更の許可の要件として規定さ

れるなどされた。そして、前記のとおり、設置許可基準規則において、 重要度が特に高い安全機能を有する施設の系統に多重性、多様性及び独 立性を確保させること、全交流動力電源喪失に対処するための電源設備 を設けなければならないことなどを定めるとともに、その第3章におい て重大事故等対処施設の設置等につき詳細な規定が設けられたほか、技 術基準規則においても、同旨の規定が設けられ、また、これらを受けて、 原子力規制委員会において、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設 置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必 要な技術的能力に係る審査基準」その他の審査基準が策定されている。

そうであるとすれば、新規制基準には、少なくとも第4層までの深層 防護が盛り込まれているということができる。そして、前記のとおり、 設置許可基準規則及び技術基準規則等によれば、重大事故対策に係る新 規制基準の概要は、共通原因による安全機能の一斉喪失を防止する(重 大事故の防止)とともに、万一重大事故が発生した場合にも対処するこ とができる設備及び手順を整備するとの観点から、前者については、重 要度が特に高い安全機能を有する施設の系統に多重性、多様性及び独立 性を確保させ、外部電源の信頼性を向上させ、所内電源の多重化、分散 配置を求めるなどし、後者については、多段階にわたる防護措置を求め るとともに、可搬設備での対応を基本として、恒設設備との組合せによ り信頼性を向上させるものとするなどし、ハード(設備)とソフト(作 業現場)が一体として機能を発揮するよう、手順書の整備や人員の確保、 訓練の実施等をも求めるものであるということができる。

以上のような新規制基準の内容は、抗告人らの主張するとおり、可搬 設備での対応を基本としたアクティブな安全確保策が含まれているとい うことができるものの、上記のような安全確保策には、当該対応に従事 する者を放射線被曝の危険にさらすことを前提とするものではなく、他 方で、多様な状況に柔軟に対処し得るという利点もあると考えられるのであって(甲196)、新規制基準における重大事故対策の基本的な考え方が深層防護の考え方に照らして不合理であるということはできず、また、基準の具体的な内容にも不合理な点が見当たらないことは、前記のとおりである。なお、本件原子炉施設については、異常を検知した場合に制御棒が自重により落下して原子炉が緊急停止するとともに、発電機が解列され、タービン及び発電機が自動停止する仕組み、LOCAが発生した場合に非常用炉心冷却設備(ECCS)が自動的に作動する仕組み、ECCSが作動した場合に補助給水設備が自動作動する仕組み等の抗告人らのいういわゆるパッシブな仕組みも設けられていることは、前記認定説示したとおりである。

抗告人らは、過酷事故対策においては、安全系と非安全系という単純な区分けで考えるのではなく、保守的にあらゆる事態を想定して対応を考えるべきであると主張するが、発電用原子炉施設の全ての設計基準対象施設が建築基準法等の基準を満たし一般産業施設又は公共施設と同等の安全性を有することを当然の前提とした上で、重大事故の発生及び拡大を防止する機能を有する施設を特に安全施設と位置付けて、その重要度に応じて、独立性、多様性、多重性の確保を求めたり、耐震設計上高度の安全確保を求めたりすること等によって、重大事故の発生及び拡大の防止を図ることが、第4層の深層防護の具体的な方策として直ちに不合理であるということはできない。なお、新規制基準が耐震重要施設につき耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によってその安全機能を損なわないように設計することを求めるなど、抗告人らのいう非安全系の損傷によって安全系の健全性が損なわれる事態にも配慮していることは、前記認定のとおりである。

以上のとおりであるから、これらの点に関する抗告人らの主張は、い

ずれも採用することができない。

また, 抗告人らは, 新規制基準は第5層の深層防護を欠いている旨主 張する。

疎明資料(甲196)によれば、前記のとおり、IAEA安全基準S SR-2/1において、第5の防護レベルは、事故状態の帰結として起 こる可能性のある放射性物質の放出による放射線影響を、防災対策によ って緩和することとされ、第5の防護レベルについては、適切な装備を 備えた緊急管理センターの設置と、発電所敷地内と敷地外の緊急時対応 についての緊急時計画と緊急時手順が必要であるとされている。そうで あるところ, 新規制基準には第5層の深層防護の観点からの明示的な規 定は見当たらない。他方で、本件改正により、原子力災害のいわゆるオ フサイト対策 (防災対策) については、緊急時以外のいわゆる平時にお いては、原子力基本法を改正して、内閣に原子力防災会議を置き、原子 力防災会職において,原子力規制委員会の定める原子力防災対策指針に 基づく施策の実施の推進その他の原子力事故が発生した場合に備えた政 府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進,及び原子力事故 が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組 が必要となる施策の実施の推進をつかさどるものとされている(同法3 *条の4)。また、緊急時においては、原子力災害対策特別措置法に基づ き、内閣府に内閣総理大臣を長とする原子力災害対策本部を設置し(同 法16条1項,17条1項),緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実 施するための方針の作成, 関係執行機関及び原子力事業者らが防災計画, 原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する 緊急事態応急対策の総合調整等を行うものとされ(同法18条),原子 力事業者は、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるととも に、原子力災害の拡大の防止等に関し誠意をもって必要な措置を購ずる

責務を有し(同法3条),その原子力事業所ごとに、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止等するために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成等し(同法7条1項),その原子力事業所ごとに選任された原子力防災管理者において、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるものとされ(同法25条1項)、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を定める(同法6条の2第1項)ほか、内閣総理大臣とともに、原子力事業者が届け出た原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生又は拡大を防止するために十分でないと認めるとき等に原子力事業者に対し原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずるもの(同法7条3項、4項)とされている。

以上のとおり、法令上も、いわゆる防災対策については、発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の対象とされず、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を定めるほか、内閣総理大臣とともに原子力事業者による原子力事業者防災業務計画の作成等を規制する権限等を有するにとどまっているが、その趣旨については、原子力防災対策については、原子力事業者が第一次的な責務を負うものの、国の関係省庁等及び関係地方公共団体との連携協力がそれぞれの責務の円滑な遂行にとって不可欠となることから、原子力規制委員会にはその専門的、科学的な観点から関与させることとしたものであると解される。もとより、防災対策を発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の対象とするか否かは、立法政策に属する事柄であるところ、原子力基本法及び原子力災害対策特別措置法等に基づく防災対策が有効かつ適切に機能する限りにおいて、上記のような立法政策が、深層防護の観点からも、不合理であるということはできず、そのような立法政策がとられたからといって、直ちに確立

された国際的な基準を満たさないということもできない。

以上のとおりであるから,この点に関する抗告人らの主張も,採用することができない。

(イ) 抗告人らは、相手方は、過酷事故対策の条件として、「大破断LOCA(冷却材喪失事故)+ECCS(非常用炉心冷却設備)注入失敗+格納容器スプレイ注入失敗+SBO(全交流電源喪失)」を想定シナリオの一つとして定めているが、原子力発電施設にとって最大の脅威となり得るのは、非安全系である所外電源喪失が起因となる全交流電源喪失(SBO)であり、また、強靭で肉厚の大口径配管の破断(LOCA)よりも主蒸気配管破断の方が材質的にもサイズ的にもはるかに発生しやすいと考えられるから、格納容器バイパス事故「SBO+SGTR(主蒸気発生器の伝熱細管破断)+当該SG(蒸気発生器)隔離失敗(MSIV(主蒸気隔離弁)閉止不能又はSRV(逃し安全弁)開固着)」等をシナリオとして想定すべきであるとも主張する。

疎明資料(乙44,262)によれば,重大事故等の拡大の防止を定めた設置許可基準規則37条の規定を受けて,設置許可基準規則解釈は,原子炉施設において想定する事故シーケンスグループ又は想定する格納容器破損モードは,所定の事故シーケンスグループ等を必ず含めた上で,当該プラントに対する確率論的リスク評価などを実施し,有意な頻度又は影響がある事故シーケンスグループ等が見いだされた場合には,これを追加することを求めており,有効性評価ガイドは,想定する事故シーケンスグループごとに,炉心の著しい損傷に至る重要な事故シーケンスを選定し,また,格納容器破損モードごとに,格納容器の損傷に至る重要な事故シーケンスを選定するものとしているところ,相手方は,これらの新規制基準及び有効性評価ガイドに基づき,格納容器破損モードにおける格納容器破損防止対策の有効性を確認するための評価事故シーケ

ンスとして、抗告人らの主張する大破断LOCA時に低圧注入機能、高 圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故を選定してい るほか、抗告人らの主張する格納容器バイパスについても、「インター フェイスシステムLOCA」及び「蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸 気発生器の隔離に失敗する事故」を選定し、後者について、外部電源を 欠くという厳しい条件を設定して解析を行っており、また、使用済燃料 貯蔵槽における燃料破損防止対策についても,使用済燃料貯蔵槽(使用 済燃料ピット)の冷却機能又は注水機能が喪失する事故及び使用済燃料 貯蔵櫓内の水の小規模な喪失が発生し貯蔵槽の水位が低下する事故を選 定して解析を行っている事実が認められる。そして、相手方によるこれ らの事故シーケンスの選定が新規制基準の趣旨に照らして恣意的で不合 理であるということはできない。抗告人らは,全交流電源喪失及び直流 電源喪失のシーケンスや,燃料プール破損事故をも選定すべきであると いった趣旨の主張をするが、全交流電源喪失及び直流電源喪失すなわち 全電源喪失が重大事故等の拡大等の防止を検討する上で意味がないこと は明らかであり(全電源喪失に至らないよう多重性、多様性及び独立性 を確保した対策が求められるゆえんである。), また, 使用済燃料貯蔵 施設の破損についても、後記のとおり、燃料取扱建屋及び使用済燃料ピ ットは,いずれも,耐震重要施設(Sクラス)とされている上,使用済 燃料の冷却方法からして,原子冷却材炉圧力バウンダリや原子炉格納容 器のように高圧等による破損が考えられない上,事故時に使用済燃料ピ ットへの給水が継続されるための設備等が整備されているのであるか ら、抗告人らの上記主張は、採用することができない。

(ウ) 抗告人らは、多重防護の観点から、外部電源設備及び主給水ポンプは 基準地震動に対する耐震性を有しているべきである、使用済燃料ピット も堅固な施設に囲い込まれ、その冷却設備は基準地震動に対する耐震性 を有しているべきであると主張する。

しかし、前記のとおり、設置許可基準規則解釈及び地盤ガイドは、地 **震により発生するおそれがある事象に対して,原子炉を停止し,炉心を** 冷却するために必要な機能を持つ施設,当該施設に直接関係しておりそ の機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これ らの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し,放射線に よる公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設等,多重防護 (深層防護)の要となる施設を最も耐震重要度の高いSクラス(耐選重 要施設)と位置付け,他のクラスの施設よりも厳しい基準を設けること により、髙度の耐震安全性を確保しようとするものであり、このような 新規制基準及び地震ガイドの耐震安全性の確保の考え方が,原子炉等規 制法の趣旨に照らして,不合理ということはできない。したがって,外 部電源設備及び主給水ポンプが基準地震動に対してSクラスの機器・配 管系と同等の耐震安全性を有していないとしても、直ちに耐震設計とし て不合理であるということはできない。他方で、疎明資料(乙48の9、 48の12、121の9、121の12)によれば、耐震重要施設とし ての非常用ディーゼル発電機及び補助給水設備(電動補助給水ポンプ及 びタービン動補助給水ポンプ)は、その地震応答解析による評価値が評 価基準値を大きく下回っており、十分な耐震安全性を有していると認め られる。

また、疎明資料 (乙44) 及び審尋の全趣旨によれば、本件原子炉施設の使用済燃料ピット、冷却器、フィルタ及び脱塩塔等から構成される使用済燃料設備は、燃料取扱建屋に被覆されて設置されていること、使用済燃料を貯蔵するための使用済燃料ピットは、燃料取扱建屋の地下の基礎直上近くに設置され(水面はグランドレベルと同等)、壁面及び底部を厚さ約2~5mの鉄筋コンクリート造とし、その内面をステンレス

鋼内張りした構築物であること、使用済燃料は、ほう酸水を満たした使 用済燃料ピット内の燃料ラックに一定の離隔距離を保った状態で貯蔵さ れていること、通常、使用済燃料ピットの水深は約12mであり、長さ 約4mの使用済燃料の上端まで約8mの水深が確保されていること,使 用済燃料ピットへの給排水配管は、全て使用済燃料の上端よりも高い位 置で接続されていること, 使用済燃料は, 使用済燃料ピット内において 約40℃の水温に保たれたほう酸水により冷却されていること(崩壊熱 の除去),万一使用済燃料ピットからのほう酸水の漏えいが発生した場 合には、漏えいしたほう酸水は、床部コンクリート内に設けられた検知 | 横を通って漏えい検知装置に集められるようになっていること,相手方 は、本件原子炉施設における重大事故発生時に使用済燃料設備の冷却器 能若しくは注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからのほう酸水の 漏えいその他の要因により水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵 施設内の燃料体等を冷却し、放射線を遮へいし、燃料体の著しい損傷の 進行を緩和し、あるいは臨界を防止するための設備、手段として、使用 済燃料ピットへの代替注水のための使用済燃料ピット補給用水中ポンプ 等の整備,使用済燃料ピットへのスプレイ注水のための可搬型電動低圧 注入ポンプ及び可搬型ディーゼル注入ポンプ等の整備,使用済燃料ピッ トの状態監視のための使用済燃料ピット水位計,温度計,周辺線量率計 及び状態監視カメラの追加設置等を行ったこと(認定事実エ(イン f), こ れらの使用済燃料ピットの水位低下時等の対策については,原子力規制 委員会から設置許可基準規則 (54条) に適合する旨の判断がされてい ること,以上の事実が認められる。

そうであるところ,燃料取扱建屋及び使用済燃料ピットは,いずれも, 耐震重要施設(Sクラス)とされており,燃料取扱建屋の耐震壁は,そ の地震応答解析による評価値(最大応答せん断ひずみ)が評価基準値を 大きく下回っており、また、使用済燃料ラック(サポート部材)も、その地震応答解析による評価値が評価基準値を大きく下回っているなど、十分な耐震安全性を有していると認められる(乙48の5・13, 121の5・13)。

もっとも、抗告人らの主張するとおり、使用済燃料ピットは原子炉格 納容器のような堅固な施設に覆われていないが、使用済燃料は、その崩 **壊熱を除去するため、冷却が必要とされるものであって、その冷却は、** 大気圧の下で、使用済燃料ピット内に使用済燃料を冠水した状態で存置 することにより行う方法がとられているのであり、このような冷却方法 の下においては、冠水状態が継続される限り、燃料被覆管の損傷に至る ことはないと考えられるのに対し、原子炉冷却材圧力バウンダリ(一次 冷却設備)は、高温、高圧状態が保たれており、原子炉が停止した後に おいても、前記のとおり、高温、高圧状態の下において二次冷却設備に より原子炉冷却材圧力バウンダリ(一次冷却材)の温度及び圧力を下げ ながら燃料の崩壊熱を除去しなければならず、冷却機能が十分に機能し ない場合には、燃料の崩壊熱を除去することができないのみならず、原 子炉冷却材圧力バウンダリの温度及び圧力が上昇して破損の危険が生 じ、原子炉冷却材圧力バウンダリが破損するような事態に至れば、原子 炉格納容器内の圧力が上昇するなどして、原子炉格納容器が破損し、放 射性物質が放出される危険が生じることから、原子炉格納容器には耐圧 性能を要する堅固な施設が必要とされるのである。そうであるとすれば, 使用済燃料ピットが原子炉格納容器のような堅固な施設に覆われていな いとしても、耐震設計上の安全性を欠くということはできないというべ きである(なお、事故時に使用済燃料ピットへの給水が継続されるため の設備等が整備されていることは、上記のとおりである。また、竜巻の 影響に対する安全性の確保については後述する。)。

以上のとおりであるから、これらの点に関する抗告人らの主張は、いずれも、採用することができない。

(エ) 抗告人らは、本展を上回る余穣によって本件原子炉施設の機器等の損傷が進む可能性は否定できない上、巨大本震に伴う余穣による地震動が断続的に続く場合、巨大地穣によって発生した事象への対応に支障が生じ、深刻な事故に至る危険性は確実に増加することになるなどと主張する。

しかし、そもそも本庭を上回る余展が発生することは想定し難いが、この点を措くとしても、余展によって本件原子炉施設の機器等の損傷が進む可能性については、前記のとおり、基準地震動の設定及び疲労評価を踏まえた耐震設計において評価し尽くされているということができる。また、前記のとおり、重大事故対策に係る新規制基準には、可搬設備での対応を基本としたアクティブな安全確保策が含まれているということができ、相手方の重大事故対策もこのような新規制基準に従ったものであるものの、これらの重大事故対策の具体的な内容及び手順等に加えて、認定事実工(ヴ)のとおり、相手方において重大事故の種類や進展状況に応じた対処が可能となるように、手順書を整備し、運転員等に対する教育、訓練を継続的に実施するなどしていることをも併せ考えると、余震による地震動が断続的に続くことにより上記の重大事故対策に大きな支障が生じるとはにわかに考え難い。

以上のとおりであるから、これらの点に関する抗告人らの上記主張は 採用できない。

(オ) 抗告人らは、相手方は、水蒸気爆発や水素爆発に対して何らの対策を 講じておらず、かえって、水蒸気爆発や水素爆発のリスクのあるような 冷却シナリオを想定していると主張する。

設置許可基準規則は、発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発

生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けなければならないとし(51条)、また、発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損ないし原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損ないし当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な設備を設けなければならない(52条、53条)としているが、水蒸気爆発による原子炉格納容器の破損ないし原子炉建屋等の損傷の防止についての特段の規定を置いていない。

そこで、まず、水素爆発の危険について検討すると、確かに、抗告人らの指摘するとおり、本件原子炉施設を含む加圧水型軽水炉(PWR)は、沸騰水型軽水炉(BWR)とは異なり、原子炉格納容器内雰囲気は空気であることから、沸騰水型軽水炉に比して水素爆発の危険があるということができる。

しかし、認定事実工(イ)iのとおり、相手方は、本件原子炉施設の各原子炉格納容器内に、静的触媒式水素再結合装置を各号機に5台、電気式水素燃焼装置を13台(予備1台を含む。)それぞれ設置している。また、疎明資料(乙44、262、264の3)によれば、相手方は、水素燃焼による格納容器破壊モードとして、大破断LOCA時に低圧及び高圧注入機能が喪失する事故を評価事故シーケンスとして選定した上、イグナイタ(電気式水素燃焼装置)が機能しないという条件を設定し(さらに、水素濃度の観点で厳しい設定とするため、外部電源があって格納容器スプレイが早期に起動するものとしている。そして、事象初期より格納容器スプレイが起動しているため、原子炉下部キャビティに落下した溶融炉心は安定して冷却されているとされる。なお、本件原子炉施設

の原子炉格納容器の構造等からして原子炉格納容器スプレイから噴霧さ れた水の原子炉下部キャビティへの侵入経路が閉塞されるおそれはない と認められる。)、有効性評価ガイドに従って、不確かさを考慮の上、 原子炉圧力容器内の全ジルコニウム母の75%が水と反応するものとし て、解析を行ったところ、ドライ条件(水蒸気の存在を除外する。)に 換算した水素濃度は最大約9.7vo1%となり,また,ジルコニウム 盤の100%が水と反応するものとして解析しても、ドライ条件に換算 した水素濃度は最大約12.6vo1%となって、「水素濃度がドライ 条件に換算して13vo1%以下であること」という基準を満たすとさ れたことが認められる。これらに加えて、本件原子炉施設のような加圧 水型軽水炉は沸騰水型軽水炉とは異なり原子炉格納容器の自由体積が大 きいという特徴を有することをも併せ考えると、上記解析において溶融 炉心・コンクリート相互作用やジルコニウム以外の金属と水との反応に よる水素の発生等が考慮されていないとしても、相手方の行った上記評 価が不合理であるということはできず、相手方の水素爆発による原子炉 格納容器等の破損の防止対策が新規制基準に適合するとした原子力規制 委員会の判断が不合理であるということはできない。

次に、水蒸気爆発の危険について検討すると、疎明資料(乙44、2 63の1・2)及び審學の全趣旨によれば、相手方は、原子炉圧力容器 外の溶融燃料と冷却材との相互作用の検討において、水蒸気爆発は実機 において発生する可能性は極めて低いとし、原子力規制委員会も水蒸気 爆発を上記の事象から除外したこと、相手方は、水蒸気爆発の可能性が 極めて低いと判断した根拠として、実機において想定される溶融物(二 酸化ウランとジルコニウムの混合溶融物)を用いた大規模実験として、 COTELS、FARO及びKROTOSが行われ、これらのうちKR OTOSの一部実験においてのみ、水蒸気爆発が発生したが、水蒸気爆 発が発生した実験においては、外乱を与えて液一液の直接接触を生じやすくしていること、大規模実験の条件と実機条件とを比較した上で、実機においては液一液直接接触が生じるような外乱となり得る要素は考えにくいことなどを示したこと、KROTOSの実験では、3回水蒸気爆発が生じているところ、当該実験では、溶融物が水プールに落下中に容器の底から圧縮ガスを供給し、膜沸騰状態を不安定化させる(外乱を与える)という条件を付加していたこと、KROTOSの実験では、外乱を与えた場合でも水蒸気爆発に至らなかったケースが5回確認されていること、以上の事実が認められる。

上記事実によれば、本件原子炉施設において水蒸気爆発が実機において発生する可能性は極めて低いとした相手方の判断及びこれを是認した原子力規制委員会の判断が不合理であるということはできない(甲238,239も上記判断を左右するに足りるものではない。)。

以上のとおりであるから、これらの点に関する抗告人らの主張は、いずれも、採用することができない。

(カ) 抗告人らは、免機重要棟の建設計画を撤回する旨の相手方の原子炉設置許可変更申請が法的に許されず、本件原子炉施設の重大事故に係る相手方の対処能力は、福島第一原発及び第二原発を重要な部分で下回るなどと主張する。

設置許可基準規則34条は,工場等には,一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため,緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならないと規定し,設置許可基準規則61条は,緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が離じられるものでなければならないとして,そのために具備すべき基準を定めている。また,設置許可基準規則解釈は,上記基準について,緊急

時対策所は、基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこととしている。そうであるところ、疎明資料(甲395、396)によれば、相手方は、本件原子炉施設の設置変更許可申請において、免護重要棟を平成27年度に新設し、そこに緊急時対策所を設置するものとし、免援重要棟が完成するまでの間は、重大事故等が発生した場合においてこれに対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができる代替緊急時対策所を設置することとしており、原子力規制委員会は、代替緊急時対策所が設置許可基準規則に適合する旨の判断をしている事実が認められる。また、疎明資料(甲398の1・2、401)によれば、相手方は、免験重要棟の新設に代えて代替緊急時対策所の近傍に耐震支援棟を設置することとして、平成27年12月17日付でその旨の原子炉設置変更許可申請を原子力規制委員会に対して行ったが、いまだ原子力規制委員会の変更許可を得ていない事実が認められる。

上記事実関係の下においては、相手方が免験重要棟の新設計画を撤回 する旨表明したからといって、直ちに本件原子炉施設が新規制基準に適 合しなくなるものではないから、抗告人らの上記主張は採用することが できない。

オ 以上によれば、発電用原子炉施設の重大事故等の防止に関する新規制基準の定めが不合理であるということはできず、相手方の重大事故等対策が 新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であるとい うこともできない。

なお、重大事故等の発生及び拡大を防止し発電用原子炉施設の安全を確保するための制度設計や個々の設計方針については、新規制基準が採用している制度設計や設計方針とは異なった合理的な方法も存在するものと考えられるのみならず、個々の設計方針の中にはより合理的な内容が存在す



る可能性も否定できず、また、その後の科学的、技術的知見の蓄積や事故 経験の蓄積等によってより合理的な制度設計や設計方針が明らかとなることも考えられるところである。

しかしながら、以上認定説示したとおり、新規制基準が採用している制度設計や個々の設計方針そのものが不合理であるということもできないのであって、重大事故等の発生及び拡大を防止し発電用原子炉施設の安全を確保する観点からより合理的な方法が存在するからといって、そのことから直ちに新規制基準に適合する発電用原子炉施設がその安全性を欠くということにはならず、ましてや、当該発電用原子炉施設の運転に起因する放射線被曝により周辺住民の生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在するということもできない。

(6) 地震に起因する本件原子炉施設の事故の可能性と人格権侵害又はそのおそれの有無についての結論

以上検討してきたとおり、基準地震動の策定、耐震安全性の確保及び重大 事故対策等に関する新規制基準の内容に不合理な点はなく、また、本件原子 炉施設がこれらの新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が不 合理であるということもできず、相手方は、これらについて、相当の根拠、 資料に基づく疎明を尽くしたというべきである。

もっとも、前記のとおり、新規制基準に反映された科学的、技術的知見が 最新のものであるとしても、科学的技術的知見に基づく将来予測には、科学 的、技術的手法の限界に由来する不確実性が不可避的に存し、予測を超える 事象が発生する可能性(リスク)は残るのであって、本件原子炉施設におい て策定された基準地震動を上回る地震動が発生する可能性(リスク)は零に はならない。また、本件原子炉施設の建物・構築物及び機器・配管系の設計 上裕度が存するとしても、その裕度の程度はさまざまである上、設計、施工 に内在する種々の不確定要素や応答解析の手法に内在する限界等からして、 建物・構築物や機器・配管系が損傷等する可能性(リスク)も零ではない。 さらに、重大事故対策においても、当該重大事故等を発生させた自然現象等 の影響等により重大事故等対処施設が正常に機能せず、あるいは現場の混乱 等により人為ミスが重なるなどの不測の事態が生じる可能性も皆無ではない。

しかしながら、新規制基準は、基準地震動の策定、耐震安全性の確保、重大事故対策などといった、各項目の基本的な考え方やそれに基づく具体的な方針ないし基準を個別的に見れば、上記のようなリスクを残すものとなっており、また、他に合理的な方針ないし基準が存在することを否定するものでもなく、今後とも最新の科学的、技術的知見等を不断に反映させてその内容を改善、向上させていくべきものといえるが、以上認定説示したところからすれば、少なくとも耐震安全性の確保という観点から基準地震動の策定、耐震安全性の確保、重大事故対策等の新規制基準の定めを全体としてとらえた場合には、発電用原子炉施設の安全性を確保するための極めて高度の合理性を有する体系となっているということができる。そして、上記のとおり、本件原子炉施設がこのような新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であるということはできないのである。

そうであるとすれば、耐震安全性に関する抗告人らのその余の主張について判断するまでもなく、本件原子炉施設が耐震安全性を欠くことにより抗告 人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在する ということはできない。

3 火山事象により本件原子炉施設が影響を受ける可能性と人格権侵害又はその おそれの有無(争点3)について

(1) 認定事実

認定事実は,以下のとおり補正するほかは,原決定の「理由」中「第4 当 裁判所の判断」の3(1)に記載のとおりであるから,これを引用する。

- ア 原決定161頁10行目及び11行目の「考えられる」を「いうのが希望である」と、19行目及び20行目の「なり、モニタリングをすることによってその変化を認識し得る」を「なる」とそれぞれ改め、162頁1行目末尾に改行して「⑩ 噴火予測の発展段階からいえば、物理的な法則で噴火の規模、様式、推移というものが検討できて、噴火観測のデータから予測ができるというのは、当分は実現が不可能であると思う。超巨大噴火であっても、カルデラ噴火であっても、広域的に考えれば統計的に扱うことができるであろうし、また、マグマが急速に蓄積されるという研究結果からすると、噴火の前兆現象は地球物理学的に捉えられるであろうから、モニタリングが可能であるが、前兆現象が少なくとも何年前に捉えられるかということは、実はよくわからないところであり、異常が見つかったとしても、カルデラ噴火が切迫しているかどうかをいえるか否かが今後の大きな課題である。」を加える。
- イ 原決定162頁25行目「が」から26行目「である」までを削る。
- ウ 原決定165頁4行目末尾に「なお、相手方は、本件再稼働申請に当たり、桜島薩摩噴火と同規模の噴火が起こった場合の降灰盤の数値シミュレーションを計算コード「TEPHRA2」を用いて行ったところ、夏期の7~8月を除く期間(偏西風の卓越する期間)の降下火砕物は東側に細長く延びるパターンを示し、本件原子炉施設敷地への降灰量はほとんどないが、偏西風が弱く相対的に風速が小さくなる夏期(7~8月)の降下火砕物は、同心円上の分布パターンを示し、本件原子炉施設敷地への降灰量は8月に層厚12cmとなったとされる(乙59)。」を加え、さらに改行して以下を加える。
 - 「 上記防護設計の主な内容は以下のとおりである (甲75, 乙232の 2~4, 233の1・2)
 - a 本件原子炉施設の構造物等への降灰による静的負荷

相手方は、降灰による鉛直荷重を降雨条件や積雪条件等を踏まえ3 000N/㎡として、原子炉建屋、原子炉補助建屋、燃料取扱建屋、ディーゼル建屋及び主蒸気管室建屋の建物、復水タンク、燃料取替用水タンク、海水ポンプ、海水ストレーナ、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、タービン動補助給水ポンプ、非常用ディーゼル発電機、補助建屋排気筒、格納容器排気筒、タンクローリ、取水設備及び換気空調設備の各設備について静的負荷の評価を行ったところ、いずれも健全性を維持し、機能を喪失しないことを確認した。

b 降灰時における対応

相手方が策定した「川内原子力発電所原子炉施設保安規定」(乙233の1・2)によれば、本件原子炉施設において降灰が予想されるとき、あるいは降灰した場合おける相手方のとる対応は、概略次のようなものとなっている。

- (a) 気象庁より噴火警戒レベル4が発表され、かつ、降灰予報により本件原子炉施設に降灰が予想される場合、所内への火山注意喚起を行う。
- (b) さらに、気象庁より噴火警戒レベル5が発表され、かつ、降灰予報により本件原子炉施設に降灰が予想される場合、火山非常体制を発令し、原子炉施設の保全のための活動に必要な要員を招集、配置する。
- (c) 本件原子炉施設の長は、原子炉施設の災害を未然に防止するため の措置として、必要に応じて原子炉の停止などの措置をとる。
- (d) 実際に降灰が始まった場合,相手方はその状況に応じて,安全上 重要な建物等の降下火砕物の堆積状況や各種フィルタの閉塞状況等 を重点的に巡視点検し,事前に定めている基準値を超過した際は, 除灰やフィルタの清掃等を実施することによって,安全上重要な建

- 物、機器等の安全機能を保全する。
- ① フィルタ交換、滑掃に必要な時間について

非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタは12分割されており、作業時間は、作業員8人で2時間と見込まれている。ただし、これは、取り外し、清掃、取り付けの作業を順次行っていくという前提であり、実際には、予備の吸気フィルタが備え付けられている上、火山非常体制が発令された場合には必要な要員の招集、配置が行われることから、フィルタの交換だけに要する時間は約40分程度であり、取り外されたフィルタは30分程度で清掃が終了して、次の交換に備えることができるとされている。

② 換気系, 電気系及び計装制御系に対する機械的影響

外気取入口には平型フィルタが設置されている。フィルタの除 塵効率は中位径の範囲が 6.6~8.6μmの粒子のもので 8.5 %とされている。この平型フィルタは、フィルタ差圧が規定値に 達すると交換する手順とされており、交換作業は、作業員 4,5 名で 1 時間程度を要するとされている。

c 外部からの支援

外部電源喪失と陸路による交通途絶が7日間を超える場合には,船舶により非常用ディーゼル発電機用の燃料のほか必要な資材,食料,水等の補給を降灰の影響を受けていない地域から海上輸送により本件原子炉施設の荷揚用施設を経由して搬入することが予定されている。」

- エ 原決定165頁11行目「,科学的」から13行目「ている」までを「た」と改め、16行目「債務者の」の後に「本件原子炉施設の運用期間中に設計対応不可能な火山事象によって本件原子炉施設の安全性に影響を及ぼす可能性について十分に小さいと判断した」を加える。
- オ 原決定168頁11行目の「設計対応不可能な」を削る。

カ 原決定170頁13行目から175頁15行目までを次のとおり改める。

「(ア) 日本列島における火山活動の仕組みと超巨大噴火

a 日本列島における火山活動は海洋プレートの沈み込みと深いつながりがあると指摘されている。日本列島周辺では、海洋プレートである太平洋プレート及びフィリピン海プレートがそれぞれ日本海溝、南海トラフにおいて陸側のプレートとぶつかり、地下に沈み込んでいる。「日経サイエンス 破局噴火」2015年4月号(甲172)42頁以下及び「ニュートン別冊 火山のしくみと超巨大噴火の脅威」(甲431)によれば、火山活動の仕組みについて次のように説明されている。

水分を含んだ海洋プレートが海溝やトラフから沈み込んで約110㎞程度の深さに達すると高い圧力によってプレートから水分が放出される。プレートから放出された水分は、密度の関係で上昇を始めマントルに入り込む。固体の状態で存在するマントルは、水によって分子どうしの結合を断ち切られて溶解し液体の状態のマグマになる。液体になったマグマは密度が低下するため浮力により上昇を始め、マントルの上部でダイアピルという巨大な液滴を形成するようになる。この高温のダイアピルにより陸側のプレート(地殻)底部が加熱されて溶解し、新たにマグマを生じ、そのマグマが上昇して地殻浅部でマグマ溜まりを形成し、これが火山噴火の直接的な淵源となる(何らかのきっかけでマグマが地殻内の亀裂を通って地表に達した場合に噴火となる。)。ダイアピルによる加熱が停止するまで数十万年と言われ、その間、地殻内部でマグマが発生し、マグマ溜まりにマグマを供給し続けることになるとされる。このような仕組みから、日本列島には、海洋プレートの沈み込みに沿う形で帯

状に火山が存在しており、火山フロントなどと呼ばれている(甲172,431)。

- 「日経サイエンス 破局噴火」2015年4月号(甲172)4 2頁以下及び「ニュートン別冊 火山のしくみと超巨大噴火の脅威」 (甲431) によれば、VEI7以上の破局的噴火と呼ばれる超巨 大噴火は、次のような仕組みで発生すると説明されている。すなわ ち、地殻内で生じたマグマの供給が続くと、地殻浅部のマグマ溜ま りが円盤状に巨大化し,マグマ自身の浮力によって,やがて地殼に **龜裂が生じる。すると、髙温高圧のマグマや火山ガスが地表の亀裂** から爆発的に噴出し、巨大な噴煙柱が形成されるプリニー式噴火が 始まる。その噴火口は、円盤状のマグマ溜まりの円周上に沿って次 々に形成されるが、それに連れて円周内の地盤は徐々に支えを失う とともに、マグマ溜まりの圧力を失い、円周内の地盤はある時点で 一気に陥没し、それがマグマ溜まりに残されたマグマを外に押し出 して、円周上に形成された火口から大量のマグマが噴出して大火砕 流が発生する。噴火は数時間から数日続き、噴火の後には円盤状の 陥没の跡としてカルデラが形成される。カルデラの直下には半ば潰 された形でマグマ溜まりが残っており、そこに新たなマグマが供給 されてドームが形成される。なお、このような巨大噴火の原因とな る巨大なマグマ溜まりの形成に関し,地盤の歪みの速度との関連を 指摘する火山の専門家もいる(甲172、431)。
- c 九州南部において発生した超巨大噴火(破局的噴火)は次のよう なものといわれている。
 - (a) 姶良カルデラにおいては、約2.8~3万年前に噴出量約50 0 屋の破局的噴火(姶良Tn噴火)が発生している。それ以前の VEI7以上の破局的噴火の様相は明らかではないが、姶良Tn

噴火に先行して、VEI6クラスの噴火が約10万年前(福山噴火。噴出量約40㎞超)及び約5万年前(岩戸噴火。噴出量約18~23㎞)が起きている。なお、約1万3000年前に噴出量約11㎞(VEI6クラス)の桜島薩摩噴火が発生している。上記姶良Tn噴火では、高度30㎞を超える噴煙柱が形成され、その噴煙柱の崩壊に伴って大規模な火砕流が発生した(入戸火砕流)。同火砕流は、400~500℃の高温、100㎞/sの高速の粉体流として90㎞以上流送し、南九州にシラス台地を形成した。北方の九州山地を超えた火砕流は、人吉盆地にも流れ込み、同火砕流の分布域は3万㎞にも及び、本件原子炉施設から2.8㎞の薩摩川内市内でもその痕跡(入戸火砕流堆積物)が確認されている。また、姶良Tn噴火による火山灰(姶良Tn火山灰)の本件原子炉施設敷地付近における層厚は50㎝を超えるものとされる(甲111、264、361、乙59)。

- (b) 加久藤・小林カルデラでは、約53万年前(小林笠森噴火)及び約33万年前(加久藤噴火)にそれぞれ噴出盤100㎞以上(VEI7クラス)の破局的噴火が発生しており、同破局的噴火のものとみられる火砕流の痕跡が本件原子炉施設から5㎞以内の地点で確認されている。また、過去10万年の間でみると、VEI5クラスの大規模噴火が複数回発生している(甲264,乙59)。
- (c) 阿多カルデラでは、約25万年前(阿多鳥浜噴火)及び約11万年前(阿多噴火)にそれぞれ噴出盤100㎞以上(VEI7クラス)の破局的噴火が発生しており、約11万年前の同破局的噴火(阿多噴火)による火砕流堆積物(阿多火砕流堆積物)は、南は屋久島、種子島、北は人吉盆地、宮崎平野北部まで見られ、同噴火のものとみられる火砕流の痕跡が本件原子炉施設から5㎞以内の地点で発見

されている。また、過去15万年の間でみると、噴出量1万~10万紀程度の大規模噴火(VEI5クラス)がおおむね数万年間隔(直近のものは約6000年前の池田噴火)で発生している(甲264,乙59)。

- (d) 鬼界カルデラでは、約14万年前(小アビ山噴火),約9万年前 (鬼界葛原噴火)及び約7300年前(鬼界アカホヤ噴火)にそれ ぞれ噴出量100㎞以上(VEI7クラス)の破局的噴火が発生し ているが、同破局的噴火のものとみられる火砕流の痕跡は本件原子 炉施設の敷地又はその周辺地域では確認されていない。なお,約7 300年前の破局的噴火(アカホヤ噴火。全噴出量は100㎞を大 きく上回るとされ、相手方は約200㎞としている。)は、完新世 (約1万1700年前以降)における地球上で最大の噴火であって, その火山灰層は東日本まで広く分布している。前野深「カルデラと は何か:鬼界大噴火を例に」(2014)によれば、アカホヤ噴火によ って発生した巨大火砕流(幸屋火砕流)は薩摩・大隅半島、種子島、 屋久島を覆い、火山灰(鬼界アカホヤ火山灰)は偏西風により東日 本まで運ばれて、南九州の縄文文化と自然環境に壊滅的なダメージ を与えるとともに、西日本から東日本にかけても降灰による甚大な 影響を及ぼしたと考えられ(本件原子炉施設の敷地付近の火山灰層 厚は約30cm程度とされる。),また、海底での大規模な陥没や火 砕流の海への流入により、巨大な津波が発生したと推定され、津波 は薩摩半島沿岸で波高30mの規模に達したと考えられるとされて いる(甲264, 乙59, 67)。
- (e) 阿蘇カルデラでは、約25万年前(阿蘇1噴火)、約14万年前 (阿蘇2噴火)、約12万年前(阿蘇3噴火)及び約9万年前(阿 蘇4噴火)にそれぞれ噴出量100㎞以上(VEI7クラス)の破

局的噴火が発生しているが、同破局的噴火のものとみられる火砕流の痕跡は本件原子炉施設の敷地又はその周辺地域では確認されていない。しかし、上記破局的噴火のうち約9万年前に発生したもの(阿蘇4噴火)は、日本最大級の破局的噴火といわれており、全噴出量は600㎞以上と見積もられ、同噴火で発生した火砕流は、南九州の一部を除きほぼ九州一帯に及んだほか、山口県や愛媛県の一部にも達したといわれており、その降下火山灰は、北海道でも約15㎝の厚さで地層に残されている。また、過去15万年の間でみると、噴出量1万~10万㎞程度の大規模噴火(VEI5クラス)がおおむね数万年間隔(直近のものは約3万年前)で発生している(甲118,264,乙59,67)。

d 上記破局的噴火による火砕流のほかには、本件原子炉施設の敷地及びその周辺地域で火砕流の痕跡は確認されていない。また、上記破局的噴火以外の噴火に係る降下火砕物も本件原子炉施設の敷地においては確認されていないが、その周辺地域において確認されたものは、上記桜島薩摩噴火に係るものが最大(層厚約12.5cm)である(甲264)。

(イ) 鹿児島地溝について

a 小林哲夫・矢野徹「南九州の地質・地質構造と温泉」(2007)によれば、南九州の地溝構造は、1000万年前以降の沖縄トラフの形成、拡大と関連して形成され、断裂運動の進行につれ火山活動も活発化し、特に400~200万年前は火山活動が最も激しく、かつ、広域にわたっており、その過程で鹿児島地溝の原形が形成された、鹿児島地溝内には、南から阿多、姶良、加久藤カルデラ等が存在しており、活火山の大半も地溝内に分布しており、鹿児島地溝は、全体としては活動的な火山構造性地溝とみなせる、最近の数十万年

- は、鹿児島地溝内部でのカルデラでの大規模火砕流噴火も頻発して おり、南九州全域に広大な火砕流台地が形成されている、とされる (乙62)。
- b 中田節也「火山噴火の規則性とその意味」(2014)によれば、同研究の対象にした多くの火山及び地域(南九州を含む。)で噴火頻度と噴火規模に良い相関があり、カルデラ地域でも南九州は、各火山・地域の全噴火回数を示す値及び大きい噴火の起こりやすさを示す値がともに低く、近くでのマグマが蓄積されやすく、より大きな噴火が起こりやすくなっていると考えられ、また、この規則性が認められる広範囲においても階段図の検討に意味があることを示唆しているとされる(乙168)。

(ウ) 噴火ステージについて

 マグマ噴火からなる、姶良カルデラ及び阿多カルデラでは、10万年間に複数回のプリニー式サイクルが、それぞれ大規模火砕流噴火サイクルの前に、断続的に発生し、大規模火砕流噴火サイクルに続いて、若干の中規模火砕流噴火サイクルが、1万年の間続き、次いで、後カルデラ火山で小規模噴火サイクルが発生し、これらのサイクルは、5~8万年続く噴火マルチサイクルを構成する、深海に沈む鬼界カルデラはこの一般的パターンの例外であり、噴火口にかかる高い水圧のため、プリニー式噴火サイクルと中規模火砕流噴火サイクルが存在しない、鹿児島地溝のカルデラはただ1回の大規模火砕流噴火サイクルで生じたのではなく、複数の噴火サイクル及びマルチサイクルで形成された、などとされる(乙65)。

b 小林哲夫ほか「大規模カルデラ噴火の前兆現象-鬼界カルデラと 始良カルデラー」(2010)によれば、鬼界カルデラの約7300年 前の破局的噴火(アカホヤ噴火)の前兆現象として、少なくとも8 000年間にわたる断続的なブルカノ式噴火が発生し、また、数百 年前に山体崩壊が発生し、約100年前に脱ガス化した流紋岩質溶 岩が噴出し、噴火中から噴火後にかけて2回の巨大地震が発生して おり、これらの地学現象は、カルデラを取り巻く地殻応力と密接に 関連していたようである、アカホヤ噴火からまだ1万年も経っていないが、カルデラ中央には再生ドームが形成されており、次のカル デラ噴火が差し迫りつつあるものかどうか、多面的な研究が望まれる、また、姶良火砕流噴火は、まずプリニー式噴火で始まり、最後 に大規模な入戸火砕流を噴出した、シラス台地が広大な地域を厚く 覆っているため、先駆的現象の顕著な事例は見つかっていないが、 十万年間という長い時間スケールでみると、姶良カルデラの内部ないし周辺で、7500年に一度の割合で噴火が発生し、姶良火砕噴 火の直前の3000年間は1000年に一度の割合に急増している,直前の前兆現象ではないが,大規模なカルデラ噴火に向かって徐々にマグマの噴出頻度が増しているのは注目すべき現象である,などとされる(乙66)。

- c 前野深「カルデラとは何か:鬼界大噴火を例に」(2014)は、鬼 界カルデラは、アカホヤ噴火以前にも同規模の巨大噴火を繰り返し、 9万5000年前には鬼界葛原噴火, 13万年前には鬼界小アビ噴 火を起こしており,現在の海底地形はこれらの噴火が繰り返したこ とにより生じたものである、鬼界アカホヤ噴火の主要な推移は、プ リニー式噴火によるステージ1と大規模火砕流及びカルデラ陥没を 生じたクライマックスのステージ2に分けられる、プリニー式噴火 が先行するという特徴は多くのカルデラ噴火で報告されている,ア カホヤ噴火は、少なくとも2回のプリニー式噴火で始まり、その進 行に伴ってマグマ溜まりの減圧が進むと、マグマ溜まりの圧力だけ では天井が支えきれなくなり、崩壊が開始し、地表での大規模な陥 没が始まり,残存していた大量の流紋岩質マグマが陥没により生じ た割れ目を拡大しながら一気に地表に噴出し、巨大な火砕流となっ て、周囲に広がったと考えられる、薩摩・大隅半島を含む南九州地 域は、少なくとも200万年前以降、九州中部付近を頂点とする反 時計回りの回転運動を続けており、引張的な応力場に置かれること により鹿児島地溝が形成されてきたのであり、鬼界カルデラを始め 阿多,姶良等の大型カルデラの配置が鹿児島地溝と重なるのは,熱 源とともにマグマが蓄積しやすい地殻の応力状態と温度構造が継続 しているためと考えられる、などとされる(乙67)。
- d 阿蘇カルデラの約9万年前の噴火(阿蘇4噴火)は、多くの巨大 噴火がプリニー式噴火に始まるのと違って、火砕流噴火に終始した

とされる(甲264)。

- (エ) カルデラ噴火とマグマ溜まりについて
 - a 荒巻重雄「カルデラ噴火の地学的意味」(2003)は、カルデラを 形成する大規模火砕噴火の特徴は、地下数㎞にあるマグマ溜まりに 存在していた大量の珪長質マグマが発泡し、急激な体積の膨張に伴ってマグマの一部が地表に噴出するというメカニズムにある、10 00㎞を超えるようなマグマが短時間に噴出するためには、その何倍もの量の液体のマグマがその時点で地下のマグマ溜まりに蓄えられていなければならない、沈み込み帯に沿って形成される島弧、陸弧の中軸部(いわゆる造山帯中軸部に相当)では、上部マントルで発生した玄武岩質マグマが大量に地殻下部に付加されるが、その熱により地殻下部が部分融解して珪長質マグマが発生し、その珪長質マグマは上昇して地殻上部(深さ10~数㎞)に達しマグマ溜まりを形成し、これが大型のカルデラを作る火砕流噴火のマグマの元であると考えられる、などとされる(乙68)。
 - b 東宮 (1997) によれば、マグマ溜まりの深さを高温高圧下における岩石融解実験から推定することにより、マグマ供給系の進化や周辺の熱構造への影響等を評価できるとされ、これによると、マグマ溜まりは浮力中立点、すなわち、マグマの密度が地殻の密度と釣り合う深さよりも浅部には形成されず、マグマ溜まりの深さが密度構造に規制されていることが示唆され、また、玄武岩質マグマの浮力中立点付近に存在する珪長質マグマは、当該玄武岩質マグマによる地殻の部分融解によって形成された可能性があり、さらに、マグマ溜まりは時間とともに自らの浮力中立点へと移っていく傾向があるとされ、また、岩石融解実験には、出発物質として用いる岩石がマグマ溜まりにおいて平衡状態に達していた必要があることや、実験

技術上の課題など、いくつかの弱点も存在するとされる(乙70)。 なお、マグマの性質は、玄武岩質、安山岩質、デイサイト質及び 流紋岩質の順に、珪素(SiO2)が多くなるとともに密度が低くなり、 珪素が少なく密度の高い方を苦鉄質、珪素が多く密度が低い方を珪 長質という(乙59,69)。

- c 篠原ほか(2008)によれば、鬼界カルデラの約7300年前のカ ルデラ形成から昭和硫黄島噴火(1934-1935 年)までの岩石やメル ト含有物の検討により、約7300年前のカルデラ噴火の直前に、 深さ3~7㎞にかけて,巨大な流紋岩マグマ溜まりが存在しており, その内部では火山ガス成分(主として水)が飽和し、マグマが発泡 していたとされる(乙71)。また、髙橋正樹「超巨大噴火のマグ マ溜りに関する最近の研究動向」によれば、超巨大噴火では、噴火 直前の1000年ないし数百年前に、地下浅所に巨大なマグマ溜ま りが短時間に形成され、2万6000年前の Oruanui 噴火(530 ★は、深さ6~12㎞の場所にあった結晶マッシュからなる超 巨大マグマ溜まりから斑晶に乏しい流紋岩質マグマが絞り出され て、深さ3.5~6㎞にある浅所巨大マグマ溜まりに1000年な いし数百年かけて移動し、その後に噴火したとされる(乙72)。 さらに、安田敦ほか「姶良カルデラ噴火のマグマ溜まり深度」によ れば、試料岩石の含水風及び斑晶組成等の分析に基づき、約2万9 000年前に発生した姶良カルデラ噴火(姶良Tn噴火)を引き起 こしたマグマ溜まりは、その上部はこれまで提案されているマグマ 溜まり深度 7~10 kmよりもかなり浅い部分(100 MPa以下)に まで広がっていたと考えられるとされる(乙73)。
- d Druitt et al (2012) によれば、紀元前1600年代後半のミノア期 に起きたギリシア・サントリーニ火山の大規模噴火(ミノア噴火。

マグマ噴出盤40~60㎞とされる。乙82)の際に生じた化学的 (組成) 累帯構造を示す結晶を用いた分析により, 大規模噴火直前 の100年程度の期間に急激にマグマが供給され、その際のマグマ の増加率が 0.05 ㎞/年を超えていたと推定され、このことは、 別の火山においても、カルデラ噴火前の同様の時間スケールで(休 止期間) 末期段階での膨大な量のマグマの再充填が起きたという事 実(証拠)とも矛盾しない、このような膨大な量の再充填マグマを 単純なマグマ溜まりの天井の地殻の隆起だけで説明しようとする と、噴火直前の1世紀の間に火山が大きく膨張したことが考えられ るが、3㎞以深の珪長質マグマの貫入が見られるようなところでは、 岩体下部の結晶に富むマッシュの部分と地殻が下方にたわんで、マ グマが貫入していく地殻が沈降しているような産状が明らかになっ ていて、深部からのマグマの供給は、火山下方の地殻の圧縮による ものと説明することができ、ミノア噴火のマグマ溜まりの沈降が十 分に早く進んでいたとすると、前駆現象としての隆起現象も大幅に 低減されていたのかもしれない、などとされている(乙74,25 0)。

高橋正樹「超巨大噴火は予知できるか」(科学84巻9号947 頁)によれば、超巨大噴火噴出物に含まれる鉱物の固体拡散現象や ジルコンの放射年代に基づく最近の研究によれば、超巨大噴火では 噴火直前の数百年から数千年のきわめて短期間に、地下浅所に巨大 なマグマ溜まりが形成されるらしく、例えば、ニュージーランドの タウポカルデラの2.5万年前のオルアヌイ噴火(みかけの噴出量 1200㎞)では、噴火の少なくとも1600年前以降に、大量の 流紋岩質マグマが、深さ6~12㎞の深部マグマ溜まりから深さ3. 5~6㎞の浅所マグマ溜まりへと移動したが、そのピークは噴火直 前の230年前であった可能性が指摘されており、もし、全ての超巨大噴火でこうした現象が生じているとすれば、噴火の数百年前あたりからカルデラ火山域において巨大マグマ溜まりの膨張を反映した広域的な隆起現象が観測される可能性があるが、どのような隆起現象が超巨大噴火の前兆であるのかを判断するのは大変難しいとされる(甲361)。

(オ) 各カルデラ火山のマグマ溜まりの状況等

a 姶良カルデラ

井口正人ほか「桜島昭和火口噴火開始以降のGPS観測2010 年~2011年」(2011)によると、GPSによる地盤変動の観測 結果から桜島のマグマ溜まりが深さ6㎞に位置し、姶良カルデラ中 央部のマグマ溜まりが深さ12㎞に位置することが想定されている (乙75)。また、京都大学防災研究所「桜島火山における多項目 観測に基づく火山噴火準備過程解明のための研究」平成25年度年 次報告によれば、桜島の主たるマグマ溜まりは姶良カルデラ下にあ るが、桜島の中央火口丘を構成する北岳及び南岳の下にそれぞれマ グマ溜まりが推定され、3次元比抵抗構造では、北岳の下3~5㎞ の深さに顕著な低比抵抗部分が認められ、北岳下の圧力源に対応す る可能性があり、個々の爆発に伴う地盤変動に関与する圧力源の位 置は南岳下の深さ4㎞付近と昭和火口下1㎞付近に求められるの で、個々の噴火活動については南岳下のマグマ溜まりが関与するこ と、昭和火口は南岳下のマグマ溜まりから南岳下に向かう中央火道 系から枝分かれした細い火道によって接続されていることが推測で きるとされている(甲371)。また,前記小林哲夫ほか「大規模 カルデラ噴火の前兆現象-鬼界カルデラと姶良カルデラー」(2010) によると,桜島火山の主要なマグマ溜まりは姶良カルデラの中心付

近の海面下 5 ㎞以深に存在し、そのマグマ溜まりには珪長質なマグ マが蓄積されており、桜島で噴出する安山岩質マグマはその脇を経 て桜島直下に移動していると考えるべきであって、カルデラ中央部 には大きな珪長質なマグマ溜まりが存在し、安山岩質マグマはそこ よりやや深い周辺部に別個のマグマ溜まりとして存在しているとい **うイメージが最も現実的なモデルではないかと考えられ,姶良カル** デラー帯の着実な地盤の上昇傾向(1.3㎜/年)は、地下深部で 珪長質マグマが蓄積され続けていることを示唆しており、もし珪長 質マグマが過去3万年の間この割合で蓄積されてきたと仮定する と,現在の姶良カルデラには一定量のマグマ(数十㎞程度か?)が 蓄積されていることになるとされている(乙66)。さらに,中川 光弘ほか「桜島火山の噴火活動様式とマグマ供給系の20世紀から の変化とその意義」によれば、これまでの姶良カルデラ周辺のGP S観測データから, 姶良カルデラ下に地殻変動の膨張圧力源があり, マグマが蓄積していると考えられ、その蓄積されたマグマの一部は 噴火時に桜島火山下へ移動していることも明らかになってきてお り、これら観測データから考えると、姶良カルデラ下に蓄積してい るマグマはデイサイト質マグマであり、安山岩質マグマが注入し、 膨張していると解釈できるところ、20世紀以降はその途中で玄武 岩質マグマが頻繁に注入してくるため,頻繁に噴火を繰り返すよう になり、噴火の規模は玄武岩質マグマの注入の程度に支配されてい るのかもしれないと考えられるとされている(甲373)。なお、 井口正人「九州の火山における火山噴火予知と災害予測ーインドネ シアの火山噴火からのフィードバック」(2014)によれば,桜島に おいては、桜島北部の姶良カルデラ下10㎞にある主マグマ溜まり、 北岳、南岳下にある副マグマ溜まり、南岳下のマグマ溜まりから南 岳山頂火口及び昭和火口に至るマグマ供給系が明らかになっている,姶良カルデラ周辺の地盤は、大正3年の噴火後に約80cmという大きな地盤沈降を示したが、その後、100年間は隆起を続け、その隆起量は、沈降量の90%に達しており、2020年代から2030年代にはほぼ100%に達する見込みであるから、今後大正3年級大規模噴火に備える時期に入ってきたといえる、などとされる(乙86)。

b 加久藤・小林カルデラ

變山恒臣ほか「霧島火山群の構造とマグマ供給系」(1997)及び
Goto,T. et al.「The resistivity structure around the hypocentral area of the Ebino earthquake swarm in Kyushu district,Japan」(1997)によれば、その北西方向で加久藤カルデラと重なるように存在している霧島火山群の主要火山の比抵抗構造調査(MT法による調査)及び人工地 酸探査結果からは、北西部の火山では、深さ10㎞以浅にマグマが 滞留し、そこから火山ガスが帯水層に供給されているのに対し、南東部の火山では、マグマが滞留しておらず、これは、霧島地域の基 盤構造や鹿児島地溝形成等のテクトニクスを背景とした本質的な違いである可能性があるとされ、また、広帯域MT調査の結果、1968年群発地震の震源域には大規模な流体は存在していないと考えられるとされている(乙76、77)。

c 鬼界カルデラ

前野深ほか「鬼界カルデラにおけるアカホヤ噴火以降の火山活動 史」 (2001) によれば、鬼界カルデラは、北から加久藤・小林、始 良、阿多などの大型カルデラが並ぶ鹿児島火山構造性陥没地(鹿児 島地溝)に属し、地質学的及び岩石学的特徴から、約7300年前 のアカホヤ噴火時には、大量の珪長質マグマとともに、共存してい た安山岩質マグマも噴出し、その後の硫黄岳前期の活動は、アカホ ヤ噴火時のマグマと同じマグマによるもので、残存していたマグマ が爆発的な噴火を伴いながら硫黄岳山体を成長させ,その後,稲村 岳の活動をはさみ、硫黄岳後期の活動では、前期とは異なる流紋岩 質マグマを噴出し、また、稲村岳活動では、アカホヤ噴火時とは異 なる苦鉄質マグマが噴出したが、これは、マグマ溜まりに新しい苦 鉄質マグマが供給され、新たな流紋岩質マグマを生み出す熱源とな った可能性を示唆し、鬼界カルデラでは、アカホヤ噴火後、新たな マグマを生産する活動期に入ったとされる(乙78)。また、篠原 ほか(2008) によれば、約7300年前のカルデラ形成後から19 35年までの多量のマグマ(約50㎞)を噴出しており、また、現 在の火山ガス放出量から見積もられた、噴出せずに地下で脱ガス化 したマグマの総盤が80㎞以上と推定されていることから、薩摩硫 黄島火山下には7300年前のカルデラ噴火の後も定常的に大型の マグマ溜まりが存在していると考えられ、マグマ溜まりは、その上 面が深さ3㎞程度にあり、下部に玄武岩マグマ、上部に流紋岩マグ マがあり、中間に両者の混合によって生じた安山岩マグマが存在し ており、大量の火山ガス放出は、この上部の流紋岩マグマが火道を 上昇し、地表近くで脱ガスしているためと考えられ、現在地表で放 出されている火山ガスのほとんどは、地下深くに潜在している玄武 岩マグマを起源としていると考えられるとされる(乙71)。

d 阿蘇カルデラ

三好雅也ほか「阿蘇カルデラ形成後に活動した多様なマグマとそれらの成因関係について」(2005)によれば、火山噴出物の分布状況等の分析結果から、カルデラ中心部で玄武岩質マグマの活動が活発であり、その周辺でより珪長質なマグマが活動しているという傾



向があり、カルデラ直下に大規模な珪長質マグマ溜まりが存在する と考えた場合とは逆になると考えられることから、後カルデラ形成 期ではカルデラ形成期の単一の大規模マグマ溜まりは存在しなかっ たと考えられ、小規模な複数のマグマ溜まりが存在したという主張 と調和的であるとされる(乙79)。また、Sudo,Y.and Kong L.S.L Three-dimensional seismic velocity structure beneath Volcano, Kyushu, Japan」(2001)は、地震波速度構造の解析結果から、 地下 6 kmに小さな低速度領域(マグマ溜まりと考えられる。)が認 められるとし (甲265の1,366,乙80) ,須藤靖明ほか 「阿 蘇火山の地盤変動とマグマ溜まり」(2006)は,水準測量から求めら れた滅圧力源の位置と地震波低速度領域の位置とが一致し,草千里 南部付近直下にマグマ溜まりが存在し、中央火口の火山活動の供給 源となっていると考えられる、減圧力源はマグマ溜まりの収縮を意 味すると考えられ、阿蘇火山では草千里南部のマグマ溜まりから中 岳火口まで火山ガスの上昇経路が定常的に確保されていると考えら れるとしている(甲375)。また、日本活火山総覧(第4版)は、 阿蘇山の地下構造 (Abe.et al.2010) として, 地下 10~24 kmに地 **震波の低速度層が認められ、マグマの存在を示唆していると考えら** れるとする(甲376)。なお,髙倉伸一ほか「MT法による阿蘇 カルデラの比抵抗断面」(2000)は、比抵抗構造解析(MT)法の 解析結果を見る限り、少なくとも標高-10㎞までの間には低比抵 抗体(と予想されるマグマ)は検出されていないが、現在も火山活 動が活発であるので,地下には現在マグマがないという可能性は考 えにくく、マグマの大きさあるいは幅が小さく現在のMT法の精度 や分解能では検出ができないか、あるいは、髙温のマグマは水が少 ないため高比抵抗であるという可能性を検証するため、今後も詳細

な調査研究を続けていく必要があるとしている(乙81)。

e 阿多カルデラ

阿多カルデラ地域の地震波速度構造において、深さ5㎞に、桜島、 霧島等と同様の火山活動に関連する可能性がある低速度異常が認め られる(乙59)が、阿多カルデラのマグマ溜まりの状況等を明ら かにするに足りる疎明資料はない。

(カ) 破局的噴火の発生確率等

- 中田節也「火山噴火の規則性とその意味」(2014)によれば、世界中の噴火の火山爆発指数(VEI)で示した噴火規模が噴火頻度を片対数に取った図上で負の勾配を示すことがよく知られており、火山における頻度と規模の関係は、世界規模だけでなく火山帯、各火山においても成り立つので、カルデラの集中する特定の火山地域でも成り立つことが示せれば将来のカルデラ噴火の発生確率を推定するのに活用することができるであろうとされる(乙168)。また、高橋正樹「超巨大噴火のマグマ溜りに関する最近の研究動向」によれば、一般に火山噴火の噴出量と休止期間の長さの間には正の相関関係がみられ、超巨大噴火の噴火間隔は小規模な噴火の噴火間隔よりもはるかに長く、噴出量が大きいほど噴火間隔が長いという関係が見られ、このことは、超巨大噴火は噴出率(すなわちマグマ生成率)が高いために生ずるのではなく、マグマ生成率が同じでも長時間をかけてマグマを蓄積することで巨大なマグマ溜りが形成されることを意味しているとされる(乙72)。
- b 鹿児島地溝のカルデラ火山(姶良カルデラ,加久藤・小林カルデラ及び阿多カルデラ)において、相手方が想定した規模を超える破局的噴火が今後1年間に発生する確率を、過去60万年の間に発生した7回の破局的噴火を入力データとして、BPT分布(地震発生

確率の計算において用いられている手法で、最新の発生時期や発生間隔から確率分布を導く)により算出すると、約1. 15×10^{-8} となるとされる(283)。

- 中田節也「大噴火の溶岩流・火砕流はどれほど広がるか」(科学 84巻1号48頁) (甲43) によれば、日本でのカルデラ噴火の 頻度は1万年に1回であるとされ、また、世界的にみると大噴火は まんべんなく起こっているが、日本では、樽前山の噴火(1739年) を最後にVEI5以上の噴火はなく,VEI4の噴火も桜島大正噴 火 (1914年) 及び北海道駒ヶ岳の噴火 (1929年) 以降途絶えており, このあたりで比較的大きな噴火が起きても不思議ではなく、VEI 4. 5の噴火は必ず到来し、VEI6クラスは1000年見ておけ ば起こり得るとされる。前野深「カルデラとは何か:鬼界大噴火を 例に」(科学84巻1号58頁)(乙67)によれば、カルデラ噴 火がランダムに発生しており,ポアソン分布モデルに従う事象であ ると仮定した場合,今後100年でVEI7級の噴火が日本列島で 起こる確率は1%であるとされる。また、異好幸・鈴木桂子「焦眉 の急,巨大カルデラ噴火」(科学84巻12号1208頁)(甲1 11)によれば、噴火データベース及びそのデータにワイブル分布 を適用した統計解析に基づくと、日本列島全体で噴火マグニチュー ド(噴出物の総重量(kg)の常用対数から7を減じたもの。姶良T n噴火はM8. 4とされる。) 7以上の巨大カルデラ噴火は100 0年当たり0.1~0.073回の頻度で起こり、それぞれの噴火 が何の因果関係もなく独立に起こる事象であるとみなすと,ポアソ ン分布で表現可能となり、今後100年間における巨大噴火の発生 確率は0.73~1.0%と推定することができるとされる。
- (キ) 破局的噴火が起きた場合に予想される影響等

破局的噴火が起きた場合、周辺部の数百万人が火砕流のために即死し、日本列島に住む数千万人以上が分厚くたまった火山灰の中で交通機関も食料もなく路頭に迷うことになる(甲109)、九州南部で巨大カルデラ噴火が起きた場合、数百度もの火砕流がその発生から2時間以内に700万人もの人口域を埋め尽くし、火山灰は東へ流れ、降灰により沖縄と北海道東部を除く日本全域で生活不能となり、交通・ライフラインが完全麻痺に陥った1億2000万人の本州住民への救援活動は極めて困難であると考えざるを得ない(甲111)、日本列島全体に大きな影響を及ぼすのは九州の大規模カルデラ火山が超巨大噴火を起こした場合であり、阿蘇4クラスの超巨大噴火が阿蘇カルデラで起きた場合、中部及び北部九州が大規模な火砕流の直撃を受けて全滅に近い壊滅的被害を被るほか、北海道を含む日本列島全体が15cm以上の厚い火山灰で一面に覆われ、ライフラインはその機能を停止し、内外からの救助も期待できず、経済活動は全く破壊されてしまい、食糧生産もほとんど停止してしまう(乙61)、などとされている。

(ク) 九州南部における最近の巨大噴火の概要

九州南部における最近の巨大噴火の概要は、次のとおりである(乙59、審尋の全趣旨)。

a 姶良カルデラ

前記のとおり、約2.8~3万年前の破局的噴火(姶良Tn噴火)に先立って、約10万年前の福山噴火(約40屋超)、約5万年前の岩戸噴火(約18~23屋)(甲361)のほか、約3万1000年前の深港・荒崎噴火(約7.5屋)(甲291)等がある。姶良Tn噴火後は、約1万3000年前の桜島薩摩噴火(約11屋)が最大規模の噴火(VEI6)であり、そのほか、噴出屋が数屋程度の噴火(VEI5)が数回あるとされる(甲291,乙59)。

b 加久藤・小林カルデラ

約33万年前の破局的噴火(加久藤噴火)以降,噴出量が10㎡を上回る大規模噴火(VEI6)は起きておらず,約4.5~4.0万年前の霧島イワオコシ噴火(約1㎡)が最大規模の噴火であるとされる。

c 阿多カルデラ

約11万年前の破局的噴火以降,噴出風数量の噴火(VEI5) が数回程度起きており、そのうち最大のものは約6000年前の池 田噴火(約5量)であるとされる。

d 鬼界カルデラ

約7300年前の鬼界アカホヤ噴火以降の活動状況は、認定事実 (才) c のとおりであり、約6000年前の薩摩硫黄島での噴火(VEI4.約0.1km以下)が最大であるとされる。

e 阿蘇カルデラ

約9万年前の阿蘇4噴火以降,約3万年前の阿蘇草千里ケ浜噴火 (約2km) が最大であるとされる。

f その他の火山

米丸・住吉池, えびの火山群, 南島原, 雲仙岳, 金峰山, 船野山, 多良岳, 口永良部島, 福江火山群は, いずれも, VEI3を上回る 噴火は知られていない。

份 桜島薩摩噴火について

a 町田洋・新井房夫著「新編火山灰アトラス」(2011)(乙251。 以下「町田・新井(2011)という。」)及び乙59によれば、桜島 薩摩噴火による降下火砕物の層厚は、本件原子炉施設から約20km の地点で12.5cmであるとされる。

なお、町田・新井(2011)によれば、同書における等層厚線図の

大部分は、保存条件の良い地点のデータのみを重要視して描いており、テフラ層の保存に都合のよい場所とは、堆積後すぐに別な物質で覆われるところで、活動的な火山の麓、湖底、海底、湿地などの低地が例として挙げられるが、それでも堆積当時の厚さには及ばないであろうとされ、また、降下テフラの場合、分布の広さを決める要因は、一般的にはテフラの量、初生粒度組成、噴出率(噴煙柱の高さと関係)があり、また、パターンを決める要因としては、上空の風向き、風速が挙げられるところ、日本のような中緯度偏西風帯では、多くのプリニアンテフラは強い西風に送られ、全く非対称的に火口の東側に分布し、後期第4紀テフラの場合、120例中84%がそのような分布域を持ち、残りが他の方向又は同心円状の分布パターンをとるが、後者は、噴火が偏西風の弱い夏期であったか、あるいは日本の西側に強い低気圧があったためかであろうとされる(乙251)。

- b 相手方は、本件原子炉施設の再稼働申請に当たり、前記町田・新井(2011)における桜島薩摩噴火の降下火砕物の層厚分布をより詳細に確認する目的で地質調査を行ったところ、前記町田・新井(2011)の等層厚線図の示す分布状況とおおむね整合する分布図が得られ、また、本件原子炉施設から半径約15㎞の範囲には堆積が認められなかったとされる(乙59、審尋の全趣旨)。
- c 小林哲夫・溜池俊彦「桜島火山、薩摩テフラの層厚・粒径の変化」 (1999) (以下「小林・溜池 (1999)」という。)によれば、桜島 薩摩噴火のテフラの調査から、噴火様式はプリニー式噴火のほか水 蒸気マグマ噴火があったとされ、噴煙柱の高さは20~35㎞とされ、総噴出量は10.93㎞であって、他の桜島火山起源のテフラ で噴出量が2㎞を超えるものはないので桜島火山としては格段に噴

出量が大きかったとされ、また、降下堆積物の分布が一般的な降下 火砕堆積物の分布とは異なり桜島の南西方向と東南東方向に2つの 分布軸を持っており、まずある気象条件下で連続的に噴出した火砕 降下物が桜島の南西方向に主に分布し、その後上空での風向きが東 南東方向に変化したため、噴出物が東南東方向の地域に分布したも のと考えられ、当時も現在と同じように偏西風が卓越していたもの と推定されるから、噴火当時の上空は北東から東向きの弱い風が吹 いていたと推定され、夏季における噴火であったと推定してもかま わないであろうとされる(乙254)。

- d 相手方が本件原子炉施設の再稼働申請に当たり調査したところによれば、桜島薩摩噴火の降下火砕物のサンプル調査の結果、95%以上が粒径4㎜以下であり、粒径7μm以下の降下火砕物の割合が20%未満であったとされ、また、最近の桜島の噴火による降下火砕物の粒径7μmの割合は10%程度かそれ未満であるとされる(乙57の1,232の4)。
- (コ) 巨大噴火の予知及び火山ガイドに関する専門家の発言, 意見等
 - a モニタリング検討チームにおける発言,意見(甲65) モニタリング検討チームの第1回会合(平成26年8月25日) において,参加者から次のような発言があった(発言者の肩雟は当 時のもの。以下において同じ。)。
 - (a) 石原和広京都大学名誉教授

「原子力規制委員会の火山影響評価ガイド,非常に立派なものができておりますけれども,それを拝見したり,関係者の巨大噴火に関してのいろんな御発言を聞きますと,どうも火山学のレベル,水準をえらく高く評価しておられると,過大に。地震学に比べれば随分と遅れていると思うんですが」

「火山活動というのは,ご存知のように,巨大噴火というのは数千年,数万年のスケールで起こるわけでありまして,そういうプロセスで考えた場合に,どうもそういう観点でのモニタリングというのとはどうも違うように思います。」

「GPSと地震観測,監視カメラで噴火予知はできるというのは, これは思い込み,俗説・誤解であります。」

「巨大噴火は何らかの前駆現象が数ヶ月,あるいは数年前に発生する可能性が高いわけであります。ただ,そういう前駆現象が出たからといって,前駆現象というのは何らの異変が起こったからといって,巨大噴火になるとは限らない。」

(b) 中田節也東京大学地震研究所火山噴火予知研究センター教授「巨大噴火の時期や規模を予測することは、現在の火山学では極めて困難、無理であるということですね。それでも評価ガイドの方では、その異常を見つけ、現状と変わらないかどうかを確認するということは、異常を見つけるということなんですけれども、ただ、その異常が、その「ゆらぎ」の範囲ではないか、バックグラウンドの「ゆらぎ」の範囲ではないかと。そういう判断は、実は我々はバックグラウンドの知識を持っていないので、異常を、そんなに異常ではないんだけれども異常と思い込んでしまう、そういう危険性があります。それから、異常があっても、その噴火はしないという例が幾つもありますし、それからずっとタイムラグを置いて噴火するということもあるわけですね。そういうバックグラウンドの理論的理解というのが非常に不足しているという気がします。ここは強化する必要があるだろうと。」

「マグマ溜まりの増減はモニタリングできるかもしれませんけど、 そもそもどれぐらいたまっているのかというのはわからんわけで すね。それについては、トモグラフィ、それからレシーバー関数 解析、散乱解析によって、ある程度の推定ができるように、技術 を開発する必要があるだろうということです。」

「数カ月前から異常が見られるというのは先ほど紹介されたようで、同じで、1年前から見えるものもあります。それで、数週間前になると噴煙が実際に高く成層圏までのぼることがあって、最後にカルデラ噴火が起こるということです。そういう意味では、カルデラ噴火には必ず前兆があって、直前には明らかに大きな変動が見かけ上は出ると。そういう意味で、普通の避難には間に合いますけども、ここで要求されている燃料の搬出等に間に合うだけのリードタイムは、多分、数年とか、あるいは10年という単位では、とてもこの現象は見えるものではないということですね。」

b 経済雑誌のインタビュー記事における藤井敏嗣東京大学名誉教授 の発言(甲109)

「現在の火山噴火予知のレベルでは、数十年に及ぶ原発の運用期間での噴火の予知は不可能だということだ。そもそも、そうした長期間での噴火予知の手法自体が確立していない。噴火を予知できるのは、せいぜい数時間から数日というのが現状だ。2011年の霧島新燃岳の噴火のように、地震などの前兆がなかったため、予知すらできないうちに噴火が起きることもしばしばある。」

「南九州のカルデラ火山の地下でどれくらいのマグマが溜まっているのか推定すら、現在の科学技術のレベルではできない。」

「九電は再稼働の審査の中で、過去の巨大噴火によって、川内原発の敷地に火砕流が到達した可能性は否定できないと認めている。数 十年とされる原発の運用期間中に、火砕流をもたらすカルデラ噴火 はあるともないとも言えない。その判断基準もない。そこに建てられた原発をどうするのかは、科学で解決できるレベルではなく、もはや政治や社会が決める問題だ。」

c 科学雑誌が行ったアンケートに対する小山真人静岡大学防災総合 センター教授の回答記事 (甲189)

「綿密な機器観測網の下で大規模なマグマ上昇があった場合に限って,数日~数十日前に噴火を予知できる場合もあるというのが,火山学の偽らざる現状です。機器観測によって数十年以上前に噴火を予測できた例は皆無です。いっぽう巨大噴火直前の噴出物の特徴を調べることによって,後知恵的に経験則を見つけようとする研究も進行中ですが,まだわずかな事例を積み重ねているだけで一般化に至っていません。カルデラ火山の巨大噴火の予測技術の実用化は,おそらく今後いくつかの巨大噴火を実際に経験し,噴火前後の過程の一部始終を調査,観測してからでないと達成できないでしょう。」

d 科学雑誌における髙橋正樹日本大学文理学部地球システム科学科 教授の論文記事(甲361)

「噴火の直前の予知は、成功する場合もあるが失敗することもあり、常に成功するというわけではない。また、噴火するかどうかを予知できたとしても、その噴火の様式や規模、そして噴火後の噴火推移については不明である。したがって、予知した噴火が超巨大噴火かどうかの判断はほとんど不可能である。」

「モニタリングによる超巨大噴火の噴火予知はきわめて困難である。 このことは、大多数の火山研究者の間での共通理解であろう。超巨 大噴火の正確な噴火予知は、いかなる方法によっても、現時点では 困難といわざるを得ないのである。」

e 日本火山学会原子力問題対応委員会の巨大噴火の予測と監視に関

する提言(甲100, 231)

日本火山学会原子力問題対応委員会は、平成26年11月2日、巨大噴火の予測や火山の監視は、原子力発電所の火山ガイド等により、重要な社会的課題となっているとし、巨大噴火の予測と監視に関する提言として、「噴火警報を有効に機能させるためには、噴火予測の可能性、限界、曖昧さの理解が不可欠である。火山影響評価ガイド等の規格・基準類においては、このような噴火予測の特性を十分に考慮し、慎重に検討すべきである」などとしている。

f モニタリング検討チームとりまとめ(乙231)

モニタリング検討チームにおける検討結果として原子力規制庁が 平成27年8月26日付でとりまとめた「提言とりまとめ」には、 基本的考え方として合意された内容として、次のような記載がある。 「国内の通常の火山活動については、気象庁が防災の観点から110 の活火山について「噴火警報・予報」を発表することになっている が、噴火がいつ・どのような規模で起きるかといった的確な予測は 困難な状況にある。また,未知の巨大噴火に対応した監視・観測体 制は設けられていない。VEI6以上の巨大噴火に関しては発生が 低頻度であり、モニタリング観測例がほとんど無く、中・長期的な 噴火予測の手法は確立していない。しかし、巨大噴火には何らかの 短期的前駆現象が発生することが予想され、モニタリングによって 異常現象として捉えられる可能性は高い。ただし、モニタリングで 異常が認められたとしても、いつ・どの程度の規模の噴火にいたる のか、或いは定常状態からの「ゆらぎ」の範囲なのかを識別できな いおそれがある。このような状況を受け、また原子力施設における 対応には時間を要するものもあることも踏まえれば,原子力規制委 員会の対応としては,予測の困難性や前駆現象を広めにとらえる必 要性があることから、何らかの異常が検知された場合には、モニタリングによる検知の限界も考慮して、空振りも覚悟のうえで巨大噴火に発展する可能性を考慮した処置を講ずることも必要である。また、その判断は、原子力規制委員会・原子力規制庁が責任を持って行うべきである。なお、国として巨大噴火の可能性を考慮した処置を講ずるためには、国は関係行政機関や防災組織及び関連研究者等と連携して、住民の避難・移住計画や経済損失の取り扱い等に係る対応策などを策定するべく、調査・研究を推進していくべきであると考える。」」

(2) 火山ガイドにおける火山の影響評価及び相手方が行った火山の影響評価ア 火山ガイドの内容は、原決定別紙「原子力発電所の火山影響評価ガイド」のとおりであり、火山の影響評価の概略は次のようなものである。すなわち、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行い、抽出された火山の火山活動に関する個別評価として、設計対応不可能な火山事象が原子力発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価(立地評価)を行い、影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価された場合は、火山活動のモニタリングと火山活動の兆侯把握時の対応を適切に行うことを条件として、個々の火山事象に対する影響評価を行う。設計対応不可能な事象とは、「火砕物密度流」、「溶岩流」、「岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊」、「新しい火口の開口」、「地殻変動」の5事象とされる。また、検討対象火山と原子力発電所間の距離が上記各事象に係る所定の距離(火砕物密度流につき160km、溶岩流、岩屑なだれ等につき50km)より大きい場合、その火山事象を評価の対象外とすることができる。

原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出は,原子力発電所の地理的 領域に対して,文献調査等で第4紀(約258万年前以降)に活動した火 山を抽出し,文献調査並びに地形・地質調査及び火山学的調査により,完 新世(約1万1700年前以降)に活動を行った火山は将来活動の可能性のある火山とし、完新世に活動を行っていないが、過去の活動を示す階段ダイヤグラムにおいて、火山活動が終息する傾向が顕著であり、最後の活動終了からの期間が、過去の最大休止期間より長い等、将来の活動可能性がないと判断できるもの以外の火山も、将来の火山活動性が否定できない火山とする。

次に、将来の活動可能性があると評価した火山について、過去の火山活動履歴とともに、必要に応じて、地球物理学的及び地球化学的調査を行い、現在の火山活動の状況も併せて評価し、地球物理学的観点からは、地震波速度構造、重力構造、比抵抗構造、地震活動及び地殻変動に関する検討により、検討対象火山に関するマグマ溜まりの規模や位置、マグマの供給系に関連する地下構造等について、地球化学的観点からは、火山ガスの化学組成分析、温度等の情報から、検討対象火山の火山噴出物等について分析することにより、火山の活動状況を把握する。

_検討対象火山の活動の可能性が十分小さい場合は、過去の最大規模の噴火により設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達したと考えられる火山を抽出し、火山活動のモニタリングを実施し、運用期間中において火山活動を継続的に評価する。

検討対象火山の活動の可能性が十分小さいと判断できない場合は、調査結果から噴火規模を推定し(推定できない場合は過去最大の噴火規模とする)、設定した噴火規模における設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達する可能性が十分小さいかどうかを評価し(類似の火山における影響範囲又は検討対象火山の痕跡等によって判断できない場合は設計対応不可能な火山事象の国内既往最大到達距離を影響範囲とする)、設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達する可能性が十分小さいと評価できない場合は、原子力発電所の立地は不適当であると考えられ、十分小さ

いと評価できる場合には、過去の最大規模の噴火により設計対応不可能な 火山事象が原子力発電所に到達したと考えられる火山についてはモニタリング対象とし、火山活動のモニタリングを実施し、運用期間中に火山活動 の継続的な評価を行う。

火山活動のモニタリングは、過去の最大規模の噴火により設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達したと考えられる火山を監視対象火山とし、噴火可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的として運用期間中のモニタリングを行う。監視項目としては、地震活動の観測(火山性地震の観測)、地殻変動の観測(GPS等を利用し地殻変動を観測)、火山ガスの観測(放出される二酸化硫黄や二酸化炭素量などの観測)が挙げられる。

モニタリング結果を定期的に評価し、当該火山の活動状況を把握し、状況に変化がないことを確認する。事業者が実施すべきモニタリングは、原子炉の運転停止、核燃料の搬出等を行うための監視であり、火山専門家のみならず、原子力やその関連技術者により構成され、透明・公平性のあるモニタリング結果の評価を行う仕組みを構築する。モニタリングにより火山活動の兆侯を把握した場合の対処方針等を定める。具体的には、「対処を講じるために把握すべき火山活動の兆侯と、その兆侯を把握した場合に対処を講じるための判断条件」、「火山活動のモニタリングにより把握された兆侯に基づき、火山活動の監視を実施する公的機関の火山活動情報を参考にして対処を実施する方針」、「火山活動の兆侯を把握した場合の対処として、原子炉の停止、適切な核燃料の搬出等が実施される方針」を定めるものとする。

原子力発電所の運用期間中において設計対応不可能な火山事象によって 原子力発電所の安全性に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価された火 山について、それが噴火した場合、原子力発電所に影響を与える可能性の ある火山事象を抽出し、その影響評価を行う(影響評価)。影響評価では、 個々の火山事象への設計対応及び運転対応の妥当性について評価を行う。

- イ 相手方が行った火山の影響評価は、前提事実(10)イ及び認定事実イのとおりであり、その概略は次のようなものである。
 - (ア) 相手方は、火山による影響を評価するに当たり、まず、本件原子炉施設の敷地から半径160㎞内にある5つのカルデラ火山(姶良、加久藤・小林、阿多、阿蘇及び鬼界)のほか合計34の火山の中から、完新世に活動を行った火山又は完新世に活動がなかった火山でも将来の活動が否定できないものとして、上記5つのカルデラ火山を含めた合計14の火山を抽出した。
 - (イ) 次に、相手方は、上記14の火山につき、破局的噴火の活動間隔と直近の破局的噴火からの経過時間の比較、Nagaoka(1988)による噴火ステージ論及び地球物理学的情報から判断されるマグマ溜りの状況等を踏まえて、本件運用期間中の破局的噴火の可能性について評価を行ったところ、いずれも本件運用期間中の破局的噴火の可能性は十分に低いものと判断したが、上記5つのカルデラ火山については、本件運用期間中にモニタリングを行い、地殻の変動状況等を継続的に確認することとした。
 - (ウ) そして、相手方は、上記14の火山のうち、阿蘇カルデラ、姶良カルデラ、阿多カルデラ、加久藤・小林カルデラ及び鬼界カルデラについては、VEI6以下の既往最大規模の噴火を、その余の9火山については各火山の既往最大規模の噴火を考慮して、降下火砕物以外の火山事象(火砕物密度流や溶岩流など)が本件原子炉施設に与える影響を評価したところ、いずれも本件原子炉施設の敷地には到達しないことを確認し、降下火砕物については、過去影響が最も大きかった約1万3000年前の桜島薩摩噴火を踏まえて、本件原子炉施設に層厚15cmの降下火砕物が生じた場合についての評価をして、防護設計を行った。

- ウ 原子力規制委員会は、認定事実ウ(イ)のとおり、相手方の検討対象火山の 抽出並びにその立地評価及び影響評価がいずれも火山ガイドを踏まえたも のになっているとして新規制基準に適合するものとしている。
- (3) 立地評価に関する火山ガイドの合理性
 - ア 設置許可基準規則6条1項は、安全施設は想定される自然現象(地震及 び津波を除く。) が発生した場合においても安全機能が損なわれないもの でなければならないとし、同条2項は、重要安全施設は、当該重要安全施 設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重 要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮 しなければならないとしており、設置許可基準規則解釈は、「想定される 自然現象」には火山による影響を含むものとし,「大きな影響を及ぼすお それがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、 最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいうとしてい る。そして、火山ガイドは、発電用原子炉施設の火山影響からの安全性の 確保に関する上記新規制基準の定めを受けて、原子力発電所への火山影響 を適切に評価するため、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出、抽 出された火山の火山活動に関する個別評価、原子力発電所に影響を及ぼし 得る火山事象の抽出及びその影響評価のための方法と確認事項をとりまと めたものであり、前記のとおり、立地評価と影響評価から構成されている。 火山ガイドにおける立地評価は、火山事象のうち「火砕物密度流」,「溶 岩流」、「岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊」、「新しい火口の開口」、 「地殻変動」の5事象を設計対応不可能な火山事象とし,原子力発電所の 運用期間(原子力発電所に核燃料物質が存在する期間)中に設計対応不可 能な火山事象が原子力発電所に影響を及ぼす(到達する)可能性の大小を 基準とし、その可能性が十分に小さいと評価できない場合には、原子力発

電所の立地を不適とし、その可能性が十分に小さいと評価できる場合には、

立地不適としないが、過去の最大規模の噴火により設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達したと考えられる火山については、噴火可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的として運用期間中のモニタリングを行うこととし、噴火可能性につながるモニタリング結果が観測された場合(火山活動の兆候を把握した場合)には、原子炉の停止、適切な核燃料の搬出等の実施を含む対処を行うものとして、その判断条件及び実施方針を定めるというものである。なお、設計対応不可能な火山事象の選定は、IAEA SSG-21に従ったものであるとされる。

イ 上記のとおり、立地評価に関する火山ガイドの定めは、原子力発電所に とって設計対応不可能な火山事象が当該原子力発電所の運用期間中に到達 する可能性の大小をもって立地の適不適の判断基準とするものであり、し かも、上記の可能性が十分小さいとして立地不適とされない場合であって も、噴火可能性につながるモニタリング結果が観測された(火山活動の兆 候を把握した)ときには、原子炉の停止、適切な核燃料の搬出等の実施を 含む対処を行うものとしているところからすると、地球物理学的及び地球 化学的調査等によって検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当前の時点 で的確に予測できることを前提とするものであるということができる。

そうであるところ、認定事実工によれば、火山の噴火規模と噴火頻度ないし休止期間との間に相関関係が認められ、この関係は、個々の火山のみならず火山帯ないし地域においても成り立つことが広く承認されているものの、最新の知見によっても噴火の時期及び規模についての的確な予測は困難な状況にあり、VEI6以上の巨大噴火についてみても、中・長期的な噴火予測の手法は確立しておらず、何らかの前駆現象が発生する可能性が高いことまでは承認されているものの、どのような前駆現象がどのくらい前に発生するのかについては明らかではなく、何らかの異常現象が検知されたとしても、それがいつ、どの程度の規模の噴火に至るのか、それと

も定常状態からのゆらぎに過ぎないのかを的確に判断するに足りる理論や技術的手法を持ち合わせていないというのが、火山学に関する少なくとも現時点における科学技術水準であると認められる(前記モニタリング検討チームにおける検討結果として原子力規制庁が平成27年8月26日付でとりまとめた「提言とりまとめ」の内容は、現時点における火山学の科学技術水準を的確に要約したものであるということができる。)。

そうであるとすれば、現在の科学的技術的知見をもってしても、原子力 発電所の運用期間中に検討対象火山が噴火する可能性やその時期及び規模 を的確に予測することは困難であるといわざるを得ないから,立地評価に 関する火山ガイドの定めは,少なくとも地球物理学的及び地球化学的調査 等によって検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当前の時点で的確に予 測できることを前提としている点において、その内容が不合理であるとい わざるを得ない。立地評価は、そもそも設計対応不可能な事象の到達、す なわち、いかなる設計対応によっても発電用原子炉施設の安全性を確保す ることが不可能な事態の発生を基準とするものであって、その評価を誤っ た場合には、いかに多重防護の観点からの重大事故等対策を尽くしたとし ても,その危険が現実化した場合に重大事故等を避けることはできず,し かも、火山事象の場合、その規模及び態様等からして、これによってもた らされる重大事故等の規模及びこれによる被害の大きさは著しく重大かつ 深刻なものとなることが容易に推認される。このような観点からしても、 立地評価に関する火山ガイドの定めは、発電用原子炉施設の安全性を確保 するための基準として, その内容が不合理であるというべきである。そし て,発電用原子炉施設の安全性確保のために立地評価を行う趣旨からすれ ば,火山噴火の時期及び規模を的確に予測することが困難であるという現 在の科学技術水準の下においては,少なくとも過去の最大規模の噴火によ り設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達したと考えられる火山 が当該発電用原子炉施設の地理的領域に存在する場合には,原則として立 地不適とすべきであると考えられる。

なお、火山ガイドの策定に当たって参考とされた「IAEA安全基準『原 子力発電所の立地評価における火山ハザード』(No.SSG-21)」(乙19 9) においては、サイト(敷地) 固有の火山ハザード評価として、決定論 的手法と確率論的手法の組合せが必要となり,決定論的手法による場合は, 過去の火山活動の経験的な観察、他の火山からの類似情報、火山プロセス の数値シミュレーションに基づき閾値を判断し,サイトの適合性及び設計 基準上の判断は、これらの閾値が許容限界を超えるか否かに基づいて行う ものとされ、確率論的手法による場合は、任意の規模の災害的な現象が制 限値を超える確率の分布を求めるため、経験的な観察、他の火山の類似情 報,火山プロセスの数値シミュレーションを使用してよく,サイトの適合 性及び設計基準上の判断は,これらの確率分布の分析結果に基づいて行う ものとされ、いずれの評価手法においても、発生し得る火山事象の発生可 能性と原子力発電所に対するそれらの影響可能性を評価するものとされて いる。そして、サイト除外基準とされる火山事象(設計対応不可能な事象) としての火砕物密度流については,決定論的手法では,噴火で引き起こさ れる火砕物密度流の量とエネルギーを考慮する必要があり、潜在的な最大 到達距離に基づき閾値を定めなければならないとされ、これらの現象のス クリーニング距離は,対象の地域に堆積する火砕物密度流堆積物の体積と 性質に基づくか,又は類似火山の流れ現象を参考とすることによって判断 されるなどとされ、確率論的評価では、与えられた噴火強度の噴火確率と、 火砕物密度流に係る条件付確率分布を掛けた関数として計算すべきである などとされている。

ウ もっとも,前記のとおり,原子炉等規制法は,大規模な自然災害の発生 をも想定した必要な規制を行うことを目的として規定しているものの,想

定すべき自然災害の内容や規模については, 具体的な定めをしていないが, 本件改正後の原子炉等規制法における規制の目的及び趣旨からすれば、原 子炉等規制法は、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される 規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるもの と解される。また、福島第一原発事故の経験を経た後の我が国において発 電用原子炉施設の安全性の確保について上記のような立法政策がとられた ことに鑑みれば,発電用原子炉施設の安全性が確保されないときにもたら される災害がいかに重大かつ深刻なものであるとしても,抗告人らが主張 するような発電用原子炉施設について最新の科学的,技術的知見を踏まえ た合理的な予測を超えた水準での絶対的な安全性に準じる安全性の確保を 求めることが社会通念となっているということもできず,また,極めてま れではあるが発生すると発電用原子炉施設について想定される原子力災害 をはるかに上回る規模及び態様の被害をもたらすような自然災害を含め て、およそあらゆる自然災害についてその発生可能性が零ないし限りなく 零に近くならない限り安全確保の上でこれを想定すべきであるとの社会通 念が確立しているということもできないのであり,原子力利用に関する現 行法制度の下において上記のような立法政策が採用されていると解すべき 根拠も見いだせない。

これを火山事象についてみると、火山の噴火規模と発生頻度との間に相 関関係が認められており、その規模が大きくなればなるほど、発生頻度(発 生確率)は低下する関係にあるが、発生確率が零になることはないのであ り、地球物理学的な観点からして、その規模には限界が考えられるとして も、その最大規模の火山事象の発生頻度(発生確率)が零になることはな いのであって、VEI7以上のいわゆる破局的噴火についても、その頻度 は極めてまれであるとしても、世界中のみならず日本国内においても将来 必ず発生するものであり、更には本件原子炉施設の存在する南九州地域に



おいても将来必ず発生するものであるといえる。他方で、前記のとおり、 最新の知見によっても噴火の時期及び規模についての的確な予測は困難な 状況にあり、VEI6以上の巨大噴火についてみても、中・長期的な噴火 予測の手法は確立しておらず、何らかの異常現象が発生する可能性が高い ことまでは承認されているものの、どのような前駆現象がどのくらい前に 発生するのかについては明らかではなく、何らかの異常現象が検知された としても、それがいつ、どの程度の規模の噴火に至るのか、それとも定常 状態からのゆらぎに過ぎないのかを的確に判断するに足りる理論や技術的 手法を持ち合せていないというのが、火山学に関する少なくとも現時点に おける科学技術水準であると認められる。そうであるとすれば、発電用原 子炉施設の安全性確保のための火山事象の想定においては、上記のような 合理的予測の困難さを踏まえつつ、我が国の社会がこれに対する危険性を どの程度まで容認するかという社会通念を基準として判断するほかないと いうべきである。

前記のとおり、VEI7以上のいわゆる破局的噴火については、日本全体でみても(日本には世界の活火山の約7%が存在するといわれている。 甲16,431)約1万年に1回程度とされており、約7300年前の鬼界アカホヤ噴火が完新世(約1万1700年前以降)における地球上で最大の噴火であるとされているが、地球物理学的見地からは、将来必ず発生するものである。他方で、前記のとおり、VEI7以上のいわゆる破局的噴火がもたらす影響は、鬼界アカホヤ噴火によって発生した巨大火砕流が薩摩・大隅半島、種子島、屋久島を覆い、火山灰は偏西風により東日本まで運ばれて、南九州の縄文文化と自然環境に壊滅的なダメージを与えるとともに、西日本から東日本にかけても降灰による甚大な影響を及ぼしたと考えられるとされ、約9万年前の阿蘇4噴火(日本最大級の噴火といわれる。)によって発生した火砕流が南九州の一部を除きほぼ九州一帯に及ん だほか、山口県や愛媛県の一部にも達したといわれ、その降下火山灰は北海道でも約15cmの厚さで地層に残されているとされ、約3万年前の姶良Tn噴火によって発生した火砕流が、90㎞以上流走し、南九州にシラス台地を形成するとともに、北方の九州山地を超えて人吉盆地にも流れ込み、その分布域は3万㎞にも及んだなどとされているところからして、広大な地域の自然及び社会を一瞬にして壊滅させ、全国的規模で生活基盤や社会の諸機能に深刻な被害を与えるにとどまらず、地球的規模でその生態系等に影響を与えるものということができ、その被害の規模及び態様は、発電用原子炉施設について想定される原子力災害をはるかに上回るものということができる。

そうであるところ、少なくとも今日の我が国においては、このようにその影響が著しく重大かつ深刻なものではあるが極めて低頻度で少なくとも歴史時代において経験したことがないような規模及び態様の自然災害の危険性(リスク)については、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、建築規制を始めとして安全性確保の上で考慮されていないのが実情であり、このことは、この種の危険性(リスク)については無視し得るものとして容認するという社会通念の反映とみることができる。

そうであるとすれば、発電用原子炉施設の安全性確保についてのみ別異に考える根拠はないというべきであり、上記のとおり発電用原子炉施設の安全性が確保されないときにもたらされる災害がいかに重大かつ深刻なものであるとしても、そのことから直ちに独り発電用原子炉施設についてのみこの種の自然災害の危険性(リスク)についてまで安全性確保の上で考慮すべきであるという社会通念が確立しているとまで認めることはできず、このような危険性(リスク)をも発電用原子炉施設の安全性確保の観点から自然災害として想定すべきか否かは、結局のところ政策判断に帰するものというべきところ、少なくとも原子力利用に関する現行法制度の下

エ 以上認定説示したところによれば、少なくともVEI7以上の規模のい わゆる破局的噴火については、その発生の可能性が相応の根拠をもって示 されない限り、発電用原子炉施設の安全性確保の上で自然災害として想定 しなくても,当該発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところ があるということはできない。また,そのように解しても,本件改正後の 原子炉等規制法の趣旨に反するということもできない。これを火山の影響 に係る立地評価の基準についていえば、過去の最大規模の噴火がVEI7 以上の破局的噴火であってこれにより火砕物密度流等の設計対応不可能な 火山事象が当該発電用原子炉施設に到達したと考えられる火山が当該発電 用原子炉施設の地理的領域に存在する場合であっても,当該発電用原子炉 施設の運用期間中にそのような噴火が発生する可能性が相応の根拠をもっ て示されない限り,立地不適としなくても,原子炉等規制法の趣旨に反す るということはできず、また、原子炉等規制法の委任を受けて制定された 設置許可基準規則6条1項の趣旨にも反しないというべきである(なお、 上記のように解したとしても、設計対応不可能な火山事象が当該発電用原 子炉施設に到達したと考えられる火山について火山ガイドに定める火山活 動のモニタリングを行う意味が失われるものではない。)。

(4) 本件原子炉施設の立地評価について

ア 上記(1)において認定説示したとおり、発電用原子炉施設について火山の 影響に対する安全性確保の観点から立地評価を行う趣旨からすれば、過去 の最大規模の噴火により設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達 したと考えられる火山が当該発電用原子炉施設の地理的領域に存在する場 合には、原則として立地不適とすべきであるが、少なくとも過去の最大規 模の噴火がVEI7以上の破局的噴火であるような場合には、当該発電用 原子炉施設の運用期間中にそのような噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示されない限り、立地不適としなくても、当該発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあるということはできず、原子炉等規制法及び設置許可基準規則の趣旨にも反しないと解されるので、このような観点から本件原子炉施設の立地評価について検討する。

イ 前記のとおり、相手方は、本件原子炉施設の敷地から半径160㎞以内 にある合計34の火山の中から、完新世に活動を行った火山及び完新世に 活動を行っていないが活動履歴において最後の活動終了からの期間が過去 の最大休止期間より長いなどとは認められない火山として5つのカルデラ 火山を含む合計14の火山を抽出し,上記14の火山(検討対象火山)の うち阿蘇カルデラ,姶良カルデラ,阿多カルデラ,加久藤・小林カルデラ 及び鬼界カルデラについては、VEI6以下の既往最大規模の噴火を、そ の余の9火山については各火山の既往最大規模の噴火を考慮して,降下火 砕物を除く火山事象(火砕物密度流、溶岩流、岩屑なだれ、地滑り、斜面 崩壊、火山土石流、火山泥流、火山ガス、新しい火口の開口、地殻変動等) については、いずれも本件原子炉施設の敷地まで到達しないなど影響がな いことを確認し、また、本件原子炉施設敷地の半径5㎞の範囲に火砕流堆 積物が認められていることから,加久藤・小林カルデラ,姶良カルデラ及 び阿多カルデラについては,設計対応不可能な火山事象が過去に敷地に到 **達したことが否定できないが、これらの3カルデラに加えて阿蘇カルデラ** 及び鬼界カルデラについては、本件原子炉施設の運用期間中のVEI7以 上の噴火の活動可能性は十分に小さいと判断している。

相手方の上記評価のうち上記5つのカルデラ火山の噴火の活動可能性に 係る評価以外の部分については、認定事実に照らしても、不合理な点は見 当たらない。

ウ 前提事実(10)イ(イ)、認定事実イ及び疎明資料(乙57の1,59)によれ

ば、相手方が上記5つのカルデラ火山の噴火の活動可能性が十分に小さい と判断した根拠は、①鹿児島地溝全体としてのVEI7以上の噴火の平均 発生間隔は約9万年であり、当該地域における最新のVEI7以上の噴火 は約3.0万年ないし約2.8万年(姶良Tn噴火)であることから, 鹿 児島地溝については、VEI7以上の噴火の活動間隔は最新のVEI7以 上の噴火からの経過時間に比べて十分長い、②Nagaoka(1988)によると、 姶良カルデラ及び阿多カルデラにおいては、破局的噴火に先行して、プリ ニー式噴火が間欠的に発生するプリニー式噴火ステージ,破局的噴火が発 生する破局的噴火ステージ、破局的噴火時の残存マグマによる火砕流を噴 出する中規模火砕流噴火ステージ,多様な噴火様式の小規模噴火が発生す る後カルデラ火山噴火ステージが認められるとされ、また、鍵山恒臣「マ グマダイナミクスと火山噴火、地球科学の新展開」(2003)、東宮(1997) 等によるマグマ溜まりの浮力中立点に関する検討及び Roche,0 and DruittT.H. [Onset of caldera collapse during ignimbrite eruptions.] 篠原ほか(2008)等によるメルト含有物,鉱物組成等に関する分析結果に 基づくと、破局的噴火時のマグマ溜まりは少なくとも地下10㎞以浅にあ ると考えられ, また, Druitt et al. (2012) によると, 結晶成長に関する分 析から、破局的噴火直前の100年程度の間に、急激にマグマが供給され たと推定されている、③上記②の知見を踏まえ、地球物理学的調査の情報 から各カルデラの地下構造を推定した知見や国土地理院による電子基準点 の解析結果等に基づいてマグマの供給状態を推定し、また、階段ダイヤグ ラムに基づく噴火ステージの評価を行ったところ、④姶良カルデラについ ては、破局的噴火の活動間隔は約6万年以上と考えられるから、破局的噴 火までは十分な余裕があると考えられ、桜島の活動は後カルデラ火山噴火 ステージとされていて、破局的噴火に先行して発生するプリニー式噴火ス テージの兆候が認められず,水準測量結果に基づくマグマ供給量は Druitt et al. (2012) に示される破局的噴火直前でのマグマ供給量に比べ十分小さい, ⑤加久藤・小林カルデラについては、破局的噴火の活動間隔は最新の破局 的噴火からの経過時間に比べて短いが、現在の霧島山の活動は後カルデラ 火山噴火ステージと判断され、霧島山の比抵抗構造において、比抵抗域の 上面は深さ約10㎞とされ、加久藤カルデラの地下10㎞以浅に大規模な 低比抵抗域は認められず,小林カルデラについては大規模なマグマ溜まり は存在しないと考えられ、マグマ溜まりの顕著な増大を示唆する基線変化 は認められないから,現在のマグマ溜まりの状態は破局的噴火の直前の状 態ではない.⑥阿多カルデラについては.破局的噴火の活動間隔は最新の 破局的噴火からの経過時間に比べて長く、現在の噴火ステージは後カルデ ラ火山噴火ステージ又はプリニー式噴火ステージの初期段階であるもの の、プリニー式噴火ステージの継続期間は数万年であって池田噴火からの 経過時間に比べて十分長く,地震波速度構造においてマグマ溜まりの存在 の可能性を示す低速度異常が認められるものの, マグマ溜まりの顕著な増 大を示す基線変化は認められないから,現在のマグマ溜まりは破局的噴火 直前の状態ではない,⑦鬼界カルデラについては,いずれの破局的噴火の 活動間隔も最新の破局的噴火からの経過時間と比べて十分長く,薩摩硫黄 島の活動は後カルデラ火山噴火ステージとされており、地下3㎞にマグマ 溜まりの存在が推定され、現在の火山ガスの放出量が800年間継続して いたと仮定した場合80帰以上のマグマ溜まりが存在すると推定される が、マグマ溜まりの顕著な増大を示唆する基線変化は認められないから、 現在のマグマ溜まりは破局的噴火直前の状態ではない.⑧阿蘇カルデラに ついては、破局的噴火の最短の活動間隔は最新の破局的噴火からの経過時 間に比べて短いが、現在の阿蘇山の活動は後カルデラ火山噴火ステージと 判断され、地震波速度構造において地下6㎞に小規模なマグマ溜まりは認 められるものの、大規模なマグマ溜まりは認められず、また、地下10km 以浅にマグマと予想される低比抵抗域は認められず,阿蘇4噴火以降の火 山岩の分布とそれらの組成から,大規模な流紋岩質ないしデイサイト質マ グマ溜まりは想定されず,マグマ溜まりの顕著な増大を示唆する基線変化 は認められないから,現在のマグマ溜まりは破局的噴火直前の状態ではな い、というものである。

エ 相手方が上記5つのカルデラ火山の噴火の活動可能性が十分に小さいと 判断した根拠のうち、上記ウ①の鹿児島地溝全体としてのVEI7以上の 噴火の平均発生間隔については、確かに、認定事実によれば、南九州には、 1000万年前以降の沖縄トラフの形成、拡大と関連して形成された鹿児 島地溝と呼ばれる火山構造性地溝が存在しており、姶良カルデラ、阿多カ ルデラ及び加久藤・小林カルデラは鹿児島地溝に存在し、鬼界カルデラも 鹿児島地溝に存在するとするものもあり、また、鬼界カルデラを始め阿多、 姶良等の大型カルデラの配置が鹿児島地溝と重なるのは、熱源とともにマ グマが蓄積しやすい地殻の応力状態と温度構造が継続しているためと考え られるとする見解や、さらに、噴火規模と噴火頻度との関係は個々の火山 にとどまらず地域で見ても良い相関があり、巨大噴火についても、鹿児島 地溝全体で熱の放出量の観点からみると統計的に扱うことができるとする 見解(乙64)もある。しかし、それ以上に鹿児島地溝に存在するカルデ ラ火山の破局的噴火の発生に周期性ないし規則性があることを理論的に根 拠づける疎明資料はなく、BPT分布による確率計算(乙83)もこれを 統計的に塞付けるものということはできない。

また,前記②のうち Nagaoka (1988) (乙65) のいわゆる噴火ステージ論についても,同論文は,南九州地方の鹿児島湾周辺におけるカルデラ火山の第4紀後期テフラ層の検討から第4紀後期の噴火シークエンスを整理したものであり,鹿児島地溝に存在するカルデラ火山が同論文で整理されたような噴火サイクルを繰り返すことについての理論的根拠は示されて

いない(甲266の1)。

また、前記②のうち Druitt et al. (2012) の破局的噴火直前の100年程度の間に急激にマグマが供給されるという知見についても、同論文は、サントリーニ火山のミノア噴火(マグマ噴出量40~60 km²とされているところからしてカルデラ噴火ではあるがVEI7以上のいわゆる破局的噴火ではないと考えられる。)についての記述であって、カルデラ火山一般について述べたものでなく、また、その推論の前提とされた岩石学的手法についての問題点も指摘されている(甲266の1、乙82)。

さらに、マグマ溜まりの顕著な増大が基線変化として現れるとする点についても、マグマ溜まり底部の流動変形やマグマの圧縮性等からマグマ溜まりへのマグマの供給率が過小評価となる可能性等が指摘されている(甲266の1、乙250)。

- オ 上記エで指摘した点等からすれば、相手方がした前記5つのカルデラ火 山の噴火の活動可能性が十分に小さいとした評価には、その過程に不合理 な点があるといわざるを得ない。
- カ もっとも、認定事実等からすれば、少なくとも破局的噴火が発生するためには地下浅所に大量の主に珪長質マグマ(流紋岩質ないしデイサイト質)が蓄積されている必要があるというのが一般的な知見である(ただし、地下10km以浅に蓄積されるという知見が確立しているものではない。甲266の1)。また、地下浅所のマグマ溜まりは破局的噴火の直前の数千年から数百年(あるいはそれ以下)のきわめて短期間に大量のマグマが充填されて形成されるとする見解も有力である。さらに、破局的噴火の直前にはプリニー式等の爆発的噴火が先行することが多く、このことはカルデラ噴火の機序からも説明できる。他方で、マグマの蓄積率を推測する手法は存在するものの、マグマの蓄積量を精度良く推測する手法はいまだ存在しないとされている(甲65、乙82)。

認定事実にこれらの知見を踏まえて検討すると、前記5つのカルデラ火 山のうち、加久藤・小林カルデラについては、加久藤カルデラと重なるよ うに存在している霧島火山群の北西部の火山で深さ10㎞以浅にマグマが **滞留しているとされるものの,それ以外に破局的噴火につながり得るよう** な事象等は示されておらず,少なくとも現時点においては,本件原子炉施 設の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示さ れているということはできない。また、阿多カルデラについても、阿多カ ルデラ地域の地震波速度構造において、深さ5㎞に桜島、霧島等と同様の 火山活動に関連する可能性がある低速度異常が認められるものの、阿多カ ルデラのマグマ溜まりの状況等を明らかにするに足りる疎明資料はないと いうのであるから、同様に、本件原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が 発生する可能性が相応の根拠をもって示されているということはできな い。さらに、阿蘇カルデラについても、草千里南部付近直下(地下6㎞) にマグマ溜まりが存在することが推測されているほか,マグマ溜まりの存 在を示唆する調査結果等が得られているが、カルデラ直下に大規模な珪長 質マグマ溜まりが存在することを裹付ける材料は見いだされておらず,こ れらからすると、本件原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が発生する可 能性が相応の根拠をもって示されているということはできない。

以上に対し、姶良カルデラは、本件原子炉施設敷地の最も近くに位置するカルデラ火山であるところ、姶良カルデラ中央部の比較的浅所(海面下5㎞以深、10㎞、12㎞等)にマグマ溜まりが存在し、珪長質マグマが 蓄積されつつあるとされ、その量を数十屆程度と推測するものもあるが、現在桜島で噴出しているマグマが安山岩質であることから、マグマ供給系について種々の説明が試みられている。また、姶良カルデラについては、姶良カルデラの内部ないし周辺で、7500年に一度の割合で噴火が発生し、姶良火砕噴火(姶良Tn噴火)の直前の3000年間は1000年に

一度の割合に急増しており、直前の前兆現象ではないが、大規模なカルデラ噴火に向かって徐々にマグマの噴出頻度が増しているのは注目すべき現象であるとする見解(乙66)、大正3年(1914年)の噴火(VEI4)によって生じた地盤沈降がその後の隆起により回復されてきて、2020年代から2030年代にはほぼ100%に達する見込みであるから、今後大正3年級大規模噴火(VEI4)に備える時期に入ってきたといえるとする見解や(乙86)、日本では、樽前山の噴火(1739年)を最後にVEI5以上の噴火はなく、VEI4の噴火も桜島大正噴火(1914年)及び北海道駒ヶ岳の噴火(1929年)以降途絶えており、このあたりで比較的大きな噴火が起きても不思識ではなく、VEI4、5の噴火は必ず到来するという見解(甲43)も存在する。

しかしながら、前記のとおり、そもそも、現在の科学的技術的知見をもってしては、火山が噴火する可能性やその時期及び規模を的確に予測することは困難であり、また、マグマの蓄積量を精度良く推測することもできないというのであり、上記事実関係の下においては、姶良カルデラにおいて既に地下浅所に相当量のマグマが蓄積されていることが推測され、近い将来VEI4、5クラスの噴火が発生する可能性が小さくないということはできるとしても、また、そのような噴火がカルデラ噴火に発展する可能性を排除することができないとしても、本件原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示されているということはできない(中田節也東京大学地震研究所教授も、科学85巻6号568頁(甲189)において、この4、50年の間に本件原子炉施設の敷地に火砕流が確実に到達すると思っている火山研究者はほとんどいないと思うとしている。)。

鬼界カルデラについても、約7300年前のアカホヤ噴火後の最大の噴火である約6000年前の薩摩硫黄島での噴火のころは、アカホヤ噴火時

のマグマと同じ残存していたマグマを噴出していたとされるが、その後、新たなマグマを生産する活動期に入ったとされ(乙78)、また、約7300年前のカルデラ形成後から1935年までの多量のマグマ(約50km)を噴出しており、噴出せずに地下で脱ガス化したマグマの総量が80km以上と推定され、マグマ溜まりは、その上面が深さ3km程度にあり、下部に玄武岩マグマ、上部に流紋岩マグマがあって、中間に両者の混合によって生じた安山岩マグマが存在しているとされ、さらに、アカホヤ噴火からまだ1万年も経っていないが、カルデラ中央には再生ドームが形成されており、次のカルデラ噴火が差し迫りつつあるものかどうか、多面的な研究が望まれるとする見解(乙86)もある。これらからすると、鬼界カルデラについて既に地下浅所に相当量のマグマが蓄積されていることが推測されなくはないものの、上記事実関係からは、本件原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示されているということはできない。

以上検討したところによれば、相手方が火山影響評価の検討対象火山として抽出した火山に含まれるカルデラ火山(姶良カルデラ、加久藤・小林カルデラ、阿多カルデラ、阿蘇カルデラ及び鬼界カルデラ)については、いずれも、本件原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示されているということはできない。

キ 以上認定説示したところによれば、相手方が火山影響評価の検討対象火山として抽出した火山に含まれるカルデラ火山との関係において立地不適としなくても本件原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあるということはできず、その余の火山については設計対応不可能な火山事象が本件原子炉施設敷地に到達する可能性はないというのであるから、本件原子炉施設が火山の影響に対する安全性の確保の観点から立地不適と考えられないとした原子力規制委員会の判断が結論において不合理であるとい

うことはできない。

(5) 本件原子炉施設の影響評価について

ア 火山ガイドは、それが噴火した場合原子力発電所の安全性に影響を与える火山事象を抽出し、その影響評価を行うものとし、火山事象として、降下火砕物、火砕物密度流(火砕流、サージ及びブラスト)、溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊、火山性土石流、火山泥流及び洪水、火山から発生する飛来物(噴石)、火山ガス、新しい火口の開口、津波及び静振、大気現象、地殻変動、火山性地震とこれに関連する事象、熱水系及び地下水の異常を挙げて、そのそれぞれについて影響評価のための方法及び確認事項を定めている。

前提事実(10)イ(ウ)のとおり、相手方は、検討対象火山と本件原子炉施設敷 地との距離等からして、降下火砕物を除く火山事象による影響はないと評 価しているところ、この評価が不合理であるということはできない(前記 のとおり検討対象火山に含まれる5つのカルデラ火山が破局的噴火を起こ した場合には火砕物密度流が本件原子炉施設敷地に到達する可能性が否定 できないほか、津波を始め降下火砕物以外の火山事象による影響を受ける 可能性があるが、少なくともVEI7以上の破局的噴火については、その 発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、発電用原子炉施設の 安全性確保の上で自然災害として想定しなくても,当該発電用原子炉施設 が客観的にみて安全性に欠けるところがあるということはできず,本件改 正後の原子炉等規制法及び同法の委任を受けて制定された設置許可基準規 則の趣旨にも反するといえないことは,前記のとおりである。なお,審尋 の全趣旨によれば、桜島大正噴火 (1914) の際に火山性地震(桜島地震) が発生しているが、後に説示するとおり、検討対象火山と本件原子炉施設 敷地との距離等に鑑みると,火山性地震による影響については地震動評価 に基づく耐震安全性の確保において評価し尽くされていると考えられ る。)。

イ 降下火砕物に関する火山ガイドの定めについて

そこで、降下火砕物の影響に関する火山ガイドの定めをみると、その概要は、次のとおりである。

すなわち,降下火砕物は,ごくわずかな火山灰の堆積でも,原子力発電 所の通常運転を妨げる可能性があり,降下火砕物により,原子力発電所の 構造物への静的負荷,粒子の衝突,水循環系の閉塞及びその内部における 摩耗,換気系,電気系及び計装制御系に対する機械的及び化学的影響,並 びに原子力発電所周辺の大気汚染等の影響が挙げられる。降雨,降雪等の 自然現象は,火山灰等堆積物の静的負荷を著しく増大させる可能性があり, 火山灰粒子には,化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分が含まれてい る。降下火砕物は広範囲に及ぶことから,原子力発電所周辺の社会インフ ラに影響を及ぼし,この中には,広範囲な送電網の損傷による長期の外部 電源喪失や原子力発電所へのアクセス制限事象が発生し得ることも考慮す る必要がある。

降下火砕物に関しては、火山抽出の結果にかかわらず、原子力発電所の 敷地及びその周辺敷地から求められる単位面積当たりの質量と同等の火砕 物が降下するものとする。また、降下火砕物は浸食等で厚さが低く見積も られるケースがあるので、文献等も参考にして、第4紀火山の噴火による 降下火砕物の堆積量を評価する。

降下火砕物の影響評価では、降下火砕物の堆積物量、堆積速度、堆積期間及び火山灰等の特性などの設定、並びに降雨等の同時期に想定される気象条件が火山灰等特性に及ぼす影響を考慮し、それらの原子力施設又はその付属施設への影響を評価し、必要な場合には対策がとられ、求められている安全機能が担保されることを評価する。

そして、確認事項としては、外気取入口からの火山灰の侵入により換気

空調系統のフィルタの目詰まり、非常用ディーゼル発電機の損傷等による系統・機器の機能喪失がないこと、必要に応じて原子力発電所内の構築物、系統及び機器における降下火砕物の除去等の対応が取れること、原子力発電所外での影響(長期間の外部電源の喪失及び交通の途絶)を考慮し、燃料油等の備蓄又は外部からの支援等により、原子炉及び使用済燃料プールの安全性を損なわないように対応が取れること等が記載されている。

以上のような降下火砕物の影響評価に関する火山ガイドの定めは、降下 火砕物の影響の特徴を踏まえた発電用原子炉施設の安全性確保の基準を定 めたものとして、不合理ということはできない。

ウ 降下火砕物の降下量の想定について

前提事実(10)イ(ウ)のとおり、相手方は、影響評価において、降下火砕物の量につき、過去最も影響が大きかった約1.3万年前の桜島薩摩噴火を踏まえ、本件原子炉施設に層厚15cmの降下火砕物が生じるものと想定して評価を行っている。

これに対し、抗告人らは、姶良カルデラほかのカルデラ火山がVEI7以上の火砕流噴火を起こせば本件原子炉施設敷地における降下火砕物の堆積量は15cmをはるかに上回り、VEI7に至らない噴火でも、相手方が考慮する約1万2800年前の桜島薩摩噴火は、そのテフラ噴出量からしてVEI6の中でも最も規模の小さいものに分類され、姶良カルデラでは福山噴火や岩戸噴火のように桜島薩摩噴火を超えるVEI6規模の噴火が起こっているのであるから、桜島薩摩噴火を想定するのは著しい過小評価である、相手方の桜島薩摩噴火を基にした降灰のシミュレーションは、爆発的噴火の噴出率によっては降下火砕物が風上にも同心円状に拡がることがある点を無視していること、初期条件として噴煙柱の太さを無視し火山灰が上下方向に一様な密度で分布した状態を前提としていること、風向、風力については、降下火砕物が本件原子炉施設に到達する最悪の条件を設

定すべきところ,月別平均値をとることで日々の風向,風力のばらつきを無視していること,さらに,粒径設定が妥当性を欠く疑いがあることなどからして,著しい過小評価となっており,仮に相手方がシミュレーションにおいて用いたのと同じ計算コード (TEPHRA2)を使用し,粒径設定を修正し,平成10年9月18日午後9時の鹿児島の観測点で観測された風向風速の下でシミュレーションを実施した場合の本件原子炉施設敷地における降下火砕物の層厚は2mを超えるなどと主張する。

認定事実によれば、本件原子炉施設の敷地から160㎞以内の範囲の検討対象火山の最近の巨大噴火は、過去10万年についてみると、VEI7以上の噴火(破局的噴火)として約9万年前の阿蘇4(VEI7)、約9万年前の鬼界葛原噴火(VEI7)、約2.8~3万年前の姶良Tn噴火、約7300年前の鬼界アカホヤ噴火があり、VEI6クラスの噴火として、約10万年前の福山噴火(約40㎞超)、約5万年前の岩戸噴火(約18~23㎞)、約1万3000年前の桜島薩摩噴火(約11㎞)があるが、それ以外はいずれもVEI5以下の噴火である。また、検討対象火山のうち5つのカルデラ火山を除く火山については、VEI3を上回る噴火は知られていない。

検討対象火山に含まれる5つのカルデラ火山については、VEI7以上の破局的噴火を起こした場合、前記認定の破局的噴火の規模及び態様からすると、その火砕物密度流が本件原子炉施設の敷地に到達しないとしても、これらのカルデラ火山と本件原子炉施設敷地との位置関係及び距離等からして、降下火砕物や津波等により設計対応不可能な影響が及ぶと推認されるが、前記のとおり、本件原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示されているということはできない。そして、上記の5つのカルデラ火山の最近の噴火状況、これらのカルデラ火山と本件原子炉施設敷地との位置関係及び距離、前記認定のこれらのカルデ

ラ火山のマグマ溜まりの状況等(認定事実工(オ))に鑑みると、始良カルデラにおける姶良Tn噴火後最大規模の桜島薩摩噴火を踏まえた降下火砕物の影響を評価したことが、新規制基準及び火山ガイドの趣旨に照らして不合理ということはできない。

抗告人らは、上記のとおり、桜島薩摩噴火は、そのテフラ噴出量からしてVEI6の中でも最も規模の小さいものに分類され、姶良カルデラでは福山噴火や岩戸噴火のように桜島薩摩噴火を超えるVEI6規模の噴火が起こっているのであるから、桜島薩摩噴火を想定するのは著しい過小評価であると主張するが、発電用原子炉施設の安全性確保のための火山事象の想定においては、前記のような合理的予測の困難さを踏まえつつ、我が国の社会がこれに対する危険性をどの程度まで容認するかという社会通念を基準として判断するほかないところ、前記のとおり、姶良カルデラにおいて既に地下浅所に相当量のマグマが蓄積されていることが推測され、近い将来VEI4、5クラスの噴火が発生する可能性が小さくないということはできるとしても、以上認定説示したところからすれば、本件原子炉施設の火山の影響に対する安全性の確保の観点から火山事象として桜島薩摩噴火を想定したことが社会通念に限らして不合理であるということはできない。

そして、認定事実によれば、①町田・新井(2011)によると、桜島薩摩噴火による降下火砕物の層厚は、本件原子炉施設から約20㎞の地点で12.5㎝であるとされ、相手方が本件原子炉施設の再稼働申請に当たり行った地質調査の結果によっても、町田・新井(2011)の等層厚線図の示す分布状況とおおむね整合する分布図が得られ、本件原子炉施設から半径約15㎞の範囲には堆積が認められなかったとされること、②町田・新井(2011)によれば、同書における等層厚線図の大部分は、保存条件の良い

地点のデータのみを重要視して描いており、テフラ層の保存に都合のよい 場所とは、堆積後すぐに別な物質で覆われるところで、活動的な火山の麓、 湖底、海底、湿地などの低地が例として挙げられるが、それでも堆積当時 の厚さには及ばないであろうとされていること、③町田・新井(2011)に よれば、降下テフラの場合、分布の広さを決める要因は、一般的にはテフ ラの盤、初生粒度組成、噴出率(噴煙柱の高さと関係)があり、また、パ ターンを決める要因としては、上空の風向き、風速が挙げられるところ、 小林・溜池(1999)によれば,桜島薩摩噴火の噴火様式はプリニー式噴火 のほか水蒸気マグマ噴火があったとされ、噴煙柱の高さは20~35㎞と され、また、降下堆積物の分布が一般的な降下火砕堆積物の分布とは異な り桜島の南西方向と東南東方向に2つの分布軸を持っており、まずある気 象条件下で連続的に噴出した火砕降下物が松島の南西方向に主に分布し、 その後上空での風向きが東南東方向に変化したため、噴出物が東南東方向 の地域に分布したものと考えられ、当時も現在と同じように偏西風が卓越 していたものと推定されるから、噴火当時の上空は北東から東向きの弱い 風が吹いていたと推定され、夏季における噴火であったと推定してもかま わないであろうとされていること、④町田・新井(2011)においても、日 本のような中緯度偏西風帯では、多くのプリニアンテフラは強い西風に送 られ、全く非対称的に火口の東側に分布し、後期第4紀テフラの場合,1 20例中84%がそのような分布域を持ち、残りが他の方向又は同心円状 の分布パターンをとるが、後者は、噴火が偏西風の弱い夏期であったか、 あるいは日本の西側に強い低気圧があったためかであろうとされているこ と、⑤相手方は、本件再稼働申請に当たり、桜島薩摩噴火と同規模の噴火 が起こった場合の降灰量の数値シミュレーションを計算コード「TEPHRA 2」を用いて行ったところ、夏期の7~8月を除く期間(偏西風の卓越す る期間)の降下火砕物は東側に細長く延びるパターンを示し、本件原子炉 施設敷地への降灰量はほとんどないが、偏西風が弱く相対的に風速が小さくなる夏期(7~8月)の降下火砕物は、同心円上の分布パターンを示し、本件原子炉施設敷地への降灰量は8月に層厚12cmとなったとされること、以上のとおり認められる。

上記事実関係の下においては、相手方が影響評価において降下火砕物の 量につき本件原子炉施設に層厚15cmの降下火砕物が生じるものと想定し て評価を行ったことが不合理であるということはできない。

抗告人らは、上記のとおり、相手方の桜島薩摩噴火を基にした降灰のシ ミュレーションは、著しい過小評価となっており、仮に相手方がシミュレ ーションにおいて用いたのと同じ計算コード(TEPHRA2)を使用し、粒 径設定を修正し、平成10年9月18日午後9時の鹿児島の観測点で観測 された風向風速の下でシミュレーションを実施した場合の本件原子炉施設 敷地における降下火砕物の層厚は2mを超えるなどと主張し,疎明資料と して甲429,430を提出する。しかし、疎明資料(乙252,253) 及び審尋の全趣旨によれば、計算コード「TEPHRA2」は、移流拡散モデ ルを用いたシミュレーションプログラムであり、火口上に仮定した均質な 噴煙柱から全ての噴出物盤を放出し,垂直方向の拡散を考慮せず,各高度 の風向・風速を一定と仮定するなどして、各高度から放出された噴出物量 を落下地点ごとに積算して地表の降灰量を算出するものであって,風向・ 風速、総暗出風及び喧煙柱髙さその他の計算条件を入力することにより、 降灰節囲及び降灰量が得られるものであり、単純化されたモデルであるも のの、火山から100km程度の範囲では、風向きが大きく変わることは考 えにくいことなどから、一定の実用性があるとされているものであること, 相手方は、風向・風速について本件原子炉施設敷地から最も近い鹿児島地 点で観測された1981年~2010年の各月の平均値を使用し、総噴出 量について小林・溜池 (1999) が桜島薩摩噴火の降下火砕物の分布状況か ら算出した10.93 M を使用し、噴煙柱高さについて35 M を使用していること、以上のとおり認められる。これらによれば、相手方のシミュレーションの過程が不合理であるということはできず、前記の認定事実からすれば、同シミュレーションの結果は、桜島薩摩噴火の降下火砕物の分布状況をよく再現しているということができる(前記のとおり、小林・溜池(1999)は、桜島薩摩噴火の時期を偏西風が弱まる夏季と推定している。)から、相手方の上記数値シミュレーションが過小評価になっているということはできない。

以上によれば、相手方が、影響評価において、降下火砕物の量につき、約1.3万年前の桜島薩摩噴火を踏まえ、本件原子炉施設に層厚15cmの降下火砕物が生じるものと想定して評価を行ったことが不合理であるということはできず、抗告人らの前記主張は、いずれも、採用することができない。

エ 相手方の降下火砕物の影響に対する防護設計の概要

認定事実イ(対)及び疎明資料(乙232の2~4)並びに審尋の全趣旨に よれば、相手方の降下火砕物の影響に対する防護設計の概要は、次のとお りである。

- ① 降下火砕物による堆積及び衝突に伴う荷重,狭あい部における機械 的な閉塞,動的機器の摺動部及び流路における機械的な摩耗,大気汚染, 水質汚染,電気系又は計装制御系の絶縁低下,腐食の影響モードを想定 する。
- ② 設計対象施設を発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に規定されているクラス1,クラス2及びクラス3に該当する構築物,系統及び機器とし,直接的影響(荷重,閉塞,摩耗,腐食,大気汚染,水質汚染,絶縁低下)及び間接的影響(湿った降下火砕物が送電線の碍子及び特高開閉所施設の充電露出部等に付着し絶縁低下を生

じさせることによる広範囲における外部電源喪失並びに降下火砕物が道 路に堆積することによる発電所外の交通の途絶及び発電所内の交通の途 絶)を評価する。

なお、評価対象施設の主なものは、屋外に設置されている施設(復水タンク、燃料取替用水タンク、海水ポンプ)、屋外に開口しており降下 火砕物を含む海水の流路となる施設(海水ポンプ、海水ストレーナ)、 屋外に開口しており降下火砕物を含む空気の流路となる施設(非常用ディーゼル発電機(機関、吸気消音器)、主蒸気逃がし弁消音器、主蒸気 安全弁排気管、タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管、格納容器排気筒、換気空調設備(外気取入口))、屋外に開口しており屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設(制御用空気圧縮機、安全保護系計装盤)、安全上重要な設備等(クラス1、クラス2に属する施設)を 内包し降下火砕物から防護する施設(原子炉建屋、原子炉補助建屋、燃料取扱建屋、ディーゼル建屋、主蒸気管室建屋)、降下火砕物の影響を 受ける可能性がある施設で安全上重要な設備等(クラス1、クラス2に 属する施設)の運転に影響を及ぼす施設(取水設備、補助建屋排気筒、 換気空調設備(外気取入口)、タンクローリ)である。

- ③ 荷重による影響については、火山以外の自然現象として風及び積雪を 組み合わせる。建屋については、建築基準法における一般地域の降雪の 荷重の考え方に準拠し、降下火砕物の降下から30日以内を目処に適切 に除去を行う設計とし、短期許容応力を許容限界とする。
- ④ 広範囲にわたる送電網の損傷による長期(7日間)の外部電源喪失, 発電所外における交通の途絶及び発電所内における交通の途絶に対し, 原子炉及び使用済燃料ピットの安全性を損なわないよう,外部電源喪失 が発生した場合に対して,ディーゼル発電機により電源供給ができる設 計とし,外部からの支援なしでディーゼル発電機により7日間の電源供



給を継続できるよう燃料油貯蔵タンク及びディーゼル発電機燃料油貯油 槽に燃料を貯蔵できる設計とする。また、タンクローリによる燃料供給 に必要な発電所内のアクセスルートの降下火砕物を除去できる設計とす る。

- ⑤ 降灰時には、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は閉回路循環運転により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止するよう手順等を整備し、必要時には的確に実施する。降灰時又は降灰後における換気空調設備のフィルタの取替・清掃作業、水循環系のストレーナ清掃作業(捕獲した降下火砕物の除去)、碍子及びガス絶縁開閉装置の絶縁部の洗浄作業、建屋及び構築物等における降下火砕物の除去作業を、あらかじめ手順等を整備し、必要時に的確に実施する。
- オ 相手方の安全性評価に対する抗告人らの主張について
 - (ア) 非常用ディーゼル発電機について

抗告人らは、相手方は、層厚15㎝の降灰時における降下火砕物の濃度を3241μg/㎡と想定して非常用ディーゼルエンジンの安全性を評価しているが、上記数値は、2010年アイスランド共和国南部のエイヤフィヤトラヨークトル氷河の噴火(VEI4)による火口から約40㎞離れたヘイマランド地区の降下火砕物(層厚約5㎜)が最後の噴火から3週間以上経過した後に再飛散した際の、しかも、降下火砕物中直径10μm以下の浮遊粒子(PM10。空気中浮遊粒子総質量に占める割合は最大25%程度)のみの濃度の観測値を上記噴火による降下火砕物の大気中濃度として用いたものであるところ、上記噴火における24時間平均PM10濃度の観測値や1980年のアメリカ合衆国西部のセントヘレンズ火山の噴火(VEI5)における同火山から135㎞離れた地表付近地点における24時間平均総浮遊粒子状物質濃度の観測値

(それ自体が相手方の想定値を10倍以上上回っている。) 等から本件 原子炉施設敷地に屬厚15cmの降下火砕物があった場合の大気中濃度を 推計すると、相手方の用いた数値の数十倍から100倍以上となり、相 手方の降下火砕物の層厚の評価が過小であることを考慮すると、上記数 値の約300倍となるから、相手方の想定した降下火砕物の大気中濃度 は著しい過小評価であると主張する。その上で、抗告人らは、相手方の 非常用ディーゼル発電機吸気フィルタの降下火砕物による閉塞所要時間 は著しい過小評価となっており、相手方の提示するフィルタメンテナン ス所要時間に照らすと、2台ある非常用ディーゼル発電機を交互に稼働 させたとしても,安定的な電力供給ができないと主張する。さらに,抗 告人らは,大量の降下火砕物の到来により大盘の粒子が非常用ディーゼ ル発電機のフィルタに捕獲されずに通過することになる,降下火砕物の 硬度は部材硬度よりも高く,また,降下火砕物が破砕することにより生 じる火山ガラス微粒子の形状由来の摩耗能力は高く、微粒子のサイズか らも、シリンダライナーとピストンリングの間隙のみならずピストンリ ング溝とピストンリングの間隙(サイドクリアランス)に侵入してピス トンリングの焼付き、ピストンの固着の原因となり、降下火砕物で汚染 された潤滑油が機関各部に送出され、潤滑油フィルタが詰まったり、摺 動部の摩擦、摩耗、固着が生じたりする危険があるなどと主張する。

疎明資料(甲184,185,乙57の2,232の4)及び審尋の全趣旨によれば、相手方は、降下火砕物による影響評価において、桜島薩摩噴火の文献調査結果及び地質調査結果から、降下火砕物の飽和密度を1.3~1.5g/cd,湿潤密度を1.1~1.3g/cd,乾燥密度を0.6~0.8g/cd,粒径につきその95%以上が4㎜以下であると想定した上、降下火砕物の大気中濃度につき、2010年アイスランド共和国南部のエイヤフィヤトラョークトル氷河の噴火(VEI4)に

よる火口から約40km離れたヘイマランド地区の大気中の火山灰濃度(24時間観測ピーク値)であるとして3241μg/㎡を想定して、降下火砕物による非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタへの影響についての評価を行い、浮遊性粒子は降下速度が比較的遅いことや、粒径が小さく目詰まりしにくいことから、吸気フィルタは容易には閉塞しないと考えられ、また、機関内に侵入しても降下火砕物は硬度が低く破砕しやすいことから、摩耗等による影響は小さいと考えらえるとした上で、吸気フィルタの閉塞までに要する時間を約26.5時間と試算している事実が認められる。

そうであるところ、確かに、審尋の全趣旨によれば、相手方が降下火砕物の大気中機度として想定した値(3241μg/㎡)は、降下火砕物が再飛散した際のPM10(直径10μm以下の浮遊粒子)の測定値である可能性があり、相手方の大気中機度の想定値は少なくとも10倍以上の過小評価となっている疑いがある。

しかしながら、抗告人らが疎明資料として援用する甲430における 試算値は、風力・風向として川内方向に風が吹いていた特定の日(平成 10年9月18日)のデータを設定し、層厚を61cmと算出した上大気 中濃度が相手方の想定値の300倍以上になるなどとするものであっ て、その前提及び過程が合理性を欠くものとして、直ちに採用すること ができない。

そして、認定事実イ(オ) b (d)に加えて、疎明資料(甲75, 乙232の3・4, 256)及び審尋の全趣旨によれば、非常用ディーゼル発電機の機関吸気系統は、吸気消音器(外気を取り入れる装置)、過給器(取り入れた空気を圧縮する装置)、空気冷却器(圧縮された外気を冷却する装置)及びシリンダ(外気に燃料を噴出し燃焼させる装置)等により構成されていること、非常用ディーゼル発電機の吸気消音器は、下方か

ら吸気する構造となっていて、降下火砕物を吸い込みにくく、層状の吸 気フィルタに吸い込まれた降下火砕物のうち粒径0.12㎜以上の降下 火砕物を90%以上捕集するとされていること(なお, 粒径1mm以上の 降下火砕物は落下速度が速く吸い込まれないとされる。),吸気フィル タは、12分割されており(各パーツの重さ約4kg弱), 交換は工具で 1パーツ当たり4か所の取付ボルトを取り外し,取り付けるのみであり, 清掃も付着した降下火砕物をエアーガンで飛散させるだけであること. 相手方は、これらのフィルタの交換、清掃を、作業員を8人と仮定した 上で、2人1組として1パーツの取り外しを行い、2組が同時に作業を 進めるものとして、その作業時間を余裕を持たせて約2時間と試算して おり、これを3組が同時に取外作業を行い、各号機に配備されている予 備の吸気フィルタを使って3組が同時に取付作業を行い,これと並行し て4台のエアーガンで同時に清掃作業を行えば,約40分でフィルタ交 換を行うことができるとされていること (なお, 認定事実イ(オ)b(b)のと おり、気象庁により噴火警戒レベル5が発表され,かつ,降灰予報によ り本件原子炉施設に降灰が予想される場合、火山非常体制を発令して、 必要な要員を招集、配置するものとされている。)、以上の事実が認め られる。

そうであるとすれば、相手方が降下火砕物の大気中濃度として想定した値 (3241μg/m³)がかなりの過小評価となっている疑いがあり、その結果として、非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタの閉塞所要時間についての相手方の試算値が過大評価となっている疑いがあるとしても、上記認定の非常用ディーゼル発電機の開口部の位置及び構造、フィルタの構造、機能、フィルタの交換及び清掃の手順、要員の配置、想定される降下火砕物の性状等からすれば、上記の点が降下火砕物が吸気フィルタ閉塞を来すことにより非常用ディーゼル発電機の機能に影響を及

ぼすことはないという相手方の評価を直ちに左右するものとは認め難く、他に降下火砕物の濃度が相手方の想定値を大きく上回った場合に吸気フィルタの閉塞等を来して非常用ディーゼル発電機の機能に影響を及ぼすことについての工学的機序等を示すなど相手方の上記評価を覆すに足りる的確な疎明資料も見当たらない。

また、疎明資料(乙232の4、256)及び審尋の全趣旨によれば、 非常用ディーゼル発電機の過給機に降下火砕物が侵入しても,狭あい部 の間隔は0.37~0.5㎜であって、降下火砕物は硬度が低く(モー ス硬度5)、破砕しやすいことから、過給機を摩耗させることはないと されていること、降下火砕物が機関本体の吸気ラインに侵入したとして も、シリンダライナーとピストンリングの間やサイドクリアランス(ピ ストンリング溝とピストンリングとの間隙) は数μmから数十μmと非 常に狭いから,降下火砕物が入り込むことはほとんどない上,シリンダ 内には燃焼に伴う吸気の流れが、シリンダライナーとピストンリングの 間やサイドクリアランスには潤滑油の流れがそれぞれ常時あって、その 発電機1台当たりの吸気流量は約9㎡/秒,潤滑油の流量は約80/時で あり、降下火砕物はその融点(約1000℃)からしてシリンダ内(圧 縮温度約500~600℃)で融解しないから、シリンダ内に侵入した 降下火砕物の粒子は排気ガスや潤滑油とともに排出され、ピストンリン グが焼き付き, ピストンが固着することはないとされていること, また, シリンダライナー及びピストンリングは、いずれも摩耗に強い部材であ る特殊鋳鉄(ブリネル硬さ230程度)で構成されており、火山ガラス を主成分とする降下火砕物がシリンダライナー及びピストンリングを摩 耗させることはないとされていること、降下火砕物がシリンダライナー 等により破砕された場合、大部分は空気とともに排出されるものの、そ の一部が潤滑油とともに潤滑油タンクに戻ることになるが、潤滑油タン クの底に沈殿した降下火砕物はドレン(排水口)操作により排出することができ、沈殿せずに再び潤滑油とともに機関内に混入したとしても、潤滑油の主な供給先は軸受等であって、運転機能に支障はないとされていること、潤滑油は潤滑油ポンプにより潤滑油冷却器、潤滑油主こし器を経て機関に至るところ、潤滑油主こし器は2系列備えられており、運転中においてもレバー操作により切替えが可能であること、非常用ディーゼル発電機には潤滑油の差圧により開くバイパス弁は設置されていないこと、吸気消音器及び空気冷却器には狭あい部がないため侵入した降下火砕物による影響はないとされること、空気冷却器出口温度は吸入空気の温度(外気温度)よりも常に高い状態で運転されるため、冷却器の結びによる降下火砕物付着はないとされていること、降下火砕物よりも硬い石英や長石を主成分とする黄砂が本件原子炉施設に設置されているものを含む非常用ディーゼルエンジンの月1回の試運転において運転機能を阻害する事象が確認されておらず、ピストン摺動面の擦り傷、焼付等の不具合事象も報告されていないこと、以上の事実が認められる。

そうであるとすれば、相手方が降下火砕物の大気中濃度として想定した値(3241μ g/㎡)がかなりの過小評価となっている疑いがあるとしても、上記認定の非常用ディーゼル発電機の機関部その他の構造、機能、作動機序、想定される降下火砕物の性状等からすれば、上記の点は、降下火砕物の影響によりピストンリングの焼付き、ピストンの固着、潤滑油フィルタの詰まり、摺動部の摩擦、摩耗、固着が生じることは考えにくいとした相手方の評価を左右するものとは認め難く、他に相手方の上記評価を左右するに足りる的確な疎明資料も見当たらない。

なお、疎明資料(乙232の3)及び審尋の全趣旨によれば、非常用 ディーゼル発電機は、海水ポンプから取り込んだ海水との熱交換により 冷却する水冷式であるところ、海水中のごみ等を除去する金属フィルタ が収納されている海水ストレーナは、フィルタのメッシュサイズが直径8mであって、これより大きな降下火砕物はフィルタにより捕獲され、海水ストレーナは清掃可能であること、降下火砕物に粘性を生じさせる粘土鉱物等は含まれていないから、海水ストレーナが閉塞することはないとされていること、非常用ディーゼル発電機の冷却管の内径は約10m(空気冷却器)及び約13m(清水冷却器、潤滑油冷却器及び燃料油冷却水冷却器)であって、降下火砕物の粒子よりも十分大きいこと、各冷却機に通水される海水の流量も大きいこと、以上の事実が認められ、この事実からすれば、海水ストレーナ及び非常用ディーゼル発電機の冷却管が降下火砕物により閉塞することがないとした相手方の評価も不合理であるということはできない。

以上によれば、降下火砕物の非常用ディーゼル発電機への侵入等による機器の機能への影響はないとした相手方の評価が不合理であるということはできず、抗告人らの前記主張は、いずれも採用することができない。

(イ) 非常用ディーゼル発動機が機能喪失した場合の対策について

抗告人らは、相手方が非常用ディーゼル発動機が機能喪失した場合における炉心冷却の方法として想定するタービン動補助給水ポンプによる注水は、給水源枯渇による稼働時間限界及び一次冷却材の不足による有効時間限界があり、RCP(一次冷却材ポンプ)シールLOCAが発生した場合には、炉心損傷までの猶予時間は約2.9時間であるから、この間に交流電源を回復して常設電動注入ポンプによる炉心注水が成功しない限り炉心損傷のリスクが否定できないところ、その保証はなく、また、給水源である復水タンクの水は10.9時間で枯渇するから、この間に補給用水中ポンプの動力源である大気吸入型熱機関が降下火砕物により稼働不能になれば、炉心損傷のリスクは否定できないなどと主張する。

疎明資料(乙44,232の3,257)及び審尋の全趣旨によれば, 相手方は、原子力規制委員会の策定した有効性評価ガイドが、炉心損傷 防止対策の有効性評価に係る標準評価手法において、事故シーケンスグ ループの主要解析条件等として、全交流動力電源喪失につきRCPシー ルLOCAが発生しない場合は「全交流動力電源は24時間使用できな いものとする」とされ、RCPシールLOCAが発生する場合は「送電 系統又は所内主発電設備の故障等によって、外部電源が喪失するととも に、非常用所内交流電源系統の機能喪失を想定する」とされているのに 従って、RCPシールLOCAが発生する場合の対策として、外部電源 及び非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合には,大容量空冷式発 電機からの給電を受電確認までを含めて約15分で確立することができ ることを保守的に評価して、事象発生60分後に代替交流動力電源を確 保するものとしていること、一次冷却材ポンプ(RCP)の運転中その 駆動軸部からの一次冷却材の漏えいを防ぐRCPシールも髙温髙圧の一 次冷却剤に曝されることになり. 充てん/高圧注入ポンプによる封水(冷 却水)注入等の対策を講じているが、交流動力電源喪失時にはこうした 対策が機能しないため、相手方は、RCPシールLOCAの発生防止対 策として、耐熱性を有するRCPシールを使用しており、より耐熱性の 高いRCPシールへの取替えを順次実施していること、タービン動補助 給水ポンプの水源となる復水タンク(タンク容量約800㎡)の水が枯 渇した場合は、淡水又は海水を取水源として水を補給することとされ、 そのための水中ポンプ (電動) 及び水中ポンプ用発電機を号機当たり2 セット及び予備の台数(水中ポンプは計10台)備えているほか、二次 系純水タンク供給弁の開弁及び復水タンク供給弁の閉止操作を行うのみ で水源を復水タンクから二次系純水タンクへ切替えてタービン動補助給 水ポンプにより蒸気発生器へ給水することもできること、タービン動補

助給水ポンプを用いた原子炉冷却設備で屋外に開口している主蒸気逃が し弁及びタービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管は、その配管構成、 構造、向き等からして、降下火砕物が直接配管内に侵入しにくくなって いる上、運転中は蒸気が吐出されていること、以上の事実が認められる。 そうであるとすれば、降下火砕物の影響により全交流動力電源を喪失 しても、そもそも、前記認定のとおり、代替交流動力電源確保のための

しても、そもそも、前記認定のとおり、代替交流動力電源確保のための多重性、多様性及び独立性を備えた対策が講じられている上、上記認定のとおり、耐熱シールを使用するなど設備上もRCPシールLOCAが発生した場合には速やかに代替交流動力電源が確立されて高圧注入系及び格納容器スプレイ系等による冷却機能が確保され、また、RCPシールLOCAが発生しない場合には、タービン動補助給水ポンプによる二次系冷却系からの冷却機能が確保されるものとされているから、相手方のこれらの炉心損傷防止対策は新規制基準及び有効性評価ガイドに適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であるということはできず、また、有効性評価ガイドの炉心損傷防止対策に関する定めが不合理であるということもできない。したがって、抗告人らの前記主張を採用することはできない。

なお、疎明資料(乙232の3)及び審尋の全趣旨によれば、原子炉 補機冷却水冷却器の冷却管の内径は約16㎜であって、降下火砕物の粒 子よりも十分大きい上、各冷却機に通水される海水の流量も大きいから、 海水ストレーナ及び非常用ディーゼル発電機の冷却管が降下火砕物によ り閉塞することがないとした相手方の評価も不合理であるということは できない。

(ウ) 換気空調系について

抗告人らは, 本件原子炉施設の換気空調系(給気系)には防塵効率(6.

6~8.6μmの粒子に対する値)85%の平型フィルタが用いられているが、本件原子炉施設に到達する降下火砕物の粒子は6.6μmのものが25%以上あると予想され、当初の設計条件として見込まれていない高濃度の降下火砕物のかなりの量の粒子がフィルタを通過して建屋内に侵入することが想定され、建屋内の電気品室、中央制御室の電気・電子装置、コンピューター等の内部に入り込み付着することよる動作不良、摺動部の摩耗、摩擦等が時間の経過とともに急増する可能性があり、次々に装置やコンピューターが故障する事態も考えられ、また、室内換気系フィルタの閉塞によって、室温上昇、潤滑油の劣化、冷却水系統の流量低下等が発生し、非常用ディーゼル発電機が故障する可能性があり、これらは共通起因事象として考慮されるべきであるところ、その検討がされないまま、高性能のフィルタさえ装備されていないと主張する。

しかしながら、認定事実イ(対) b (d)に加えて、疎明資料(甲75、乙232の3、256)及び審尋の全趣旨によれば、中央制御室(換気空調系)、安全補機開閉器室(空調系)、制御用空気圧縮機室(換気系)、格納容器(給気系)、放射線管理室(給気系)、ディーゼル発電機室(換気系)、補助給水ポンプ室(換気系)、主蒸気配管室(換気系)、補助建屋(給気系)の外気取入口には平型フィルタが設置されていること、この平型フィルタは、JISZ8901「試験用粉体及び試験用粒子」に規定された試験用粉体8種(中位径の範囲が6.6~8.6μm)に対する防塵効率が85%以上であること、平型フィルタには差圧計が設置され、差圧が規定値に達すると交換する手順となっており、最大のものでも4~5名により1時間程度で交換可能であって(フィルタの取替作業はガラリ内で行うものとされている。)、系統切替えや事故時外気隔離モード等により給気系統を停止することなくフィルタ交換を行うことが可能であり、給気系の停止が必要なものについては、作業制限等に

よる対応が可能とされていること、差圧計の計装配管は外気取入口が下 向き又は横向きになるように施工され、同配管の差圧計側は密閉構造と なっていること、換気空調設備の外気取入口は原子炉補助建屋の屋上等 に設置されており、タービン建屋等からのアクセス性がよいこと、フィ ルタの取替え、清掃の手順も定められていること、フィルタの取替え、 清掃によっては対応が困難と予想される場合は、中央制御室及び安全補 機開閉器室については、外気取入用ダンパが設置されており閉回路循環 運転が可能であることから、ダンパを閉止し、閉回路循環運転を行うこ とにより、降下火砕物の侵入阻止が可能であるとされ、中央制御室につ いては、空調ファンを停止し、外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運 転を行った場合でも、酸素濃度等の作業環境への影響は小さく、約64 時間外気を遮断したままでも,運転員の作業環境に影響を与えないとさ れ、また、ごく一部の灰が侵入しても設備への影響はないとされている こと、外気隔離用ダンパが設置されていない空調系統については、空調 ファンを停止することで、降下火砕物の侵入阻止が可能であるとされて いること、ディーゼル発電機室換気系については、非常用ディーゼル発 電機運転時には室内温度の上昇が懸念されることから換気空調系の停止 を行わないものとされているが、前記のとおり吸気消音器には吸気フィ ルタが設置されており,また,燃料油貯油槽ベント管及び燃料油貯蔵タ ンクベント管は、いずれも、開口部が下向きとなっており、降下火砕物 が侵入しにくい構造となっていること,機関の燃料油系統には燃料油こ し器が2か所あり、運転に影響がある大きさの異物は除去される仕組み となっており、燃料油こし器はそれぞれ2系列備えられていて、運転中 においても切替えが可能であること,燃料油サービスタンク及び潤滑油 タンクは屋内設備である上,それぞれのベント管は,開口部が下向きで あって、降下火砕物が侵入しにくい構造となっていること、以上の事実 が認められる。

上記事実によれば、降下火砕物の換気空調設備への侵入等により機器 の機能に影響がないとした相手方の評価が不合理であるということはできず、抗告人らの前記主張は、その前提を欠くか、又は的確な裏付けを 欠くものであって、いずれも採用することができない。

(エ) 地震荷重との組合せについて

抗告人らは、桜島大正噴火の際にはマグニチュード7.1という比較的大きな地震が発生しているから、桜島薩摩噴火規模の噴火による降下火砕物と地震荷重の組合せを考慮しなくてよい合理的理由はなく、降灰で建屋の屋根の重量が増すことによりその固有振動数が変化し、共振の可能性もあり、マグニチュード7.1を大きく上回る地震が同時期に発生すると、建屋屋根にかかる荷重が増大するなどして屋根が崩落することも考えられると主張する。

前記エにおいて認定した事実及び疎明資料(乙232の2・3)によれば、相手方は、降下火砕物の堆積荷重による構造物への静的負荷の評価において、本件原子炉施設の立地地域は、建築基準法施行令に基づく地震荷重と積雪荷重の組合せを要しない地域であり、降下火砕物の堆積は積雪頻度と同等以下であることから、地震荷重との組合せを考慮しないものとし、火山以外の自然現象として積雪を組み合わせていること、評価条件として、降下火砕物につき堆積量15cm、密度1.5g/c㎡(飽和状態)、積雪量38cm(阿久根特別地域気象観測所他における積雪の深さの月最大値)とし、積雪の単位荷重として建築基準法施行令に基づく積雪の単位荷重を用い、余裕を持たせて評価荷重を3000N/㎡と設定していること、建築基準法における一般地域の降雪の荷重の考え方に準拠し、降下火砕物の降下から30日以内を目処に適切に除去を行う設計として、短期許容応力(短期では少なくとも長期の1.5倍の

荷重が負担できるとされる。)を許容限界とし、短期荷重として負担できる荷重と長期荷重の差分を許容堆積荷重としていること、原子炉建屋、原子炉補助建屋、燃料取扱建屋、ディーゼル建屋及び主蒸気管室建屋について、設計時考慮荷重が最も小さいスラブを代表部位として評価したところ、いずれも許容堆積荷重が降下火砕物堆積荷重(上記のとおり積雪との重畳荷重である。)を十分上回っていること、以上の事実が認められる。

上記のとおり、相手方は、降下火砕物の堆積荷重による構造物への静 的負荷の評価において、地震荷重との組合せを考慮していない。確かに、 桜島大正噴火(VEI5)の際には桜島地震(マグニチュード7.1, 本件原子炉施設敷地と震央との距離約47㎞) が発生し、本件原子炉施 設敷地付近における地震動は震度5程度と推定されており(乙120), 噴火規模として桜島薩摩地艇を想定した場合に桜島地展の規模を上回る 火山性地震が発生する可能性も否定できないが、検討対象火山と本件原 子炉施設敷地との距離や火山性地震の発生の機序、上記各評価対象建屋 の構造及び機能等に加えて, 前記認定説示したとおり, 建物・構築物(鉄 筋コンクリート造耐ည壁)については地盤応答解析等による安全性評価 において評価基準値を大きく下回っており、また、上記のとおり上記各 評価対象建屋の積雪との組合せ荷重も許容堆積荷重を十分下回っている ことをも併せ考慮すれば,火山性地震による影響が直ちに降下火砕物の 堆積荷重による構造物への負荷の評価に有意な影響を及ぼすとは考え難 い。また,抗告人らの主張するような地震荷重の発生機序等を裹付ける ような疎明資料も見当たらない。

そうであるとすれば、火山性地震による影響については地震動評価に 基づく耐震安全性の確保において評価し尽くされているということがで きるから、相手方が降下火砕物の堆積荷重による構造物への静的負荷の 評価において地震荷重との組合せを考慮していないことが不合理であるということはできず, 抗告人らの上記主張は, 採用することができない。

なお,甲428には、水蒸気爆発等による湿った降下火砕物の影響を 想定すべきであるとの記載部分があるが、構造物への静的負荷評価にお いては、積雪荷重との組合せ等として評価し尽くされているということ ができる。

(オ) 電源の確保等について

抗告人らは、相手方は7日間の外部電源喪失しか想定していないが、 桜島薩摩噴火規模の噴火では周辺地域への影響は甚大なものがあり、7 日間の想定は楽観的にすぎると主張する。

前記認定事実及び疎明資料(甲75,乙44,232の3,4)及び 審尋の全趣旨によれば,相手方は,外部電源喪失時における発電所構内 の電源の確保として、各号機に必要な容量のディーゼル発電機を2台設 **置し、それぞれ非常用所内髙圧母線に接続するものとしているほか、蓄** 電池非常用2系統をそれぞれ別の場所に設置し,ディーゼル発電機の連 続運転に必要な燃料を貯蔵する設備として,既設のディーゼル発電機燃 料油貯油槽に加えて、7日間の連続運転を可能とするために燃料油貯蔵 タンクを新たに敷地内に設置し、燃料運搬用のタンクローリを複数台損 傷することをも考慮した必要台数分備えており、さらに、重大事故等対 処設備として,常設代替交流電源としての大容量空冷式発電機を各号機 に1台ずつ. 可搬型代替電源としての発電機車(髙圧発電機車及び中容 **量発電機車)を複数台設置し、身機間電力融通ケーブルを設置するなど** していること,本件原子炉施設には,送受電可能な500kv送電線1 ルート2回線及び受電専用220kv送電線1ルート1回線の合計3回 線で電力系統に連系しており,500kv送電線は約60㎞離れた南九 州変電所に連系し、220kv送電線も南九州変電所に連系しており、

南九州変電所が停止した場合には、220kv送電線を人吉変電所を経 由するルートに接続する運用としていること、相手方は、大規模な盛り 土崩壊,大規模な地滑り等による被害の最小化を図るため,鉄塔基礎の 安定性を確保するなどしていること,送電鉄塔に使用されている碍子は, 降下火砕物が堆積しにくい構造となっており、静的荷重の影響を受けに くいとされていること、相手方は、大量の降下火砕物による電力供給へ の影響が想定される場合には,可搬型の洗浄装置等で碍子の洗浄を実施 するものとしていること,相手方は,タンクローリは,堆積虽が極めて 少ないため,簡易な降下火砕物の除去により通行が可能であり,除灰作 業の検証試験によっても約40分程度で除灰できることが確認されてい ること、アクセスルートの確保、堆積した降下火砕物の除灰、タンクロ ーリによる補給等、屋外で作業をする際は、必要に応じてゴーグルや防 <u> 塵マスク等の保護具を着用することにより,降下火砕物の影響から作業</u> 員を保護するものとされていること, 相手方は, 本件原子炉施設敷地で 想定(15㎝)を超えた降灰を仮定した場合、近辺道路にも同様に降灰 し、道路の通行不能や長期間の渋滞等が予測されることから、陸路によ る非常用ディーゼル発電機の燃料等の輸送が困難になることが考えられ るため,陸路が使用不能な場合に備え,海路により外部支援を受けるこ ととしており,船舶により非常用ディーゼル発電機の燃料等の補給を降 灰の影響を受けていない地域から海上輸送により本件原子炉施設構内の 荷揚用岸壁を経由して運び入れるものとしていること(認定事実イ闭) c),以上の事実が認められる。

前記のとおり、火山ガイドにおいても、降下火砕物は広範囲に及ぶことから、原子力発電所周辺の社会インフラに影響を及ぼし、この中には、 広範囲な送電網の損傷による長期の外部電源喪失や原子力発電所へのアクセス制限事象が発生し得ることも考慮する必要があるとされていると ころであり、降下火砕物による影響を評価するに当たっては、このような火山事象特有の影響を十分考慮した設計対応(特に外部電源喪失を想定した対策)を行う必要がある。そうであるところ、上記事実によれば、海路により降灰の影響を受けていない地域からの非常用ディーゼル発電機の燃料等の輸送が確保されるなど、非常用ディーゼル発電機を中核とした多重性及び独立性を考慮した実効的な交流電源の確保が図られている上、代替交流動力電源の確保も図られているほか、そもそも、外部電源についても、送受電可能な500kv送電線1ルート2回線及び受電専用220kv送電線1ルート1回線の合計3回線で電力系統に連系しており、南九州変電所が停止した場合には220kv送電線を人吉変電所を経由するルートに接続する運用とされているのであって、本件原子炉施設に降下火砕物による影響を及ぼし得る火山との位置関係からしても、上記の対策が奏功する場面も考えられなくはない。

以上によれば、降下火砕物の影響により広範囲な送電網の損傷による 長期の外部電源喪失が生じたとしても本件原子炉施設の安全性は維持で きるとした相手方の評価が不合理であるということはできず、抗告人ら の上記主張は、的確な裏付けを欠くものとして、採用することができな い。

(力) 可搬式設備を用いた人力による対応を基本としていること等について 抗告人らは、相手方の過酷事故対応は、可搬式設備を用いた人力によ る対応を基本としているため、降下火砕物や火山ガスが人力による作業 に支障を来すおそれがあり、また、広域停電、道路の渋滞等の火山灰に よるオフサイトへの影響が本件原子炉施設における過酷事故対応に悪影 響を及ぼすおそれがあるなどと主張する。

確かに、前記認定のとおり、降下火砕物の影響に対する安全性の確保 については、フィルタの交換、清掃、堆積した降下火砕物の除去、アク セスルートの確保,燃料油等の物資の運搬等,人力による対応が重要な部分を構成しており,降下火砕物による大気汚染等の環境下での対応が見込まれるものも含まれている。しかし,これは,降下火砕物という起因事象の性格上やむを得ないものである上,前記のとおり,短時間で効率的に作業を行うことができるような設備上の工夫や態勢整備等もされていることなどをも併せ考えると,人力による対応が重要な部分を構成しているからといって直ちに安全性に欠けるということはできない(甲222もこの認定を直ちに左右するものとはいえない。)。

また、広域停電、道路の渋滞等の火山灰によるオフサイトへの影響については、前記(が)において認定説示したとおりである。

したがって、抗告人らの上記主張も、採用することができない。

カー小括

以上認定説示したところによれば、相手方が、降下火砕物による影響を 火山事象として抽出し、降下火砕物の盤につき、約1.3万年前の桜島薩 摩噴火を踏まえ、本件原子炉施設に層厚15cmの降下火砕物が生じるもの と想定して、火山ガイドに従った影響評価を行い、防護設計を行ったこと について、火山ガイドを踏まえたものになっているとして新規制基準に適 合するものとした原子力規制委員会の判断が、不合理であるということは できない。

(6) 火山事象により本件原子炉施設が影響を受ける可能性と人格権侵害又はそのおそれの有無についての結論

以上検討してきたところによれば、立地評価に関する火山ガイドの定めは、 少なくとも地球物理学的及び地球化学的調査等によって検討対象火山の噴火 の時期及び規模が相当前の時点で的確に予測できることを前提としている点 において、その内容が不合理であるといわざるを得ないが、相手方が火山影 響評価の検討対象火山として抽出した火山に含まれるカルデラ火山との関係

において立地不適としなくても本件原子炉施設が客観的にみて安全性に欠け るところがあるということはできず、その余の火山については設計対応不可 能な火山事象が本件原子炉施設敷地に到達する可能性はないというのである から、本件原子炉施設が火山の影響に対する安全性の確保の観点から立地不 適と考えられないとした原子力規制委員会の判断が、結論において不合理で あるということはできない。また,降下火砕物の影響評価に関する火山ガイ ドの定めは、降下火砕物の影響の特徴を踏まえた発電用原子炉施設の安全性 確保の基準を定めたものとして,不合理ということはできず,相手方が,降 下火砕物による影響を火山事象として抽出し、 降下火砕物の量につき、 約1. 3万年前の桜島薩摩噴火を踏まえ,本件原子炉施設に層厚15㎝の降下火砕 物が生じるものと想定して,火山ガイドに従った影響評価を行い,防護設計 を行ったことについて、火山ガイドを踏まえたものになっているとして新規 制基準に適合するものとした原子力規制委員会の判断が、不合理であるとい うことはできない。そうであるとすれば、本件原子炉施設が火山の影響に対 する安全性の確保に係る新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判 断が不合理であるということはできず,相手方は,これらについて,相当の 根拠,資料に基づく疎明を尽くしたというべきである。

もっとも、前記のとおり、現在の科学的技術的知見をもってしても、発電 用原子炉施設の運用期間中に検討対象火山が噴火する可能性やその時期及び 規模を的確に予測することは困難であるのであって、本件原子炉施設がカル デラ火山を含む多くの活火山の存在する活動的な火山構造性地溝である鹿児 島地溝近くに立地し、その敷地から160㎞以内の範囲に非常に長期の時間 間隔(タイムスケール)とはいえかつて破局的噴火を繰り返したカルデラ火 山が5つも存在していることなどからすると、本件原子炉施設の運用期間中 に設計対応不可能な火山事象が発生する可能性(リスク)は零にはならない し、また、相手方が火山の影響評価において想定した桜島薩摩噴火の規模を 上回る火山事象の影響を本件原子炉施設が受ける可能性(リスク)も零にはならない。さらに、火山事象とりわけ降下火砕物の影響は広範囲に及び、原子力発電所周辺の社会インフラにも重大な影響を及ぼすものであるところ、降下火砕物の影響に対する安全性の確保については、起因事象の性格上、人力による対応が重要な部分を構成しており、これらの対策が正常に機能せず、あるいは現場の混乱等により人為ミスが重なるなどの不測の事態が生じる可能性も皆無ではない。

しかしながら、前記のとおり、火山事象のような現在の科学技術水準の下 において合理的な予測が困難な自然災害について、発電用原子炉施設の安全 性確保の観点からこれをどのように想定すべきかについては,我が国の社会 が自然災害に対する危険性をどの程度まで容認するかという,社会通念を基 準として判断するほかないのであって,原子炉等規制法を始めとする原子力 利用に関する現行法制度もこのことを前提としているものと解される。そし て,以上認定説示したところによれば,相手方の火山影響評価における火山 事象の想定は、相手方が火山影響評価の検討対象火山として抽出した火山に 含まれるカルデラ火山との関係において立地不適としなくても本件原子炉施 設が客観的にみて安全性に欠けるところがあるということはできず,その余 の火山については設計対応不可能な火山事象が本件原子炉施設敷地に到達す る可能性はないというのであるから、本件改正後の原子炉等規制法及び同法 の委任を受けて制定された設置許可基準規則の趣旨に反するともいえず、抗 告人らの主張,疎明をしんしゃくしても,本件原子炉施設が火山の影響に対 する安全性を欠くことにより抗告人らの生命,身体に直接的かつ重大な被害 が生じる具体的な危険が存在するということはできない。

- 4 その他の事象により本件原子炉施設が影響を受ける可能性と人格権侵害又は そのおそれの有無(争点4)について
 - (1) 竜巻について

抗告人らは、使用済燃料ピットは、堅固な構造物に囲い込まれていないので、 竜巻による飛来物が、燃料取扱建屋の外壁等を貫通して内部に侵入し、 使用済み核燃料が破損したり、ピットの破損により使用済燃料の冷却ができなくなる危険があるなどと主張する。

疎明資料(甲200,乙44)によれば,竜巻による飛来物の使用済燃料 ピットへの衝突に対する安全性について、相手方は、本件原子炉施設が立地 する地域との気象上の地域的類似性が認められる地域において発生する竜巻 の規模や発生頻度などを踏まえた上で、基準竜巻の最大風速 9 2 m/s とし、 本件原子炉施設のある地域的特性による増幅可能性が低いとして設計竜巻の 最大風速を92m/sとしつつ、保守性の観点から評価に用いる竜巻の風速 として国内最大級の風速100m/sを設定し、また、本件原子炉施設の敷 地やその周辺の調査を踏まえて、最大重量の設計飛来物として135kgの鋼 製材を想定し、竜巻防護施設である使用済燃料ピット及び使用済み燃料ラッ クの外郭となる施設である燃料取扱建屋の外壁及び屋根の鉄骨造部分につい ては設計飛来物が貫通する(ただし、保守的に建屋の屋根による影響は考慮 せず、直接使用済燃料ピット内に進入するケースを想定する。)ものとして、 使用済燃料ピットに設計飛来物が侵入した場合の影響評価を行ったところ、 飛来物が燃料ラックに直接落下するケース及びラックセル内を通り燃料集合 体に直接落下するケースを想定しても,飛来物が燃料集合体まで到達するこ とはなく,また,使用済燃料ピットのライニング及びコンクリートが損傷す る可能性があるものの,ピット水の喪失はなく,冷却及び遮へい機能は維持 されると評価しており、原子力規制委員会も、このような相手方の評価を、 新規制基準及び「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平成25年6月1 9日原子力規制委員会決定)に適合するものと判断していることが認められ る。

上記事実によれば、相手方による上記評価の過程に不合理な点は見当たら



ず、相手方の評価が新規制基準及び「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」 に適合するものとした原子力規制委員会の判断も不合理であるということは できないから、相手方は、この点について、相当の根拠、資料に基づく疎明 を尽くしたというべきである。なお、竜巻は、一過性の短時間に起こる現象 であるから、使用済燃料ピットの同一箇所に複数の飛来物が複数回進入する という事態は容易に想定し難く、これを想定していなかったとしても、不合 理であるということはできない。

したがって、抗告人らの上記主張は採用できず、本件原子炉施設の使用済 燃料ピットが竜巻の影響に対する安全性を欠くことにより抗告人らの生命、 身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在するということは できない。

(2) テロリズム及び戦争行為について

抗告人らは、新規制基準では、事業者に対し、原子炉建屋への故意による 大型航空機の衝突やテロリズムによる重大事故等への対応を求めてはいるも のの、原子力発電所の施設がミサイル攻撃に対処し得る設備を備えているこ とも、テロリストによる攻撃に対する職員の訓練をすることも求めていない し、相手方が新規制基準の求める対策を講じていることの疎明もないと主張 する。

本件改正により、原子力基本法2条2項において、原子力利用における安全の確保について我が国の安全保障に資することが目的として規定され、原子炉等規制法1条において、テロリズムその他の犯罪行為の発生をも想定した必要な規制を行うこと及び我が国の安全保障に資することが目的として規定された。これを受けて、設置許可基準規則において、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等及び不正アクセス行為を防止するための設備の設置(7条)を求めるとともに、特定重大事故等対処施設(重大事故等対処施設のうち、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損

傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのもの(2条2項12号))の設置を求め(42条。ただし、附則2項により原子炉等規制法43条の3の9第1項による認可の日から起算して5年間の猶予が与えられている。)、また、重大事故等対処設備(重大事故等に対処するための機能を有する設備(2条2項14号))のうち可搬型重大事故等対処設備(43条2項)について、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管することを求めている(43条3項5号)。

そして,疎明資料(乙44)及び審尋の全趣旨によれば,相手方は,安全 機能を有する構築物,系統及び機器を含む区域を設定し,その区域を人の侵 入を防止できる障壁等により防護し、その周囲には海側を含めフェンスや侵 入検知装置等を設置するなど,人の接近管理及び出入管理を行える設計とし ていること,本件原子炉施設への不正な爆発性物件等の持ち込みを防止する ための持込み検査が行える設計としていること、本件原子炉施設等の防護の ために必要な設備及び操作に係る情報システムへの電気用通信回線を通した 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を遮断する設計としていること, 可搬型重大事故等対処設備全般につき,複数の設備(一つで十分な容量等を 有する。)を原子炉建屋等から100mの離隔距離を確保した場所に複数個 所に分散して保管するなどしていること、これらの設備と常設設備の接続口 が建屋の異なる面の隣接しない位置に適切な離隔距離をもって複数箇所設置 されていること,故意による大型航空機等の衝突その他のテロリズムによる 原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合におけるこれに対する手順書の整 備,体制の整備,設備及び資機材の整備の各方針を策定していること,この うち手順書については、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに よる施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失、大規模な火

災の発生等を考慮し、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考えた対応 を行うこととし、 重大事故等対策において整備する手順等に加えて、 可搬型 設備による対応を中心とした多様性及び柔軟性を有する手順等を整備するも のとし、体制の整備については、勤務時間外、休日(夜間)における常駐者 は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対 応できるよう、分散して待機するとともに、通常の原子力防災体制での指揮 命令系統が機能しなくなる可能性を考慮するなどとし、設備及び資機材の整 備については、可搬型重大事故等対処設備は外部事象の影響を受けにくい場 所に保管するとともに、設備同士の距離を十分に離して複数個所に分散して 配置するものとし、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材は、その発生時 においても使用を期待できるよう, 原子炉建屋から100m以上離隔を取っ た場所に配備するなどとしていること、さらに、相手方は、24時間体制で 本件原子炉施設の警備をしており、アメリカ合衆国における同時多発テロの 発生以降,警備当局との連携の下に警備を強化していること,及び相手方に よるこれらの対策が,原子力規制委員会により,新規制基準や原子炉等規制 法43条の3の6第1項3号の審査に係る内規である「実用発電用原子炉に 係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実 施するために必要な技術的能力に係る審査基準」(平成25年6月19日原 子力規制委員会決定)等に適合しているとの判断がされていることの各事実 が認められる。

ところで、我が国の法制上、テロリズムを含む犯罪行為の予防及び鎮圧は 警察の實務とされており(警察法2条1項。なお、大規模なテロリズムについては武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全 の確保に関する法律25条1項にいう緊急対処事態として国等において対処 することになると考えられる。)、原子力災害対策特別措置法も、3条において、原子力災害の発生の防止に関し事業者に万全の措置を讃ずる實務を課 す一方で、4条の2において、国は、テロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有すると規定している。

このような原子力利用に関する法令の規定からすれば、発電用原子炉施設を含む原子炉施設のテロリズムその他の犯罪行為に対する安全性の確保については、国の責務であることを基本としつつ、施設の構造及び設備並びに重大事故等対策の観点からの規制を通じて事業者にも一定の實務を課しているものということができるのであって、設置許可基準規則の前記のような定めは、以上のような法の趣旨を具体化したものということができる。そして、上記認定事実によれば、テロリズムその他の犯罪行為の発生を想定した相手方の不法な侵入等の防止や重大事故等対策が新規制基準及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であるということはできない。

そうであるとすれば、本件原子炉施設その他の発電用原子炉施設について、 抗告人らの主張するようなテロリズムに対する脆弱性を検討する余地がある としても、これをもって、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあると して、事業者である相手方による抗告人らの人格権(生命、身体に係る権利) に対する違法な侵害行為のおそれがあるということはできない。

次に、抗告人らのいう戦争行為による攻撃からの発電用原子炉施設の安全性の確保については、基本的に国の實務として国の防衛政策に位置づけられるべきものであり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律においても、国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を

定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを 挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有するとされ(3条1項)、 国民は、同法の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請 されたときは、必要な協力をするよう努めるものとされ(4条1項)、その 協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たっ て強制にわたることがあってはならないとされている(4条2項)。また、 同法105条から107条において、武力攻撃原子力災害への対処、原子炉 等に係る武力攻撃災害の発生等の防止、放射性物質等による汚染の拡大の防 止等について規定されているが、事業者の対応としては、原子力防災管理者 の内閣総理大臣及び原子力規制委員会等に対する通報義務、原子力災害対策 特別措置法25条1項の準用による武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防 止のために必要な応急措置を行わせる義務等が規定されているにすぎない。

以上のような現行法制度の下においては、本件原子炉施設その他の発電用原子炉施設について、抗告人らの主張するような武力攻撃に対する危険性を検討する余地があるとしても、これをもって、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあるとして、事業者である相手方による抗告人らの人格権(生命、身体に係る権利)に対する違法な侵害行為のおそれがあるということはできない。

以上のとおりであるから、これらの点に対する抗告人らの主張は、いずれ も採用することができない。

5 本件避難計画等の実効性と人格権侵害又はそのおそれの有無(争点5)について

(1) 認定事実

認定事実は、原決定の「理由」中「第4 当裁判所の判断」の4(2)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 検討

ア 前記のとおり、本件改正により、原子力災害のいわゆるオフサイト対策 (防災対策)については、緊急時以外のいわゆる平時においては、原子力 基本法を改正して、内閣に原子力防災会議を置き (3条の3)、原子力防 災会議において、原子力規制委員会の定める原子力災害対策指針に基づく 施策の実施の推進その他の原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合 的な取組を確保するための施策の実施の推進、及び原子力事故が発生した 場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる 施策の実施の推進をつかさどるものとされている (3条の4)。また、緊 急時においては、原子力災害対策特別措置法に基づき、内閣府に内閣総理 大臣を長とする原子力災害対策本部を設置し (16条1項、17条1項)、 緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、関係執 行機関及び原子力事業者らが防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事 業者防災業務計画に基づいて実施する緊急事態応急対策の総合調整等を行 うものとされている (18条)。

そうであるところ、原子力災害対策特別措置法は、原子力事業者の責務として、原子力事業者は、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止等に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有すると規定し(3条)、国の責務として、国は、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法3条1項(国の責務)の責務を遂行しなければならないと規定し(4条1項)、地方公共団体の責務として、地方公共団体は、原子力災害予防対策並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法4条1項(都道

府県の責務)及び5条1項(市町村の責務)の責務を遂行しなければならないと規定している(5条)。

そして、原子力災害対策特別措置法は、原子力事業者の義務として、原 子力事業者は、その原子力事業所ごとに、当該原子力事業所における原子 力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子 力災害の発生及び拡大を防止等するために必要な業務に関し、原子力事業 者防災業務計画を作成等するものとし(7条1項),原子力事業者は、そ の原子力事業所ごとに、原子力防災組織を設置しなければならず(8条1 項),原子力事業者は、その原子力事業所において原子力事業者防災業務 計画の定めるところにより、当該原子力事業所の原子力防災組織に原子力 災害の発生又は拡大のために必要な応急措置を行わせなければならず(2 - 5 条 1 項),原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言 があるまでの間においては、原子力事業者等は、法令、防災計画、原子力 災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより,緊急 事態応急対策を実施しなければならず、また、法令、防災計画、原子力災 害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行 政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執 行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにする ため,原子力防災要員の派遣,原子力防災資機材の貸与その他必要な措置 を講じなければならないと規定している(26条2項)。

他方で,原子力災害対策特別措置法は,原子力規制委員会は,防災基本 計画に適合して,原子力事業者,指定行政機関の長等,地方公共団体等に よる原子力災害予防対策,緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策(原 子力災害対策)の円滑な実施を確保するための指針(原子力災害対策指針) を定めなければならないとし(6条の2第1項),原子力緊急事態宣言が あった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては,指定行 政機関の長等及び地方公共団体の長等は、法令、防災計画、原子力災害対 策指針の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならな いとし(26条2項),また、調査により原子力災害事後対策実施区域に おいて放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、 当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、 人の生命又は身体を当該原子力災害から保護し,その他当該原子力災害(原 子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大を防止するため特に必要がある と認めるときは,市町村長は,当該原子力災害事後対策実施区域内の必要 と認める地域の居住者,滞在者その他の者に対し,避難のための立退き又 は屋内への避難を勧告し,及び急を要すると認めるときは,これらの者に 対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができるとし (27条の2第1項), 市町村長は、避難のための立退き又は屋内への退 避を勧告し又は指示しようとする場合等において、必要があると認めると きは、指定行政機関の長等又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に 関する事項について、助言を求めることができるとしている(27条の4)。 そして,原子力災害対策特別措置法28条1項,災害対策基本法40条, 42条により、都道府県防災会職は、防災基本計画及び原子力災害対策指 針に基づき、当該都道府県の地域に係る原子力災害についての都道府県地 域防災計画を作成し、当該都道府県地域防災計画において、原子力災害予 防対策,原子力緊急事態宜貫その他原子力災害に関する情報の伝達,退避, 救難,救助,衛生その他の緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に関 する事項別の計画等について定めるものとし、また、市町村防災会議は、 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、当該市町村の地域に係る 原子力災害についての市町村地域防災計画を作成し、当該市町村地域防災 計画において,原子力災害予防対策,原子力緊急事態宜言その他原子力災 害に関する情報の伝達、退避、救難、救助、衛生その他の緊急事態応急対 策及び原子力災害事後対策に関する事項別の計画等について定めるものとしている。本件避難計画等は、原子力災害対策特別措置法28条1項、災害対策基本法42条に基づく原子力災害についての地域防災計画として定められたものである。

なお、前記のとおり、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を定めるほか、内閣総理大臣とともに、原子力事業者が届け出た原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生又は拡大を防止するために十分でないと認めるとき等に原子力事業者に対し原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずるものとされている。

イ 以上のような原子力災害対策に関する法令の規定からすれば,原子力災 害の発生の防止及び拡大の防止等について原子力事業者は第一次的な責務 を負うものの、当該原子力事業所において必要な措置を講ずることが前提 とされており、当該原子力事業所周辺住民の生命又は身体を原子力災害か ら保護するための避難等を含むいわゆるオフサイトの災害対策は、市町村、 都道府県及び国(原子力防災会議、原子力災害対策本部)が担うものとさ れ、このうち周辺住民の避難等については、避難計画の作成及び避難の勧 告又は指示を含めて、基本的に市町村の責務とされているということがで きる。そして、これらのいわゆるオフサイトの災害対策については,発電 用原子炉の設置、運転等に関する規制の対象とされず、前記のとおり、原 子力規制委員会は,原子力災害対策指針を定めるほか,内閣総理大臣とと もに原子力事業者による原子力事業者防災業務計画の作成等を規制する権 限等を有するにとどまっており,その趣旨については,原子力規制委員会 にその専門的、科学的な観点から関与させることとしたものであると解さ れる。なお、原子力災害対策を発電用原子炉の設置、運転等に関する規制 の対象とするか否かは,立法政策に属する事柄であって,災害対策基本法 及び原子力災害対策特別措置法等に基づく原子力災害対策が有効かつ適切

に機能する限りにおいて、上記のような立法政策が、深層防護の観点から も、不合理であるということはできず、そのような立法政策がとられたか らといって、直ちに確立された国際的な基準を満たさないということもで きないことは、前記のとおりである。

以上のような現行法制度の下においては、発電用原子炉施設に起因する原子力災害の発生等に対する周辺住民の避難計画が全く存在しないか又は存在しないのと同視し得るにもかかわらずあえて当該発電用原子炉施設を運転等するような場合でない限り、当該避難計画が合理性ないし実効性を欠くものであるとしても、その一事をもって直ちに、当該発電用原子炉施設が安全性に欠けるところがあるとして、当該発電用原子炉施設を設置、運転等する原子力事業者による周辺住民等の人格権(生命、身体に係る権利)に対する違法な侵害行為のおそれがあるということはできないと解すべきである。

そうであるところ,認定事実によれば,本件避難計画等は,その内容が 防災基本計画及び原子力災害対策指針に適合するものであって,原子力防 災会機において,本件原子炉施設からの距離に応じた対応策が合理的かつ 具体的なものとして定められていることを確認したとして了承されたもの であるというのである。そうであるとすれば,本件避難計画等について, 抗告人らの主張するように,段階的避難の実効性,自然災害を想定した避 難経路の確保,避難行動要支援者(要援護者)についての避難態勢,避難 手段,避難先の確保等,避難施設等調整システムの実効性,自家用車で避 難できない住民等に係る輸送手段の確保,避難時における避難車両の燃料 補給や避難者の車中における放射線被曝の危険等,避難先の変更等に係る 情報伝達の実効性等の問題点を指摘することができるとしても,本件避難 計画等の内容等からして本件原子炉施設に起因する原子力災害の発生等に 対する周辺住民の避難計画が存在しないのと同視し得るということはでき ないから、本件避難計画等の下において相手方が本件原子炉施設を運転等することをもって、直ちに事業者である相手方による抗告人らの人格権(生命、身体に係る権利)に対する違法な侵害行為のおそれがあるということはできない。

したがって,本件避難計画等の合理性,実効性に関する抗告人らの主張 は,いずれも,採用することができない。

6 結論

以上検討したところによれば、発電用原子炉施設の耐震安全性の確保に関する新規制基準の定めが不合理であるということはできず、本件原子炉施設が耐 震安全性の確保に係る新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が 不合理であるということもできない。

また、立地評価に関する火山ガイドの定めは、その内容が不合理であるといわざるを得ないが、相手方が火山影響評価の検討対象火山として抽出した火山に含まれるカルデラ火山との関係において立地不適としなくても本件原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあるということはできず、その余の火山については設計対応不可能な火山事象が本件原子炉施設敷地に到達する可能性はないというのであるから、本件原子炉施設が火山の影響に対する安全性の確保の観点から立地不適と考えられないとした原子力規制委員会の判断が、結論において不合理であるということはできず、他方で、降下火砕物の影響評価に関する火山ガイドの定めは、不合理ということはできないのであって、本件原子炉施設が火山の影響に係る新規制基準に適合するものとした原子力規制委員会の判断が、不合理であるということはできない。

さらに,本件原子炉施設が竜巻の影響に係る新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断も,不合理であるということはできない。

そうであるとすれば、相手方は、以上の事項について、相当の根拠、資料に 基づく疎明を尽くしたというべきである。前記のとおり、相手方は、本件にお いて、本件原子炉施設が原子力規制委員会において用いられている具体的な審 査基準に適合するものであることを主張,疎明の対象として,本件原子炉施設 の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により抗 告人らがその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在し ないことについての主張、疎明を行うものであるから、相手方は、少なくとも 耐震安全性、火山の影響に対する安全性及び竜巻の影響に対する安全性につい ては,本件原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され,そ の放射線被曝により抗告人らがその生命,身体に直接的かつ重大な被害を受け る具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づく疎明を尽 くしたというべきである(なお,火山の影響に対する安全性については,上記 のとおり立地評価について原子力規制委員会において用いられている具体的な 審査基準(火山ガイド)の内容が不合理であるということができるが、火山影 響評価の検討対象火山として抽出した火山に含まれるカルデラ火山との関係に おいて立地不適としなくても本件原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けると ころがあるということができないことについて相応の疎明を尽くしたといえ る。)。

また、テロリズムその他の犯罪行為の発生を想定した相手方の不法な侵入等の防止や重大事故等対策が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であるということはできず、本件原子炉施設について抗告人らの主張するようなテロリズムに対する脆弱性を検討する余地があるとしても、これをもって、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあるとして、事業者である相手方による抗告人らの人格権(生命、身体に係る権利)に対する違法な侵害行為のおそれがあるということはできないし、本件原子炉施設について、抗告人らの主張するような武力攻撃に対する危険性を検討する余地があるとしても、これをもって、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあるとして、事業者である相手方による抗告人らの人格権(生命、身体に係る権利)に対する

違法な侵害行為のおそれがあるということもできない。

さらに、本件避難計画等について抗告人らが主張するような問題点を指摘することができるとしても、本件避難計画等の下において相手方が本件原子炉施設を運転等することをもって、直ちに事業者である相手方による抗告人らの人格権(生命、身体に係る権利)に対する違法な侵害行為のおそれがあるということはできない。

そして、他に本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、本件原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により抗告人らがその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存することをうかがわせるような事情は記録上見当たらない。

以上によれば、抗告人らの相手方に対する人格権に基づく本件原子炉施設の運転の差止めを求める本件仮処分命令の申立ては、被保全権利についての疎明を欠くことに帰するから、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

したがって、本件各抗告は、いずれも理由がないから、これらを棄却すべき である。

よって、主文のとおり決定する。

平成28年4月6日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 西 川 知 一 郎

裁判官 下馬場 直 志

裁判官 秋 元 健 辛

別紙

当事者目録

(振音人住行、比为明备)。

上記12名代理人弁護士

森

雅 美

板 井

儮

後	藤	好	成
東	島	浩	幸
原		章	夫
清	源	善二	郎
Ξ	藤	省	Ξ
松	田	公	利
近	藤	恭	典
紫	藤	拓	也
稲	村	蓉	子
長	戸	和	光
板	井	俊	介
小	野寺	倌	朥
加	藤		修
久	保 田	紗	和
小	林	法	子
田	尻	和	子
菅		_	雄
豆	田	昭	人
田	中	芳	典
寺	· 内	大	介
中	島	潤	史
中	松	洋	樹
松	岡	智	之
Ξ	角		恒
宫	崎	定	邦
成	見	正	毅
成	見	幸	子
成	見	暁	子

西 田 隆 卓 Щ 田。 Ļ. 藤 伸太郎 年 宏 俊 森 文 増 良 囲 小 林 孝 志 山 田 塩 陽 介 地 中 島 多津雄 恵 竹 村 幸 松 子 岡 優 成 弘 合 久 保 山 博. 充 松 子 田 幸 織 戸 良 寬 橘 潤 青 艭 木 小豆野 昭 贵 井之脇 旁 岩 本 · 研 岩 井 作 太 亀 徳 一 郎 田 淳 厳 元 髙 妻 価 織 堀 清 直 小 鳥 白 努 大 毛 裕 貴

谷

. Д

純

平 康 博 野 増 秀 雄 田 増 田 博 幸 山 政 吉 稔 田 髙 楯 謙 福 留 英 資 俊 野 間 美 睦 男 末 永 典 和 向 黒 佐 和 美 沢 鴨 志 田 祐 美 玉 利 尚 大 泉 武 臣 鈴 穂 木 人 倫 永 嶋 真 博 井 費 Ħ 中 貴 山 和 有 藏 代 前 立 秀 彦 ഥ Ш みぎわ 邊 下之菌 優 貴 吉 崎 泰 広 青 恵 理 子 Щ 江 健 太 原 祥 子 金 丸 宏 前 昌 田 之 中 馬 敏

増 山 洋 平 友 紀 子 前 原 嶋 良 子 鮫 浩 和 田 内 樹 Щ 成 蜟 只 野 河 合 弘 之 啓 鹿 島 中 野 宏 典 海 雄 渡 青 木 秀 樹 荒 木 実 甫 守 樹 修 池 永

椛

岛

敏

雅

上記復代理人弁護士

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

相 手 方同代表者代表取締役同代 理 人 弁 護 士

九州電力株式会社 生 道 明 瓜 堤 克 彦 Щ 内 喜 明 松 崹 隆 野 健太郎 田 斉 藤 芳 朗 永 原 豪 熊 谷 眷 昭 池 田 早 繖 これは正本である。

平成28年4月6日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 新 原 康

